

産業建設常任委員会

日時 令和3年3月12日(金)午前10時から

場所 全員協議会室

議 題

1 付託案件(3件)

- (1) 議案第13号 令和2年度射水市下水道事業会計補正予算(第3号)
- (2) 議案第6号 令和3年度射水市水道事業会計予算
- (3) 議案第7号 令和3年度射水市下水道事業会計予算

2 報告事項(6件)

- (1) 射水市宿泊施設立地促進助成金交付要綱の一部改正について
(産業経済部 商工企業立地課 資料1)
- (2) 射水市太閤山地区リノベーション計画(案)について
(都市整備部 都市計画課 資料1-1、1-2)
- (3) 射水市住生活基本計画(案)について
(都市整備部 建築住宅課 資料1)
- (4) 水道料金等の電子マネーによるスマートフォン決済導入について
(上下水道部 上下水道業務課 資料1)
- (5) 令和3年度水道水質検査計画(案)について
(上下水道部 上水道工務課 資料1)
- (6) 太閤山浄化センター跡地利活用計画(案)について
(上下水道部 下水道工務課 資料1)

3 その他

射水市宿泊施設立地促進助成金交付要綱の一部改正について

1 改正事由

平成 30 年度より施行した射水市宿泊施設立地促進助成金交付要綱について、今年度末に施行期限を迎えるが、引き続き、宿泊施設新設を促し、都市機能の充実、まちの賑わい創出及び市内経済の活性化を図るため、施行期限の延長など所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 施行期限の延長

第 2 期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる宿泊施設の誘致に取り組み、滞在型観光の定着を図ることや交流人口、関係人口の創出に伴う地方移住の推進などの取組との整合を図るため、施行期限を当該計画終期の令和 6 年度末（令和 7 年 3 月 31 日）まで延長する。

(2) 助成対象区域等の見直し

これまで助成対象区域は市内指定区域（※ 1）としていたが、対象区域を市域全域にするとともに、助成金の交付要件である客室数も 80 室以上から 30 室以上に緩和する。

なお、上記の見直しに伴い、建築助成金の交付限度額及び経営安定助成金の交付期間を下記の表のとおり改める。

3 施行日 令和 3 年 4 月 1 日

【参考】射水市宿泊施設立地促進助成金（改正後）の概要

助成対象	市内で、旅館業法に定める旅館・ホテル営業を行うことを目的に、新たに宿泊施設を建築する事業者又は個人（第三者に事業を営ませる者も含む。）		
助成金交付要件	市内で、客室数 30 室以上の宿泊施設を建築し、15 年以上継続して営業すること		
助成額等	(1) 建築助成金 設備投資額（建物及び償却資産の取得額）の一部を助成 助成額：下記のとおり		
	助成金の額	宿泊施設の客室	助成金の限度額
	設備投資額に 100 分の 20 を 乗じて得た額以内	80 室以上	1 億円
		50 室以上 80 室未満	7,500 万円
30 室以上 50 室未満	5,000 万円		
(2) 経営安定助成金 (1)の助成金の交付を受けた者が取得した建物及び償却資産に係る固定資産税相当額を助成。なお、助成金の交付期間は下記のとおり 指 定 区 域：課税開始から 10 年間 そ の 他 の 区 域：課税開始から 5 年間			
施行期限	令和 7 年 3 月 31 日		

※ 1 クロスベイ新湊又はあいの風とやま鉄道小杉駅から概ね 1 km 内の商業地域及び近隣商業地域並びに海王町、海竜町及び海竜新町

射水市太閤山地区リノベーション計画（案）について 概要

【現状（地域特性、住民意向）、問題点、課題】

項目	地域特性	住民意向（住民の課題意識）	問題点	課題
1) 都市計画	・用途地域の指定により、商業、共同住宅、戸建て住宅の立地エリアを誘導。	・三世代での居住が難しい。 ・身近な店舗が少ない。	・第1種低層住居専用地域では、建築規模の制約（容積率・建ぺい率）が厳しい。専用店舗は建てられない。	・容積率・建ぺい率や用途地域の見直し
2) 人口・世帯数	・過去20年間で人口が16.5%減少。 ・今後30年間で人口が20.8%減少すると推計。	・若年層や子どもが減少している。	・コミュニティの担い手が少なくなる。 ・インフラや生活利便施設等の維持が困難になる。	・若年層や子育て世代の移住・定住の促進
	・年少人口率が19.4%→13.2%に減少し、急速に少子化が進行。 ・25～54歳は5割弱→3割強に減少。	・若者が地域外へ転出して、戻ってこない。	・少子化が進行すると、子育て・教育関連施設の維持が困難になり、子育て世代が一層住まなくなる。 ・人口減少が加速する。	
	・核家族が減少し、単独世帯が増加。特に高齢単独世帯が1.8%→9.3%に増加。	・単身高齢者の生活支援等の対策が必要。	・世帯内での支え合いが困難になる。	・高齢者等が地域に住み続けられる住環境や支援体制の整備
	・高齢化率が6.7%→28.8%と急激に上昇。 ・今後30年間で高齢化がさらに進み、大部分で30%を超える見込み。 ・外国人居住者が0.4%→3.3%に増加。	・高齢者の一人暮らしに不安・悩みがある。 ・高齢者の健康管理、孤立が懸念。 ・外国人居住者が増加しているが、意思疎通が課題。	・高齢者に対応したサービスや施設が不足する。 ・高齢者に対応した住宅が必要になる。 ・外国人居住者が増加しているが、意思疎通が課題。	
3) 住まい・居住環境	・開発から約50年が経過し、公共施設や共同住宅の老朽化が進行。 ・県営住宅の戸数は太閤山3地区の世帯数の約2割に相当するが、空室が増加。 ・地区内の空き家率は3%程度であるものの、今後住宅の老朽化と、空き家の増加が懸念。 ・地区内及び周辺の新規分譲地への入居が進行。地区内に空き地などの低未利用地が残存。	・移住の受け皿が少ない。 ・賃貸住宅、住宅助成、購入しやすい宅地分譲（区画の再編等）が必要。	・居住環境が低下し、若年層や子育て世代に魅力的な住宅が少なく、施設の充実した地域や新規分譲地に人が流れる。 ・空室・空き家の増加により、コミュニティ活動の停滞、治安の悪化等の恐れがある。	・県営住宅等の共同住宅の老朽化対策 ・空き家や空き地、低未利用地等の管理や有効活用 ・地区内の居住の魅力向上
4) 道路・交通環境	・地区の中心から小杉駅まで約2km。 ・コミュニティバスは1時間に1便程度の運行本数があり、バス停から徒歩圏内（300m）にすべての区域がカバーされている。	・アンケート調査では、公共交通の利便性の評価が低い。 ・コミュニティバスが利用しにくい（鉄道との連絡、本数、ルート等）。 ・高齢者の移動手段の確保が必要（新たな交通手段等）。	・利便性が悪いと、車を運転しない人が外出しにくい。 ・高齢者の免許返納が進まず危険。	・公共交通の利便性向上
	・歩道の狭い区間や老朽化で歩きにくい箇所がある。	・歩道が歩きにくい、通学路の安全対策が必要。 ・自転車を利用しやすい環境整備が必要。	・高齢者や子ども等の転倒や事故の危険がある。	・安全な歩行者・自転車ネットワークの充実
5) 生活利便性	・地区内に生活利便施設があり、地区周辺にも店舗、飲食店等が集積し、買い物利便性が高い。	・アンケート調査では、生活利便性に対する評価が高い。	・地区外の利用が多くなると、地区内の身近な施設の維持が困難になる。	・生活利便施設の維持・充実 ・空き店舗の有効活用
	・近隣商業地域等で空き店舗が目立つ。	・店舗が減少している。	・地域経済が停滞する。 ・利便性が悪化する。	
6) 子育て・教育環境	・子育て支援施設、教育施設が集積しているが、少子高齢化の傾向が顕著。	・子育て施設（遊び場、学習）、保育サービス、学童保育の充実が必要。	・少子化が進行すると、施設やサービスの維持が困難になる。	・子育て支援施設やサービスの充実 ・教育環境の維持
7) 公園・緑地	・公園の数が多く、多様な機能を有しているが、施設の老朽化、維持管理が不十分な公園がある。	・子どもが安全に遊べる公園の充実が必要。 ・高齢者の遊ぶ場が少ない（散歩、健康レクリエーション等）。 ・公園の維持管理が不足。	・維持管理が不十分だと、子どもが安心して遊ぶことができない。 ・治安が悪化する。	・公園等の適切な維持管理 ・多様な世代の利用への対応
8) 防災・防犯	・洪水や津波のリスクは低いが、地震時に液状化の危険性がある。	・避難施設が不足。 ・子どもの安全確保。	・地震発生時には、高齢者や外国人等の避難支援や安全な避難施設が必要。	・避難施設や避難体制、防犯対策の充実
9) 地域コミュニティ	・少子高齢化が進行し、地域振興会などのコミュニティ活動の維持が困難になってきている。	・地域活動の担い手が高齢化し、担い手が不足。	・住民間の関係が希薄になり、地域での支え合いがなくなる。地域への愛着も薄くなる。	・地域コミュニティ活動の維持・充実 ・世代間や学生・外国人との交流・連携
	・地区内及び周辺に大学が立地し、学生が居住。 ・外国人居住者が増加。	・地域と県営住宅、大学、外国人とのつながりが希薄。	・地域との関わりが少ないと、愛着がわきにくく、定住につながらない。	

【将来像】

「子どもから高齢者まで多様な居住者が生き生きと暮らすまち」

- 住み続けられるまちづくり（居住機能の維持・充実）
- 移住・定住を促す魅力あるまちづくり（時代に対応した居住拠点としての更新）

【基本目標、施策体系】

基本目標1 居住人口の維持

【基本方針】

1-1 若年層や子育て世代の移住・定住の促進

【施策】

- ★戸建て住宅ストックの流通促進
 - 低未利用地等を活用した良好な居住環境の形成
 - 県営住宅の改善整備の促進
 - 賃貸共同住宅の建設・再生の促進（容積率・建ぺい率の緩和の検討）
 - 親世帯と子世帯の同居・隣居・近居等の支援（容積率・建ぺい率の緩和の検討）
- ★子育て支援施設・サービスの充実
- 特色のある教育環境づくり

1-2 住み慣れた地域での居住継続

- ★高齢者等が住み続けられる住宅の整備促進
 - 高齢者の生活支援サービスの充実
 - 高齢者等の交流の場の充実
 - 地域での支え合いの体制づくり

基本目標2 住宅団地機能の維持・充実

【基本方針】

2-1 生活サービス機能の維持・充実

【施策】

- 医療、買物等の生活利便施設の維持・誘致（用途地域の見直しの検討）

2-2 地域コミュニティの活性化

- 地域交流活動の充実
- 多言語による情報提供の充実、外国人居住者との交流機会の創出

2-3 地域交通の維持・充実

- コミュニティバスの利便性向上と利用促進
- ★バス交通を補完する新たな交通手段の検討

2-4 地域の安全性・快適性の向上

- ★歩行者・自転車ネットワークの充実・整備改善
- 公園・緑地の維持管理の充実
- 多様な世代に対応した公園の再整備の検討
- 避難施設の充実
- 地域と連携した防犯対策の充実

基本目標3 新たな魅力の再構築

【基本方針】

3-1 地元大学・研究機関との連携強化

【施策】

- まちづくりの研究フィールドとして連携
- ★コミュニティ内への大学生の居住促進
- 学生と地域との関係づくりによる卒業後の定住促進

3-2 職住近接の魅力づくり

- ★既存ストック等を働く場として活用（用途地域の見直しの検討）

3-3 地域が主体となった魅力づくり

- 地域づくりを担う人材の育成
- ★地域主体のエリアマネジメントの推進
- 地区の魅力をPRする情報発信

重点施策

本地区の特徴を捉え優先的に取り組むものや新たな機能・施設等の整備を「重点施策」として位置づけ、積極的に進めていきます。

基本目標 1 居住人口の維持

重点施策① 戸建て住宅ストックの流通促進

人口減少により空き家の増加が懸念されるため、中古住宅の流通を促すための取組を重点的に実施します。

主な取組

- ・空き家情報バンクへの登録を促進するためのPR、空き家情報の発信の強化
- ・関係機関との連携による相談窓口の設置や相談会の開催、コーディネートの充実
- ・空き家の購入や改修に対する助成制度の充実の検討

重点施策② 子育て支援施設・サービスの充実

子育て世代の居住地として選択されるよう、子育て支援施設の整備やリニューアルに取り組めます。

主な取組

- ・市有地等の低未利用地や既存施設を活用した、幼児や小学生向けの屋内遊具場の整備や児童館移転リニューアルの検討

重点施策③ 高齢者等が住み続けられる住宅の整備促進

住み慣れた地区内での高齢者の住み替え需要に対応するため、様々なニーズの受け皿となる高齢者対応型住宅の充実に取り組めます。

主な取組

- ・民間事業者等によるサービス付き高齢者向け住宅、グループホーム等の整備促進

基本目標 2 住宅団地機能の維持・充実

重点施策④ バス交通を補完する新たな交通手段の検討

小杉駅とのネットワーク強化や住民の移動を支えるため、新たな交通手段を検討します。

主な取組

- ・産学官の連携による、地区中心部と小杉駅とのネットワークを強化する自動運転輸送サービスの検討（小杉駅-富山県立大学-バスコ等）
- ・電動カート等の小型車両を活用したデマンド型のグリーンスローモビリティの導入等の検討

重点施策⑤ 歩行者・自転車ネットワークの充実・整備改善

歩行者や自転車利用者の安全性と快適な通行空間を確保するため、歩行者・自転車ネットワークの整備改善に取り組めます。

主な取組

- ・舗装の改修、歩道のバリアフリー化、歩道の拡幅
- ・自転車通行空間の明示、段差解消やスロープの設置

基本目標 3 新たな魅力の再構築

重点施策⑥ コミュニティ内への大学生の居住促進

学生に地域との関わりをもってもらうため、学生のコミュニティ内への居住の支援に取り組めます。

主な取組

- ・所有者や事業者による空き家等の学生向けシェアハウスへの活用促進
- ・シェアハウスの家賃補助（地域活動への参加等の条件付き）や改修費等の助成の検討

重点施策⑦ 既存ストック等を働く場として活用

近年の多様な働き方の普及を活かし、職住近接を地区の新たな魅力とするため、既存ストック等のオフィスへの活用や起業の支援に取り組めます。

主な取組

- ・市有地等を活用した公民連携によるインキュベーション施設やシェアオフィス等の整備
- ・空き家・空き店舗等の活用による小規模オフィス利用者の誘致・マッチング、民間事業者によるシェアオフィスとしての整備促進、リノベーションの支援
- ・事務所専用としての活用も可能な用途地域への変更の検討

重点施策⑧ 地域主体のエリアマネジメントの推進

本地区をより活気ある魅力的な地域とするため、住民・事業者・地権者等が連携し、地域が主体となって地域課題の解決やより良いまちづくりに向けての活動に取り組めるよう支援します。

主な取組

- ・まちづくり活動に取り組む意欲のある住民有志等の募集、活動の検討の支援
- ・住民有志等による活動の支援（気軽な活動から徐々にステップアップ）

計画の推進体制

本計画は、住民をはじめ、行政や事業者、大学・研究機関、NPO 団体等の多様な主体が、それぞれの役割を理解し、連携しながら取組を進める「協働」によって推進を図ります。

- 住民や住民団体等による主体的な取組と連携
- 民間事業者や大学・研究機関との連携
- 庁内及び関係機関との連携



射水市太閤山地区 リノベーション計画 (案)

令和3年3月

射 水 市

- 目 次 -

第1章 射水市太閤山地区リノベーション計画の概要

1. 計画策定の背景と目的	1
2. 位置付け	2
3. 計画期間	2
4. 対象区域	3
5. 地区の概要	4
6. これまでの検討経緯	5

第2章 現状分析と課題

1. 地域特性	6
2. 住民意向	34
3. 地区の主な現状と課題	41

第3章 まちづくりの方針

1. 将来像	43
2. 基本目標	44

第4章 まちづくりの施策

1. 課題とまちづくりの施策	45
2. 施策の体系	46
3. 施策の展開	48
4. 重点施策	66

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制	69
2. 計画の見直しと施策の評価	69
3. 計画の実施主体・スケジュール	70
4. SDGs との関係	71

添付資料

■射水市太閤山地区リノベーション計画策定委員会名簿	72
■計画策定の経緯	72

第1章 射水市太閤山地区リノベーション計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

1) 背景

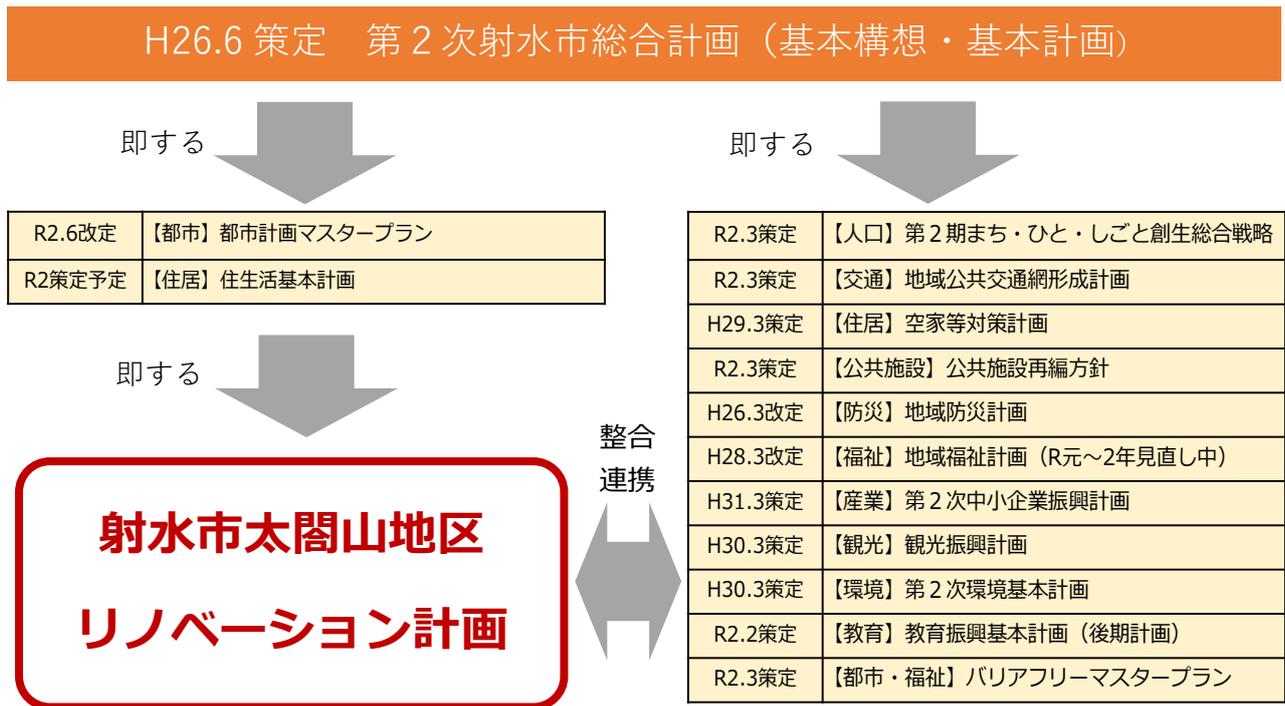
- ・太閤山地区、中太閤山地区、南太閤山地区（以下「太閤山3地区」という）は、1964年（S39）の富山・高岡地区の新産業都市の指定に伴い、富山市と高岡市の中間に位置する好立地を活かし、1960年（S35）代以降1970年（S45）代後半まで、定住の受け皿となるニュータウン開発が進められてきました。戸建て住宅ゾーン、県営住宅を中心とする集合住宅ゾーン、富山県立大学の立地など、豊かな自然環境を活かし、質の高い住宅団地の形成が図られてから、50年余りが経過しました。
- ・ニュータウンという特性から、入居開始から比較的短期間に同世代の入居が進んだことで、少子高齢化社会の進展に伴い、急激な高齢化と人口減少による空き家や空き地の増加など都市のスポンジ化が急速に進み、今後、住環境の維持・保全や地域コミュニティの存続に支障をきたすこと等が懸念されています。

2) 目的

- ・全市的に人口減少、少子高齢化の進行が懸念される中で、太閤山3地区は急激に人口減少、少子高齢化が進んでいる一方、富山県立大学や県衛生研究所をはじめとする公益施設や商業施設が立地し、コンパクトなエリアに様々な都市機能が集積しています。また、市の陸の玄関口であるあいの風とやま鉄道「小杉駅」からも比較的近く、周辺には県内最大の都市公園である太閤山ランドや里山などの自然環境にも恵まれ、今後のまちづくりに向けたポテンシャルを有していると考えられます。
- ・コロナ禍で社会情勢が変化し、住環境の多様化・柔軟化が進んでいます。さらには、IoTやAI等を活用したDXの推進や新たなライフスタイルへの対応としてサテライトオフィス等のテレワーク環境の充実など、新たな技術やサービスの活用などが求められています。そのため、官民ならびに様々な分野との連携を高めながら、良好な居住環境の保全、生活利便機能の維持、地域経済やコミュニティの活性化等の地域課題に対し、地域社会の持続性を高める取組を総合的に展開します。
- ・「射水市太閤山地区リノベーション計画」（以下「本計画」という）は、単に住宅等建物の改修だけを指すのではなく、地域コミュニティの再構築など、広くまちづくり全般にわたって改善する事業として捉え、今ある施設等のハード資源、地域コミュニティ等のソフト資源を活用・改善することで、当初整備された住宅団地の機能を維持するだけでなく、国や県と連携しながら新たな機能を加えることにより、地域に馴染んだ実効性の高いまちづくりを展開していくことを目指します。
- ・本計画は、将来にわたって持続可能な住環境を維持し、「子どもから高齢者まで多様な居住者が生き生きと暮らすまち」の道しるべとして策定するものです。

2. 位置付け

- ・本計画は、第2次射水市総合計画に即して策定した都市計画マスタープランや住生活基本計画に基づくものとし、各種関連計画と整合・連携を図って定める計画で、太閤山3地区を対象として、将来にわたり持続可能な住環境を創出し、地域経済やコミュニティの活性化を図るために、地区の再生・改善（リノベーション）に向けた取組を重点的・総合的に推進する指針として位置付けます。



3. 計画期間

- ・都市計画マスタープランが20年間を計画期間として設定していることを踏まえ、本計画においても短期的な取組から中長期的な取組まで、幅広い視点で取り組んでいくため、2021(R3)年度から2040(R22)年度の20年間を計画期間とします。

5. 地区の概要

○太閤山3地区

- ・本地区は、射水市の旧小杉町南部に広がるなだらかな丘陵地で、後に太閤と呼ばれた豊臣秀吉が1585年に富山城の佐々成政を攻めた際に、この地に陣を張ったことが地名の由来とされています。
- ・1964年（S39）の富山・高岡地区の新産業都市の指定に伴い、富山市・高岡市の中間に位置する好立地を活かしてニュータウンの建設が進められ、日本海側有数の規模を誇る住宅団地となりました。
- ・南北約2.3km、東西約1.7kmのエリアで、射水市を横断するあいの風とやま鉄道と北陸自動車道の間に位置する交通利便性の高い地区です。戸建て住宅ゾーンが多く、公園や教育施設、商業施設のほか、富山県立大学や県の研究機関なども立地し、質の高い住宅団地が形成されています。

○太閤山地区

- ・太閤山3地区のうち最も北側に位置し、最初に造成された地区で、昭和40年代に入居が進みました。中央に県営住宅が多く立地し、千成商店街があります。東部には富山県立大学があり、周辺に学生も居住しています。南西部は戸建て住宅が広がっており、地区に隣接して太閤山小学校があります。

○中太閤山地区

- ・昭和40年代後半に入居が進み、ショッピングセンターをはじめとする商業施設や銀行、クリニックなどの生活利便施設が集積しています。その南側には県営住宅や中太閤山小学校、東部には県の研究機関が立地しています。中央部に戸建て住宅が広がり、西部には広大な薬勝寺池公園があります。

○南太閤山地区

- ・小杉ICに近く、昭和50年代に入居が進んだ地区です。小杉南中学校やスーパーマーケット、薬勝寺池南公園などがありますが、県営住宅はなく、大部分が戸建て住宅となっています。地区の南側に隣接して太閤山ランドがあり、背後に豊かな里山が広がっています。

[太閤山3地区に係る主な変遷]

年		富山県・射水市	太閤山3地区
1961年	S36	富山県「第二次県勢総合計画」で「射水地域総合開発計画」が立案	「射水地域総合開発計画」の一環として「太閤山ニュータウン建設計画」が立案
1962年	S37	—	富山県立大谷技術短期大学が開学（1990年富山県立短期大学部に改組、2012年閉学）
1964年	S39	富山・高岡地区の新産業都市の指定	太閤山ニュータウン造成着手
1965年	S40	—	県営住宅第1次入居開始
1967年	S42	—	千成商店街開業
1968年	S43	富山新港の開港	富山県木材試験場（現木材研究所）創設
1972年	S47	—	太閤山小学校開学、富山県公害センター（現環境科学センター）完成
1973年	S48	—	薬勝寺池公園開設
1977年	S52	—	太閤山ショッピングセンター パスコ開業
1978年	S53	—	中太閤山小学校開学
1983年	S58	太閤山ランド開園	南太閤山にスーパーマーケット開業
1984年	S59	—	小杉南中学校開学
1990年	H2	—	富山県立大学開学
2005年	H17	射水市合併	—
2006年	H18	—	太閤山小学校が橋下条へ移転

6. これまでの検討経緯

- ・太閤山3地区のまちづくりについては、これまでも様々な場面で議論や検討がされてきましたが、今後のまちづくりの展開に向け、2018年（H30）から2019年（R1）にかけて、住民視点で地区の現状や課題の把握、課題解決の方向性等について議論するため、地域振興会や子育て世代、高齢世代など様々な関係者の意見交換を重ねてきました。

[検討経緯]

日程		対象者	参加者
2017年（H29）	11月	都市計画マスタープランの見直しに係る 市民アンケート調査の実施	-
2018年（H30）	2月10日	南太閤山地区 地域振興会 意見交換会	33名
2018年（H30）	2月19日	太閤山地区 地域振興会 意見交換会	29名
2018年（H30）	3月7日	中太閤山地区 地域振興会 意見交換会	30名
2019年（R1）	9月10日	中太閤山地区 子育て世代 意見交換会	21名
2019年（R1）	9月14日	南太閤山地区 高齢世代 意見交換会	24名
2019年（R1）	10月4日	南太閤山地区 子育て世代 意見交換会	20名
2019年（R1）	10月18日	太閤山地区 高齢世代 意見交換会	26名
2019年（R1）	10月25日	太閤山地区 子育て世代 意見交換会	28名
2019年（R1）	10月29日	中太閤山地区 高齢世代 意見交換会	26名

第2章 現状分析と課題

1. 地域特性

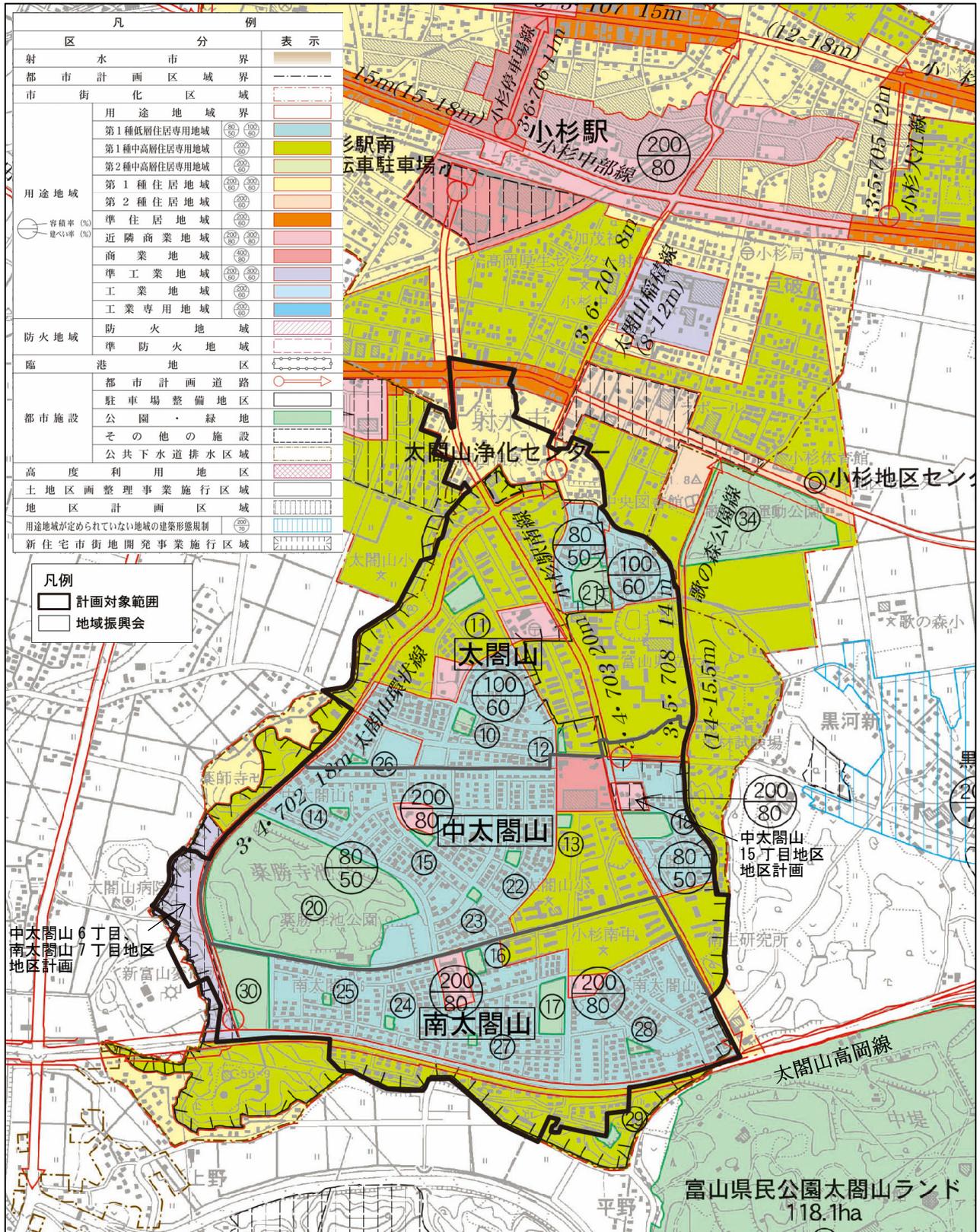
1) 都市計画

- ・対象区域は全域が市街化区域で、都市計画道路太閤山高岡線、小杉駅南線、太閤山環状線が外周部を通り、地区の骨格を形成しています。
- ・用途地域は、中央部に商業地域が配置されてショッピングセンターが立地しているほか、太閤山、中太閤山、南太閤山にそれぞれ2箇所の近隣商業地域があります。また、地区内には大小33箇所の公園及び緑地が配置されています。
- ・居住地域は第1種低層住居専用地域が最も多く、容積率・建ぺい率は80%・50%または100%・60%以下に指定されているため、2階建ての戸建て住宅が多く立地し、ゆとりある閑静な住宅街が形成されています。第1種中高層住居専用地域には県営住宅等の共同住宅や教育施設が多く、北側には第1種住居地域や準住居地域があります。
- ・区域内には地区計画が2地区あり、近隣商業地域の「中太閤山15丁目地区」では周辺の居住環境と調和した商業業務施設の誘導、準工業地域の「中太閤山6丁目、南太閤山7丁目地区」では居住環境に影響を及ぼす恐れのある施設（工場、遊戯施設、風俗施設等）の立地の制限などが定められています。
- ・戸建て住宅の住民からは、三世代で住みたくても、容積率や建ぺい率の制約が厳しいため、見直してほしいとの声があります。また、身近な小売店やカフェ等を求める声もありますが、地区の多くを占める第1種低層住居専用地域では、小規模な店舗併用住宅は可能なものの、専用店舗は立地できません。そのため、容積率や建ぺい率の制限や用途地域を変更すると、現在の閑静な住環境が変化することも考慮しながら、見直しを検討していくことが考えられます。

[用途地域による建築物の制限の概要]

用途地域	容積率・建ぺい率 の上限	建築可能な主な用途 (住宅・共同住宅はすべて可、各用途には詳細な条件あり)
第1種低層住居専用地域	80%・50% 100%・60%	店舗や事務所を兼ねた住宅（非住宅部分50㎡以下）
第1種中高層住居専用地域	200%・60%	店舗等（500㎡以下）
第1種住居地域	200%・60%	店舗、事務所、ホテル、遊戯施設等（すべて3,000㎡以下）
準住居地域	200%・60%	店舗（10,000㎡以下）、事務所、ホテル、遊戯施設、一部の工場・倉庫等
商業地域	400%・80%	店舗、事務所、ホテル、遊戯施設、風俗施設、一部の工場・倉庫等
近隣商業地域	200%・80%	店舗、事務所、ホテル、遊戯施設、一部の工場・倉庫等
準工業地域	200%・60%	店舗、事務所、ホテル、遊戯施設、一部の風俗施設、工場・倉庫等

[都市計画図]

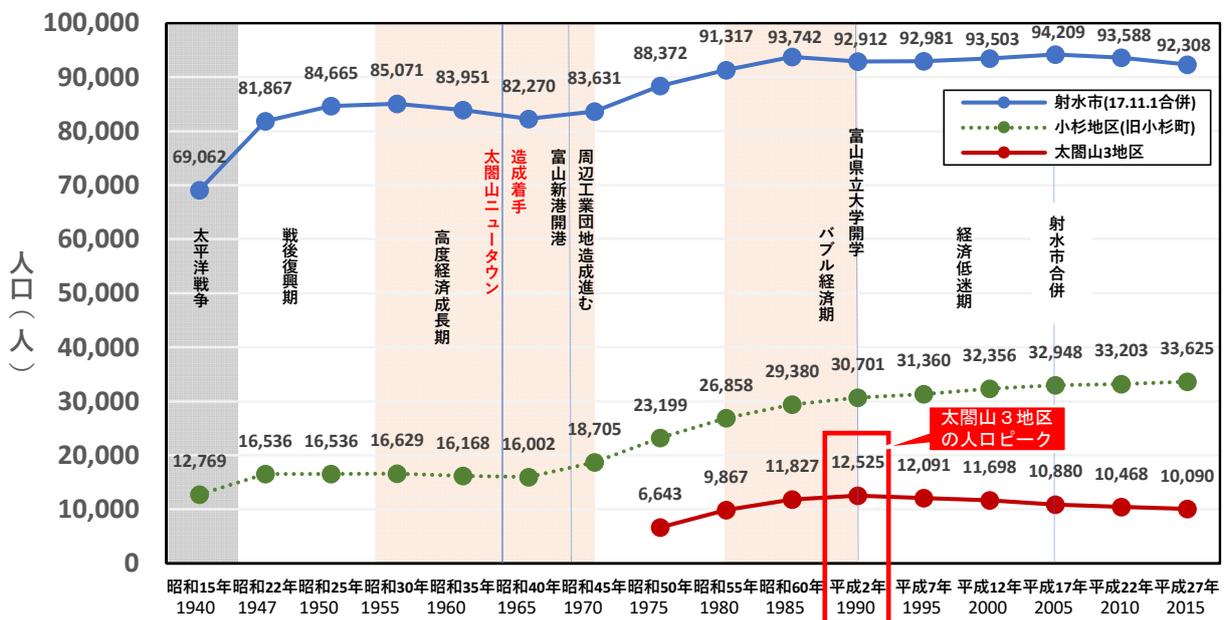


2) 人口・世帯数

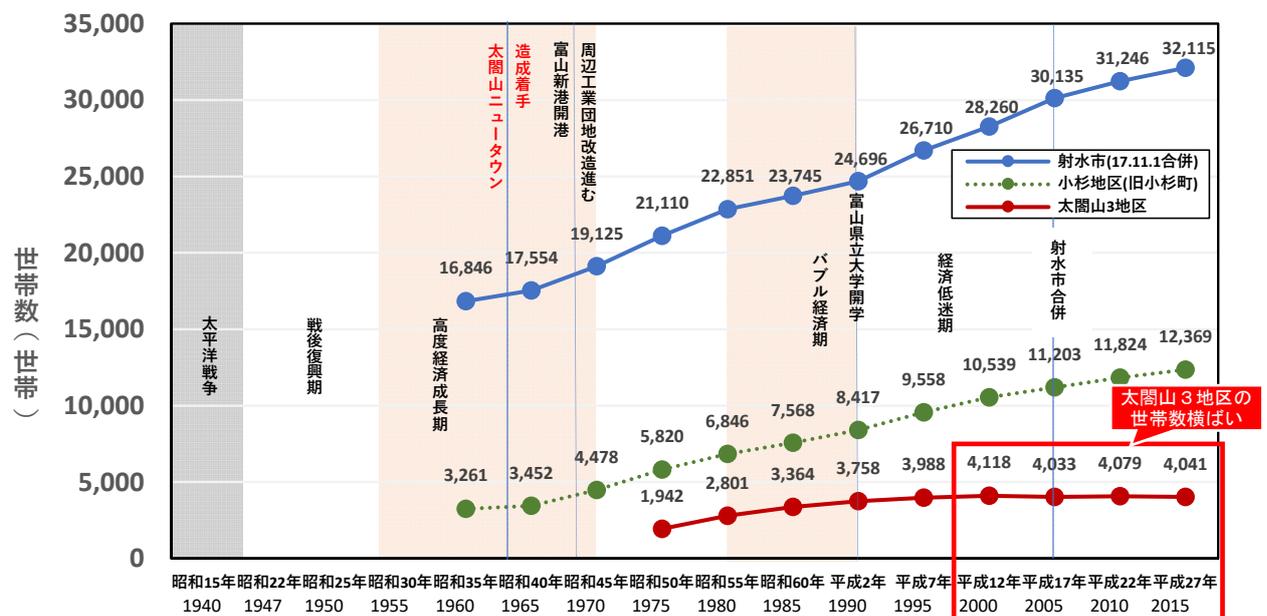
①市及び太閤山3地区の人口・世帯数

- ・射水市及び小杉地区の人口は、太閤山ニュータウンの造成・入居に伴い1965年～1985年（S40年代～50年代）は順調に増加し、太閤山3地区では新規の入居が落ち着いたことから1990年（H2）をピークに減少に転じ、2015年（H27）には10,090人となっています。小杉地区は、太閤山3地区以外にも新規の宅地開発があるため微増を続け、市全体としては減少傾向になっています。
- ・世帯数は、射水市、小杉地区ともに現在も増加を続けていますが、太閤山3地区では2000年（H12）以降ほぼ横ばいとなっています。

[射水市及び太閤山3地区の人口の推移]



[射水市及び太閤山3地区の世帯数の推移]



資料：国勢調査

②地区別人口

- 2015年(H27)の太閤山3地区合計人口は10,090人で、過去20年間(1995(H7)～2015(H27))で16.5%減少(2,001人減)しており、市全体の0.7%減(92,981人→92,308人)と比べても、太閤山3地区は大きく減少しています。
- 地区別では、3地区いずれも減少しており、特に、太閤山(18.2%減)と南太閤山(21.8%減)で減少幅が大きくなっています。太閤山は10丁目の県営住宅や4～6丁目で減少が大きく、南太閤山は1丁目の元公団団地で特に減少しています。中太閤山でも県営住宅の多い12～14丁目大きく減少していますが、新規宅地開発(アイズタウン中太閤山)や特別養護老人ホーム開設、民間賃貸住宅建設により増加したため、減少率が緩和されています。

[人口の動向]



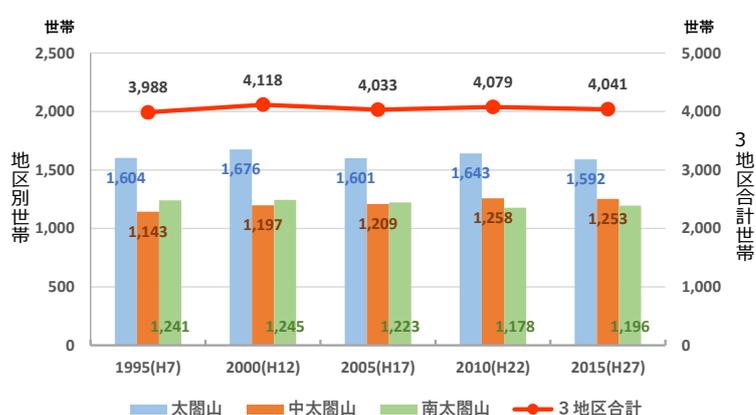
	人口		人口増減	
	1995(H7)	2015(H27)	H27-H7増減	増減率
射水市全体	92,981人	92,308人	▲673人	▲0.7%
太閤山3地区計	12,091人	10,090人	▲2,001人	▲16.5%
太閤山	4,264人	3,487人	▲777人	▲18.2%
中太閤山	3,703人	3,377人	▲326人	▲8.8%
南太閤山	4,124人	3,226人	▲898人	▲21.8%

資料：国勢調査

③地区別世帯数

- 2015年(H27)の太閤山3地区合計世帯数は4,041世帯で、過去20年間で1.3%増(53世帯増)とほぼ横ばいで推移しています。
- 地区別では、中太閤山では微増、太閤山と南太閤山では減少の傾向になっています。中太閤山は富山県立大学近くの単身者向け賃貸住宅の建設や新規宅地開発(アイズタウン中太閤山)が大きく影響しています。
- 人口の減少に比べて世帯数の減少が少ないのは、単独世帯など世帯人員の少ない世帯が増加しているためと考えられます。

[世帯数の動向]



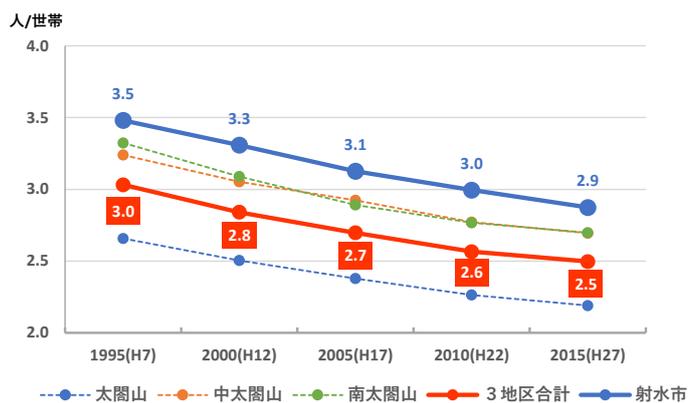
	世帯		世帯増減	
	1995(H7)	2015(H27)	H27-H7増減	増減率
射水市全体	26,710世帯	32,115世帯	+5,405世帯	+20.2%
太閤山3地区計	3,988世帯	4,041世帯	+53世帯	+1.3%
太閤山	1,604世帯	1,592世帯	▲12世帯	▲0.7%
中太閤山	1,143世帯	1,253世帯	+110世帯	+9.6%
南太閤山	1,241世帯	1,196世帯	▲45世帯	▲3.6%

資料：国勢調査

④地区別世帯当たり人員

- ・2015年（H27）の太閤山3地区合計の世帯当たり人員は2.5人/世帯で、過去20年間で0.5人/世帯減少しています。市全体でも0.6人/世帯減と同様に変化しています。
- ・地区別では、太閤山は中太閤山や南太閤山に比べて概ね0.5人/世帯少なくなっており、単身者向け賃貸住宅が多い太閤山1丁目（1.55人/世帯）や富山県立大学教員公舎、警察アパート、元県住宅供給公社団地のある8・9丁目（1.90人/世帯）、県営住宅がある10丁目（2.14人/世帯）で世帯人員が少ないことが影響しています。なお、元公団団地の南太閤山1丁目も世帯人員が2.08人と低くなっています。

[世帯当たり人員]

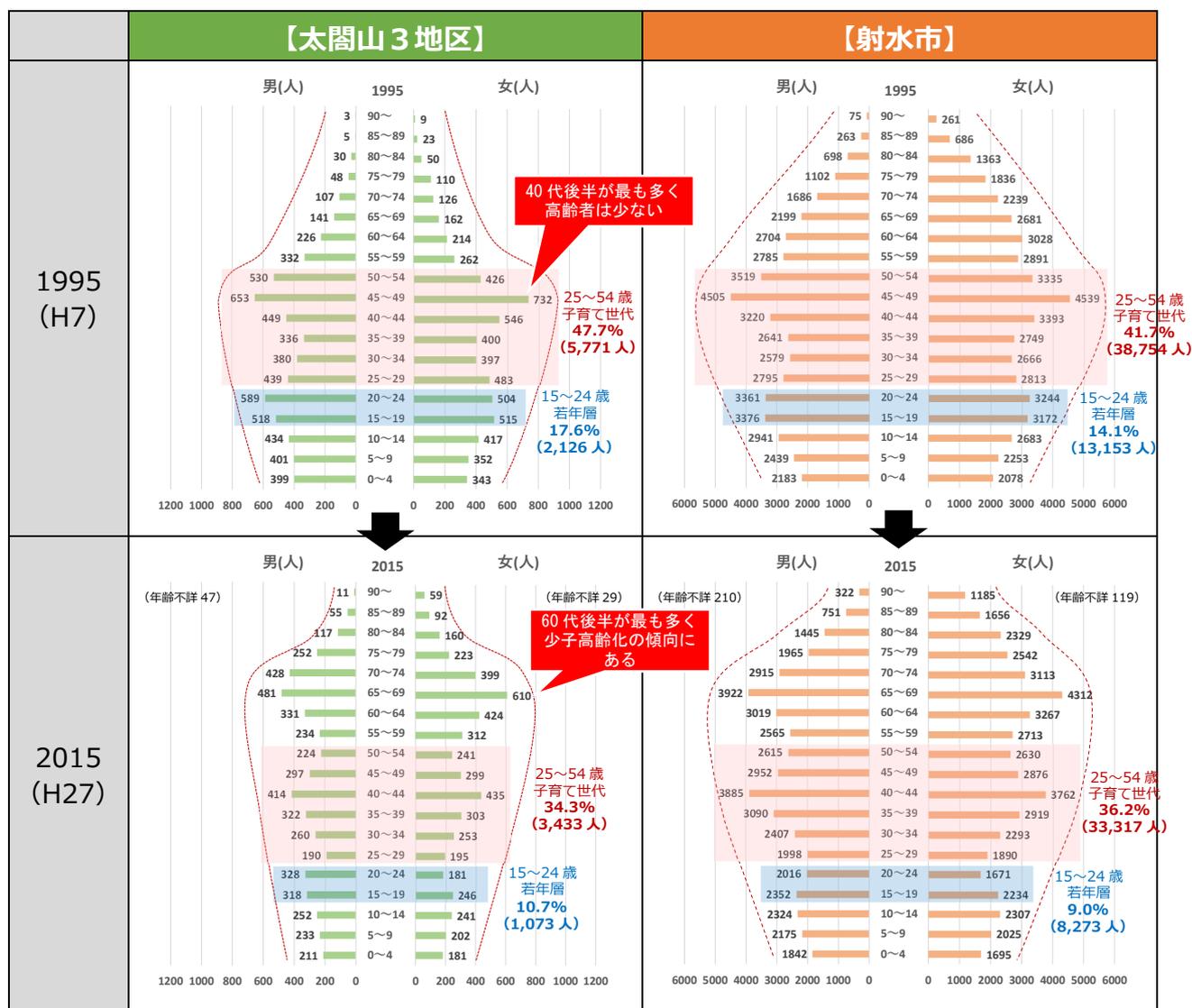


	世帯当たり人員		世帯当たり人員増減	
	1995(H7)	2015(H27)	H27-H7増減	増減率
射水市全体	3.5人/世帯	2.9人/世帯	▲0.6人/世帯	▲17.1%
太閤山3地区計	3.0人/世帯	2.5人/世帯	▲0.5人/世帯	▲16.7%
太閤山	2.7人/世帯	2.2人/世帯	▲0.5人/世帯	▲18.5%
中太閤山	3.2人/世帯	2.7人/世帯	▲0.5人/世帯	▲15.6%
南太閤山	3.3人/世帯	2.7人/世帯	▲0.6人/世帯	▲18.2%

資料：国勢調査

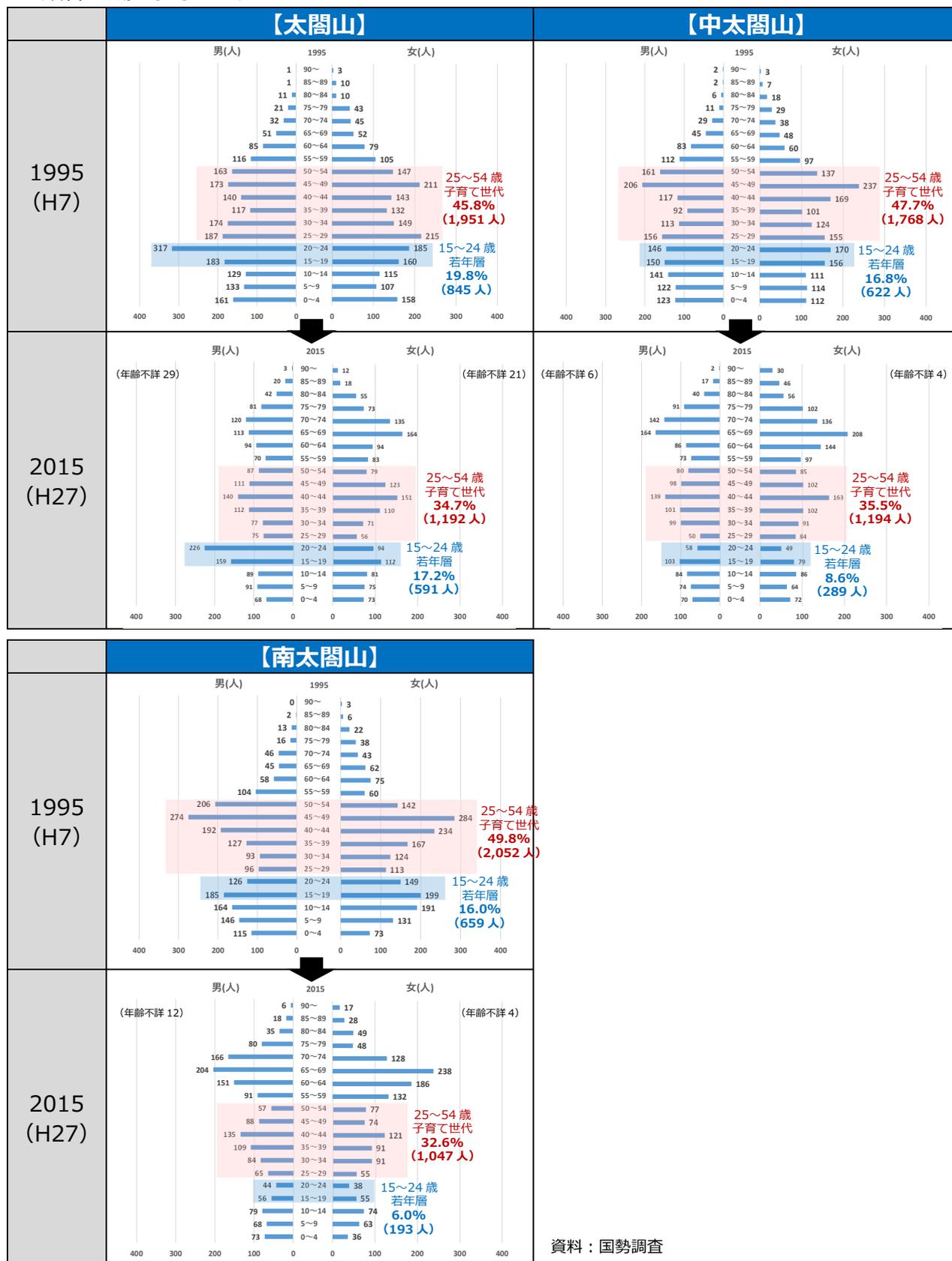
⑤年齢別人口

- ・ 5歳階級別の人口ピラミッドを比較すると、太閤山3地区は過去20年間で人口の多い階層が40代後半から60代後半に上がっており、少子高齢化の傾向が鮮明になっています。
- ・ 25～54歳の子育て世代の割合の減少が顕著で、1995年（H7）には太閤山3地区は射水市に比べて多く、47.7%を占めていましたが、2015年（H27）には34.3%に減少し、市全体に比べて急速に減少しています。
- ・ 15～24歳の若年層の割合は、太閤山3地区は射水市に比べて多いものの、人数が20年間で約半数に減少しています。



資料：国勢調査

- ・地区別にみると、25～54歳の子育て世代は3地区いずれも大幅に減少し、1995年（H7）に5割弱を占めていましたが、2015年（H27）には3割強に減少しています。
- ・15～24歳の若年層は、太閤山は富山県立大学があるため比較的多いですが、中太閤山、南太閤山では顕著に減少しています。

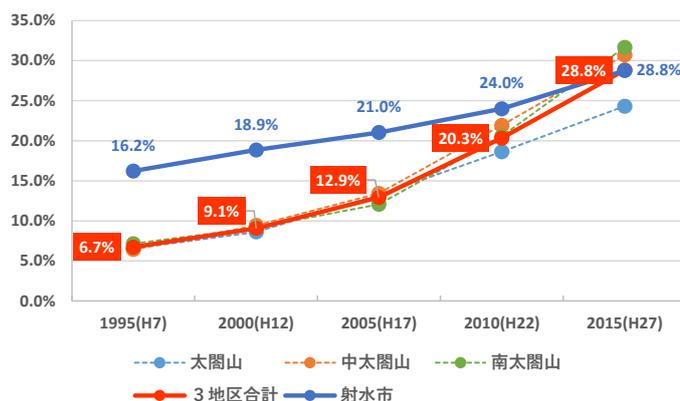


資料：国勢調査

⑥高齢化率

- 2015年（H27）の太閤山3地区の高齢化率（65歳以上）は28.8%で、1995年（H7）の6.7%から大幅に上昇しています。市全体の高齢化率の動向に比べても、近年急激な上昇となっています。
- 中太閤山、南太閤山で特に上昇しており、30～40年前に一斉に移住してきた団塊世代が高齢化したことが要因と考えられます。

[高齢化率（65歳以上）]

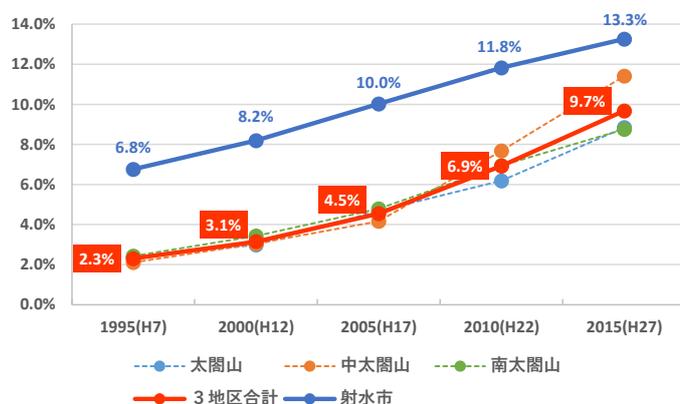


	高齢化率		高齢化率増減	
	1995(H7)	2015(H27)	H27-H7増減	増減率
射水市全体	16.2%	28.8%	12.6pt	+77.8%
太閤山3地区計	6.7%	28.8%	22.1pt	+329.9%
太閤山	6.6%	24.3%	17.7pt	+268.2%
中太閤山	6.4%	30.7%	24.3pt	+379.7%
南太閤山	7.2%	31.7%	24.5pt	+340.3%

資料：国勢調査

- 後期高齢化率（75歳以上）でみると、2015年（H27）の3地区合計は9.7%で、1995年（H7）の2.3%から大幅に上昇しています。特に中太閤山の後期高齢化率が急激に上がっているのは、2006年（H18）に特別養護老人ホームが開設されたことが影響しています。
- 太閤山3地区は、市全体の後期高齢化率よりも低く推移していますが、差は近年縮まってきており、現在の人口構成を踏まえると、今後急速に後期高齢者の割合は増加していくと考えられます。

[後期高齢化率（75歳以上）]



	後期高齢化率		後期高齢化率増減	
	1995(H7)	2015(H27)	H27-H7増減	増減率
射水市全体	6.8%	13.3%	6.5pt	+95.6%
太閤山3地区計	2.3%	9.7%	7.4pt	+321.7%
太閤山	2.3%	8.8%	6.5pt	+282.6%
中太閤山	2.1%	11.4%	9.3pt	+442.9%
南太閤山	2.4%	8.8%	6.4pt	+266.7%

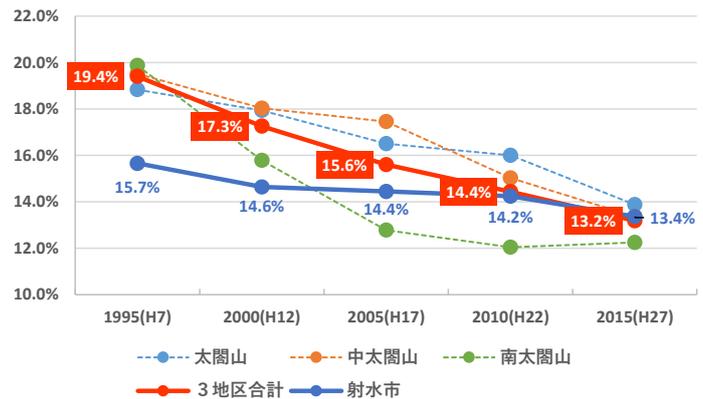
資料：国勢調査

- 高齢化率の高まりとともに、高齢者の単独世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、高齢者の生活支援や介護サービス、高齢者向け施設、交流の場の需要が増えることが予想されます。また、高齢者が自宅に住み続けるためのリフォームや高齢者向け住宅等が必要になると考えられます。そのため、高齢者に対応したサービスや住宅の充実、高齢者の気軽な居場所づくりなど高齢者を孤立させない取組が求められます。

⑦年少人口率

- ・太閤山3地区の2015年(H27)の年少人口率(14歳以下)は13.2%(1,320人)で、1995(H7)の19.4%(2,346人)から大幅に低下しています。
- ・射水市全体に比べ、20年前は3地区いずれも高水準でしたが、過去20年間で太閤山3地区は6.2ポイント、市全体では2.3ポイント低下し、現在は同水準になっています。
- ・南太閤山は県営住宅がなく、共同住宅も少ないため、新規分譲地や県営住宅がある太閤山や中太閤山と比べて、早い時期から若い世代の流入が進んでいない状況となっています。
- ・年少人口の減少が進むと、子育て・教育関連施設の需要が減るため維持が困難になり、子育て世代が一層住まなくなるという悪循環につながり、人口減少が加速度的に進行していきます。そのため、子育て支援環境の充実を図り、若者や子育て世代の移住・定住を促進していくことが最重要課題と言えます。

[年少人口率(14歳以下)]



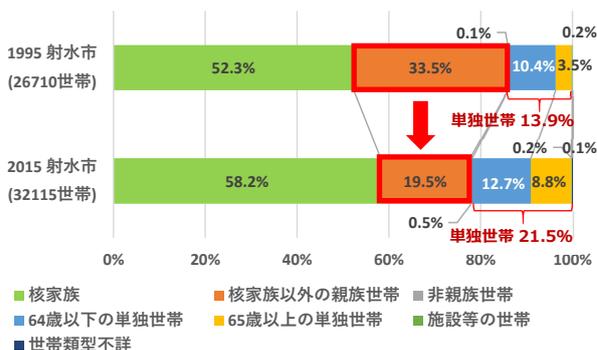
	年少人口率		年少人口率増減	
	1995(H7)	2015(H27)	H27-H7増減	増減率
射水市全体	15.7%	13.4%	-2.3pt	▲14.6%
太閤山3地区計	19.4%	13.2%	-6.2pt	▲32.0%
太閤山	18.8%	13.9%	-4.9pt	▲26.1%
中太閤山	19.5%	13.4%	-6.1pt	▲31.3%
南太閤山	19.9%	12.2%	-7.7pt	▲38.7%

資料：国勢調査

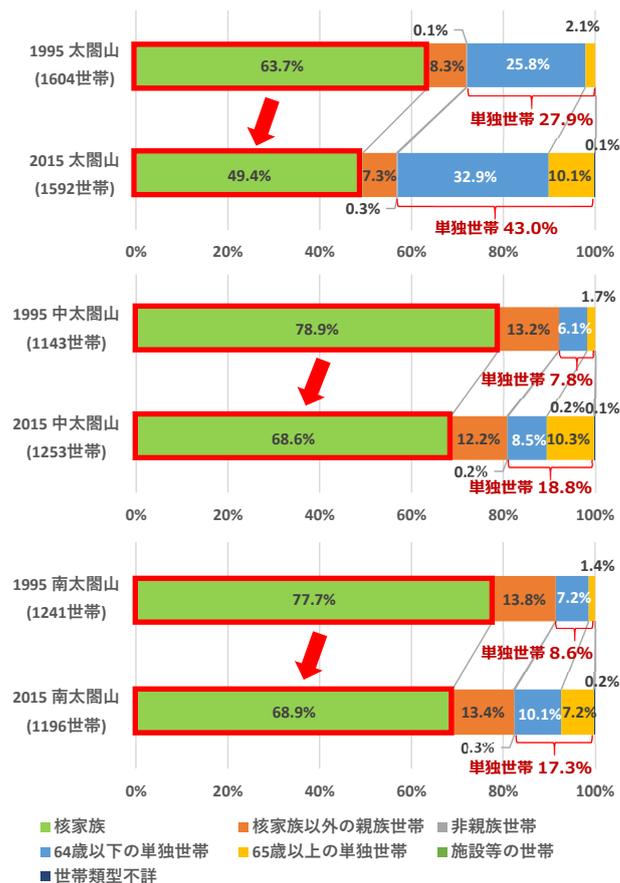
⑧世帯類型

- 射水市では、過去20年間で核家族以外の親族世帯が33.5%から19.5%に減少し、核家族（夫婦のみの世帯、親と子の世帯）や単独世帯が増加している一方、太閤山3地区では、核家族以外の親族世帯は元々少なく、核家族が72.4%と多かったのが61.1%に減少し、単独世帯が増加しています。
- 太閤山3地区の2015年（H27）の「65歳以上の単独世帯」は9.3%で、1995年（H7）の1.8%から約5倍に増加しています。人口構成の動向や平均寿命の延びから、今後さらに単独世帯、特に高齢者の単独世帯率の増加が予想されます。
- 地区別に見ると、3地区とも核家族が減少し、単独世帯が増加していますが、太閤山は元々64歳以下の単独世帯が多く、2015年（H27）には32.9%になっています。これは、富山県立大学の学生が多いことが要因と考えられます。
- 高齢者の単独世帯が増加すると、世帯内での支え合いが困難になるため、生活支援サービスの充実をはじめ、交流機会の創出、日頃の安否確認や救急対応、災害時の避難支援などが求められます。

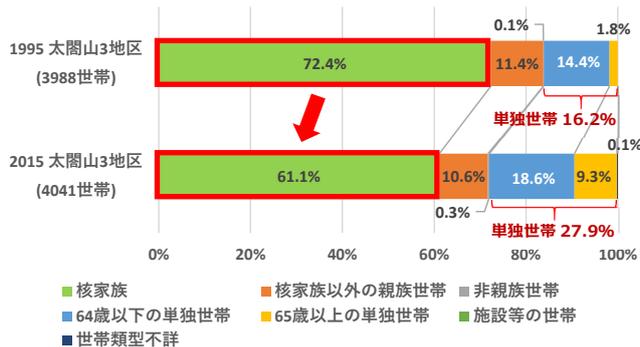
[射水市の世帯類型]



[地区別の世帯類型]



[太閤山3地区の世帯類型]

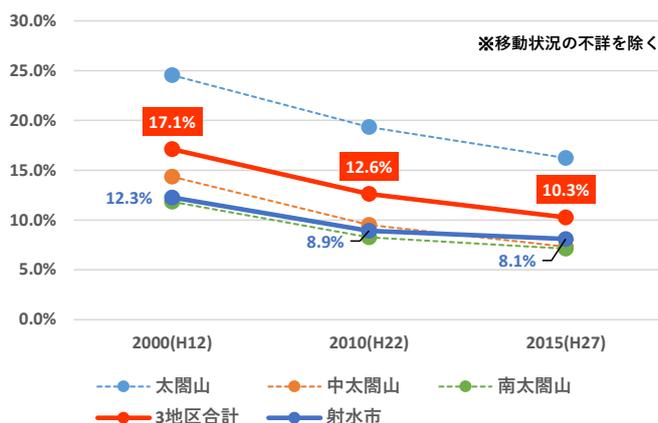


資料：国勢調査

⑨ 5年前常住地（転入動向）

- ・居住者の内、5年間の転入者（5年前の常住地が他市区町村だった人）の割合は、射水市全体では過去15年間で、12.3%から8.1%と4.2ポイント減少し、太閤山3地区でも17.1%から10.3%と6.8ポイント減少しています。
- ・3地区の内、太閤山で転入者の割合が高く推移しているのは、中太閤山・南太閤山に比べて県営住宅や民間の共同住宅が多いことによるものと想定されます。

[転入者割合]



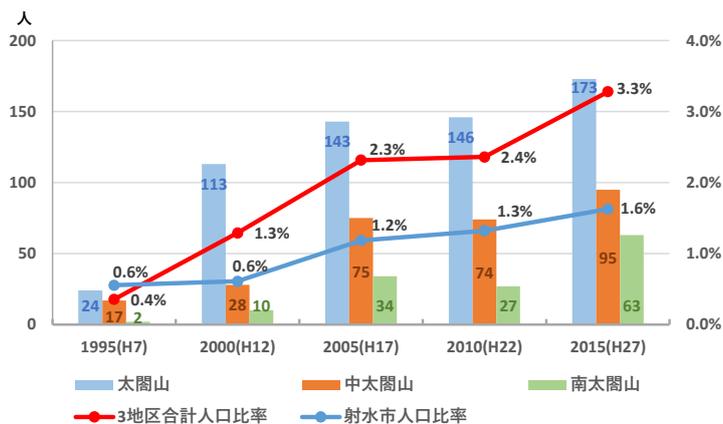
	転入者割合		転入者割合増減	
	2000(H12)	2015(H27)	H27-H12増減	増減率
射水市全体	12.3%	8.1%	-4.2pt	▲34.1%
太閤山3地区計	17.1%	10.3%	-6.8pt	▲39.8%
太閤山	24.6%	16.2%	-8.4pt	▲34.1%
中太閤山	14.4%	7.3%	-7.1pt	▲49.3%
南太閤山	11.8%	7.1%	-4.7pt	▲39.8%

資料：国勢調査

⑩ 外国人居住者

- ・外国人人口は、射水市全体では過去20年間で0.6%から1.6%に増加しており、太閤山3地区でも、0.4%から3.3%に増加し、2015年（H27）には331人になっています。
- ・3地区の内、太閤山に特に多く、主に県営住宅に居住していると考えられます。
- ・外国人居住者が増加していることから、お互いの生活習慣や文化への理解を深めるとともに、多言語対応など外国人でも暮らしやすいまちにしていくことが求められます。さらには、コミュニティ活動への参加や交流機会を増やしていくことが望まれます。

[外国人人口]



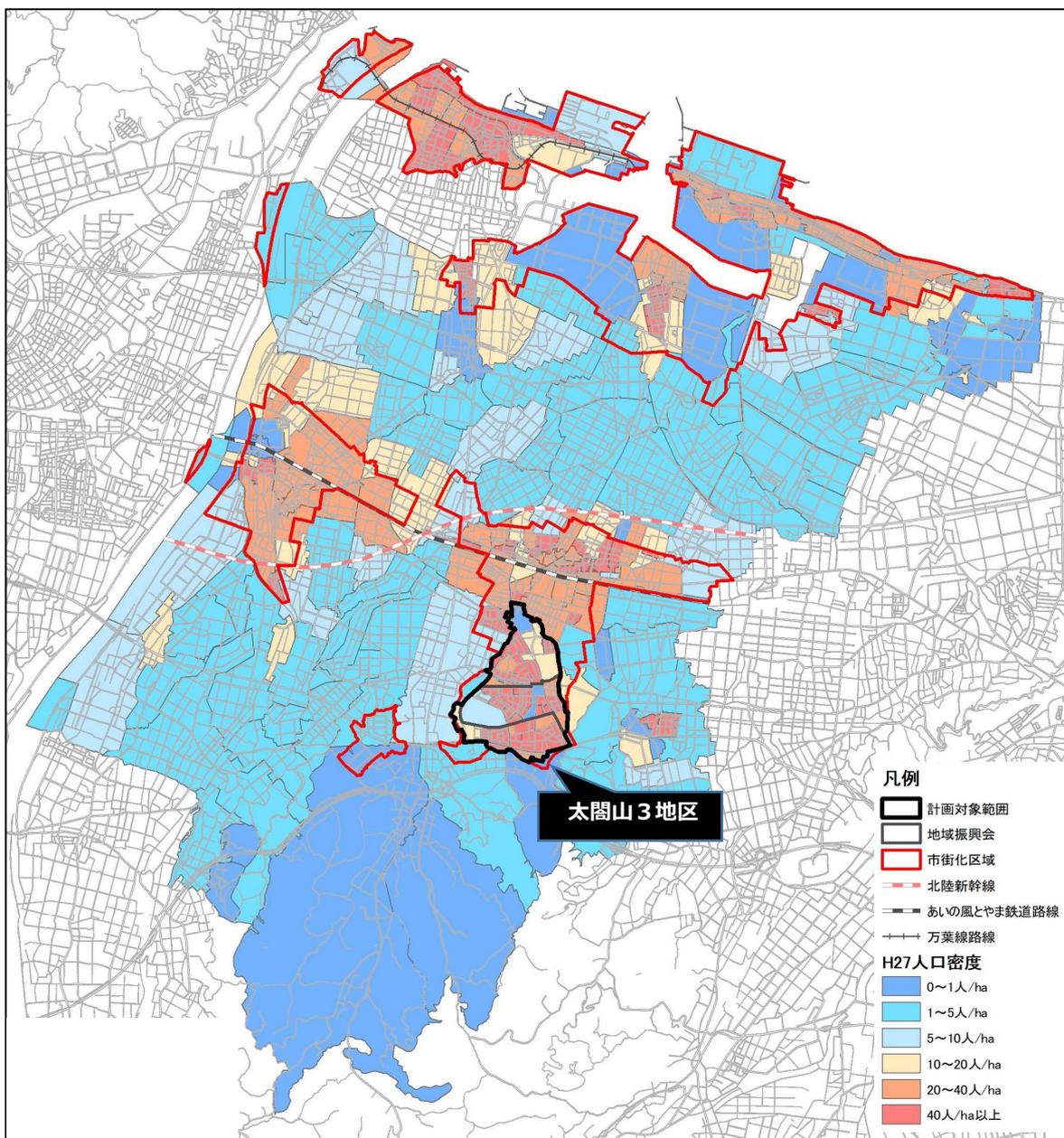
	1995(H7)		2015(H27)	
	外国人人口	人口比率	外国人人口	人口比率
射水市全体	515人	0.6%	1,502人	1.6%
太閤山3地区計	43人	0.4%	331人	3.3%
太閤山	24人	0.6%	173人	5.0%
中太閤山	17人	0.5%	95人	2.8%
南太閤山	2人	0.0%	63人	2.0%

資料：国勢調査

⑪人口密度

- ・太閤山3地区は、居住地域の全域で概ね40人/ha以上[※]の人口密度を維持しています。

[町丁別人口密度]



資料：国勢調査

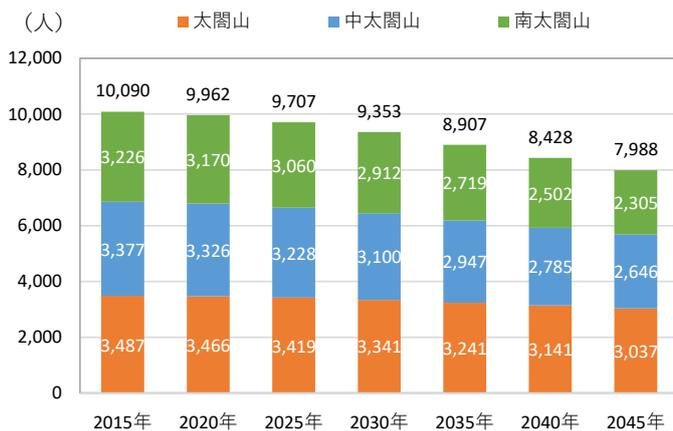
※人口密度40人/haは、都市計画法施行規則による既成市街地の人口密度の基準です。

※住民一人当たりの行政費用（維持・更新）と人口密度の関係を見た場合、概ね40人/haで負担と受益が一致するという研究結果があります。（出典：コンパクトなまちづくり研究会）

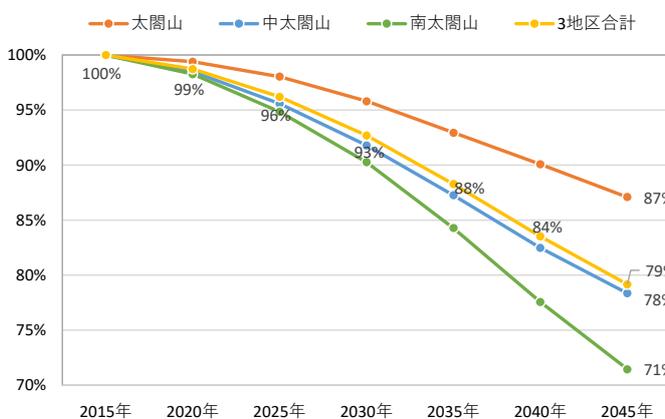
⑫ 将来人口推計（2015年～2045年）

- ・2015年（H27）から2045年（R27）までの将来人口を算出[※]すると、太閤山3地区合計では20.8%減少する（10,090人→7,988人）と推計されています。
- ・3地区別で将来人口の推移を見ると、いずれの地区も減少しており、特に南太閤山では2045年（R27）の将来人口が2015年（H27）の71%となる見込みで、減少率が最も大きくなっています。
- ・2015年（H27）と2045年（R27）の将来人口の増減率を町丁別で見ると、富山県立大学周辺など地区東部で増加する町内会もありますが、全体的に人口減少が進み、特に中太閤山の西部、南太閤山など、現在の高齢化率の高い町内会での減少が顕著となっています。
- ・人口減少が進むと、地域のコミュニティ活動の担い手が少なくなるとともに、インフラや生活利便施設等の維持が困難になります。人口を維持・増加していくためには、本地区で育った若者や子育て世代が地域に住み続けられるようにすること、他の地域からの移住を促進することが必要です。

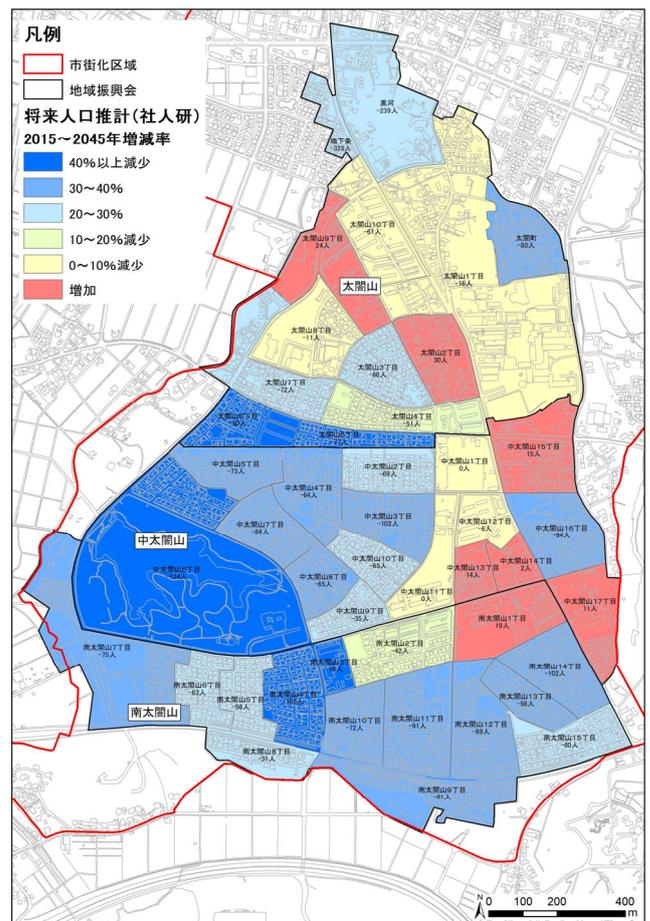
[将来人口の推移]



[将来人口増減率（2015年を100%とした推移）]



[町丁別の将来人口増減率（2015年～2045年）]

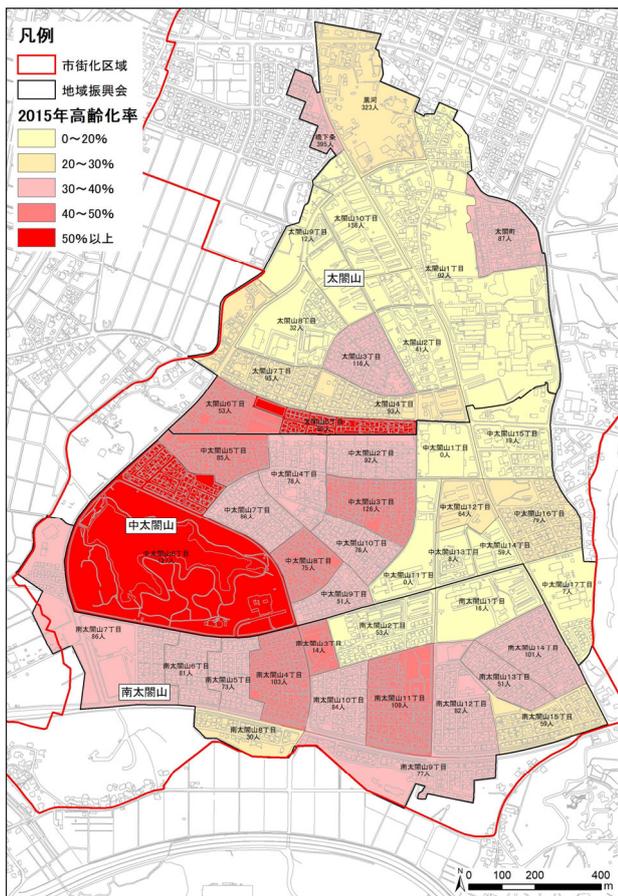


※太閤山3地区の将来人口は、国立社会保障 人口問題研究所による人口推計を地区別に推計したものです。

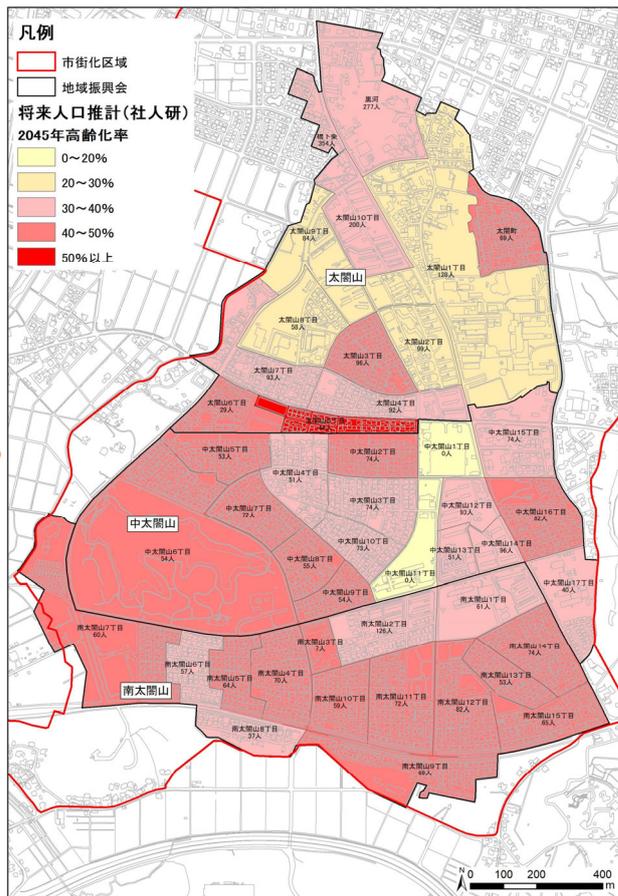
⑬ 高齢化率推計（2015年～2045年）

- ・ 2015年（H27）から2045年（R27）までの将来人口を年齢別で見ると、ほぼすべての町内会で高齢化が進行し、特に中太閤山・南太閤山の居住地は概ね高齢化率30%以上となる見込みであり、太閤山は富山県立大学周辺において高齢化率が20～30%と他の地区に比べて低くなっています。

[2015年の町丁別高齢化率]



[2045年の町丁別高齢化率]



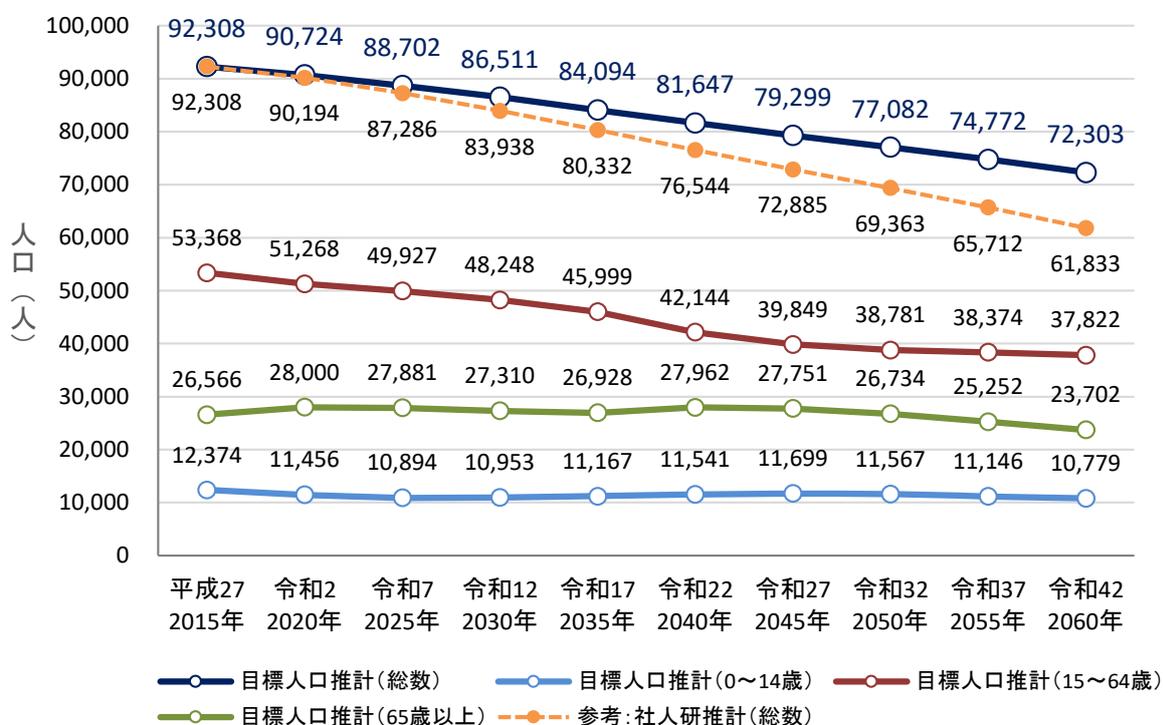
参考) 射水市人口ビジョンにおける将来目標人口

- ・2020年（R2）3月に策定された「射水市人口ビジョン」では、下記目標人口を設定しています。

国立社会保障 人口問題研究所による人口推計では、2060年（R42）で約61,800人と推計されるが、今後、加速度的に進行する人口減少を抑制するためには、長期展望を持ち人口減少対策をより一層積極的に展開し、出生率の向上と転入・転出の均衡化を図る必要がある。このことから、第1期人口ビジョンで定めた2060年までに72,000人の人口を確保するものと設定する。

出典：射水市人口ビジョン

[射水市総人口、年齢3区分別人口の将来展望]



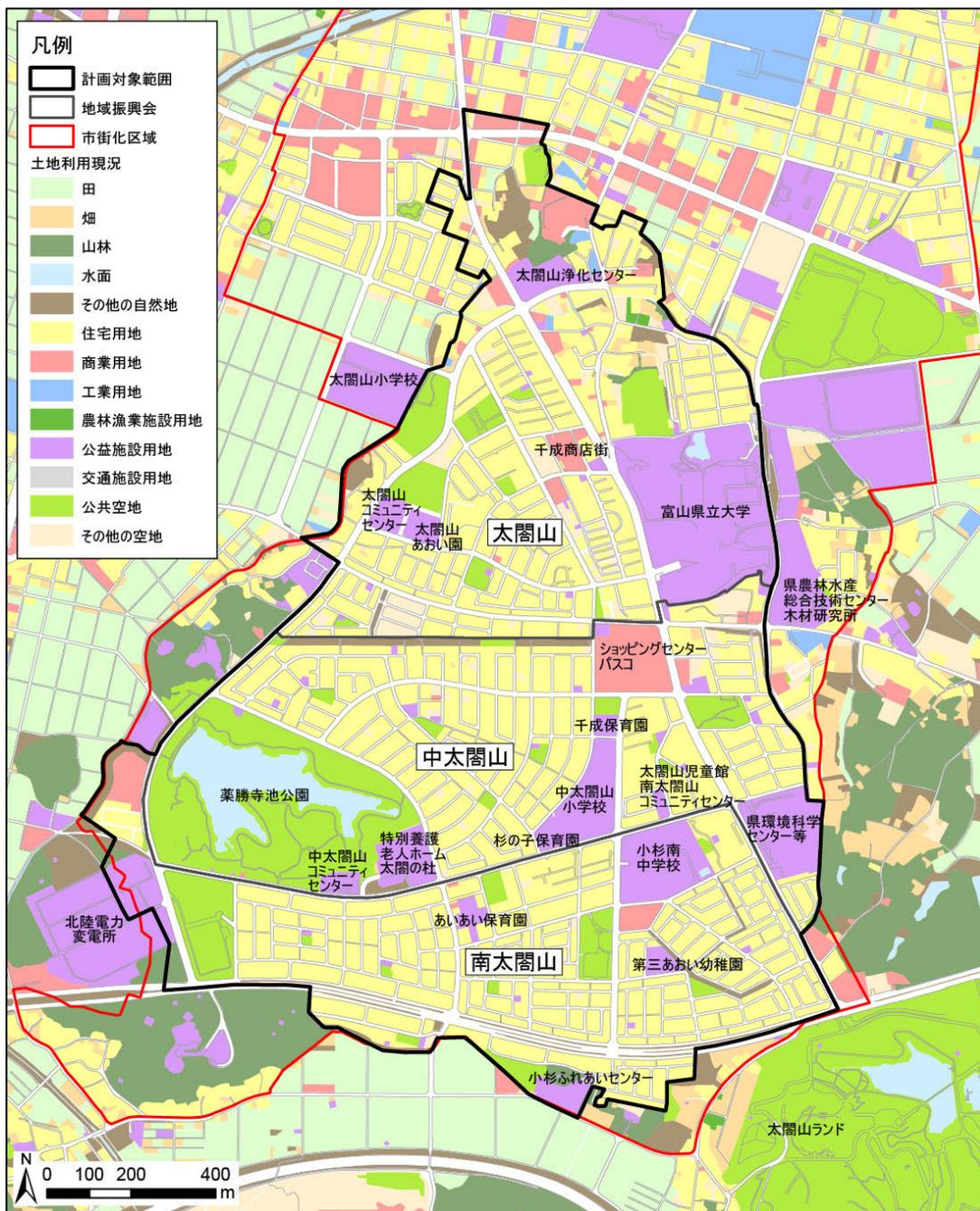
出典：射水市人口ビジョン

3) 住まい・居住環境

①土地利用

- ・太閤山3地区はほぼ全域が開発住宅地であることから、教育、福祉、コミュニティ等の公共施設や道路、公園等の基盤施設が適切に配置された、良好な住宅市街地を形成しています。
- ・地区内には戸建て住宅、共同住宅（県営住宅等）の住宅街区があり、それぞれの住宅特性に応じて、良好な居住環境の形成が図られてきました。当初の開発から約50年が経過し、太閤山小学校や太閤山コミュニティセンター、太閤山保育園（現あおい園）の移築をはじめ、公共施設の建替えや改修等を順次行っていますが、老朽化が進んでいる施設もあり、居住環境の低下が懸念されつつあります。

[土地利用現況図]

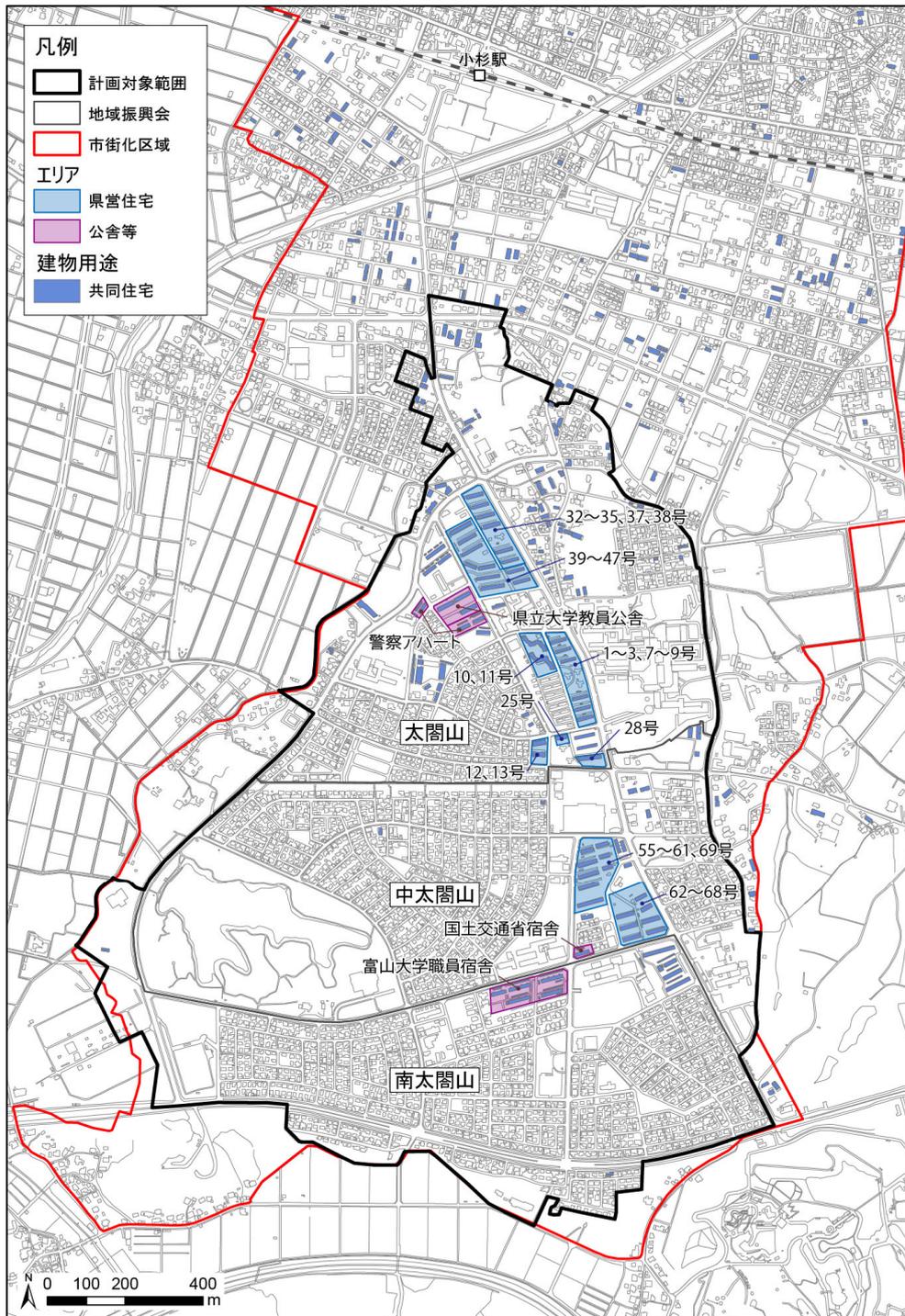


資料：H30 射水市都市計画基礎調査

②共同住宅

- ・共同住宅は、ニュータウン開発当初から建設が進められた県営住宅をはじめ、大学職員や公務員の公舎、民間企業の社宅等があります。昭和40年代から50年代前半には日本住宅公団（現UR都市機構）や富山県住宅供給公社、雇用促進住宅等の公的機関の賃貸団地も建設されました。現在は民間賃貸住宅として活用されていますが、築年数が経過し、空室もある状況です。富山県立大学周辺には、単身者向けの民間アパートなどがありますが、第1種低層住居専用地域に指定されているエリアは、2階建てアパートがわずかにあるのみで、ほとんどが戸建て住宅です。
- ・賃貸住宅は、学生をはじめ、市外からの転入者や独立した子世帯が親世帯の近くに住む場合等の受け皿としての需要が見込まれるため、より魅力的な住宅を供給し、居住者の増加につなげていくことが必要と考えられます。
- ・県営住宅は、現在、太閤山地区に27棟492戸、中太閤山地区に15棟336戸、計828戸あり、太閤山3地区の世帯数の約2割に相当します。ほとんどが1965年（S40）～1976年（S51）に完成したのですが、当初建設されたものは面積が狭小で浴室がなかったことから、昭和50年代に2戸を1戸に改善され、さらに一部の住戸は2004年（H16）～2006年（H18）にバリアフリー化されました。
- ・1991年（H3）～1994年（H6）に建築された県営住宅が4棟ありますが、すでに廃止されて駐車場や宅地分譲された棟もあります。太閤山北団地（太閤山地区の39～47号）、太閤山南団地（中太閤山地区の55～69号）は建設されて50年前後が経過し、高齢単独世帯や外国人の受け皿になっている面もありますが、空室もあり、住戸の改善や有効活用が望まれます。

[共同住宅位置図]

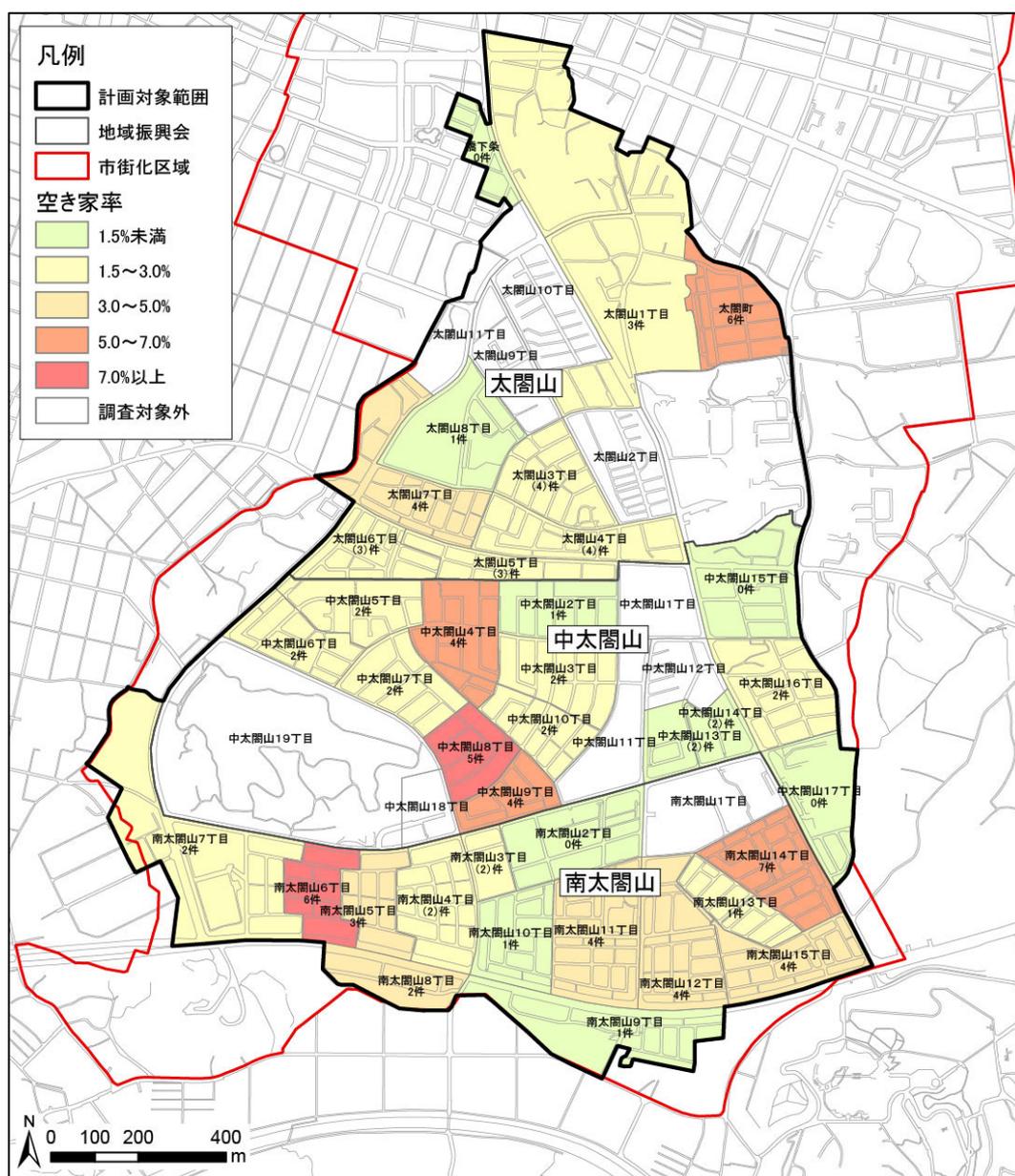


資料：H30 射水市都市計画基礎調査、富山県ホームページ

③空き家

- ・2016年（H28）における太閤山3地区の空き家数は86件、空き家率は2.7%※で、市全域（空き家数1,538件、空き家率5.6%※）と比べ、現時点では特に高い状況にはありませんが、住民の高齢化、住宅の老朽化とともに、今後、空き家は増加していくものと予想されます。
- ・空き家が増加すると、コミュニティ活動の停滞や治安の悪化、維持管理不足による倒壊等の恐れがあり、良好な居住環境の維持、良好なストックの活用という観点から、対策の充実が求められます。また、住民からは、空き家の賃貸住宅としての活用を求める意見があります。
- ・射水市では空き家情報バンクを開設し、インターネット上で情報提供していますが、太閤山3地区の登録件数は数件であり、バンクの活用等により空き家の流通を促進していくことが必要です。

[空き家数、空き家率]



資料：H28 射水市空き家実態調査

※空き家率は、実態調査で把握している全世帯数に基づく割合。倉庫、店舗等は含みません。県営住宅等は調査対象外。

④周辺の開発動向

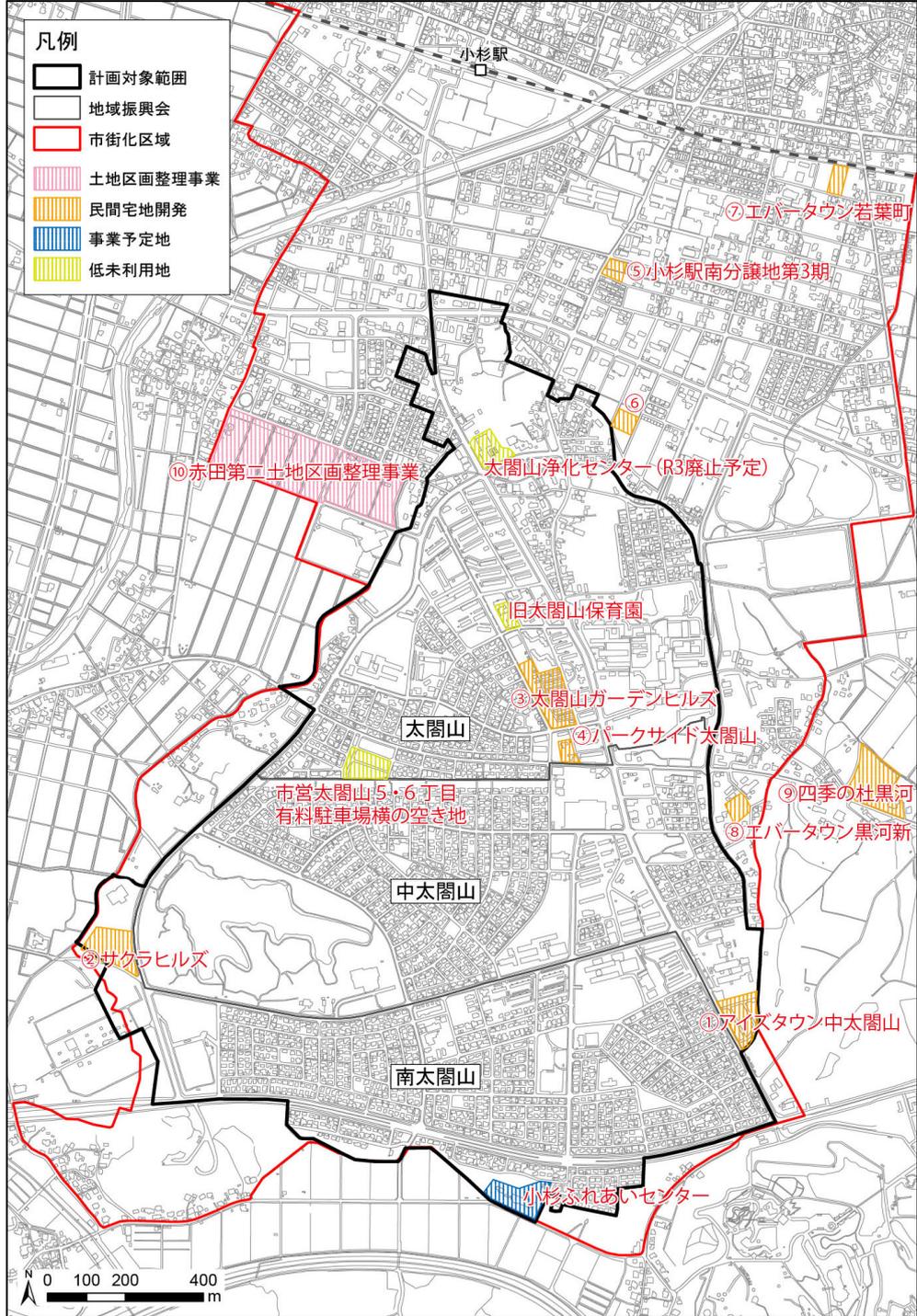
- ・地区内の空き家の増加が懸念される一方、地区内の県営住宅跡地や地区周辺部などでは、近年も民間による宅地開発や土地区画整理事業が進められ、市の助成制度を活用するなどして、新規の分譲地への入居が増えています。こうした新規分譲地だけでなく、地区内の空き地や空き家への入居が進むよう、魅力を高めていく必要があります。
- ・地区内の小杉ふれあいセンターは2021年（R3）に廃止されるため、民間による事業が計画されています。また、太閤山浄化センターも2021年（R3）に機能廃止されることから、「太閤山浄化センター跡地利活用計画」を策定しており、その計画に基づき利活用を推進します。そのほか、旧太閤山保育園跡地や市営太閤山5・6丁目有料駐車場横の空き地などの低未利用地があり、有効活用が望まれます。ただし、市営太閤山5・6丁目有料駐車場横の空き地については、地盤沈下が解消されていないため、経過を注視しながら、安全性が確保された段階で、公有地としての活用を検討します。

[近年の地区内及び地区周辺の主な宅地開発]

		所在地	名称	区画数	備考
地区内	1	中太閤山17丁目	アイズタウン中太閤山	31戸	H22.10 助成対象団地指定
	2	南太閤山7丁目	サクラヒルズ	35戸	H25.7 工事完了 H28.10 助成対象団地指定
	3	太閤山2丁目	太閤山 GardenHills	48戸	H26.10 工事完了 H30.1 助成対象団地指定
	4	太閤山4丁目	パークサイド太閤山	9戸	H30.1 助成対象団地指定
地区周辺	5	戸破字加茂	小杉駅南分譲地第3期	11戸	H22.6 工事完了 H25.7 助成対象団地指定
	6	戸破字加茂	-	10戸	H28.5 工事完了
	7	戸破字後宝	エバータウン若葉町	10戸	H28.7 工事完了 R1.10 助成対象団地指定
	8	黒河新字長尾	エバータウン黒河新	12戸	H29.1 工事完了 R2.4 助成対象団地指定
	9	黒河字竹山、黒河新字西山	四季の杜黒河	42戸	H30.8 工事完了
	10	橋下条	赤田第二土地区画整理事業	226戸	R2.9 事業完了

※助成対象団地指定：「射水市指定宅地取得支援助成制度」の交付対象団地に指定されたことを指します。

[主な宅地開発・事業予定地・低未利用地の位置図]



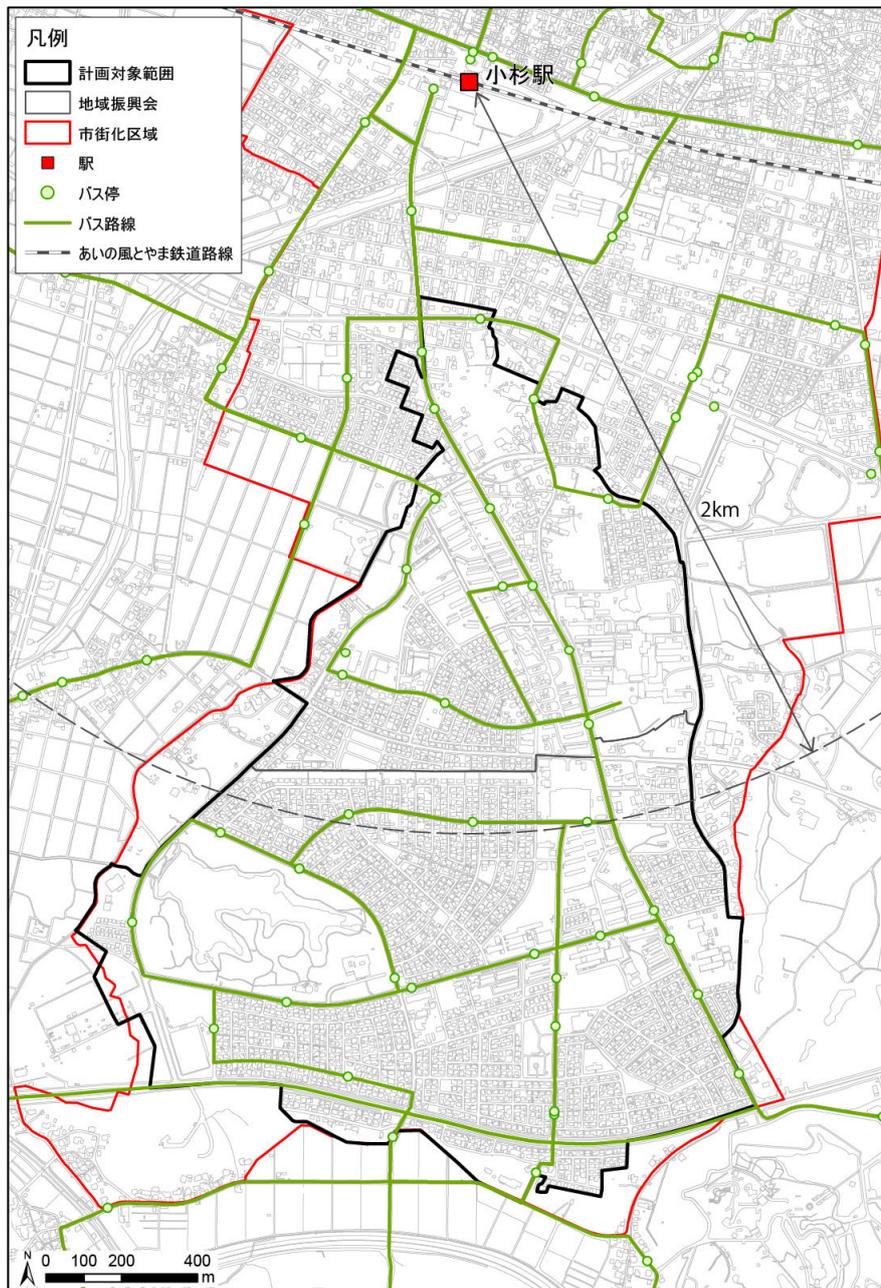
資料：射水市資料、各事業者のホームページ等

4) 道路・交通環境

①公共交通

- ・鉄道は最寄りの小杉駅から太閤山3地区中心まで約2kmの距離にあります。太閤山3地区を走るコミュニティバスは4路線あり、うち3路線は1時間に1便以上の運行本数があり、バス停から徒歩圏内（半径300m）にすべての区域がカバーされています。
- ・住民からは、鉄道とバスの連携や小杉駅へのアクセスの強化など、通学・通勤利用の利便にも考慮した公共交通の充実を望む声が多く挙がっており、現在、コミュニティバスの運行ルートやダイヤの見直しが検討されています。

[バス網]

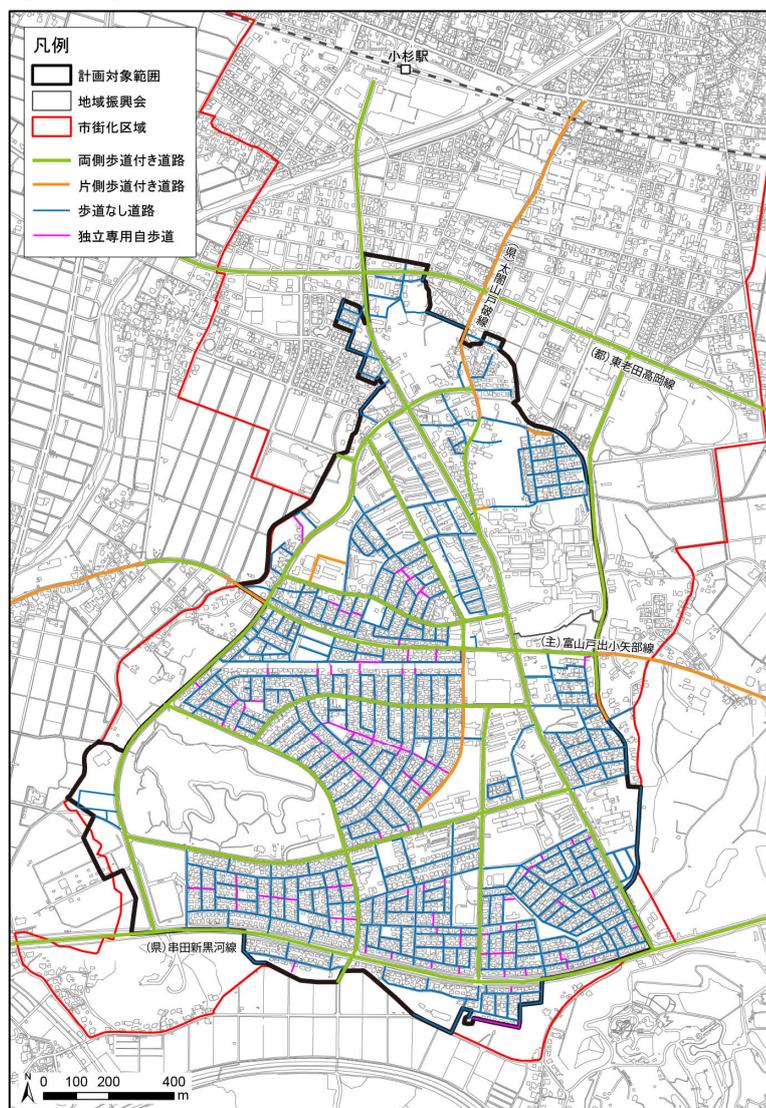


資料：射水市コミュニティバス ルート図・時刻表

②道路環境

- ・地区内の幹線道路には歩道が整備されており、住区内の道路はほとんどが歩道のない道路ですが、独立専用自転車歩行者道（自歩道）で接続されるなど、歩行者や自転車の通行に配慮されて道路網が形成されています。
- ・一団の住宅地開発により人口集積が図られてきた本地区区としては、マイカーに頼りすぎずに、歩いて暮らせる・暮らしやすい地域づくりが大きな課題といえます。地区内及び周辺には、日常生活に必要な店舗等の利便施設が数多く立地しており、徒歩や自転車でもアクセスできる交通環境の維持・充実が必要です。
- ・歩道幅員の狭い区間や道路の老朽化が進んで路面のゆがみ等の通行しにくい箇所があり、歩行者や自転車の安全性や快適性を高める整備が求められています。また、徒歩や自転車での外出を促すため、歩行者・自転車ネットワークの充実が望まれます。

[道路網]



[独立専用自歩道]

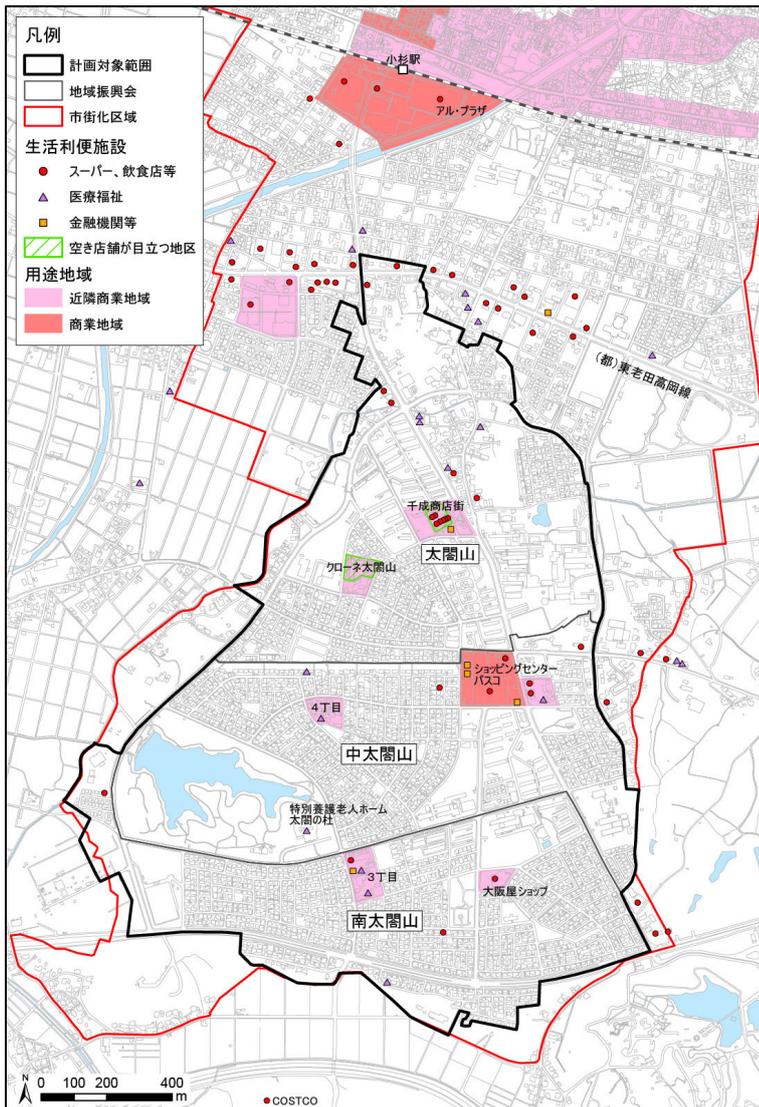


資料：射水市道路網図、現地調査

5) 生活利便性

- ・ 地区中心部には食品等の日常買物に対応したショッピングセンター、銀行やクリニック等の生活サービス施設が集積しており、日常生活圏において生活利便機能の維持が図られています。近傍の小杉駅南口周辺にはショッピングセンター、北陸自動車道南側には倉庫型大規模店舗があり、地区周辺の都市計画道路東老田高岡線沿線には食料品や日用品を扱うスーパーマーケット等の店舗、飲食店等が集積し、本地区は買物利便性が高い地区といえます。また、地区内には、内科や歯科、接骨院、薬局、特別養護老人ホームなどの医療福祉施設も立地しています。市民アンケートを見ても、生活利便性に対する満足度は高い水準ですが、地区外の店舗の利用が増えすぎると、地区内の店舗の維持が困難になるため、身近な施設を利用し、生活利便機能を維持・充実していくことが重要です。
- ・ 各地区には近隣商業地域が指定され、住宅団地造成に合わせて店舗併用住宅等が設けられ、身近な商業施設等としての役割を担ってきました。しかし、約 50 年が経過して、千成商店街やクローネ太閤山周辺では空き店舗が目立ち、中太閤山 4 丁目では空き地、南太閤山 3 丁目では住宅化が見られ、今後これらの地区を所有者の意向や住民のニーズに応じて有効活用していくことが望まれます。

[生活利便施設]



[千成商店街]



[クローネ太閤山]

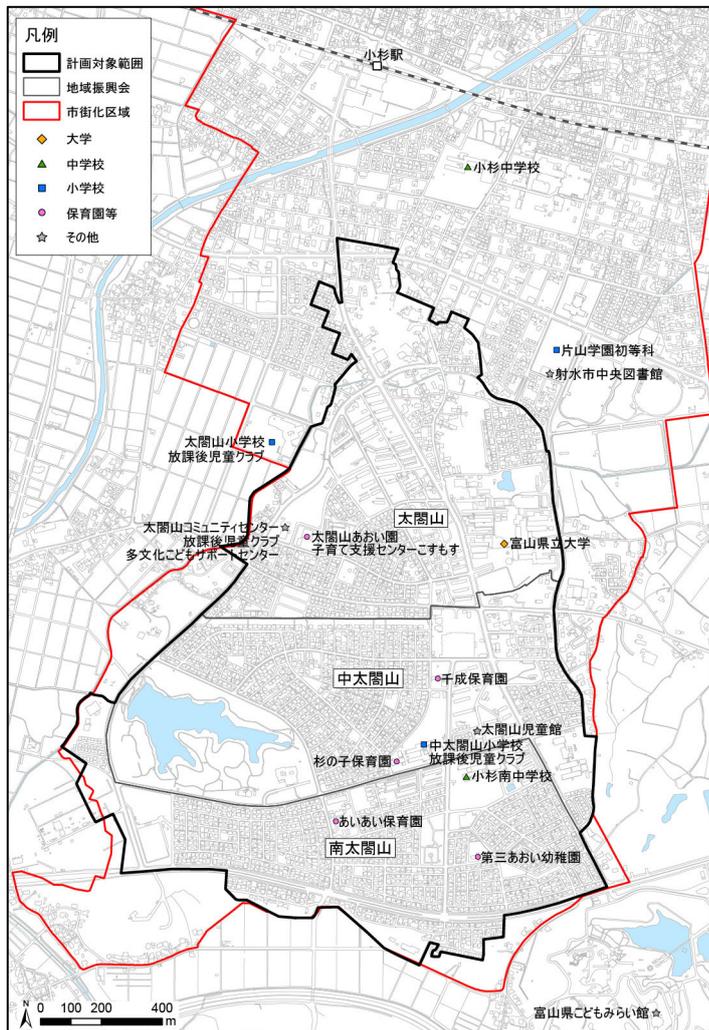


資料：住宅明細図

6) 子育て・教育環境

- ・地区内及び周辺には、保育園やこども園、小・中学校をはじめ、太閤山児童館、子育て支援センター、放課後児童クラブ、射水市中央図書館、富山県こどもみらい館等の子育て・教育施設が集積しており、子育てしやすい環境が身近に整っている地区といえます。また、外国人居住者の増加を受け、太閤山コミュニティセンター内に多文化こどもサポートセンターが設けられ、外国籍児童の学習支援等を行っています。
- ・地区内には富山県立大学があり、小杉駅北側には富山福祉短期大学や小杉高校があります。
- ・これまでに市では子育て支援策として、医療費助成、保育料軽減、不妊治療助成等の充実を図ってきており、子育て世代の流入に大きな効果を発揮し、小杉地域の子育て世代の人口は増加傾向にあります。太閤山3地区でも、一部においては宅地開発等による子育て世代の流入が見られますが、地区全体では人口減少・少子高齢化の傾向が顕著で、少子化が一層進行すると、施設やサービスの維持が困難になる恐れがあります。
- ・本地区の子育て世代からは、現在の充実した子育て環境に満足しているという声がある一方、病児保育等保育サービスの充実、学童保育の利便性向上、学習関連施設の充実を求める声もあります。子育て世代の移住・定住を促進するには、子育て・教育環境の充実に力を入れていく必要があります。

[子育て・教育施設]



資料：射水市子育てマップ

[太閤山コミュニティセンター]



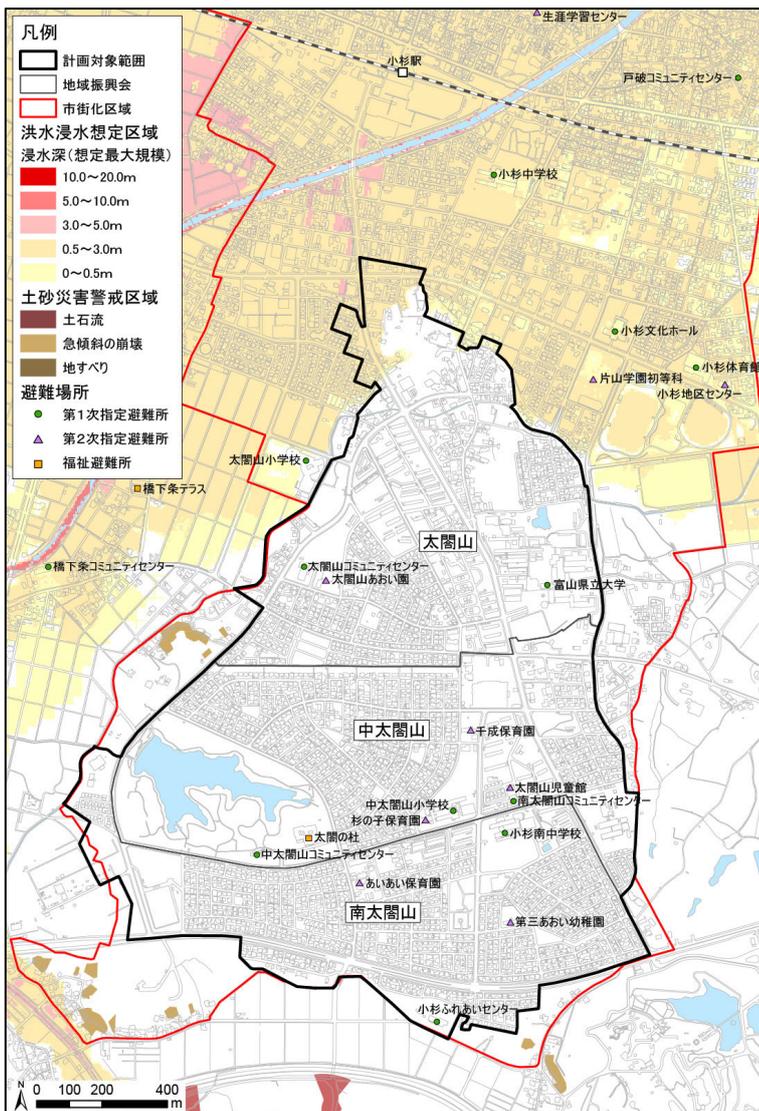
[太閤山あおい園]



8) 防災・防犯

- ・本地区は、主要河川や海浜から離れた立地であることから、洪水や津波等のリスクが相対的に低いものの、地震発生時に液状化が起こる可能性は比較的高く、液状化が起こると地盤が陥没するなどの被害が発生する恐れがあります。また、国のガイドラインに基づき、大規模な盛土造成地を調査^{※1}した結果、地区内において盛土造成地^{※2}が確認されています。なお、抽出された盛土造成地は、地震時において必ずしも危険ではありませんが、引き続き地盤等の調査を行い、安全性を検証する必要があります。
- ・地区内には、コミュニティセンターや小・中学校などが避難所に指定され、第1次指定避難所の収容可能人数で地区の人口分はカバーされていますが、住民からは避難施設の充実を望む声が挙がっています。また、高齢者の単独世帯や外国人居住者が増加していることから、災害時の避難支援や多言語での誘導等が求められます。
- ・住民からは、子どもの交通安全や防犯に関する取組の充実を求める声が挙がっています。

[ハザードマップ]



※1 令和元年度に国のガイドラインに基づき宅地造成前後の地形図や航空写真等を重ね合わせ、その標高差を把握、比較することで対象となる大規模盛土造成地を抽出し、盛土造成地の概ねの位置及び種類を示したマップを公表した。当該マップは、大規模に造成された宅地が、住まいの近くに存在しているかどうかを市民に知らせ、防災意識を高めることを目的として作成した。

※2 太閤山3地区では12箇所の谷埋め型の大規模盛土造成地が確認されている。

[地区内にある避難所の収容可能人数]

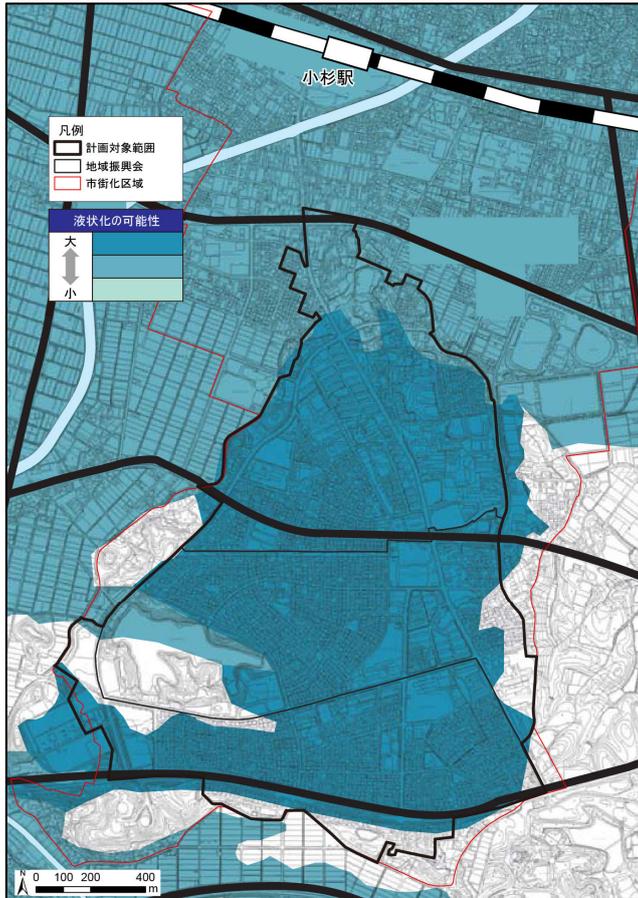
収容可能人数		3地区人口 (H27)
第1次避難所	第2次避難所	
22,270人	3,292人	10,090人

※太閤山小学校を含む

- ・指定避難所：
被災した方が、災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在、または災害により家に戻れなくなった被災者が一時的に滞在する施設
- ・第1次避難所：
災害発生時において第1次に開設する避難所
- ・第2次避難所：
第1次避難所に収容しきれない場合に、第2次に開設する避難所
- ・福祉避難所：
災害発生時に、市指定避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等、特別な配慮を必要とする方を受け入れる避難所

資料：射水市洪水ハザードマップ（2020（R2））、射水市土砂災害ハザードマップ（2014（H26））、射水市津波ハザードマップ（2018（H30））

[液状化可能性マップ]



資料：射水市液状化可能性マップ（2010（H22））

9) 地域コミュニティ

- ・本地区におけるコミュニティ活動は、太閤山、中太閤山、南太閤山の地域振興会ごとを基本に取り組まれていますが、いずれの地域振興会も、少子高齢化の進行が著しく、コミュニティ活動の維持が困難になってきています。第一世代から第二世代への継承、新住民との融和、増加する外国人居住者への対応等が大きな課題となっており、既存地域活動の活性化、世代間の交流、多文化共生の取組、地域人材の育成等を進めていくことが求められています。
- ・地区内及び周辺に富山県立大学、富山福祉短期大学等が立地する強みを活かし、大学や学生との連携による地域づくりの推進が望まれます。

[地区運動会]



[三世代餅つき大会]

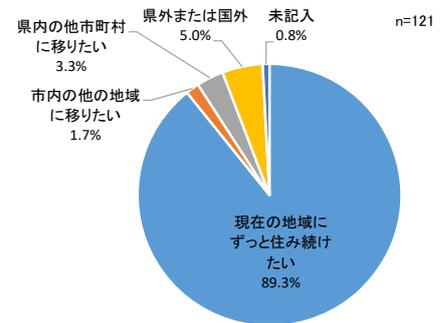
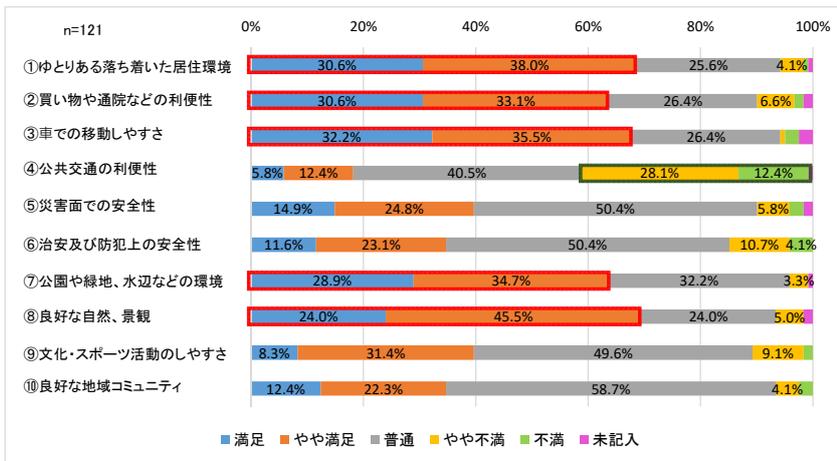


2. 住民意向

1) アンケート調査の結果 [2017年(H29) 11月実施]

- 市では地域での暮らしの満足度やまちづくりの方向性などに関する市民アンケート調査を実施しており、その太閤山3地区における結果概要は下記のとおりです。（射水市都市計画マスタープランの見直しに係るアンケート調査：市内在住の満18歳以上の2,500人を対象に実施。回答1,149人のうち太閤山3地区は121人（10.5%））

①暮らしの満足度、居住継続の意向



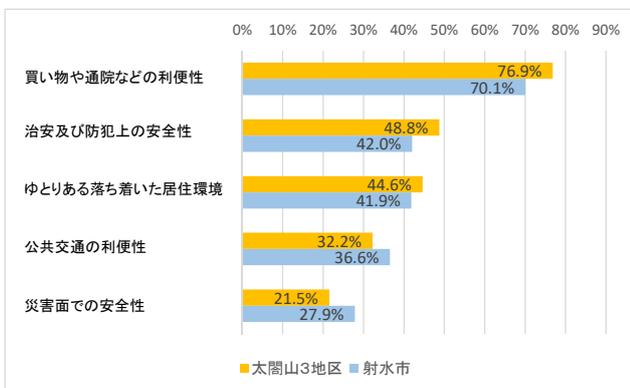
【暮らしの満足度について】

暮らしの満足度は全般的に高く、特に「居住環境」、「買い物・通院の利便性」、「車での移動」、「公園や自然等の環境」等については、満足+やや満足が6割以上となっています。一方、「公共交通の利便性」については、不満+やや不満が4割を占め、低い評価となっています。

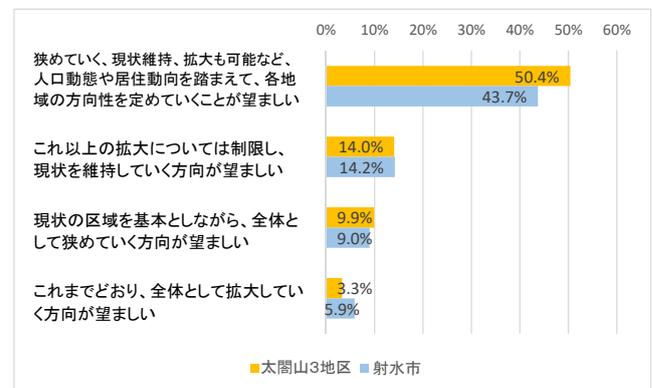
【居住継続の意向について】

暮らしの満足度の高さを反映して、「この地域にずっと住み続けたい」と思う人は9割を占めています。

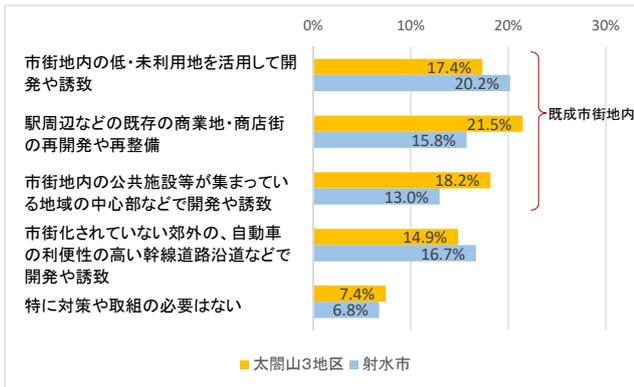
②居住環境として重視すること



③居住地域のあり方



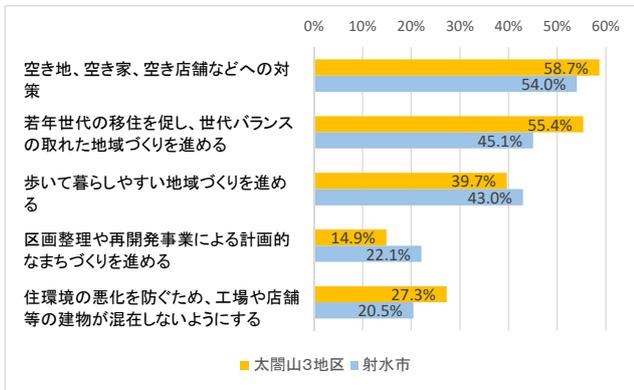
④ 商業機能の開発・整備



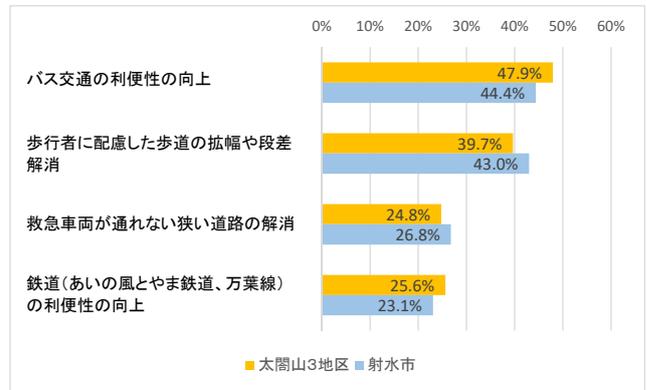
【地域のまちづくりに必要な取組について】
 居住環境に関しては、「空き地・空き家等の対策」、「世代バランスのとれた地域づくり」を求める声が多く、他地域に比べても多くなっています。
 道路・公共交通に関しては、「バス交通の利便性」を求める声が最も多くなっています。
 公園緑地に関しては、「市街地内の子どもの遊び場」を求める声、他地域に比べて多くなっています。

⑤ 地域のまちづくりに必要な取組

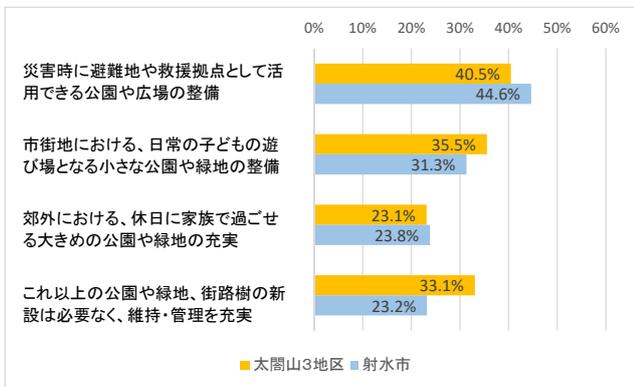
【居住環境】



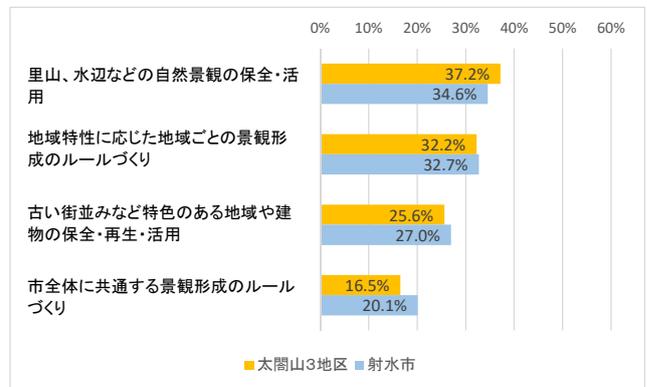
【道路・公共交通】



【公園緑地】

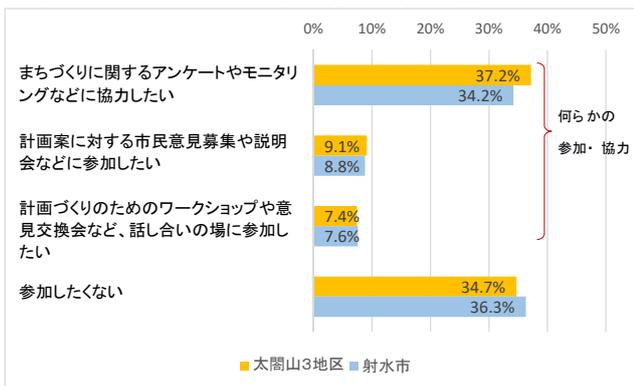


【景観、自然的・歴史的環境】

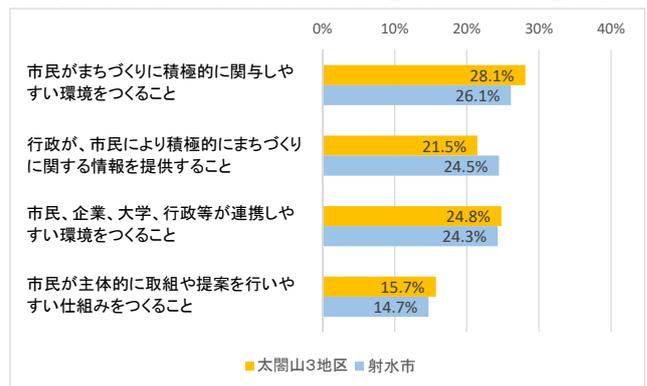


⑥ まちづくりへの参加の意向等

【地域でのまちづくり活動への参加】



【協働のまちづくりを進めるために重要なこと】



2) 住民意見交換会での意見

太閤山3地区におけるまちづくりの課題や解決方向等について、住民どうしで意見を交換し、認識を深める機会とすることを目的に、太閤山、中太閤山、南太閤山のそれぞれの地区で、子育て世代、高齢世代、地域振興会を対象として、ワークショップ形式による住民意見交換会を開催しました。意見交換会の開催、交わされた意見の概要は下記のとおりです。

①話し合いのテーマ・目的

- 地区のまちづくりの検討課題を共有、掘り下げてみよう。
- 課題解決に向けた考え方や取組のアイデアについて意見を交換しよう。



②意見交換の結果概要 (H30.2月~R1.10月)

■ 良好な住宅ストックの活用に関して

- ・ 空き家や空き地が増加しているため、空き家等の情報提供体制の強化、学生や移住者の受け皿、高齢者施設や地域活動の場としての活用、活用のための助成などが提案されています。

	課題の共有・掘り下げ	課題解決に向けた考え方・アイデア等
太閤山	○空き家、空き地が増加、活用の不足	◎空き家の学生等移住の受け皿として活用 ◎ライフステージに合わせた住み替え（住宅の貸出）
	—	◎廉価な賃貸住宅の整備（シェアハウス等） ◎県営住宅等に若者が入居できるように
	○住宅情報が少ない ○県営住宅や一般住宅の老朽化 ○区画割の変更	—
中太閤山	○空き家・空き地の増加、管理不備 ○自宅の老朽化 ○雑草や庭木の手入れ・処分が困難	◎空き家・空き地情報の総合案内、空き家のお試し活用（地域活動の場、シェアハウス、高齢者施設等） ◎空き家の解体・更地化、空き地・低未利用地の地域での活用
	○自宅の駐車スペースの不足	◎空き地の駐車場利用
	○高齢者世帯の増加と若い世代の転出 ○若い世代、子どもの減少	◎住宅取得等の公的補助
	—	◎都市計画の用途地域の見直しの検討
南太閤山	○空き家、空き地が増加、活用の不足 ○建物の安全性の確認 ○自宅の維持が困難 ○自宅の駐車スペースが不足	◎空き家・空き地の実態把握と情報提供、組織の設立、所有者の意識啓発、管理・活用のルール・制度づくり ◎空き家のリノベーション（地域が主体となった公的な活用、若者移住の受け皿として活用等）、活用・改善に対する助成 ◎住み替えのため公営住宅の整備
	○三世代の対応が難しい	◎住宅区画の再編や建ぺい率の変更

■移住・定住の促進に関して

- ・三世代同居が難しく、若年層が転出してしまうため、賃貸住宅等の受け皿の整備、若い世代が購入しやすい宅地分譲や助成、建ぺい率や容積率の緩和などが提案されています。
- ・若年層や子育て世代の移住・定住促進のため、大学との連携や若年層への魅力づくり、子どもの安全対策や公園・遊び場、学童保育・保育サービスの充実などが提案されています。

	課題の共有・掘り下げ	課題解決に向けた考え方・アイデア等
太閤山	○若者の定着が少ない、戻ってこない ○親子同居世帯は増えていない	◎若年層へのPRの強化（生活利便の良さ、安全なまち、子育て・教育施策等） ◎地元大学・学生との連携及び地域への定着 ◎学童保育の充実（利用しやすさ）
	○高い地価水準	◎移住者への援助
	○子どもの安全確保（通学路、公園等） ○子どもの外遊びの場が少ない ○居住環境が悪化	◎子どもの安全対策（通学時等） ◎身近な公園・広場や子どもの遊び場の充実
	○県営団地での駐車場の不足	◎既存施設・スペースの有効活用
	○避難施設が不足 ○災害時の連絡体制が不十分	◎防災機能の強化
	○高齢者への支援の検討が必要	◎老朽住宅の改善、県営住宅の活用
	○県営住宅での高齢層や単身世帯の増加	—
	中太閤山	○親・子世代の同居は少ない ○建ぺい率、容積率が厳しい
○空き家は多いが借家は少ない		◎賃貸住宅の供給、公的住宅の活用促進
○移住の受け皿は少ない		◎移住検討者への情報提供・発信 ◎住宅分譲地の開発
○地価が高い		◎住宅取得やリフォームに対する助成、定住促進の支援の充実
○子育て・学習関連施設が少ない、古い		◎子どもの遊び場の充実（既存施設の活用） ◎保育サービスの充実
○公園や街路樹の管理活動		◎公園緑地の充実
○高校生・大学生にとって魅力が乏しい		◎若者が魅力を感じる住みたい街 ◎学生の溜まり場づくり
○PRや情報発信の不足		◎空き家情報の一元化、情報発信の強化
○地震対策、地盤の脆弱さ ○避難所の不足 ○高齢者の一人暮らしに不安・悩み		—
—		◎他県等の被災者の受け入れの促進
南太閤山	○若い世代のリターンが少ない ○三世帯同居が少ない ○若年層の減少 ○子ども世代は地域外に転出（同居は増えない）	◎多世帯同居・近居の促進 ◎住宅助成の充実（新築、二世帯住宅建替え、若者定住リフォーム等）、購入しやすい宅地分譲（宅地の再編成） ◎子育て支援の充実
	○集合住宅の老朽化、魅力の低下	◎公営住宅の改善、入居率の向上
	○公園の維持管理の不足	◎公園緑地の充実 ◎健康のまちづくりの展開
	—	◎地域での児童の見守り ◎災害に対する安全性の高さ、公園緑地や教育施設等の充実をアピール ◎災害に強い避難所の充実 ◎住宅地内の緑地の維持・活用

■生活利便機能の維持・充実に関して

- ・身近な店舗が減少しているため、店舗の維持・充実や空き店舗の有効活用などが提案されています。
- ・高齢者が増加しているため、生活支援や支え合い、健康レクリエーション等の遊ぶ場の充実などが提案されています。

	課題の共有・掘り下げ	課題解決に向けた考え方・アイデア等
太閤山	○店舗の減少 ○買物が不便な面がある	◎インターパークの活用 ◎空き店舗への立地誘導、地区内商業機能の維持・充実（若者向けの施設、クラフトマーケット等） ◎買物利便の充実、買物支援
	○要介護者の増加 ○個人情報保護が住民支援の足かせとなっている	◎高齢者の生活支援の充実 ◎地域での支え合い活動の円滑化の仕組みづくり（気兼ねなくできる）
	○レクリエーション施設などが不足	—
中太閤山	○買物等の生活利便は高いが身近な店舗やカフェ等は少ない	◎身近な店舗の維持・充実 ◎買物バス等の民間サービスの促進 ◎パスコの複合施設化（再開発）
	○公園の遊具が減っている ○公園管理の不備	◎公園の利活用・再整備
	○高齢者の遊ぶ場が少ない	◎散策コース等の整備 ◎お風呂等のレクリエーションサービス ◎福祉事業の充実
	○保育サービスが少ない（病児保育等）	◎保育サービスの充実
	○生涯学習・体育施設の維持・存続	◎文教地区としての魅力向上（文化施設の充実、学生と地域の交わり） ◎子ども達の学習環境の充実
	○火災対策が必要	◎防災空間の整備
	○融雪除雪の対応が不十分 —	— ◎首都圏アクセスの利便向上
南太閤山	○身近な買物施設の維持	◎地域の買物利便の維持 ◎宅配サービス等の充実
	○単身高齢者への対策	◎高齢者生活支援サービスの充実 ◎福祉政策をもっと積極的に ◎健康レクリエーション施設の維持・充実 ◎出歩きたくなる環境整備（店舗等の施設、道路の歩きやすさ等）
	○福祉・医療施設の利便性の不足（小児科が少ない）	—
	○消雪・除雪施設が不足（空白区間で虫食い状態）	—
	—	◎数多くある公園の活用

■移動手段の確保、歩いて便利な地域づくりに関して

- ・コミュニティバスの利便性向上を求める意見が多く、高齢者の移動手段として新たな交通手段の導入が提案されています。
- ・歩道が歩きにくいいため、改修や安全対策が求められています。また、自転車が利用しやすい環境整備が提案されています。

	課題の共有・掘り下げ	課題解決に向けた考え方・アイデア等
太閤山	○歩きにくい・見通しにくい歩道 ○降雪時の歩道空間の確保 ○通学路の交通安全	◎歩道の改修 ◎通学路の安全強化 ◎児童のための除雪の徹底
	○コミュニティバスが利用しにくい（鉄道との連絡が不十分等） ○バスの本数が少ない	◎バス停の増加・工夫、バス待合施設の整備 ◎コミュニティバスの便数・運行ルートの改善（直通バス等）
	○高齢者の移動手段の確保	◎免許返納者へのサービス・支援の充実 ◎新たな交通手段の導入
中太閤山	○歩きにくい歩道 ○歩行者・自転車の分離 ○歩道や街路樹の維持管理 ○交通量の増加	◎歩きやすい道づくり、道路・歩道の改良 ◎シェアサイクルの導入 ◎自転車が利用しやすい道路整備
	○マイカーがないと生活が難しい ○コミュニティバスの利便性（特に鉄道との連絡） ○移動手段の整理・検討が必要	◎コミュニティバスの運行形態・ルート等の改善（自由乗降等） ◎コミュニティバスの利便性の向上
	○高齢者の交通安全	◎デマンドバスの導入 ◎タクシー等の活用の検討
	○道路の街灯	—
南太閤山	○歩きにくい歩道 ○危険な自動車交通（通勤の抜け道、狭い、夜暗い） ○学生の通学手段の確保（除雪不足等）	◎歩道の改善 ◎自転車利用の促進、自転車を利用しやすい環境整備
	○コミュニティバスの利便性（ルート、乗り継ぎ、通学対応等） ○鉄道駅までのアクセスが良くない	◎コミュニティバスの利便向上（通学通勤対応、鉄道連絡、乗り継ぎ、フリー乗降等） ◎デマンド交通等の新たな交通手段の導入 ◎地域主体の移動サービスの検討
	○高齢者ドライバーへの対応（免許返納後の移動手段等）	◎交通弱者支援の充実

■地域コミュニティの維持・充実に関して

- ・地域活動の担い手が高齢化して担い手が不足していることや、世代間や地域と県営住宅、大学、外国人とのつながりが希薄なことから、若年層や子育て世代、外国人等の交流機会の充実や人材の育成、活動の場の充実などが提案されています。高齢者についても、活躍の機会や交流の場の充実が求められています。

	課題の共有・掘り下げ	課題解決に向けた考え方・アイデア等
太閤山	○地区イベントの減少 ○地域活動の担い手が不足、コミュニティの希薄化	◎地域人材の育成 ◎地域行事によるコミュニティの活性化 ◎小さな活動への支援
	○高齢者の活動低下、単身高齢者の孤立	◎高齢者の活動体制・居場所づくり
	○地域とのつながりが希薄（地域と県営住宅、大学、外国人）	◎新たなコミュニティの創出（若者コミュニティ、大学生の地域への引き込み・交流、町内会統合、参加自由な組織等） ◎中堅若手が地域で活躍する機会づくり（若手の登用・育成、引継ぎ） ◎コミュニケーション・情報共有・交流の促進（SNS活用、外国人との交流等）
	○地域のルールの改善	—
中太閤山	○地域内での交流が少ない、近隣の間関係が疎遠	◎住民交流（顔を合わせる）機会を増やす ◎地域活動の維持・充実、地域での子育て世代等の世代間の交流の促進
	○支援が必要な高齢者の増加 ○高齢者の健康管理、孤立 ○地域活動の担い手の高齢化	◎高齢世代の活躍促進 ◎高齢者の生活を地域で支援する体制づくり
	○若い力の不足	◎若者との交流機会の充実 ◎富山県立大学との一層の連携
	○集会施設の不足	◎コミュニティセンター・集会場の利便・快適性の向上
	—	◎避難施設の充実
南太閤山	○地域活動の負担の増加 ○団地内のまとまりの不足 ○町内会の運営が負担、硬直化	◎地域活動の簡素化 ◎町内会の再編成 ◎PTAと地域の連携・支援 ◎若者世代のコミュニティづくり、若者向けの新たな企画 ◎既存サロン活動の活性化
	○地域活動の担い手の高齢化と不足 ○住民の高齢化 ○単身世帯等の孤立化の防止 ○町内行事の世代間ギャップ	◎高齢者の集いの場の確保 ◎居住者ニーズの把握と支援（一人暮らしの実態把握等） ◎共助のあり方の検討 ◎多世代の参加機会を用意
	○コミュニティセンターの老朽化による利便性低下 ○身近な集会場の確保	◎コミュニティセンターの改善（施設バリアフリー化、利用時間等） ◎集会所の有効活用
	○地域人材の活用	◎コミュニティリーダーの育成
	○外国人居住者の増加、意思疎通が課題	—

3. 地区の主な現状と課題

現況調査、市民アンケート調査、地区意見交換会等の結果を踏まえ、太閤山3地区におけるまちづくりの主要な課題について、下記のように整理します。

項目	地区の主な現状		問題点	課題
	地域特性	住民意向 (住民の課題意識)		
1) 都市計画 (p6,7)	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域の指定により、商業、共同住宅、戸建て住宅の立地エリアを誘導。(p6) 	<ul style="list-style-type: none"> 三世代での居住が難しい。(p36,37) 身近な店舗が少ない。(p38) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1種低層住居専用地域では、建築規模の制約(容積率・建ぺい率)が厳しい。専用店舗は建てられない。 	<ul style="list-style-type: none"> 容積率・建ぺい率や用途地域の見直し
2) 人口・世帯数 (p8~20)	<ul style="list-style-type: none"> 過去20年間で人口が16.5%減少。(p9) 今後30年間で人口が20.8%減少すると推計。(p18) 	<ul style="list-style-type: none"> 若年層や子どもが減少している。(p36,37) 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティの担い手が少なくなる。 インフラや生活利便施設等の維持が困難になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年層や子育て世代の移住・定住の促進
	<ul style="list-style-type: none"> 年少人口率が19.4%→13.2%に減少し、急速に少子化が進行。(p14) 25~54歳は5割弱→3割強に減少。(p12) 	<ul style="list-style-type: none"> 若者が地域外へ転出して、戻ってこない。(p37) 	<ul style="list-style-type: none"> 少子化が進行すると、子育て・教育関連施設の維持が困難になり、子育て世代が一層住まなくなる。 人口減少が加速する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 核家族が減少し、単独世帯が増加。特に高齢単独世帯が1.8%→9.3%に増加。(p15) 	<ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者の生活支援等の対策が必要。(p38) 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯内での支え合いが困難になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等が地域に住み続けられる住環境や支援体制の整備
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化率が6.7%→28.8%と急激に上昇。(p13) 今後30年間で高齢化がさらに進み、大部分で30%を超える見込み。(p19) 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の一人暮らしに不安・悩みがある。(p37) 高齢者の健康管理、孤立が懸念。(p40) 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者に対応したサービスや施設が不足する。 高齢者に対応した住宅が必要になる。 	
<ul style="list-style-type: none"> 外国人居住者が0.4%→3.3%に増加。(p16) 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人居住者が増加しているが、意思疎通が課題。(p40) 	<ul style="list-style-type: none"> 標識や案内看板、地域情報等が多言語対応になっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人も暮らしやすい環境の整備 	
3) 住まい・居住環境 (p21~26)	<ul style="list-style-type: none"> 開発から約50年が経過し、公共施設や共同住宅の老朽化が進行。(p21,22) 県営住宅の戸数は太閤山3地区の世帯数の約2割に相当するが、空室が増加。(p22) 地区内の空き家率は3%程度であるものの、今後住宅の老朽化と、空き家の増加が懸念。(p24) 地区内及び周辺の新規分譲地への入居が進行。地区内に空き地などの低未利用地が残存。(p25,26) 	<ul style="list-style-type: none"> 移住の受け皿が少ない。 賃貸住宅、住宅助成、購入しやすい宅地分譲(区画の再編等)が必要。(p36,37) 	<ul style="list-style-type: none"> 居住環境が低下し、若年層や子育て世代に魅力的な住宅が少なく、施設の充実した地域や新規分譲地に人が流れる。 空室・空き家の増加により、コミュニティ活動の停滞、治安の悪化等の恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 県営住宅等の共同住宅の老朽化対策 空き家や空き地、低未利用地等の管理や有効活用 地区内の居住の魅力向上

項目	地区の主な現状		問題点	課題
	地域特性	住民意向 (住民の課題意識)		
4) 道路・ 交通環境 (p27~28)	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の中心から小杉駅まで約2km。(p27) ・コミュニティバスは1時間に1便程度の運行本数があり、バス停から徒歩圏内(300m)にすべての区域がカバーされている。(p27) 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査では、公共交通の利便性の評価が低い。(p34) ・コミュニティバスが利用しにくい(鉄道との連絡、本数、ルート等)。(p39) ・高齢者の移動手段の確保が必要(新たな交通手段等)。(p39) 	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性が悪いと、車を運転しない人が外出しにくい。 ・高齢者の免許返納が進まず危険。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利便性向上
	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の狭い区間や老朽化で歩きにくい箇所がある。(p28) 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道が歩きにくい、通学路の安全対策が必要。(p39) ・自転車が利用しやすい環境整備が必要。(p39) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や子ども等の転倒や事故の危険がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な歩行者・自転車ネットワークの充実
5) 生活 利便性 (p29)	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内に生活利便施設があり、地区周辺にも店舗、飲食店等が集積し、買い物利便性が高い。(p29) 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査では、生活利便性に対する評価が高い。(p34) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区外の利用が多くなると、地区内の身近な施設の維持が困難になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活利便施設の維持・充実 ・空き店舗の有効活用
	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域等で空き店舗が目立つ。(p29) 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗が減少している。(p38) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済が停滞する。 ・利便性が悪化する。 	
6) 子育て・ 教育環境 (p30)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援施設、教育施設が集積しているが、少子高齢化の傾向が顕著。(p30) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て施設(遊び場、学習)、保育サービス、学童保育の充実が必要。(p37,38) 	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化が進行すると、施設やサービスの維持が困難になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援施設やサービスの充実 ・教育環境の維持
7) 公園・ 緑地 (p31)	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の数が多く、多様な機能を有しているが、施設の老朽化、維持管理が不十分な公園がある。(p31) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安全に遊べる公園の充実が必要。(p37) ・高齢者の遊ぶ場が少ない(散歩、健康レクリエーション等)。(p38) ・公園の維持管理が不足。(p37,38) 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理が不十分だと、子どもが安心して遊ぶことができない。 ・治安が悪化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等の適切な維持管理 ・多様な世代の利用への対応
8) 防災・ 防犯 (p32,33)	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水や津波のリスクは低いですが、地震時に液状化の危険性がある。(p32,33) 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設が不足。(p37,40) ・子どもの安全確保。(p37) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時には、高齢者や外国人等の避難支援や安全な避難施設が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設や避難体制、防犯対策の充実
9) 地域コ ミュニ ティ (p33)	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化が進行し、地域振興会などのコミュニティ活動の維持が困難になってきている。(p33) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の担い手が高齢化し、担い手が不足。(p40) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民間の関係が希薄になり、地域での支え合いがなくなる。地域への愛着も薄くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活動の維持・充実
	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内及び周辺に大学が立地し、学生が居住。(p33) ・外国人居住者が増加。(p16) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と県営住宅、大学、外国人とのつながりが希薄。(p40) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との関わりが少なく、愛着がわきにくく、定住につながらない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世代間や学生・外国人との交流・連携

※項目のページ番号は、「1. 地域特性」の対応するページです。

第3章 まちづくりの方針

1. 将来像

地区の現状と課題の分析を踏まえ、太閤山3地区が目指すまちづくりの将来像を次のように設定します。

「子どもから高齢者まで多様な居住者が生き生きと暮らすまち」

- 住み続けられるまちづくり（居住機能の維持・充実）
- 移住・定住を促す魅力あるまちづくり（時代に対応した居住拠点としての更新）

<目指すべき将来像の考え方>

- ◇太閤山3地区は、富山市と高岡市の中間に位置する好立地を活かして、1964年（S39）以降にニュータウン建設が進められ、日本海側有数の規模を誇る住宅団地となっています。近年では、人口減少と急激な高齢化が進行するとともに、公共施設の老朽化や空き家、空き店舗の増加が懸念されています。また、社会全体としては、ライフスタイルの多様化や技術革新などが進んでおり、時代のニーズに対応した居住環境の充実が求められています。
- ◇このような現状や課題を踏まえ、良質な居住環境を維持するとともに、大学などの地域資源を活用しながらまちづくりを進めることで、子どもから学生、若者、子育て世代、高齢者、障がい者、外国人など、多様な居住者が安心して、快適に生活できるまちづくりを進めます。これにより、若者や子育て世代の移住や定住を促進し、持続可能で誰もが生き生きと暮らすことができるまちを目指します。
- ◇本計画を推進するにあたって、全ての取組に共通して意識する基本的な姿勢として、地域資源の活用と改善によるリノベーションまちづくりを展開するとともに、住民、民間事業者、大学・研究機関、行政等のパートナーシップによる地区再生を推進します。さらに、本市の住まい・まちづくりをリードする新たな取組を実践・発信します。

2. 基本目標

本計画における中長期を視野に入れた基本目標を次のように設定します。

1 居住人口の維持

◇人口減少や高齢化が進行する中で、地区としてどのように持続可能性を高めていくかが課題となっています。持続可能性を担保するためには、一定の人口を維持する必要があるため、若者や子育て世代、高齢者など多様な世代が生活し、交流できる環境を創出した上で、地区の居住人口の維持、移住の促進を図ります。

2 住宅団地機能の維持・充実

◇商業施設などの生活利便施設は一定程度確保され、住民評価も高いものの、空き店舗が目立つ商業地があり、公共交通の利便性向上や歩行者自転車の安全対策、少子高齢化による地域コミュニティの維持なども含めて課題となっています。生活利便施設や道路、公園、公共交通などの社会基盤の適正な維持管理と機能の拡充、ユニバーサルデザインの導入等により、地区内及び地区外へアクセスしやすく、安全安心に暮らすことができる居住環境を創出するとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。

3 新たな魅力の再構築

◇地区への移住を促進するためには、ライフスタイルの多様化などの社会的な変化を踏まえ、新たな魅力を再構築していくことが重要です。富山県立大学などの地元大学との連携強化、自動運転など新技術の導入や IoT・AI 等の活用、サテライトオフィスの整備やエリアマネジメントの推進など、様々な関係者との連携構築により、地区のさらなる魅力向上を図ります。

第4章 まちづくりの施策

1. 課題とまちづくりの施策

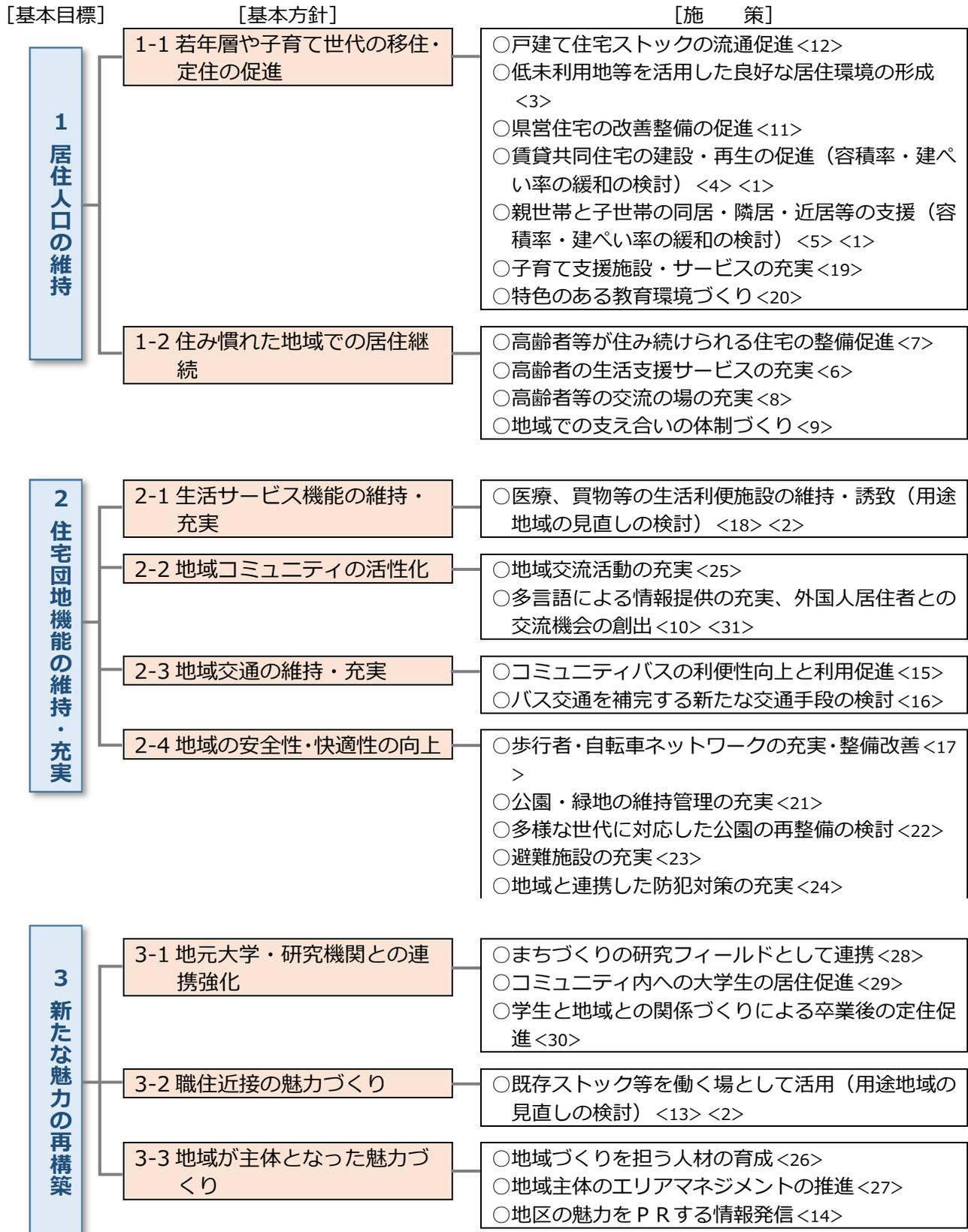
第2章でまとめた現状と課題から、将来像、基本目標を実現するために必要な施策を下記のように整理します。

項目	課題	施策
1) 都市計画	・容積率・建ぺい率や用途地域の見直し	○容積率・建ぺい率の緩和の検討<1> ○用途地域の見直しの検討<2>
2) 人口・世帯数	・若年層や子育て世代の移住・定住の促進	○低未利用地等を活用した良好な居住環境の形成<3> ○賃貸共同住宅の建設・再生の促進<4> ○親世帯と子世帯の同居・隣居・近居等の支援<5>
	・高齢者等が地域に住み続けられる住環境や支援体制の整備	○高齢者の生活支援サービスの充実<6> ○高齢者等が住み続けられる住宅の整備促進<7> ○高齢者等の交流の場の充実<8> ○地域での支え合いの体制づくり<9>
3) 住まい・居住環境	・外国人も暮らしやすい環境の整備	○多言語による情報提供の充実<10>
	・県営住宅等の共同住宅の老朽化対策 ・空き家や空き地、低未利用地等の管理や有効活用 ・地区内の居住の魅力向上	○県営住宅の改善整備の促進<11> ○賃貸共同住宅の建設・再生の促進<4> ○戸建て住宅ストックの流通促進<12> ○低未利用地等を活用した良好な居住環境の形成<3> ○既存ストック等を働く場として活用<13> ○地区の魅力をPRする情報発信<14>
4) 道路・交通環境	・公共交通の利便性向上	○コミュニティバスの利便性向上と利用促進<15> ○バス交通を補完する新たな交通手段の検討<16>
	・安全な歩行者・自転車ネットワークの充実	○歩行者・自転車ネットワークの充実・整備改善<17>
5) 生活利便性	・生活利便施設の維持・充実 ・空き店舗の有効活用	○医療、買物等の生活利便施設の維持・誘致<18>
6) 子育て・教育環境	・子育て支援施設やサービスの充実 ・教育環境の維持	○子育て支援施設・サービスの充実<19> ○特色のある教育環境づくり<20>
7) 公園・緑地	・公園等の適切な維持管理	○公園・緑地の維持管理の充実<21>
	・多様な世代の利用への対応	○多様な世代に対応した公園の再整備の検討<22>
8) 防災・防犯	・避難施設や避難体制、防犯対策の充実	○避難施設の充実<23> ○地域での支え合いの体制づくり<9> ○地域と連携した防犯対策の充実<24>
9) 地域コミュニティ	・地域コミュニティ活動の維持・充実 ・世代間や学生・外国人との交流・連携	○地域交流活動の充実<25> ○地域づくりを担う人材の育成<26> ○地域主体のエリアマネジメントの推進<27> ○まちづくりの研究フィールドとして連携<28> ○コミュニティ内への大学生の居住促進<29> ○学生と地域との関係づくりによる卒業後の定住促進<30> ○外国人居住者との交流機会の創出<31>

2. 施策の体系

1の施策を基本目標ごとに分類し、基本方針及び施策の体系を下記のように整理します。

※施策のうしろの番号は、p45の施策の番号に対応しています。



現状（地域特性、住民意向）、問題点・課題、将来像、基本目標、施策体系をまとめると、下記ようになります。

項目	地域特性	住民意向（住民の課題意識）	問題点	課題
1) 都市計画	・用途地域の指定により、商業、共同住宅、戸建て住宅の立地エリアを誘導。	・三世代での居住が難しい。 ・身近な店舗が少ない。	・第1種低層住居専用地域では、建築規模の制約（容積率・建ぺい率）が厳しい。専用店舗は建てられない。	・容積率・建ぺい率や用途地域の見直し
2) 人口・世帯数	・過去20年間で人口が16.5%減少。 ・今後30年間で人口が20.8%減少すると推計。	・若年層や子どもが減少している。	・コミュニティの担い手が少なくなる。 ・インフラや生活利便施設等の維持が困難になる。	・若年層や子育て世代の移住・定住の促進
	・年少人口率が19.4%→13.2%に減少し、急速に少子化が進行。 ・25～54歳は5割弱→3割強に減少。	・若者が地域外へ転出して、戻ってこない。	・少子化が進行すると、子育て・教育関連施設の維持が困難になり、子育て世代が一層住まなくなる。 ・人口減少が加速する。	
	・核家族が減少し、単独世帯が増加。特に高齢単独世帯が1.8%→9.3%に増加。	・単身高齢者の生活支援等の対策が必要。	・世帯内での支え合いが困難になる。	・高齢者等が地域に住み続けられる住環境や支援体制の整備
	・高齢化率が6.7%→28.8%と急激に上昇。 ・今後30年間で高齢化がさらに進み、大部分で30%を超える見込み。	・高齢者の一人暮らしに不安・悩みがある。 ・高齢者の健康管理、孤立が懸念。	・高齢者に対応したサービスや施設が不足する。 ・高齢者に対応した住宅が必要になる。	
・外国人居住者が0.4%→3.3%に増加。	・外国人居住者が増加しているが、意思疎通が課題。	・標識や案内看板、地域情報等が多言語対応になっていない。	・外国人も暮らしやすい環境の整備	
3) 住まい・居住環境	・開発から約50年が経過し、公共施設や共同住宅の老朽化が進行。 ・県営住宅の戸数は太閤山3地区の世帯数の約2割に相当するが、空室が増加。 ・地区内の空き家率は3%程度であるものの、今後住宅の老朽化と、空き家の増加が懸念。 ・地区内及び周辺の新規分譲地への入居が進行。地区内に空き地などの低未利用地が残存。	・移住の受け皿が少ない。 ・賃貸住宅、住宅助成、購入しやすい宅地分譲（区画の再編等）が必要。	・居住環境が低下し、若年層や子育て世代に魅力的な住宅が少なく、施設の充実した地域や新規分譲地に人が流れる。 ・空室・空き家の増加により、コミュニティ活動の停滞、治安の悪化等の恐れがある。	・県営住宅等の共同住宅の老朽化対策 ・空き家や空き地、低未利用地等の管理や有効活用 ・地区内の居住の魅力向上
4) 道路・交通環境	・地区の中心から小杉駅まで約2km。 ・コミュニティバスは1時間に1便程度の運行本数があり、バス停から徒歩圏内（300m）にすべての区域がカバーされている。	・アンケート調査では、公共交通の利便性の評価が低い。 ・コミュニティバスが利用しにくい（鉄道との連絡、本数、ルート等）。 ・高齢者の移動手段の確保が必要（新たな交通手段等）。	・利便性が悪いと、車を運転しない人が外出しにくい。 ・高齢者の免許返納が進まず危険。	・公共交通の利便性向上
	・歩道の狭い区間や老朽化で歩きにくい箇所がある。	・歩道が歩きにくい、通学路の安全対策が必要。 ・自転車を利用しやすい環境整備が必要。	・高齢者や子ども等の転倒や事故の危険がある。	・安全な歩行者・自転車ネットワークの充実
5) 生活利便性	・地区内に生活利便施設があり、地区周辺にも店舗、飲食店等が集積し、買い物利便性が高い。	・アンケート調査では、生活利便性に対する評価が高い。	・地区外の利用が多くなると、地区内の身近な施設の維持が困難になる。	・生活利便施設の維持・充実 ・空き店舗の有効活用
	・近隣商業地域等で空き店舗が目立つ。	・店舗が減少している。	・地域経済が停滞する。 ・利便性が悪化する。	
6) 子育て・教育環境	・子育て支援施設、教育施設が集積しているが、少子高齢化の傾向が顕著。	・子育て施設（遊び場、学習）、保育サービス、学童保育の充実が必要。	・少子化が進行すると、施設やサービスの維持が困難になる。	・子育て支援施設やサービスの充実 ・教育環境の維持
7) 公園・緑地	・公園の数が多く、多様な機能を有しているが、施設の老朽化、維持管理が不十分な公園がある。	・子どもが安全に遊べる公園の充実が必要。 ・高齢者の遊ぶ場が少ない（散歩、健康レクリエーション等）。 ・公園の維持管理が不足。	・維持管理が不十分だと、子どもが安心して遊ぶことができない。 ・治安が悪化する。	・公園等の適切な維持管理 ・多様な世代の利用への対応
8) 防災・防犯	・洪水や津波のリスクは低いが、地震時に液状化の危険性がある。	・避難施設が不足。 ・子どもの安全確保。	・地震発生時には、高齢者や外国人等の避難支援や安全な避難施設が必要。	・避難施設や避難体制、防犯対策の充実
9) 地域コミュニティ	・少子高齢化が進行し、地域振興会などのコミュニティ活動の維持が困難になってきている。	・地域活動の担い手が高齢化し、担い手が不足。	・住民間の関係が希薄になり、地域での支え合いがなくなる。地域への愛着も薄くなる。	・地域コミュニティ活動の維持・充実 ・世代間や学生・外国人との交流・連携
	・地区内及び周辺に大学が立地し、学生が居住。 ・外国人居住者が増加。	・地域と県営住宅、大学、外国人とのつながりが希薄。	・地域との関わりが少ないと、愛着がわきにくく、定住につながらない。	

[将来像]

「子どもから高齢者まで多様な居住者が生き生きと暮らすまち」

- 住み続けられるまちづくり（居住機能の維持・充実）
- 移住・定住を促す魅力あるまちづくり（時代に対応した居住拠点としての更新）

[基本目標、施策体系]

基本目標1 居住人口の維持

基本方針	施策
1-1 若年層や子育て世代の移住・定住の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○戸建て住宅ストックの流通促進 ○低未利用地等を活用した良好な居住環境の形成 ○県営住宅の改善整備の促進 ○賃貸共同住宅の建設・再生の促進（容積率・建ぺい率の緩和の検討） ○親世帯と子世帯の同居・隣居・近居等の支援（容積率・建ぺい率の緩和の検討） ○子育て支援施設・サービスの充実 ○特色のある教育環境づくり
1-2 住み慣れた地域での居住継続	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者等が住み続けられる住宅の整備促進 ○高齢者の生活支援サービスの充実 ○高齢者等の交流の場の充実 ○地域での支え合いの体制づくり

基本目標2 住宅団地機能の維持・充実

基本方針	施策
2-1 生活サービス機能の維持・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○医療、買物等の生活利便施設の維持・誘致（用途地域の見直しの検討）
2-2 地域コミュニティの活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○地域交流活動の充実 ○多言語による情報提供の充実、外国人居住者との交流機会の創出
2-3 地域交通の維持・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティバスの利便性向上と利用促進 ○バス交通を補完する新たな交通手段の検討
2-4 地域の安全性・快適性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○歩行者・自転車ネットワークの充実・整備改善 ○公園・緑地の維持管理の充実 ○多様な世代に対応した公園の再整備の検討 ○避難施設の充実 ○地域と連携した防犯対策の充実

基本目標3 新たな魅力の再構築

基本方針	施策
3-1 地元大学・研究機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくりの研究フィールドとして連携 ○コミュニティ内への大学生の居住促進 ○学生と地域との関係づくりによる卒業後の定住促進
3-2 職住近接の魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○既存ストック等を働く場として活用（用途地域の見直しの検討）
3-3 地域が主体となった魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地域づくりを担う人材の育成 ○地域主体のエリアマネジメントの推進 ○地区の魅力をPRする情報発信

3. 施策の展開

基本目標に基づく基本方針及び施策について下記に整理します。

基本目標 1 居住人口の維持

[基本方針]	[施策]
1-1 若年層や子育て世代の移住・定住の促進	<ul style="list-style-type: none">○戸建て住宅ストックの流通促進○低未利用地等を活用した良好な居住環境の形成○県営住宅の改善整備の促進○賃貸共同住宅の建設・再生の促進（容積率・建ぺい率の緩和の検討）○親世帯と子世帯の同居・隣居・近居等の支援（容積率・建ぺい率の緩和の検討）○子育て支援施設・サービスの充実○特色のある教育環境づくり
1-2 住み慣れた地域での居住継続	<ul style="list-style-type: none">○高齢者等が住み続けられる住宅の整備促進○高齢者の生活支援サービスの充実○高齢者等の交流の場の充実○地域での支え合いの体制づくり

基本方針 1-1 若年層や子育て世代の移住・定住の促進

【課題を踏まえた方向性】

人口減少、少子高齢化の進展により、本地区では特に子どもや若年層、子育て世代の減少が顕著です。出産する世代が減り、出生率も全国的に低下傾向にあることから、このままでは加速度的に人口減少が進んでいきます。居住人口を維持していくためには、本地区で育った若年層や子育て世代が住み続けられるようにすることや子どもを産み育てやすい環境を創出することで、他の地域からの移住を促進していくことが必要です。

そのため、子世帯と親世帯が多様な居住形態を選択しやすい環境を整えるとともに、既存ストックを有効活用し、独立した子世帯や転入者の受け皿を確保します。また、子育て世代の居住地として選ばれるようにするため、子育て支援施設やサービスの充実、特色ある教育環境づくりを行っていきます。

【施策内容】

○戸建て住宅ストックの流通促進

- ・空き家や常住者がいなくなりほとんど利用していない家を有効活用し、適正な管理を促進するため、空き家情報バンクへの登録のPRや空き家情報の発信を強化していきます。
- ・空き家等の活用をより積極的に進めていくため、不動産事業者・地域住宅相談所・金融機関・リフォーム業者・行政等が連携し、所有者が賃貸や売却、住み替え、リフォーム、資金計画（借り換え・融資、老後資金）等について相談が受けられるシステムづくりを推進します。

・空き家や空き地等を若年層が購入可能な面積の区画への再編や空き家の購入や改修に対する助成制度の充実など、流通しやすくするための事業の実施を推進します。

・空き家について、集会所等の地域活動拠点や住宅確保要配慮者^{※2}に向けたセーフティネット住宅としての活用を促進します。

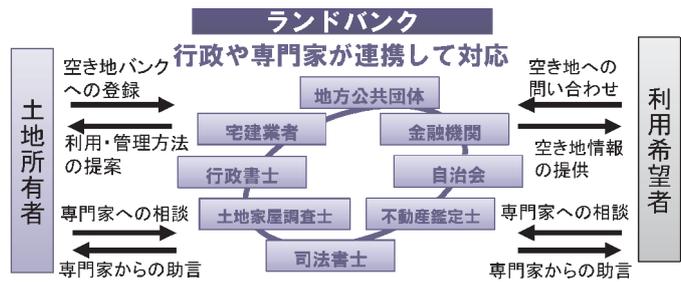
・長期優良住宅や省エネルギー住宅等の普及促進、既存住宅の性能向上に資するリフォームの促進など良質な住宅ストックの普及を図ります。

・富山県産材やアルミ等の住宅建材などを活かした地産地消の射水市独自の住宅モデルを構築し、地場産業の活性化の促進を図ります。

※1 ランドバンク：行政と専門人材により構成し、地域における相談体制の構築や空き地・空き家の情報共有をしつつ、土地・不動産の適正な利用・管理に向けたマッチング・コーディネート、所有者に代わる管理等の機能を担う組織。

※2 住宅確保要配慮者：低額所得者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者。

[地域が連携した空き家対策のイメージ]



出典：ランドバンク^{※1}の活用等による土地の適切な利用・管理の推進（国土交通省ホームページ）

【事例】 住み替え支援協議会の設立による住み替え支援（北海道北広島市 北広島団地）

行政、金融機関 3 行、都市再生機構、建設業者、不動産業者 6 社により 2016 年度（H28）に「住み替え支援協議会」を設置し、子育て世代の居住を促進するため、高齢者世代に対する高齢者向け住宅への住み替えや住み替え後の住宅の活用・処分を支援している。

- 活動例
- ・住み替え支援セミナー
 - ・空き家の処分に関する個別相談会

【事例】 NPO 法人つるおかランド・バンク（山形県鶴岡市）

増加する空き家・空き地・狭あい道路の問題を解決するため、民間事業者、地域住民、鶴岡市が連携し、2011 年に「鶴岡市ランド・バンク研究会」を立ち上げ活動している。2013 年（H25）に NPO 法人を創設しており、宅地建物取引業協会、建設業協会、行政書士会、土地家屋調査士会、司法書士、建築士会、解体業、銀行、首都大学、NPO 鶴岡城下町トラスト、鶴岡市等で構成されている。

- 事業内容
- ・ランドバンク事業（密集住宅地の空き家・空き地の寄付又は低廉売却を受け、解体・整地・転売等により空き家・空き地・狭あい道路の一体整備を行うことで、有効活用を図る）
 - ・空き家バンク事業（空き家・空き地の情報を発信し、所有者と希望者とのマッチング）
 - ・空き家委託管理事業（遠隔地に住む空き家所有者の依頼を受け、管理を受託）
 - ・空き家コンバージョン事業（様々な用途への転換を提案し、所有者の意向を踏まえて改修）
 - ・ファンド助成事業（地域コミュニティ施設や私道、空き地活用等の整備へ助成）

○低未利用地等を活用した良好な居住環境の形成

- ・質の高い居住環境を求める人の受け皿として、低未利用地等を付加価値のある住宅や施設、または公園、緑地等に活用することを検討します。
- ・移住・定住促進のため、魅力的な情報発信や指定宅地取得支援助成などを活用することで、若い世代の購入を支援します。
- ・地域の景観と調和するように地区計画や建築協定等の策定を検討します。

○県営住宅の改善整備の促進

- ・県営住宅は地区全体の世帯数の約2割を占め、地区全体の人口に影響しているため、空室を活かした施設やサービスの充実を促すなど、空室解消のための対策を県へ働きかけます。
- ・高齢者等の単独世帯住戸としてのバリアフリー化や老朽した設備の改修をはじめ、大規模改修等、施設の長寿命化について県へ働きかけます。

○賃貸共同住宅の建設・再生の促進

- ・本地区には、若年層や子世帯（又は親世帯の住み替え）、転入者等の受け皿となるファミリー向けの賃貸共同住宅が少ないため、若年層や子育て世代に魅力的で入居しやすい共同住宅の整備を促進します。
- ・第1種低層住居専用地域の現行の容積率・建ぺい率の規制では、採算性のある共同住宅の経営が困難で整備が進んでいないため、容積率・建ぺい率の緩和を検討します。
- ・老朽化した既存の共同住宅については、若年層や子育て世代が入居したいと思えるよう、間取りや水回り等のリノベーションを促進するため、改修に対する助成の充実を検討します。
- ・賃貸共同住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進し、多様で重層的な住宅セーフティネットの構築を図ります。
- ・学生や多様な人々が集まって住む豊かなコミュニティづくりや地域づくりを推進するため、シェアハウス^{※1}やコレクティブハウス^{※2}等、共助・共生型住まいの情報発信や普及啓発に取り組みます。

※1 シェアハウス：一戸又は一棟の住宅に複数人で暮らす居住形態。寝室等の個室を専用スペースとし、共用空間での交流や支え合い、家事の分担等を特徴とする。

※2 コレクティブハウス：独立した専用住居と共有スペースを持ち、複数の家族が生活の一部を共同化する居住形態。自分や家族の生活は自立しつつも、血縁に拘らない人間関係の中で暮らす住まいのかたち。

○親世帯と子世帯の同居・隣居・近居等の支援

- ・本地区で育った若年層の定住やUターンを促進するため、子世帯と親世帯との同居・隣居・近居等への助成の充実を検討します。
- ・現行の容積率・建ぺい率の規制では、3世代での同居や二世帯住宅の整備は困難との声があることから、容積率・建ぺい率の緩和を検討します。
- ・子育て、高齢者、障がい者世帯に対応したリフォーム支援を推進することで、暮らしやすい環境整備の充実を図ります。

○子育て支援施設・サービスの充実

- ・子育て世代の移住・定住を促進するには、子育て支援施設やサービスの充実は必須です。そのため、本地区のみならず、宅地開発等により子育て世代の流入が進む周辺地区も含め、小杉地区一帯の需要を見込み、市有地等の低未利用地や既存施設を活用した、幼児や小学生向けの屋内遊具場の整備や児童館移転リニューアル、多様な保育サービスの実施など子育て支援の充実を検討します。
- ・保護者のニーズ等を踏まえ、放課後児童クラブの利便性向上に取り組み、子どもの居場所づくりに努めます。
- ・子育て世帯等の民間賃貸住宅家賃低廉化の支援や住宅取得に対する助成の充実を検討します。

【事例】大島中央公園屋内遊具場（遊ぼ〜館）（富山県射水市）

射水市では、大島中央公園のコミュニティ体育館内に、天候を気にせず遊ぶことができる屋内遊具場を整備した。大人と子どもと一緒に体をたくさん動かせる大型遊具（クライミングウォール、エアトラック、サイバーホイール、マルチファンクショントンネル）と小さい子どもも楽しむことができる小型遊具を設置してある。



出典：射水市ホームページ

○特色のある教育環境づくり

- ・子育て世代に選ばれる教育環境にするためには、特色のある教育環境づくりが必要です。小学校での外国語教育や国際交流の充実やふるさとに詳しい地域人材を発掘し、地域の自然や人、歴史等を直接見たり体験する「ふるさと教育」の充実を図ります。
- ・地区内及び地区周辺にある小学校と中学校の連携を強化し、学習内容や学習活動の充実を図ります。

基本方針 1-2 住み慣れた地域での居住継続

【課題を踏まえた方向性】

住宅団地の造成から 50 年余りが経過し、入居した世代の高齢化が進んでいます。元々、核家族用に建てられた住宅が多いこともあり、子世帯は独立して親世帯だけが残り、高齢夫婦のみや高齢者単独の世帯が増えてきています。アンケートでは地域での居住継続意向が高く、高齢者も安心して地域に住み続けられるようにすることが必要です。

そのため、高齢者対応型住宅等への住み替えや自宅で住み続ける人のためのバリアフリー化等の他、生活支援、非常時に支え合いができる体制づくり、交流の場などの充実を図っていきます。

【施策内容】

○高齢者等が住み続けられる住宅の整備促進

- ・自宅での居住を希望する高齢者や障がい者が、安心して住み続けられるよう、バリアフリー化やヒートショック対策など自宅のリフォームに関する情報提供・相談機能、助成の充実を図ります。
- ・自宅での生活に不安や困難を感じる高齢者が、住み慣れた地区内で住み替えできるよう、民間事業者等によるサービス付き高齢者向け住宅やグループホーム等の高齢者対応型住宅の整備を促進します。
- ・住み替えにあたって、不動産事業者や金融機関等と連携し、自宅の処分・活用やマイホーム借上げ制度の活用等、住み替え後の住宅等に関する情報提供・相談体制の充実を図ります。

○高齢者の生活支援サービスの充実

- ・買物等の日常生活が困難な高齢者の生活を支援するため、商業施設等への送迎や商品の宅配、配食、安否確認等の見守りなど、地域の店舗や事業者等によるサービスの開発の促進に努めます。

○高齢者等の交流の場の充実

- ・高齢者が生き生きと地区で住み続けられるよう、老人クラブや地域ふれあいサロン等の活動を支援します。
- ・小杉ふれあいセンター用地を活用し、民間事業者による高齢者を含む全世代の交流の場の充実を図ります。

○地域での支え合いの体制づくり

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域支え合いネットワーク事業を基盤に緊急通報装置貸与事業^{※1}や避難行動要支援者支援制度^{※2}等を活用しながら、高齢者世帯を地域で支える体制づくりを推進します。
- ・高齢者のみならず地域の多様な人々が集い交流する地域のプラットフォームを創出し、地域共生社会の構築に努めます。

※1 緊急通報装置貸与事業：日常生活に不安を抱えるおおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、24 時間 365 日対応可能な装置を貸与し、緊急時の通報・健康相談を行う。

※2 避難行動要支援者支援制度：65 歳以上のひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯で、災害時に自力での避難に不安があり、登録を希望される方を対象に、自主防災組織、地区社会福祉協議会、自治会、町内会及び民生委員・児童委員等の地域に密着している各組織が連携して支援を行う。

基本目標 1 の目標指標

指標	現況値	目標値 (2040年)	目標値の考え方
太閤山3地区の人口	10,090人 (2015年国勢調査)	9,000人 (2040年国勢調査)	将来人口推計 (p18) では、2040年は2015年の16%減の約8,400人になる見込みのところ、射水市人口ビジョンの目標人口に準じて10%減程度に抑えることを目指す。
空き家率	2.7% (2016年空き家実態調査)	2%以下	空き家率 (p24) は住民の高齢化により増加が予想されるが、流通・活用を進め、現況値より減少を目指す。
空き家情報バンクの新規登録件数	2件 (2020年末時点)	10件/年	現在は太閤山3地区の登録物件は少ないが、バンクの活用をPRすることにより、登録件数の増加を目指す。

基本目標 2 住宅団地機能の維持・充実

[基本方針]	[施策]
2-1 生活サービス機能の維持・充実	○医療、買物等の生活利便施設の維持・誘致（用途地域の見直しの検討）
2-2 地域コミュニティの活性化	○地域交流活動の充実 ○多言語による情報提供の充実、外国人居住者との交流機会の創出
2-3 地域交通の維持・充実	○コミュニティバスの利便性向上と利用促進 ○バス交通を補完する新たな交通手段の検討
2-4 地域の安全性・快適性の向上	○歩行者・自転車ネットワークの充実・整備改善 ○公園・緑地の維持管理の充実 ○多様な世代に対応した公園の再整備の検討 ○避難施設の充実 ○地域と連携した防犯対策の充実

基本方針 2-1 生活サービス機能の維持・充実

【課題を踏まえた方向性】

地区内及び周辺には、生活サービス施設が集積し、生活利便性に対する満足度が高いですが、地区外の店舗の利用が増えすぎると、地区内の店舗の維持が困難になります。地区内には空き店舗等もあり、高齢者など車の運転が困難な人には、より身近な施設の充実が求められています。また、身近な店舗やカフェ等を求める声もあります。

そのため、地区内の既存施設の利用を促すとともに、空き店舗等の活用や新規店舗の立地を促進し、生活利便機能の維持・充実を図っていきます。

【施策内容】

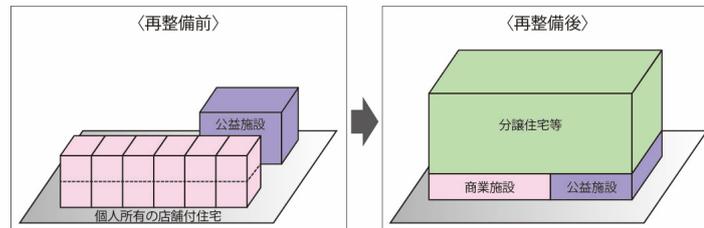
○医療、買物等の生活利便施設の維持・誘致

- ・商工会等と連携し、地区内の既存店舗の情報をまとめ、マップの作成やインターネットで発信するなど、既存店舗の利用の促進に努めます。
- ・不動産事業者等と連携し、空き店舗の情報を集約して発信することで、施設の誘致、流通の促進を行います。
- ・近隣商業地域の空き店舗や住宅化が目立つ店舗併用住宅については、所有者の意向（継続利用、貸し出し、住み替え、建替え等）を確認した上で、有効活用を図るための支援を検討します。
- ・戸建て住宅ゾーンでカフェや飲食店、小売店等の小規模な専用店舗が立地できるようにするため、幹線道路沿いを中心に用途地域の見直しを検討します（第1種低層住居専用地域では店舗併用住宅は可能、専用店舗は立地不可）。

【事例】藤白台近隣センターの再生（大阪府吹田市 千里ニュータウン）

千里ニュータウンでは各地区に商業施設等を含む近隣センターが設けられており、その一つ藤白台地区の近隣センターは1965年（S40）に開業した。しかし、公衆浴場の廃業、店舗の老朽化、周辺への大型店の進出等により衰退し始めていた。そのため、1987年（S62）頃より再整備の話し合いや勉強会を重ね、1991年（H3）に市街地再開発準備組合を設立し、吹田市による計画策定等や都市計画決定を踏まえ、2000（H12）～2003年度（H15）に市街地再開発事業で建替えられ、「ゆらら藤白台」として再生した。

【事業イメージ】



基本方針 2-2 地域コミュニティの活性化

【課題を踏まえた方向性】

本地区では、地域振興会ごとを基本に積極的なコミュニティ活動が行われてきましたが、少子高齢化の進展により、担い手の高齢化や担い手不足が顕著になってきています。また、県営住宅の住民や外国人、学生など多様な居住者が居住しているものの、地域との関わりが薄い傾向にあります。

そのため、団地造成時に入居した第一世代から第二世代へと活動の主体を継承・移行していくとともに、様々な団体による地域活動等を支援し、県営住宅の住民や外国人、学生の地域活動への参加を促進していきます。

【施策内容】

○地域交流活動の充実

- ・地域の交流を促進するため、コミュニティセンター等の活動の場の充実を図るとともに、NPO法人等の活動団体の設立を支援します。また、地域支え合いネットワーク事業の充実を図り、コミュニティ助成事業^{※1}や公募提案型市民協働事業^{※2}等の助成制度を活用してもらうことで、様々な主体による地域課題の解決や地域活性化のための活動、交流事業等を支援します。
- ・県営住宅の住民や外国人、学生等、多様な居住者の地域交流活動への参加を呼び掛けるため、広報誌や回覧板、掲示板、インターネット、SNSなど様々な媒体による情報発信を促進します。

※1 コミュニティ助成事業：一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を目指し実施するもの。

※2 公募提案型市民協働事業：地域課題の解決に向けて、市民の自由な発想を生かした多様で効果的・効率的な公共サービスを提供するため、NPO法人やボランティア団体等の各種団体の専門性・先駆性などの特性を生かした事業の提案を公募し、提案団体と市がともに公共サービスの担い手となり、協働で事業を実施するもの。

○多言語による情報提供の充実、外国人居住者との交流機会の創出

- ・増加する外国人居住者が、地区で安心して暮らせるように案内板等の多言語表記を推進します。
- ・自治会活動やイベント等の地域情報の多言語での提供を促進し、外国人居住者の地域活動への参加や交流機会の創出を図ります。

基本方針 2-3 地域交通の維持・充実

【課題を踏まえた方向性】

本地区の中心から小杉駅まで約 2 km で、地区内にはコミュニティバスが運行されています。しかし、住民からは公共交通のさらなる利便性の向上が求められており、鉄道とバスの連携や小杉駅へのアクセスの強化などを望む声があります。また、住民の高齢化が進む中、高齢ドライバーの危険運転の防止や免許返納が全国的な課題となっており、高齢者の移手段として、新たな交通手段を含め、公共交通の維持・充実を望む声があります。

このことから、コミュニティバスの利便性向上と利用促進を図るとともに、バス交通を補完する新たな交通手段の検討や ICT、IoT 技術を活用した DX[※]の推進などにより、住民や学生等の移動を支える地域交通の充実を図ります。

※ DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタル技術やデータ活用を進めて社会や産業、生活のあり方に改革をもたらすこと。県内では DX に対応できる人材育成の動きが着実に広がっており、県では富山県立大学に DX 教育研究センター（仮称）を整備する計画である。

【施策内容】

○コミュニティバスの利便性向上と利用促進

- ・コミュニティバスの利用状況や利用ニーズを踏まえ、運行ルートやダイヤ、本数等を見直し、効率的で利便性の高い持続可能な公共交通網の構築を図ります。
- ・高齢者の運転免許返納を見据え、地域と連携しながら乗り方教室等の実施を通じて、利用促進を図ります。

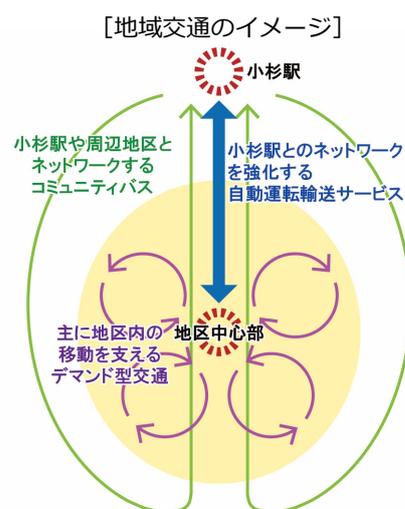
○バス交通を補完する新たな交通手段の検討

- ・富山県立大学をはじめとする産学官の連携により、地区中心部と小杉駅とのネットワークを強化する自動運転輸送サービスを検討します。（小杉駅-富山県立大学-パスコ等）
- ・坂道が多い本地区の高齢者の買物や通院等の移動を支えるため、電動カート等の小型車両を活用したデマンド型^{※1}のグリーンスローモビリティ^{※2}の導入等を検討します。また、電気自動車の普及に対応する環境等の充実を促進します。
- ・新たな交通手段を含めた公共交通の利便性向上を図るため、MaaS^{※3}の導入に向けて検討します。

※1 デマンド型：予約型の運行形態。

※2 グリーンスローモビリティ：電動で、時速 20km 未満で公道を走る 4 人乗り以上の乗り物。

※3 MaaS（Mobility as a Service）：スマートフォンのアプリ等情報通信技術を活用して、マイカー以外のあらゆる交通手段を需要に応じて利用できる 1 つのサービスとして統合し、最適な移手段やルートを検索して、予約・利用・決済できるようにする概念。



出典：都市と地方の新たなモビリティサービス懇談会 第 1 回資料（国土交通省ホームページ）

【事例】新たな地域公共交通「べいぐるん」の実証運行（富山県射水市 新湊地区）

[電気三輪自動車]

射水市では、新湊地区のベイエリアで、市民と施設をつなぐ新たな地域公共交通として、電気三輪自動車を活用した実証運行を行った。平日は主に地域住民向けに地域内における近距離の移動手段を確保し、高齢者の外出の促進による健康増進及び住みやすい地域交通環境の形成を図り、休日は主に観光客の移動手段として海王丸パーク等に來ている人をまちなかへ誘導し回遊性を高め、地域の賑わい創出を図ることを目的として実施した。



出典：射水市ホームページ

運行日時 2020年9月14日～11月29日、9:00～17:00

実施主体 新湊地区まちづくり協議会

導入車両 電気三輪自動車2台（乗車定員：運転手を除き3人、最高速度：19km/h）

運行方法 平日：デマンド運行（専用アプリまたは電話で事前予約し、区域内に設置した46箇所の乗降ステーションの任意区間を運行）

休日：定時定路線運行（クロスベイ新湊→きとときと市場→海王丸パーク→川の駅新湊→クロスベイ新湊を30分間隔で運行）

【事例】先導的モビリティ実証実験（愛知県春日井市 高蔵寺ニュータウン）

春日井市では、名古屋大学と連携し、地域住民の高齢化に伴い、近距離移動を担う新たな移動サービスを検討するため、「ゆっくり自動運転」の実証実験を実施し、「高蔵寺ニューモビリティタウン構想」の実現に向けた検討を進めている。

[自動運転で走る小型電動自動車]

実施した実験

- ・自宅からNT内拠点施設への自動運転実証実験（2018年度）
- ・石尾台のラストマイル自動運転実証実験（2019年度）
- ・石尾台で乗降箇所、運行間隔を改良し実証実験（2020年度）



出典：春日井市ホームページ

基本方針 2-4 地域の安全性・快適性の向上

【課題を踏まえた方向性】

本地区は計画的に開発された住宅団地のため、公共施設や道路、公園等の基盤施設が適切に配置され、良好な居住環境が形成されてきました。しかし、当初開発から約50年が経過し、更新や改修等を行っていますが、老朽化が進んでいる施設や歩きにくい道路等があります。一方、近年、健康や環境等への意識の高まりから自転車走行環境の整備や自然災害、犯罪の増加から防災・防犯対策の充実など、時代に即した安全・安心の環境整備が求められています。

そのため、安全な歩行者・自転車ネットワークの整備や公園・緑地の維持管理の充実と再整備、災害に備えた避難施設の充実、地域と連携した防犯対策などにより、地域の安全性・快適性の向上を図ります。

[施策内容]

○歩行者・自転車ネットワークの充実・整備改善

- ・安全で歩きやすい歩行者ネットワークを構築するため、歩道の段差解消等のバリアフリー化や歩きにくい路面の改修、狭く危険な歩道の拡幅など、歩道の整備改善を行います。また、歩行空間確保のため、街路樹の適切な維持管理を推進します。
- ・歩行者や自転車利用者の安全性と快適な通行空間を確保するため、自転車通行空間の明示、段差解消やスロープの設置など、自転車通行環境の整備改善を行います。
- ・小杉駅を拠点に本地区や周辺地区との回遊性向上のため、シェアサイクルの導入を検討します。

【事例】自転車通行空間の整備（富山県富山市）

富山市では、中心市街地を対象として、自転車ネットワーク路線を定め、自転車が安全で快適に通行できる空間整備を進めている。自転車が車道を通行することで、歩道を歩く歩行者が安全に通行することも可能になり、自転車と歩行者の安全性向上につながる。

[車道上の自転車通行空間整備]



○公園・緑地の維持管理の充実

- ・住民が安全に利用できるように公園・緑地の老朽化した遊具や設備等を計画的に更新するとともに、樹木等の適切な維持管理を推進します。
- ・市では、町内会等の団体による公園等の除草や清掃等の愛護活動を推進しており、さらに地域住民が愛着をもち、活動の場として維持・活用していけるよう促進します。

○多様な世代に対応した公園の再整備の検討

- ・地区内には近隣公園や街区公園など大小の公園が配置されていますが、老朽化が進み、更新が必要な施設もあります。公園の再整備にあたっては、人口の推移や公園の位置関係、地元住民の意見・意向等も踏まえながら検討する必要があることから、現在の公園の配置状況等を整理した上で、今後の公園のあり方について検討していきます。
- ・検討結果を踏まえ、優先順位の高いところから、ユニバーサルデザインを導入しながら、計画的に再整備していきます。
- ・イベント開催等のにぎわい創出や利用者の利便性向上を図る施設の立地など多様な活用を推進するため、指定管理者制度^{※1}やPark-PFI制度^{※2}等による民間活力の活用を検討します。

※1 指定管理者制度：民間事業者等の人的資源やノウハウを活用した施設の管理運営の効率化（サービスの向上、コストの縮減）が主な目的で、一般的には施設整備を伴わず、都市公園全体の運営維持管理を実施する制度。

※2 Park-PFI（公募設置管理制度）：飲食店、売店等の公募対象公園施設の設置又は管理と、その周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

○避難施設の充実

- ・誰もが避難施設で安心して過ごせるよう、多様な避難者（高齢者、乳幼児、女性、妊産婦、外国人等）に対応した設備や対策の充実を図ります。（介助、衛生用品・非常食等の備蓄、洋式トイレ等の設備、プライバシー対策、多言語対応等）
- ・災害時や災害発生の危険がある時に外国人を適切に誘導するため、防災情報や誘導サインの多言語化を図ります。
- ・住まいの耐震化の促進や防災意識の向上を図るなど、災害に強く安全で快適なまちづくりを進めます。

○地域と連携した防犯対策の充実

- ・住民が安全に暮らせるように地域と行政が連携して地区内の危険箇所を点検するなど危険解消のための対策に取り組みます。
- ・子どもの安全を守るため、登下校時に通学路に立つ「子ども見守り隊」への参加を促進するとともに、学校・PTA・見守り隊・警察・道路管理者等の迅速な連絡体制の構築・情報共有などの連携を強化し、地域全体で防犯対策の強化に取り組みます。
- ・散歩やジョギング、屋外の清掃・ガーデニング等の時間を登下校時に合わせるなど、日常活動の中での「ながら見守り[※]」を促進します。
- ・地域振興会や町内会等の要望に応じて、防犯カメラの設置を検討します。

※ ながら見守り：多様な世代や事業者が日常生活や事業活動を行いながら、防犯の視点を持って子どもを見守る活動。防犯ボランティアの高齢化や担い手不足等により従来の見守り活動に限界が生じている中、個人の負担が小さい形で、見守りの担い手の裾野を広げるために推進されている。

基本目標2の目標指標

指標	現況値	目標値（2040年）	目標値の考え方
公共交通の利便性の評価（満足＋やや満足＋普通）	58.7% (2017年市民アンケート調査)	70%	アンケート調査結果（p34）の暮らしの満足度のうち、「公共交通の利便性」については普通以上が6割未満にとどまっており、+10%以上の改善を目指す。
自転車通行空間の整備延長割合（自転車道、自転車通行帯、車道混在等）	0割 (2020年末時点)	5割	自転車の利用が多い区間での整備を優先することとし、幹線道路のうち5割程度を見込む。

基本目標 3 新たな魅力の再構築

[基本方針]

[施策]

3-1 地元大学・研究機関との連携強化

- まちづくりの研究フィールドとして連携
- コミュニティ内への大学生の居住促進
- 学生と地域との関係づくりによる卒業後の定住促進

3-2 職住近接の魅力づくり

- 既存ストック等を働く場として活用（用途地域の見直しの検討）

3-3 地域が主体となった魅力づくり

- 地域づくりを担う人材の育成
- 地域主体のエリアマネジメントの推進
- 地区の魅力をPRする情報発信

基本方針 3-1 地元大学・研究機関との連携強化

【課題を踏まえた方向性】

市は市内の高等教育機関と包括連携協定等を結び、様々な分野で協力して地域づくりに取り組んでおり、区内及び周辺には、富山県立大学や富山福祉短期大学、県の研究機関等がありますが、現在は本地区との関わりが少ない状況です。大学や研究機関がある恵まれた立地環境を強みとし、大学等と地域との連携強化を図り、まちづくりに活かしていくことが求められています。

そのため、大学や研究機関の研究フィールドとしての地区の活用・連携を促進します。また、学生と地域コミュニティとの交流が少ないため、地区での様々な活動への参加、地域の人との交流を促進します。

【施策内容】

○まちづくりの研究フィールドとして連携

- ・大学のゼミや研究機関の実習・活動等のフィールドとして本地区を活用することを促進し、本地区の課題解決への協力、大学・研究機関と地域の連携強化を図ります。
- ・富山県立大学をはじめとする産学官の連携により、地区中心部と小杉駅とのネットワークを強化する自動運転輸送サービスを検討します。（小杉駅-富山県立大学-パスコ等）（再掲）
- ・大学間の連携・交流の場や大学のサテライト研究室として、区内の空き家や空き店舗等を活用した「（仮称）まちなか研究室」の整備を促進します。

【事例】大学と自治会が連携した取組（東京都日野市 高幡台団地）

高幡台団地近くの明星大学、高幡台団地自治会、UR都市機構が2013年から地域活性化のために連携して取り組んでいる。団地内において、ゼミの学生やシェアハウス（p61 参照）の学生が、主体的にふれあいサロンや防災の集い等を開催している。

「防災の集い」は、高幡台団地を事例に地域社会の現状と課題を研究しているゼミの学生が企画し、消防署や自治会の協力を得て開催しており、学生からの防災に関する情報の発表、消防署によるレクチャー、消火器体験などを行い、学生と住民が交流している。

また、団地まつりや敬老の集い等の催し物の際には、学生が地域活動の担い手として参加し、行事を支援している。

[防災の集い]



出典：URくらしのカレッジ
ホームページ

○コミュニティ内への大学生の居住促進

- ・学生がコミュニティ内に居住し、地域との関わりをもってもらうため、地区内の空き家等を所有者や事業者が学生向けのシェアハウスに活用することを促進します。
- ・シェアハウスに入居する学生に、地域活動への参加等の条件付きで廉価に提供できるよう、家賃補助や改修費等の助成を検討します。

【事例】学生用シェアハウス（広島県呉市）

空き家を学生用のシェアハウスとして活用し、自治会活動への参加（資源回収の積み込み作業、運動会等の行事）や近隣の高齢者の生活支援（ゴミ出し等）を通して、地域の活性化にも貢献している。市はリフォーム費用や家賃への助成を行っている。

- 効果
- ・所有者：貸家にした場合は入居者がいなければ収入0だが、シェアハウスの場合は、一部の利用でも収入が得られる。すべて入居されれば、通常の貸家よりも家賃の合計が高くなる場合もある。
 - ・大学生：安価な家賃で経済的負担が軽減でき、人と交流しながら暮らせる。地域貢献ができる。
 - ・地域住民：若者に自治会活動に協力してもらえる。若者の参加により地域の賑わいが生まれる。

【事例】高幡台シェアハウス（東京都日野市 高幡台団地）

高幡台団地近くの明星大学、日野市、UR都市機構が連携し、2017年から団地の3戸を2名1組の学生向けのシェアハウスにし、地域活動への参加を条件に、市が家賃補助を行っている。大学がURから部屋を借り、市は大学に1部屋3万円を家賃補助し、学生は1人約1.5万円で電化製品付きの部屋に住める。シェアハウスに入居する学生は、団地まつり、敬老の集い等の地域活動の担い手として参加している。（2020年度にて事業終了）

〔団地まつりに参加する学生〕



出典：明星大学ホームページ

○学生と地域との関係づくりによる卒業後の定住促進

- ・学生の地域での活動を地域の活性化につなげるため、既存商業施設等を活用して学生や地域住民が交流できるスペースの確保を促進します。交流スペースは、地域協働活動を行う学生まちづくり団体の活動拠点として活用してもらうとともに、学生サークル等の様々な活動に貸し出します。
- ・地域と学生の情報交換・助け合いの仕組みをつくり、ボランティア活動の希望者の登録、SNSや交流スペースの掲示板等での協力依頼、地域行事の情報発信・参加者募集等を行うなど、学生と地域の関わりを持つ機会を増やしていきます。
- ・学生や地区の若年層を対象とした交流イベントを開催するなど、出会いの機会を創出し、卒業後の定住促進を図ります。
- ・地域での様々な活動を通して、学生と地域の関係づくり、人脈づくりを行うことで、本地区に愛着をもち、卒業後の居住や働く場として選択する人を増やしていきます。

基本方針3-2 職住近接の魅力づくり

【課題を踏まえた方向性】

近年、全国的に、個人や少人数での起業、企業に所属しないフリーランスでの仕事、メインのオフィス以外の場所で仕事をするテレワーク、リスク分散等のため地方へのサテライトオフィスの設置など、働き方が多様化しており、そうした利用者に応じた仕事場の需要が高まっています。

本地区は住宅が中心で、オフィス等はあまりありませんが、地区の新たな魅力として、既存ストック等を活用した働く場を設け、職住近接による豊かな暮らしを打ち出していきます。

【施策内容】

○既存ストック等を働く場として活用

- ・ 学生による起業や若手起業家等を支援するため、市有地等の低未利用地を活用して公民連携によるインキュベーション施設^{※1}やシェアオフィス^{※2}等の整備を推進します。
- ・ 空き家・空き店舗等の働く場としての活用も推進し、空き家情報バンクを活用した物件情報の収集・発信、起業家等の小規模オフィス利用者の誘致・マッチング、リノベーションの支援、民間事業者によるシェアオフィスとしての整備促進を図ります。
- ・ 地区内で最も多い第1種低層住居専用地域については、需要や居住者・所有者等の意向を踏まえ、必要に応じて、事務所専用としての活用も可能な用途地域への変更を検討します（第1種低層住居専用地域のうち幹線道路沿いを第2種中高層住居専用地域や第1種住居地域へ変更するなど）。

【事例】ITビジネスプラザ武蔵（石川県金沢市）

映像、デザイン、ITなどの分野の起業を支援するため、金沢市が商業施設の空きスペースを活用して開設したビジネスインキュベーション施設。365日・24時間使用可能なレンタルオフィス^{※3}（個室、ブース）、打合せや交流ができるコワーキングスペース^{※4}、一般向けの貸し施設（会議室、撮影スタジオ、編集室等）がある。

【レンタルブース】



出典：ITビジネスプラザ武蔵ホームページ

- ※1 インキュベーション施設：起業しようとする人や創業初期段階にある人を対象に、一定期間、事務所スペースを低廉で提供するほか、経営のアドバイスを行う人を配置するなど、ハード・ソフト両面から起業を支援する施設。
- ※2 シェアオフィス：レンタルオフィスやコワーキングスペースの総称。
- ※3 レンタルオフィス：個室やブースの専用スペースをレンタルし、設備や会議室等を共用する施設。
- ※4 コワーキングスペース：契約者や時間貸しの利用者等が共用のオープンスペースの空いている席で仕事をする施設。利用者同士の交流がしやすく、人脈や契約・提携等に結びつけるメリットがある。

基本方針3-3 地域が主体となった魅力づくり

【課題を踏まえた方向性】

住民の高齢化や人間関係の希薄化などにより、コミュニティ活動の維持が困難になってきていますが、地域振興会による活動に限らず、住民が地区に愛着を持ち、主体的に活動することが必要です。それにより、地区の魅力が高まり、活気あふれる魅力的な地区として、移住・定住したいと思う人が増えることが期待されます。

そのため、地域づくりを担う人材の育成を支援するとともに、住民をはじめとする地域主体の活動や、地区を良く知る住民や事業者等による地区の魅力の情報発信を促進します。

【施策内容】

○地域づくりを担う人材の育成

- ・地域リーダーをはじめ、地域づくりを担う人材を育成するため、まちづくり活動やマネジメント、ファシリテーション[※]手法など様々な勉強会を開催し、住民主体の活動へつなげていきます。

※ ファシリテーション：会議や活動等の場で、人々の発言や参加を促し、うまくことが運ぶよう舵取りすること。合意形成や相互理解を支援し、協働を促進させる働き。その役割を担う人をファシリテーターと呼ぶ。

○地域主体のエリアマネジメントの推進

- ・本地区をより活気ある魅力的な地域とするため、住民・事業者・地権者等が連携し、地域が主体となって地域課題の解決やより良いまちづくりに向けての活動を展開するエリアマネジメント[※]を推進します。
- ・活動の第一歩として、住民有志等が集まって、地区に必要な活動を検討し、楽しみながらできる気軽な活動（交流イベント等）から始め、徐々に活動範囲や参加者を広げ、ステップアップを目指します（活動例：公園等の公的な施設の維持管理・運営、空き家・空き地等の活用、植樹等の景観づくり、防災、防犯、見守り、地域活性化イベント等）。

【事例】地域主体の“泉北をつむぐまちとわたしプロジェクト”（大阪府堺市 泉北ニュータウン）

堺市が「泉北ニュータウン魅力創出ワークショップ」の参加者として“泉北ニュータウンをもっと魅力的にしてくれる人”を募集した。10代～70代まで約60人が集まり、フィールドワーク（現地調査）によるまちの魅力の再発見を経て、まちの課題を解決するアイデアを出し合い、社会実験を実行した。2014（H26）～2016年度（H28）は市が主導したが、2017年度（H29）以降は市民が主体となって運営し、参加者が次々と企画し、活動を実践している。市も2020年（R2）にPark-PFI手法で大蓮公園の民間事業者による活用を図り、活動を後押ししている。

活動例

- ・公園や緑道で週末に開催する「緑道ピクニック」「LOTUS café」
- ・まちなかでゲリラ的に食堂やコワーキングスペースを創り出す「だんじりキッチン」
- ・空き家等を地域活動のクリエイティブ拠点にした「Share space まちいえ」
- ・家々の庭にレモンを植樹し、地元起業とタイアップして特産品開発する「レモンの街ストーリー」
- ・まちを再編集する雑誌「RE EDIT」の発刊

※ エリアマネジメント：特定のエリアを単位に、民間（住民・事業者・地権者等）が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行う取組。

○地区の魅力をPRする情報発信

- ・ホームページやSNS等を活用して本地区の魅力を地区内外に情報発信することで、移住・定住の促進を図ります。(地区の魅力、子育て環境、店舗、病院、災害リスク、空き家情報バンク等)
- ・地域住宅相談所や市の関連部局と連携し、住まいの総合窓口の充実を図ります。

【事例】地域のライフスタイルを紹介する“PORTAL SENBOKU”（大阪府堺市 泉北ニュータウン）

泉北に住みたい人とまちを結ぶために、移住した住民のライフスタイルや支援制度、住宅情報、地域の魅力と現状を紹介するポータルサイト。堺市が主宰し、地域のクリエイター等による合同会社がプロデュースを担っている。

- 掲載内容
- ・住民のライフストーリー、教育機関、支援制度、市民活動
 - ・地域の概要、アクセス、情報誌、まちの未来についての対談
 - ・お店、自然・公園、神社・仏閣、博物館・文化施設

出典：PORTAL SENBOKU ホームページ



基本目標3の目標指標

指標	現況値	目標値（2040年）	目標値の考え方
空き家等を学生用住居に利活用した件数	0件 (2008～2020年)	10件 (2021～2040年)	短中期的に利活用が進み、継続して使用されることを目指す。
空き家等を事業所に利活用した件数	0件 (2008～2020年)	10件 (2021～2040年)	短中期的に利活用が進み、継続して使用されることを目指す。

[目標指標一覧]

	指標	現況値	目標値 (2040年)	目標値の考え方
【基本目標1】 居住人口の維持	太閤山3地区の人口	10,090人 (2015年国勢調査)	9,000人 (2040年国勢調査)	将来人口推計(p18)では、2040年は2015年の16%減の約8,400人になる見込みのところ、射水市人口ビジョンの目標人口に準じて10%減程度に抑えることを目指す。
	空き家率	2.7% (2016年空き家実態調査)	2%以下	空き家率(p24)は住民の高齢化により増加が予想されるが、流通・活用を進め、現況値より減少を目指す。
	空き家情報バンクの新規登録件数	2件 (2020年末時点)	10件/年	現在は太閤山3地区の登録物件は少ないが、バンクの活用をPRすることにより、登録件数の増加を目指す。
【基本目標2】 住宅団地機能の維持・充実	公共交通の利便性の評価(満足+やや満足+普通)	58.7% (2017年市民アンケート調査)	70%	アンケート調査結果(p34)の暮らしの満足度のうち、「公共交通の利便性」については普通以上が6割未満にとどまっており、+10%以上の改善を目指す。
	自転車通行空間の整備延長割合 (自転車道、自転車通行帯、車道混在等)	0割 (2020年末時点)	5割	自転車の利用が多い区間での整備を優先することとし、幹線道路のうち5割程度を見込む。
【基本目標3】 新たな魅力の再構築	空き家等を学生用住居に利活用した件数	0件 (2008~2020年)	10件 (2021~2040年)	短中期的に利活用が進み、継続して使用されることを目指す。
	空き家等を事業所に利活用した件数	0件 (2008~2020年)	10件 (2021~2040年)	短中期的に利活用が進み、継続して使用されることを目指す。

4. 重点施策

急激な高齢化と人口減少による空き家や空き地の増加、住環境の維持・保全、地域コミュニティの存続が懸念されている本地区において、持続可能で多様な居住者が生き生きと暮らすまちを目指すにあたり、「3. 施策の展開」で示した各施策のうち、本地区の特徴を捉え優先的に取り組むものや新たな機能・施設等の整備を「重点施策」として位置づけ、積極的に進めていきます。

重点施策① 戸建て住宅ストックの流通促進 (p48)

人口減少により空き家の増加が懸念されるため、中古住宅の流通を促すための取組を重点的に実施します。

[主な取組]

- ・ 空き家情報バンクへの登録を促進するための PR、空き家情報の発信の強化
- ・ 関係機関との連携による相談窓口の設置や相談会の開催、コーディネートの充実
- ・ 空き家の購入や改修に対する助成制度の充実の検討

重点施策② 子育て支援施設・サービスの充実 (p51)

子育て世代の居住地として選択されるよう、子育て支援施設の整備やリニューアルに取り組みます。

[主な取組]

- ・ 市有地等の低未利用地や既存施設を活用した、幼児や小学生向けの屋内遊具場の整備や児童館移転リニューアルの検討

重点施策③ 高齢者等が住み続けられる住宅の整備促進 (p52)

住み慣れた地区内での高齢者の住み替え需要に対応するため、様々なニーズの受け皿となる高齢者対応型住宅の充実に取り組みます。

[主な取組]

- ・ 民間事業者等によるサービス付き高齢者向け住宅、グループホーム等の整備促進

重点施策④ バス交通を補完する新たな交通手段の検討 (p56)

小杉駅とのネットワーク強化や住民の移動を支えるため、新たな交通手段を検討します。

[主な取組]

- ・ 産学官の連携による、地区中心部と小杉駅とのネットワークを強化する自動運転輸送サービスの検討（小杉駅-富山県立大学-パスコ等）
- ・ 電動カート等の小型車両を活用したデマンド型のグリーンスローモビリティの導入等の検討

重点施策⑤ 歩行者・自転車ネットワークの充実・整備改善（p58）

歩行者や自転車利用者の安全性と快適な通行空間を確保するため、歩行者・自転車ネットワークの整備改善に取り組みます。

[主な取組]

- ・舗装の改修、歩道のバリアフリー化、歩道の拡幅
- ・自転車通行空間の明示、段差解消やスロープの設置

重点施策⑥ コミュニティ内への大学生の居住促進（p61）

学生に地域との関わりをもってもらうため、学生のコミュニティ内への居住の支援に取り組みます。

[主な取組]

- ・所有者や事業者による空き家等の学生向けシェアハウスへの活用促進
- ・シェアハウスの家賃補助（地域活動への参加等の条件付き）や改修費等の助成の検討

重点施策⑦ 既存ストック等を働く場として活用（p62）

近年の多様な働き方の普及を活かし、職住近接を地区の新たな魅力とするため、既存ストック等のオフィスへの活用や起業の支援に取り組みます。

[主な取組]

- ・市有地等を活用した公民連携によるインキュベーション施設やシェアオフィス等の整備
- ・空き家・空き店舗等の活用による小規模オフィス利用者の誘致・マッチング、民間事業者によるシェアオフィスとしての整備促進、リノベーションの支援
- ・事務所専用としての活用も可能な用途地域への変更の検討

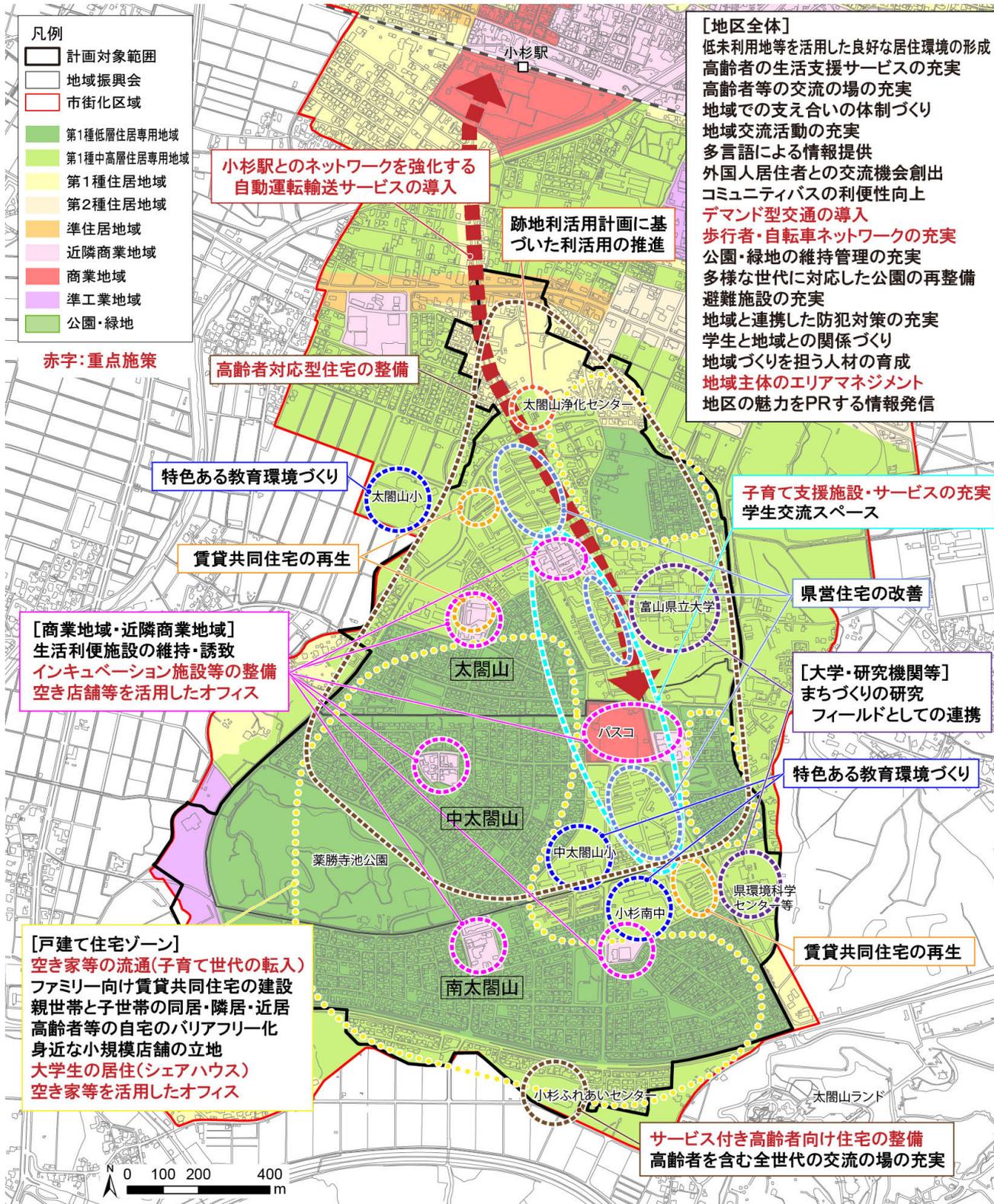
重点施策⑧ 地域主体のエリアマネジメントの推進（p63）

本地区をより活気ある魅力的な地域とするため、住民・事業者・地権者等が連携し、地域が主体となって地域課題の解決やより良いまちづくりに向けての活動に取り組めるよう支援します。

[主な取組]

- ・まちづくり活動に取り組む意欲のある住民有志等の募集、活動の検討の支援
- ・住民有志等による活動の支援（気軽な活動から徐々にステップアップ）

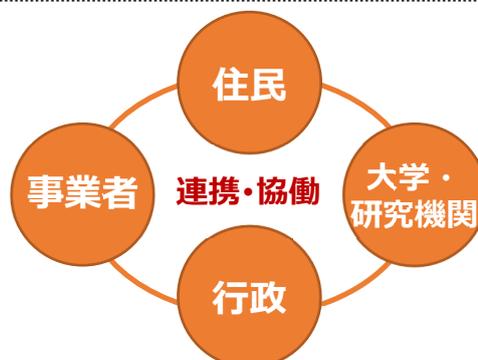
[将来イメージ図]



第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画は、住民をはじめ、行政や事業者、大学・研究機関、NPO 団体等の多様な主体が、それぞれの役割を理解し、連携しながら取組を進める「協働」によって推進を図ることが重要です。



○住民や住民団体等による主体的な取組と連携

- ・まちづくりは、行政のみが取り組むものではなく、住民が主体的に考え、行動していくことが重要です。将来にわたって持続可能な住みよいまちにしていくために、住民一人ひとりや住民団体等ができることを実践していけるよう、行政や各種団体が連携し、情報提供や啓発、勉強会や相談会の開催、活動支援等を行っていきます。

○民間事業者や大学・研究機関との連携

- ・施策の展開にあたっては、産学官が連携して進めることが必要です。そのため、計画が着実に進行していくよう、関係者の協力関係の構築に努めるとともに、各取組の支援や助成、規制の見直し、各種制度の活用等により、事業者や各種業界団体、大学・研究機関等の創意工夫が発揮しやすい環境づくりに取り組みます。

○庁内及び関係機関との連携

- ・計画の推進にあたっては、子どもから若年層、子育て世代、高齢者、障がい者、外国人等の福祉や環境、都市基盤、交通、教育、産業等の様々な分野との連携が不可欠であり、部局を横断した対応が必要です。そのため、地区再生に関する成功事例を持つ国をはじめ、地区内に多くの施設を有する県や庁内の関係各課と連携して、情報の共有や関連計画との整合を図りながら、本計画の目標実現に向けた取組を行っていきます。

2. 計画の見直しと施策の評価

- ・本計画の対象期間は 20 年間ですが、社会情勢や経済状況の変化、国・県の動向、施策の進捗状況や目標指標の達成状況等を勘案し、必要に応じて計画の見直しを行います。
- ・計画の推進にあたっては、まちづくりの取組を絶えず改善し発展させていく仕組みとして PDCA サイクルにより評価・検証を行い、協働のまちづくりを効果的・持続的に発展させていきます。

3. 計画の実施主体・スケジュール

各施策の実施主体、スケジュールを下記のように整理します。 ★：重点施策

基本方針	施策	実施主体※		スケジュール (着手の目安)		
		主体	協力・支援	短期 (5年以内)	中期 (5～10年)	長期 (10～20年)
1-1 若年層や子育て世代の移住・定住の促進	★戸建て住宅ストックの流通促進	事業者	市			
	○低未利用地等を活用した良好な居住環境の形成	市・事業者			
	○県営住宅の改善整備の促進	県	市			
	○賃貸共同住宅の建設・再生の促進	事業者	市		
	○親世帯と子世帯の同居・隣居・近居等の支援	市				
	★子育て支援施設・サービスの充実	市・事業者		
	○特色のある教育環境づくり	市				
1-2 住み慣れた地域での居住継続	★高齢者等が住み続けられる住宅の整備促進	事業者	市		
	○高齢者の生活支援サービスの充実	事業者	市		
	○高齢者等の交流の場の充実	事業者・住民	市		
	○地域での支え合いの体制づくり	住民	市			
2-1 生活サービス機能の維持・充実	○医療、買物等の生活利便施設の維持・誘致	事業者	市			
2-2 地域コミュニティの活性化	○地域交流活動の充実	住民	市			
	○多言語による情報提供の充実、外国人居住者との交流機会の創出	事業者・住民・市			
2-3 地域交通の維持・充実	○コミュニティバスの利便性向上と利用促進	市				
	★バス交通を補完する新たな交通手段の検討	大学・市・事業者				
2-4 地域の安全性・快適性の向上	★歩行者・自転車ネットワークの充実・整備改善	市				
	○公園・緑地の維持管理の充実	市	住民			
	○多様な世代に対応した公園の再整備の検討	市	事業者・住民		
	○避難施設の充実	市			
	○地域と連携した防犯対策の充実	住民	市			
3-1 地元大学・研究機関との連携強化	○まちづくりの研究フィールドとして連携	大学	市・住民			
	★コミュニティ内への大学生の居住促進	事業者・住民	大学・市		
	○学生と地域との関係づくりによる卒業後の定住促進	大学・市・住民			
3-2 職住近接の魅力づくり	★既存ストック等を働く場として活用	市・事業者				
3-3 地域が主体となった魅力づくり	○地域づくりを担う人材の育成	市・住民				
	★地域主体のエリアマネジメントの推進	住民・事業者	市			
	○地区の魅力をPRする情報発信	住民・事業者	市			

※「住民」には地域振興会や住民活動団体等を含みます。「事業者」には業界団体を含みます。

.....：調査・検討等 ———：事業着手

4. SDGs との関係

- ・SDGsは Sustainable Development Goals の略で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの長期的な開発の指針「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標です。17の目標、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。
- ・計画の推進にあたっては、SDGsの理念に沿って、住民、事業者、大学・研究機関、各種団体、行政等の多様な主体が連携して、持続可能なまちづくりに取り組むことが必要であり、本計画の基本目標とSDGsとの関係を以下に整理します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



[基本目標ごとの関連]

【基本目標1】 居住人口の維持	
【基本目標2】 住宅団地機能の維持・充実	
【基本目標3】 新たな魅力の再構築	

添付資料

■ 射水市太閤山地区リノベーション計画策定委員会名簿

	組織等	所属団体等	氏名
委員長	学識経験者	(学) 浦山学園 富山福祉短期大学 学長	炭谷 靖子
副委員長		(大) 富山県立大学 情報システム工学科 准教授	榊原 一紀
委員	地域の代表者	太閤山地域振興会 会長	坂又 國昭
		中太閤山まちづくり地域振興会 会長	山本 満夫
		南太閤山地域振興会 会長	高島秀五郎
	関係行政機関等	富山県土木部都市計画課長	阿部 雅文
		富山県土木部建築住宅課長	岡田 洋一
	関係機関	(公社) 射水青年会議所	池島 圭祐
		(公社) 富山県宅地建物取引業協会 宅建射水会	京角 弘二
		(福) 小杉福社会 事務長	肥田 仁美
		(株) 北陸銀行 小杉支店長	谷井 寿好
		射水市商工会 女性部長	橋場 祐子
		(公社) 富山県建築士会 射水支部長	松本 吉晴

■ 計画策定の経緯

年月	経緯
2020年(R2) 11月9日	第1回射水市太閤山地区リノベーション計画策定委員会 幹事会
2020年(R2) 11月16日	第1回射水市太閤山地区リノベーション計画策定委員会
2021年(R3) 1月13日	第2回射水市太閤山地区リノベーション計画策定委員会 幹事会
2021年(R3) 1月28日	第2回射水市太閤山地区リノベーション計画策定委員会
2021年(R3) 2月9日	中太閤山地区 地域振興会 意見交換会
2021年(R3) 2月15日	富山福祉短期大学 学生 意見交換会
2021年(R3) 2月15日	太閤山地区 地域振興会 意見交換会
2021年(R3) 2月18日	富山県立大学 学生 意見交換会
2021年(R3) 2月19日	南太閤山地区 地域振興会 意見交換会

射水市住生活基本計画（案）について

1 射水市住生活基本計画（素案）に関するパブリック・コメントの実施結果について

(1) 実施期間

令和2年12月18日(金)から令和3年1月18日(月)まで

(2) 閲覧を行った書類

射水市住生活基本計画（素案）

(3) 書類の閲覧場所等

ア 射水市ホームページ

イ 窓口等での閲覧（6箇所）

（ア）市建築住宅課

（イ）各地区センター（4箇所）

（ウ）中央図書館

(4) 寄せられたご意見等

ア 意見等の提出者数 5名

イ 意見の件数 22件

(5) ご意見等の提出方法

ア 郵送 0件

イ FAX 2件

ウ 電子メール 20件

(6) ご意見等の概要・ご意見等に対する考え方 別紙のとおり

2 射水市住生活基本計画（案）

別添のとおり

第1章 計画策定の目的

NO.	素案の対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
1	2 位置付け (P1)	位置付けの図に各計画の計画期間を記載したらどうか。	P2以降にて計画期間を記載しています。	無

第2章 住宅・住環境の現状と課題

NO.	素案の対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
2	射水市全域図 (P11) 市営住宅の位置 (P30)	地図中「あいの風富山鉄道」は正しくは「あいの風とやま鉄道」であるため、修正してほしい。	ご指摘のとおり正しい表記に修正します。	有
3	エ 住宅の新設状況 (P22)	新設住宅着工件数に関するグラフの凡例を正しく表示させてほしい。	ご指摘のとおり凡例を表示します。	有
4	オ 住宅の建築時期 (P23)	市内の耐震化率の指標が示せないか。また、耐震化率を富山県や全国の平均と比較できないか。	耐震化率については、射水市耐震改修促進計画(平成29年6月改訂版)に記載しており、当計画では建築時期による概観をしています。	無
5	カ 住宅の高齢者等のための設備状況 (P24)	住宅の高齢者等のための設備のうち「手すりがある」の基準がわかりにくい。	注釈にて「『手すりがある』は、玄関、トイレ、浴室等のいずれかの箇所に設置されている場合を示す。」と定義を追記します。	有

第3章 住宅施策の目標と基本方針

NO.	素案の対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
6	(3)施策体系 (P45)	基本方針7は基本目標2に、基本方針3は基本目標3に移した方がよいのではないか。	施策の体系は変更せず、目標3に「安全で」を追加し「地域特性を活かした安全で魅力ある住環境の創出」に修正します。	有

第4章 住宅施策の展開

NO.	素案の対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
7	1 住宅施策の展開 基本方針 1 (2)施策の体系 (P46)	表中「具体的施策」の記載が具体性に欠けるため、施策の例示をしてはどうか。	4章全体を通し、具体的施策の概要欄に、施策の例示を追記します。	有
8	同(P46)	環境共生住宅についての記載をしてはどうか。	取組のひとつとして「環境にやさしい住まいの普及促進」を記載しています。	無
9	基本方針 2 (2)施策の体系 (P48)	空き家について社会的ストックとして有効なものとそうでないものとメリハリをつけて対応することが必要と思われる。	具体的施策として、所有者不明空き家の調査や空き家活用の可能性についての調査を追記します。	有
10	基本方針 2 (2)施策の体系 (P49)	老朽空き家でも登録有形文化財になり得る可能性がある建物への維持管理に支援等をしてはどうか。	登録有形文化財の改修に関して助成金等の支援はありませんが、関係課と連携し調査研究します。	無
11	基本方針 3 (2)施策の体系 (P50)	住宅用地の造成についての施策を記載してはどうか。	民間事業者による宅地開発への助成について追記します。	有
12	同(P50)	海王町団地の遊休地に集合住宅を民間活力で整備してはどうか。	民間による開発を促すため、遊休地の情報共有について追記します。	有
13	基本方針 4 (2)施策の体系 (P51)	公共交通環境の整備について記載してはどうか。	「バリアフリーの住まい・まちづくりの促進」の中に交通網の充実について記載しています。	無
14	基本方針 5 (2)施策の体系 (P53)	市営住宅のリノベーションによる付加価値向上に取り組んではどうか。	公営住宅の多様な活用について、福祉施策との連携等を記載しています。	無

NO.	素案の対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
15	基本方針 6 (2)施策の体系 (P55)	射水市の地域特性について、より具体的に記載してはどうか。	取組を「歴史的・文化的資源を活かした街並みの形成」とし、具体例を挙げます。	有
16	基本方針 7 (2)施策の体系 (P57)	耐震改修工事や浸水対策への支援を記載してはどうか。	「耐震化の促進」及び「災害に強い住環境整備」に記載しています。	無
17	2 公営住宅等の目標戸数 (2)管理戸数の目標 (P62)	射水市の住宅ストックの現状分析において、県営住宅との整合を取るべきではないか。	現時点で県営住宅の今後の管理戸数は未定のため、本市においては長期的な調整が必要であると考えています。	無
18	6 成果指標 (P71)	「空き家の有効活用支援件数」の算定根拠を記載してはどうか。	注釈にて「『商店街等新規出店支援補助金』等による空き家の有効活用」と追記します。	有
19	同(P71)	「空き家の有効活用支援件数」の目標値は実績値に比べて1年あたりの件数が減っているが、目標値の設定根拠を説明してはどうか。	実績値の算定に誤りがあったため修正します。1年あたりの件数は実績値を上回る目標値を設定しています。	有
20	同(P71)	「指定宅地での住宅建築率」の指定宅地の定義を記載してはどうか。	注釈にて「『指定宅地取得支援助成制度(団地型)』に指定する宅地」と追記します。	有
21	同(P71)	「移住施策を活用して市外から移住した延べ人数」も算定根拠を記載してはどうか。	注釈にて「『若者世帯定住家賃補助事業』や『きららか射水移住支援事業』など」と追記します。	有
22	同(P71)	目標4の成果指標として、基本方針8に関するものを設定してはどうか。	基本方針8に関する指標として「多様な人々が集まって暮らす地域づくり」の観点から新たに「地域共生社会の取組地域数」を追記します。	有

射水市住生活基本計画（案）

「誰もが自分らしく、支え合いの中で
安心して暮らせる住生活の実現」

令和3年3月



目 次

第1章 計画策定の目的	
1 背景・目的	1
2 位置付け	1
3 計画期間	1
第2章 住宅・住環境の現状と課題	
1 上位計画・関連計画	2
(1) 関連計画（国・県）	2
(2) 射水市総合計画と関連計画（市）	5
2 住宅・住環境を取り巻く現状	10
(1) 射水市の概要	10
(2) 射水市の人口、世帯等の状況	13
(3) 射水市の住宅等の状況	21
(4) 市営住宅の状況	29
(5) 住生活に関する意識調査	39
3 問題点・課題	43
第3章 住宅施策の目標と基本方針	
1 目標と基本方針	44
(1) 基本理念	44
(2) 住宅施策の目標	44
(3) 施策体系	45
第4章 住宅施策の展開	
1 住宅施策の展開	46
[目標1]良質な住宅ストックの形成と効果的な活用	46
[目標2]誰もが安心して住み続けられる住環境の形成	50
[目標3]地域特性を活かした魅力ある住環境の創出	55
[目標4]連携・協働の取組による住宅施策の推進	58
2 公営住宅等の目標戸数	62
(1) 将来需要の見通しによるストック量の推計	62
(2) 管理戸数の目標	62
3 市営住宅のストック活用計画	64
(1) 市営住宅の役割	64
(2) 市営住宅の整備・管理の方向性	64
(3) 団地・住棟別事業手法の選定	67
4 地域特性を踏まえた住宅施策の方向性	68
5 重点テーマ	69
(1) 空き家の管理と活用	69
(2) 地域共生社会の実現に向けた住環境づくり	69
(3) 住まいのセーフティネットと安全で快適な住環境の形成	70
6 成果指標	71
第5章 計画の推進に向けて	
1 計画の推進体制	72
2 計画の見直しと施策の評価	72
3 新たな視点	73

第1章 計画策定の目的

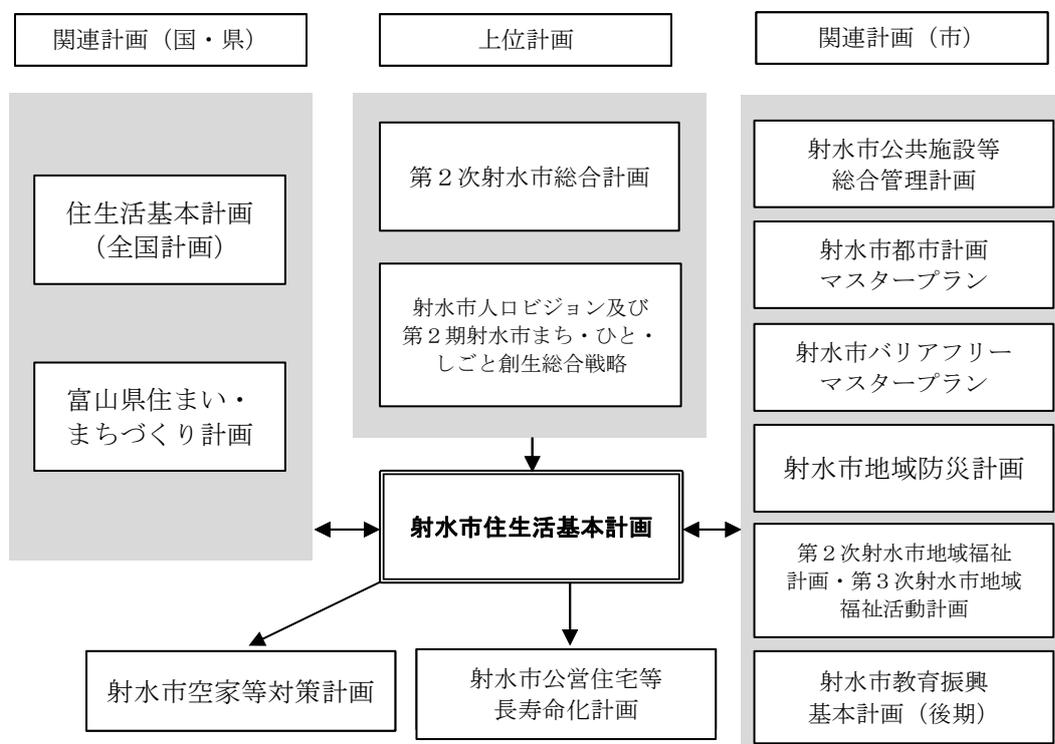
1 背景・目的

平成18（2006）年に制定された住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画）は、社会情勢の変化等に伴い平成28（2016）年3月に見直しがなされ、国における新たな住宅施策の方向性が示された。

本市では、平成23（2011）年3月に「射水市住まい・まちづくり計画」を策定したが、近年の自然災害の発生や急激な少子高齢化、また住宅セーフティネット等に関する住民ニーズの多様化等、住環境を取り巻く社会情勢は大きく変容している。この状況を踏まえて現行の計画を見直し、住まいの安全性・快適性の向上を図るとともに、一人ひとりの豊かな住生活の実現に向けた住宅施策を推進することを目的とし、新たに「射水市住生活基本計画」を策定する。

2 位置付け

本計画は、第2次射水市総合計画を上位計画とし、住生活基本計画（全国計画）や富山県住まい・まちづくり計画等を踏まえ策定する本市の個別計画であり、安全で快適な住まいや住環境づくりを推進し、豊かな住生活を実現するための施策を、住民や住宅関連事業者、行政が協働して行うための基本的な指針とする。



3 計画期間

計画期間は10年間とし、10年先を見通した目標を定めるものとする。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化への対応が必要な場合、概ね5年を目途に見直しを行う。

令和3（2021）年度～令和12（2030）年度

第2章 住宅・住環境の現状と課題

1 上位計画・関連計画

(1) 関連計画（国・県）

ア 住生活基本計画（全国計画）

(7) 目的

国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画を定めるもの（住生活基本法(平成18年法律第61号)第15条第1項に規定)

(4) 計画期間

平成28（2016）年度～令和7（2025）年度

(ウ) 住生活に関する施策

視点	目標	施策
居住者からの視点	1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現	民間賃貸住宅の子育て世帯向けリフォーム促進
		公的賃貸住宅への入居支援
		持家の取得支援
		三世帯同居・近居の促進
		地域ぐるみで子どもを育む環境整備を促進
	2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現	「新たな高齢者向け住宅のガイドライン」を検討・創設
		サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進や「生涯活躍のまち」の形成
		高齢者世帯・子育て世帯等の支援に資する施設等の地域の拠点形成
		高齢者の住み替え等の住生活関連資金の確保
	3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保	高齢者に関する相談体制の充実
		住宅セーフティネット機能を強化
		生活困窮者自立支援制度等福祉施策との連携
民間事業者の様々なノウハウや技術の活用を促進		
住宅ストックからの視点	4 住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築	公的賃貸住宅団地の建替え等の適切な実施と、その機会をとらえた地域の拠点形成による居住環境の再生の推進
		建物状況調査、住宅瑕疵保険等を活用した品質確保
		人材育成や検査の質の確保・向上
		消費者への情報提供の充実
		既存住宅の魅力の向上
		既存住宅の価値向上を反映した評価方法の普及・定着
省エネ、耐久性等に優れた長期優良住宅等の良質で安全な住宅の供給		
住宅で資金調達を行う金融市場の整備・育成		

↑	5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新	耐震性を充たさない住宅の建替え等による更新
		耐震性の向上、耐久性の向上、省エネ性の向上と適切な維持管理の促進
		ヒートショック防止等の健康増進・魅力あるデザイン等の投資意欲が刺激されるようリフォームの促進
		密集市街地における安全を確保するための建替え等を検討
		民間賃貸住宅の修繕資金が確保されるための手段を幅広く検討
		リフォーム事業者団体登録制度の充実・普及
		マンションに関する適切な維持管理や建替え・改修を促進
	6 急増する空き家の活用・除却の推進	新たな住宅循環システムの構築
		地方移住、二地域居住の促進
		古民家等の再生や他用途活用を促進
		福祉施設、宿泊施設等の他用途への転換の促進
		多様な賃貸借の形態を活用した既存住宅の活用促進
		空き家に関する相談体制や、空き家の所有者等の情報の収集・開示方法の充実
産業・地域からの視点	7 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長	生活環境に悪影響を及ぼす空き家について、計画的な解体・撤去を促進
		設計者や技能者の育成等の生産体制整備
		新たな技術開発を推進
		担い手確保及び育成強化
	8 住宅地の魅力の維持・向上	新たなビジネス市場の創出・拡大を促進
		どの世代も安心して暮らすことができる居住環境・住宅地の魅力の維持・向上
		地域の拠点の形成による地域コミュニティと利便性の向上
		良好な景観の形成、豊かなコミュニティの維持・向上
		マンションのコミュニティ活動について、多様な主体により積極的に行われるよう推進
		災害時の安全性の向上

イ 富山県住まい・まちづくり計画（住生活基本計画）

(7) 目的

平成23（2011）年に「富山県住まい・まちづくり計画」を策定したが、近年の自然災害の発生や急激な少子高齢化の進行を鑑み、早期に住まいの安全性の向上を図るとともに適切な管理・再生を図る必要があることから、見直しを行い県民の住生活の質のさらなる向上を目指すもの

(4) 計画期間

平成28（2016）年度～令和7（2025）年度

(ウ) 住生活に関する施策

目標	施策
1 豊かな暮らしを育む住まいの形成	世代を超えて住み継がれる良質な住まいの普及
	リフォームの支援
	安全で人と環境にやさしい住まい・まちづくりの促進
	バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及
	サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進
	高齢者・子育て世帯等の安心居住支援
	医療・福祉や子育て支援のサービス施設と共同住宅の併設促進
2 美しい県土に資する住環境の形成	中心市街地等におけるまちづくりと連動した住まいの整備支援
	田園地域等における地域活性化施策と連携した住環境の整備促進
	景観条例や地区計画制度等による景観と調和した住宅の整備支援
	建築協定等による住民主体のまちづくりの促進
	伝統的まちなみ等の保全・活用
	密集市街地の防災性向上の促進
	防犯性能の高い住まい・まちづくりの促進
空き家の除却及び跡地活用の促進	
3 共助・協働による住まい・まちづくり	住生活に関する教育活動・広報活動等の推進
	建築関係団体と連携した住宅相談体制の充実
	住まい・まちづくり支援団体の育成
	コミュニティ活動の支援
4 地域住宅産業と住宅市場の活性化	住宅性能表示制度の普及
	建築士の資質・能力の向上
	建築確認・検査の的確な実施
	住宅保険・保証制度の普及
	住宅紛争防止等に関する情報提供
	地域の工務店の近代化・活性化促進
	県産材を活用した住宅の整備促進
	木造住宅の伝統的な技術の継承・発展促進
	長期優良住宅の普及促進
	既存住宅の市場の活性化促進
	住宅管理業・リフォーム産業の育成
	空き家の適正管理及び利活用の促進
5 居住の安定の確保	セーフティネットとしての機能の充実
	地域の実情に応じた機能の確保
	民間活力の活用による整備・管理の効率化
	長寿命化等による有効活用
	県と市町村の適切な役割分担による供給
	公的賃貸住宅の有効活用
	民間賃貸住宅の有効活用

(2) 射水市総合計画と関連計画（市）

ア 第2次射水市総合計画

(7) 目的

本市の進むべき方向性を示すとともに、市民と行政が適切な役割分担のもと、目的を共有し、協力しあって、まちづくりに取り組むための総合的かつ計画的な指針を示すもの

(4) 計画期間

平成26（2014）年度～令和5（2023）年度

(ウ) 住生活に関する施策

第2部 健康でみんなが支え合うまち	
第1章 健康で元気なまちづくり	第2節 高齢社会対策の推進
	第3 1 在宅支援の充実 (4) 安心して生活が継続できる住まいの普及
第4部 潤いのある安心して暮らせるまち	
第3章 快適で住みよいまちづくり	第1節 住宅環境の充実
	第1 1 (仮称) 空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の制定(※1)
	2 空き家対策に関する各種助成制度の創設
	3 空き家の有効活用を推進するための情報発信
	4 高齢者や若者、子育て世代等の定住に向けた施策の推進
	第2 1 既存公営住宅の適正な管理・運営及び施設整備
2 民間住宅の活用促進	
	第2節 生活環境の充実
	第1 2 ユニバーサルデザインの普及推進 (1) 生活関連施設、住宅、学校等のバリアフリー化の推進
第4章 安心して暮らせるまちづくり	第1節 防災・減災対策の推進
	第3 1 防災都市づくりの推進 (5) 住環境の改善や良質な住宅の供給

※1：条例は平成26年10月に施行され、平成27年12月に射水市空き家等対策協議会が設置されている。また、平成29年3月には「射水市空家等対策計画」が策定されている。

イ 射水市人口ビジョン及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

(7) 目的

人口減少の克服と地域の活性化に取り組み、将来にわたって、活気に満ち、市民が夢と希望を持てる射水市を創るために講ずべき具体的な施策を示すもの

(4) 計画期間

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

(ウ) 住生活に関する施策

基本目標1：結婚・出産・子育て・子どもの学びの環境づくり

基本目標2：地域のしごとづくり

基本目標3：市の魅力を内外に発信し、新しい人の流れづくり

(1) 移住・定住への支援

基本目標4：安全で安心して暮らせる時代に合ったまちづくり

(1) 安全・安心で持続可能な暮らしの創造

(2) 誰もが活躍できるコミュニティづくり

(3) 行政の効率化・連携強化の推進

ウ 射水市公共施設等総合管理計画

(7) 目的

今後、公共施設の維持更新のため多額の費用が必要となることが予測され、また、人口減少等により税収の減少が予想される厳しい財政状況の中で、公共施設等の適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行うための方向性を定めるもの

(4) 計画期間

平成27（2015）年度～令和36（2054）年度

(ウ) 住生活に関する施策

第4章 施設類型ごとの管理に関する方向性

10 公営住宅

- ・「射水市住まい・まちづくり計画」を改定し、施設数を削減する。
- ・存続施設は「予防保全型」による対策を実施するとともに、長寿命化を図る。

エ 射水市都市計画マスタープラン

(7) 目的

著しい社会情勢の変化に対応するとともに、地域の魅力を高め、持続可能な都市経営を展望しながら、その実現に向けたまちづくりの方向性を明らかにするもの

(4) 計画期間

令和2（2020）年度～令和21（2039）年度

(ウ) 住生活に関する施策

第5章 都市整備の方針	
1. 土地利用の基本方針 ■土地利用の体系	(1) 住宅地 地区の特性に応じた、ゆとりと落ち着きのある良好な住環境の整備・維持を図る。

<p>3. 生活環境の基本方針</p> <p>■良好な市街地環境の維持・創出</p>	<p>(1) 地域による良好な住環境の維持・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画や建築協定等のルールづくりを促進する。 ・地域住民や民間が主体となってまちづくりを積極的に行うエリアマネジメントの取組を促進する。 <p>(4) 持続性の高い生活関連施設の整備</p> <p>【公営住宅】</p> <p>長寿命化を図る施設については、居住性向上や福祉整備等の改善整備を推進する。</p> <p>新規整備、用途廃止及び建替え更新に関しては、民間活用を視野に入れて検討する。</p> <p>県営住宅の用途変更等を想定しながら、管理戸数の適正化や再配置等を検討する。</p> <p>【一般住宅】</p> <p>多世代居住の普及啓発、高齢者向け住宅の供給促進、密集市街地における共同建替えの促進、既存住宅のリノベーションやシェア居住の促進等により、住みやすさの向上と居住の安定確保を図る。</p> <p>空き家、空き地及び空き部屋等については、リノベーションによる地域活性化や移住・定住促進等に資する有効活用をする。</p>
<p>5. 防災の基本方針</p> <p>■防災関連施設の整備</p>	<p>[住宅・建築物の耐震化]</p> <p>[市街地における延焼防止基盤の整備、建物の不燃化]</p>

オ 射水市バリアフリーマスタープラン

(7) 目的

地域における高齢者や障がい者等が日常生活や社会生活を確保する上で生活の支障となる物理的障害や精神的障害を取り除き、都市整備等と連携したバリアフリー化を推進するため、バリアフリーの基本方針を策定するもの

(イ) 計画期間

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

(ウ) 住生活に関する施策

第6章 移動等円滑化の促進に向けた取組

6-1 移動等円滑化の促進に向けた取組

○建築物・駐車場

- ・車いす使用者等に配慮した出入口幅や建具等の改善
- ・出入口と歩道等との段差解消
- ・障がい者等が利用しやすいエレベーター・スロープ等の設置・改善
- ・階段等における手すりや滑り止め等の整備・改善

カ 射水市地域防災計画

(7) 目的

近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、市、防災関係機関、事業者、住民それぞれの役割を明確に定めるとともに、相互に有機的な関連をもって、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするもの

(イ) 計画期間

特に定めなし。（災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかに修正する。）

(ウ) 住生活に関する施策

第2編 地震・津波災害対策編	
第1章 災害予防計画	
第1節 地震に強いまちづくり	3 建築物の耐震不燃化の促進 4 市街地の再開発
第11節 避難所の整備	第1 地震に関する対策 3 被災者用の住居の確保
第2章 災害応急対策計画	
第27節 応急住宅対策	1 応急仮設住宅の確保 2 被災住宅の応急処理 3 公営住宅等のあっせん・要請
第3編 風水害対策編	
第2章 災害応急対策計画	
第27節 応急住宅対策	○ 応急仮設住宅の確保 ○ 被災住宅の応急処理 ○ 公営住宅等のあっせん・要請 ○ 広域一時滞在
第4編 雪害・事故災害等対策編	
第2章 事故災害等対策	
第6節 大規模火災対策	第1 災害予防 1 大規模な火事災害に強いまちづくり 2 火災に対する建築物の安全化

キ 第2次射水市地域福祉計画・第3次射水市地域福祉活動計画**(7) 目的**

誰もが住み慣れた家庭や地域の中で自分らしく生きがいを持ち、安心した生活を送ることができる社会を目指し、地域の様々な生活の課題解決に向けた施策や体制などを計画的に整備し、地域福祉を推進するもの

(4) 計画期間

令和3（2021）年度～令和12（2030）年度

(ウ) 住生活に関する施策

第4章 施策の展開

基本目標3「自分らしく生活できる仕組みづくり」

- 1 包括的な相談支援体制の構築
- 2 全庁的な体制整備
- 3 制度の狭間の課題解決
- 4 更生支援の推進（射水市再犯防止推進計画）

ク 射水市教育振興基本計画（後期）**(7) 目的**

改正教育基本法の「知・徳・体の調査、自立心」、「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」の理念を実現するため、市が進める教育施策の基本的方向や目標を示すもの

(4) 計画期間

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

(ウ) 住生活に関する施策

第4章 施策の展開

(13)生涯学習関連施設の充実

2 住宅・住環境を取り巻く現状

(1) 射水市の概要

ア 位置、地勢、気象

本市は、環日本海交流拠点である富山県のほぼ中央に位置しており、北は富山湾に面し、東西は富山市、高岡市に隣接している。土地面積は 109.44km²（うち、可住地面積 97.55km²、89%）で、県土面積の約2.6%を占めている。

地形は、中央に射水平野、南部に射水丘陵を配し、標高は海拔0m～140.2mである。

平成22（2010）年～令和元（2019）年の10年間における平均気温は14.4℃、平均降雨量2,383.6mm、平均湿度79.3%、平均最深積雪量は56.7cm（いずれも気象庁伏木特別地域気象観測所のデータ）である。

イ 射水市の概況及び沿革

丘陵部では、縄文期以降の遺跡が多数発掘されており、古くから暮らしが営まれていたと推測されている。

平野部は、その中央部まで入り江が進入していたと考えられ、河川のたい積作用により放生津潟が形成され、次第に平野全体が湿田化された。

平安時代には、下地区の加茂神社が京都の下鴨神社からの勧請により成立したとされ、射水地方の賀茂神を祭る社の総社とされている。鎌倉時代になると、放生津に守護所が置かれ、以後、数百年間、放生津は越中の政治、経済、文化の中心となる。

1660年以後、北陸街道は、高岡―大門―大島―小杉―下村を通ることとなり、大門、小杉は市場町、宿場町として栄えた。

近代では、明治32（1899）年に北陸線が高岡・富山間に開通し小杉駅が開設され、大正12（1923）年には越中大門駅が開設された。

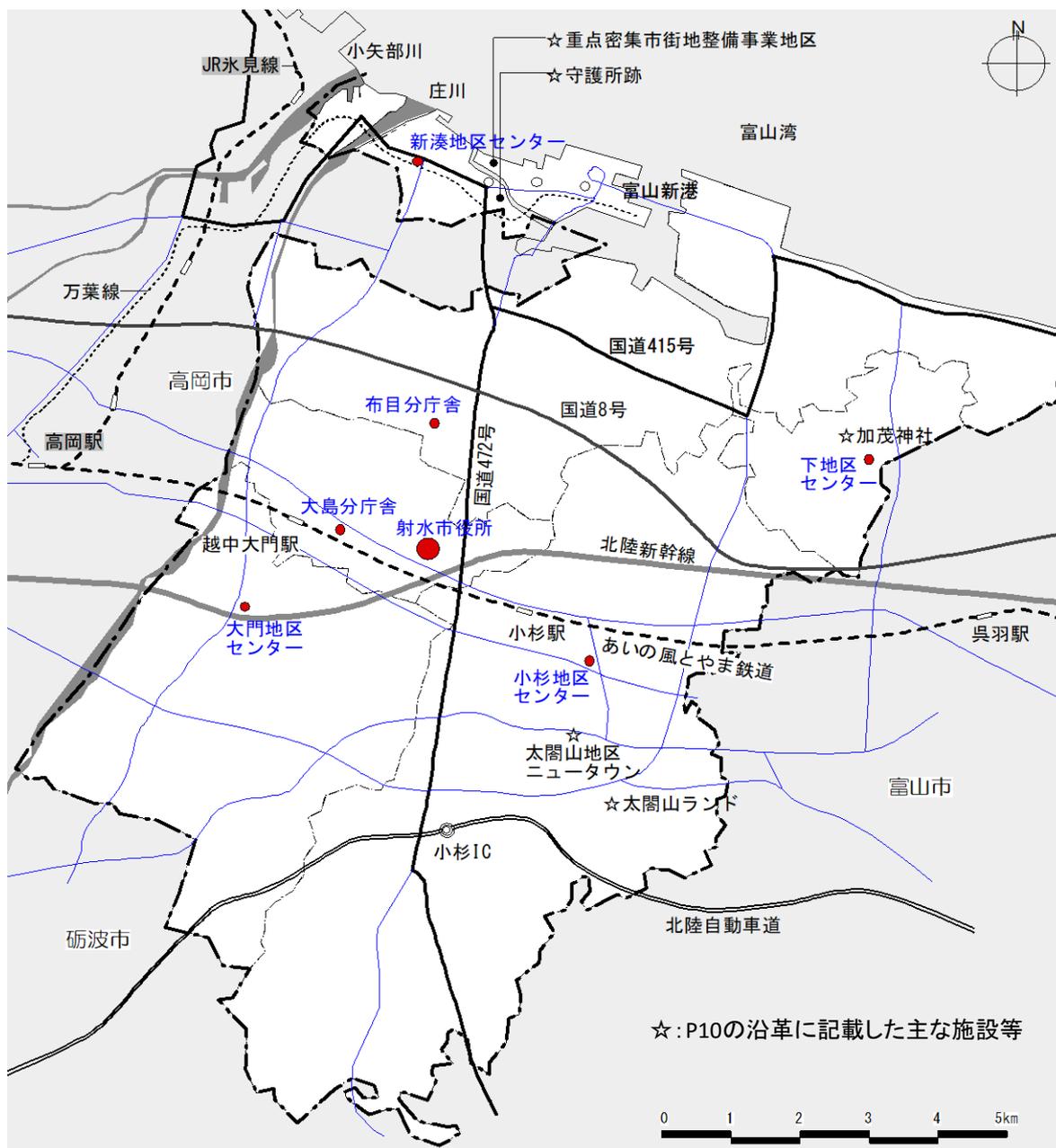
昭和38（1963）年には、国営射水平野農業水利事業が行われ、平野部は肥沃な乾田農地に生まれ変わった。また、翌39（1964）年には「富山・高岡新産業都市」の指定を契機に放生津潟を掘り込み、富山新港の建設が開始され、その周辺は臨海工業地帯になり、丘陵部では太閤山に一大ニュータウン、県民公園太閤山ランドが造成され、大学や研究機関も進出した。

平成に入ってから各地区とも盛んに宅地開発が進められ、新しい住宅地が形成されて人口増や世帯増に対応してきた。

その後、平成17（2005）年11月に、新湊市、小杉町、大門町、大島町及び下村が合併し現在の市域になった。

近年、新湊地区において新湊大橋の完成に合わせ、市開発公社によるウォーターフロントでの住宅団地の供給が行われている。また、既成市街地である放生津地区では、重点密集市街地整備事業により、福祉施設を併設した共同住宅の供給が行われた。

□射水市全域図



ウ 主要な福祉施設、教育施設の概要

(7) 介護保険施設

市内には、下記の特別養護老人ホームが計8か所、介護老人保健施設は3か所、介護医療院が1か所ある。またこの他、グループホームでは介護保険特定施設が16か所、障がい者向けの共同生活援助施設が6か所ある。（令和元（2019）年7月時点）

□特別養護老人ホーム

地区	名称	定員
1	新湊 射水万葉苑	120人
2	新湊 七美ことぶき苑	90人
3	小杉 エスポワールこすぎ	90人
4	小杉 大江苑	80人
5	小杉 太閤の杜	50人
6	大門 こぶし園	84人
7	大島 すずらん	80人
8	新湊 和の郷	29人
計		623人

□介護医療院

地区	名称	定員
1	大島 くるみ介護医療院	50人
計		50人

□介護老人保健施設

地区	名称	定員
1	新湊 サンセリテ	112人
2	小杉 みしま野苑一穂	100人
3	小杉 山田医院併設介護療養型 老人保健施設	18人
計		230人

□グループホーム

地区	介護保険特定施設	共同生活援助施設
1	新湊 9	2
2	小杉 3	3
3	大門 3	1
4	大島 2	0
5	下 0	0
計	17	6

富山県高齢福祉課、射水市社会福祉課

(イ) 保育園

市内には、新湊地区に7園、小杉地区に8園、大門地区に2園、大島地区に3園、下地区に1園及び事業所内保育施設等3園の合計24園の保育園が設置されている。

(ウ) 幼稚園

市内には、新湊地区に1園の幼稚園が設置されている。

(エ) 認定こども園

市内には、新湊地区に2園、小杉地区に4園、大門地区に1園の計7園が設置されている。

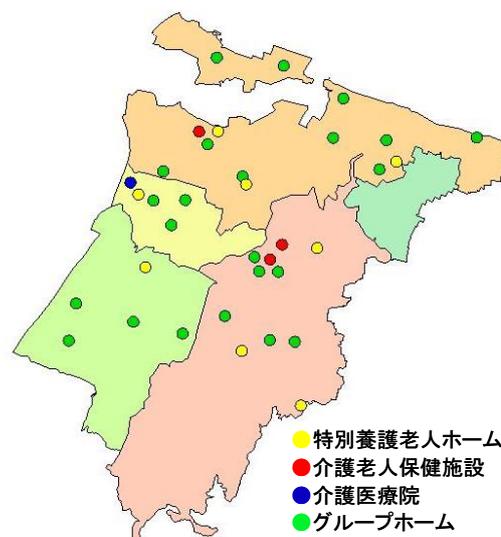
(オ) 小学校

市内には、新湊地区に7校、小杉地区に6校、そして大門・大島・下地区に各1校の計16校の小学校がある。

(カ) 中学校

市内には、新湊地区に3校、小杉地区に2校、大門地区に1校の計6校の中学校がある。

□介護保険施設の分布



(キ) その他の施設

i) 障がい者地域活動支援センター

障がい者、障がい児を対象とする障がい者地域活動支援センターは、市内に4か所ある。

ii) 放課後児童クラブ（学童保育）

市内の小学校15校区17か所において、小学校敷地内、コミュニティセンターや児童館で実施している。

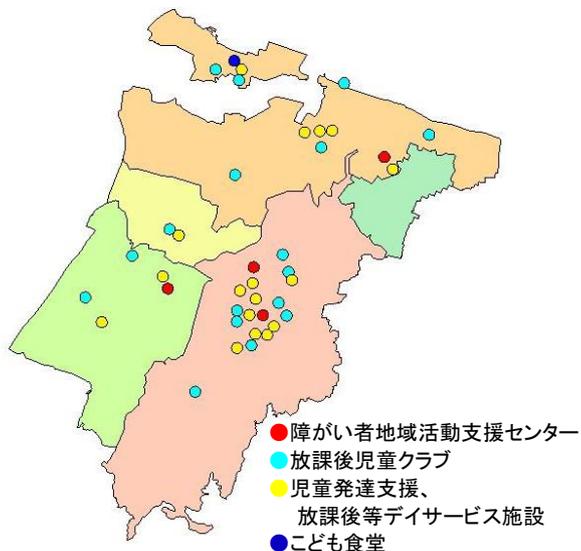
iii) 児童発達支援、放課後等デイサービス施設

小学校就学前の6歳未満児を対象とする児童発達支援や、小学生から高校生までの学校就学児を対象とする放課後等デイサービス施設は、市内に17か所ある。

iv) こども食堂

市内に1か所ある。

□ その他の施設の分布



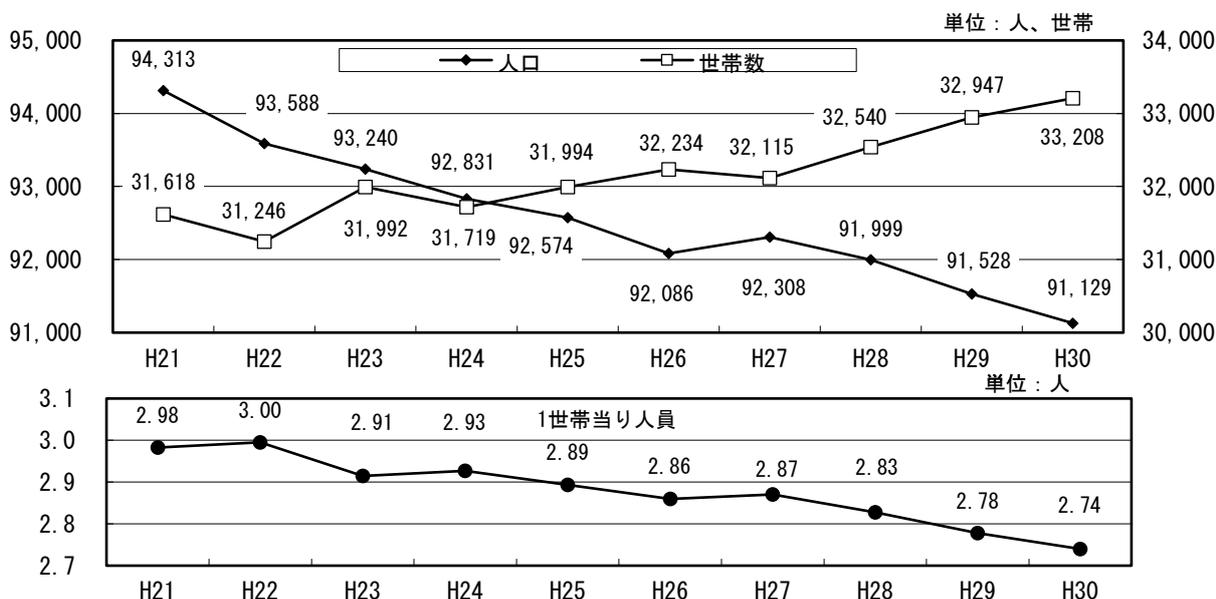
(2) 射水市の人口、世帯等の状況

ア 人口・世帯数等の推移

人口は10年間減少傾向にあり、平成30（2018）年度は91,129人となっている。一方、世帯数は増加傾向にあり、平成30（2018）年度は33,208世帯となっている。また、世帯人員は減少しており、平成30（2018）年度では2.74人となっている。国立社会保障・人口問題研究所（以降、社人研）の推計によると、令和12（2030）年の人口は、83,938人、令和47（2065）年は57,736人となっている。

単位：人、世帯（人移調：富山県人口移動調査 国調：国勢調査（※1））

	人移調	国調	人移調	人移調	人移調	人移調	国調	人移調	人移調	人移調
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人口	94,313	93,588	93,240	92,831	92,574	92,086	92,308	91,999	91,528	91,129
世帯数	31,618	31,246	31,992	31,719	31,994	32,234	32,115	32,540	32,947	33,208
世帯人員	2.98	3.00	2.91	2.93	2.89	2.86	2.87	2.83	2.78	2.74
同上(県平均)	-	3.09	-	-	-	-	2.99	-	-	-



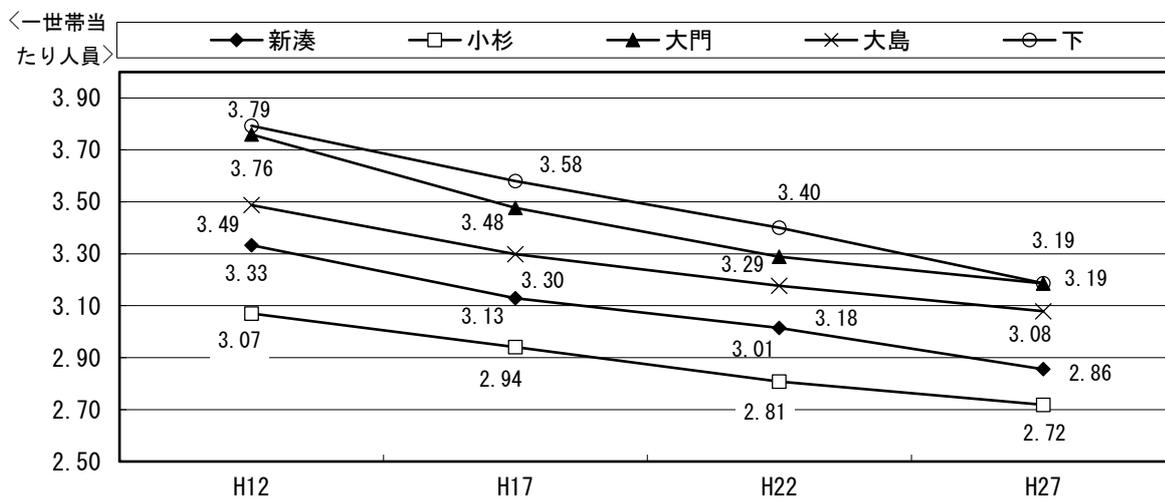
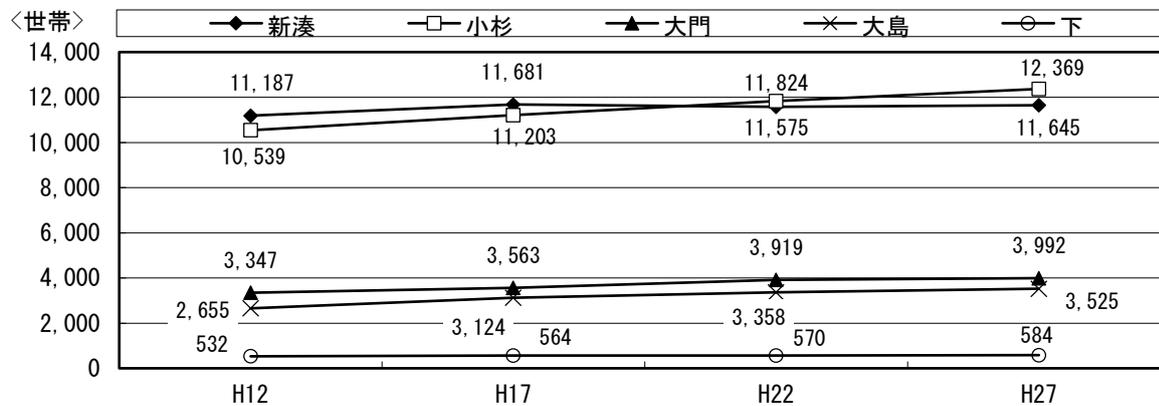
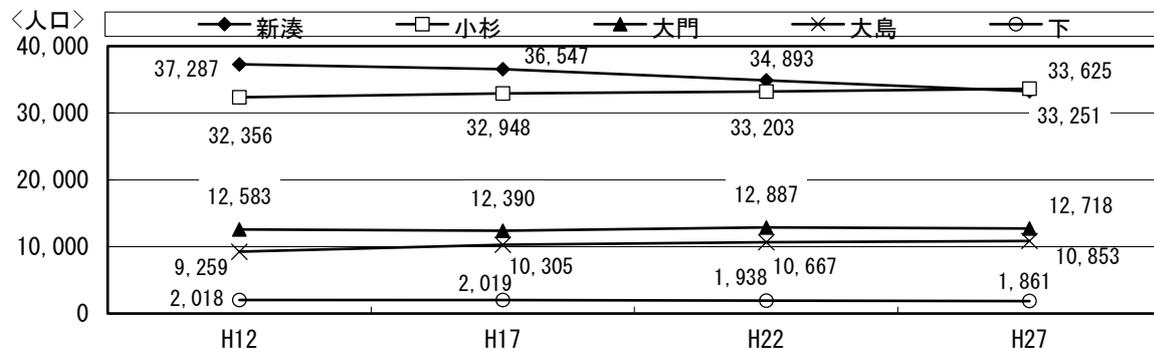
※1：人口移動調査及び国勢調査の調査日は、各年10月1日。なお、住宅・土地統計調査も10月1日である。

イ 地区別人口・世帯数の推移

地区別人口では、小杉、大島地区は増加傾向、大門地区は横ばい、そして新湊、下地区は減少傾向で、特に新湊地区で大きい。世帯数については、特に小杉地区における増加が目立つ。また、一世帯当たり人員は各地区で減少傾向にある。

単位：人、世帯

地区	H12			H17			H22			H27		
	人口	世帯数	世帯当たり人員									
新湊	37,287	11,187	3.33	36,547	11,681	3.13	34,893	11,575	3.01	33,251	11,645	2.86
小杉	32,356	10,539	3.07	32,948	11,203	2.94	33,203	11,824	2.81	33,625	12,369	2.72
大門	12,583	3,347	3.76	12,390	3,563	3.48	12,887	3,919	3.29	12,718	3,992	3.19
大島	9,259	2,655	3.49	10,305	3,124	3.30	10,667	3,358	3.18	10,853	3,525	3.08
下	2,018	532	3.79	2,019	564	3.58	1,938	570	3.40	1,861	584	3.19
計	93,503	28,260	3.31	94,209	30,135	3.13	93,588	31,246	3.00	92,308	32,115	2.87



ウ 人口動態(※1)

(7) 自然動態と社会動態

自然動態(※2)では、死亡者数が出生者数を上回る自然減が続いている。

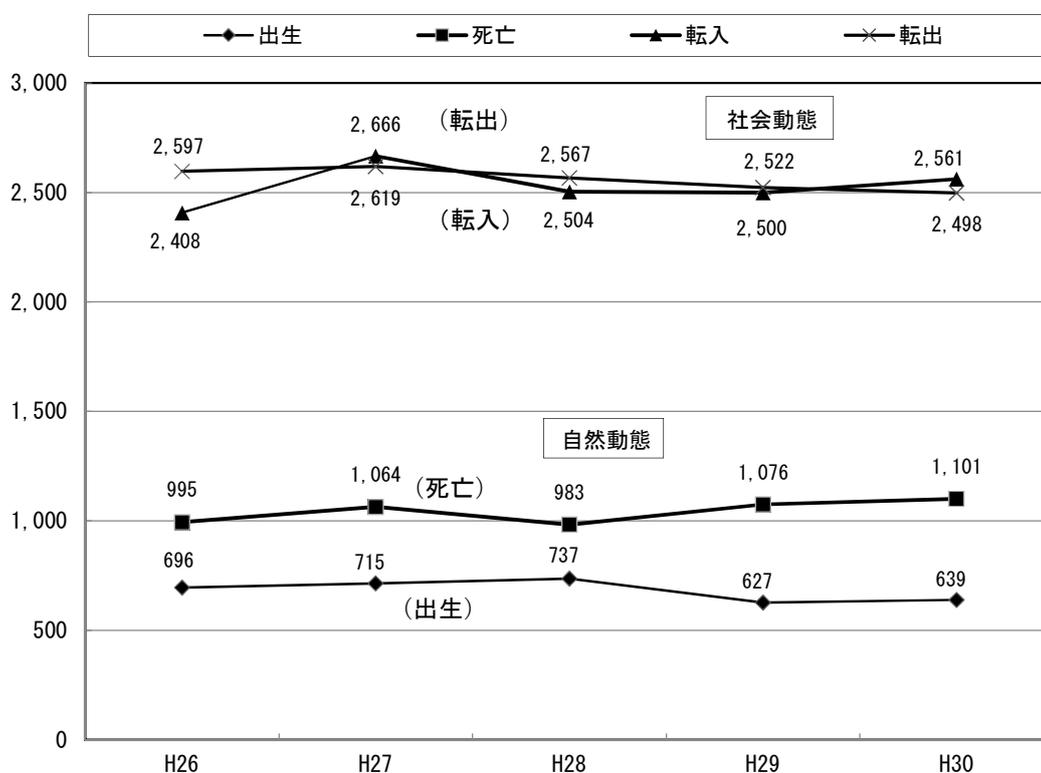
また、社会動態(※3)では、転入者数はほぼ横ばいか微増傾向にあるが、転出者数は減少傾向にあり、平成30(2018)年度には63人の社会増となっている。

単位：人

	純増減	自然動態			社会動態					
		自然増減	出生者数	死亡者数	社会増減	総数		うち県外		
						転入者数	転出者数	増減	転入者数	転出者数
H26	△ 488	△ 299	696	995	△ 189	2,408	2,597	△ 154	1,069	1,223
H27	△ 302	△ 349	715	1,064	47	2,666	2,619	△ 20	1,267	1,287
H28	△ 309	△ 246	737	983	△ 63	2,504	2,567	1	1,182	1,181
H29	△ 471	△ 449	627	1,076	△ 22	2,500	2,522	47	1,206	1,159
H30	△ 399	△ 462	639	1,101	63	2,561	2,498	△ 82	1,161	1,243

富山県人口移動調査

単位：人



※1：一定期間中における人口の変動のこと。出生・死亡・転入・転出等がその要因

※2：出生・死亡に伴う人口の動きをいう。

※3：転入・転出に伴う人口の動きをいう。

(イ) 県内市町村との社会動態

平成30（2018）年については、県内他市町村から射水市への転入者数は合計1,400人で、そのうち約80%が富山市と高岡市からの転入である。転出者数は合計1,255人で、転入者より少なく、転入超過となっている。市町村別転出先では、富山市、高岡市が約85%を占めている。

また、(ア)の社会動態と合わせて見ると、県内での社会動態は「転入超過」であるのに対し、県外との社会動態は「転出超過」となっている。

□人口移動の状況

単位：人

		富山市	高岡市	魚津市	氷見市	滑川市	黒部市	砺波市	小矢部市	南砺市	その他	県内計
H30	転入者数	572	563	14	62	22	10	71	26	23	37	1,400
		40.9%	40.2%	1.0%	4.4%	1.6%	0.7%	5.1%	1.9%	1.6%	2.6%	100.0%
	転出者数	587	483	15	19	12	22	34	25	26	32	1,255
		46.8%	38.5%	1.2%	1.5%	1.0%	1.8%	2.7%	2.0%	2.1%	2.5%	100.0%
転入者数 －転出者数	△ 15	80	△ 1	43	10	△ 12	37	1	△ 3	5	145	

富山県人口移動調査

エ 昼間・夜間人口等

昼間人口と夜間人口を比較すると、夜間人口の方が多く、昼夜間人口比率は95.7%である。また、従業地別でみると、射水市内での就業割合が53.0%に対し、射水市外は46.3%と、市内が若干上回っている。

流出人口・流入人口（昼間人口）をみると、流出31,902人に対して流入が27,513人で、4,389人の流出超過となっている。

□昼間人口(※1)・夜間人口(※2) 単位：人

昼間人口	常住(夜間)人口	昼夜間人口比率(※3)
88,382	92,308	95.7%

H27国勢調査

※1：就業者または通学者が従業・通学している

従業地・通学地による人口で、従業地・通学

地集計の結果より算出したもの

※2：調査時に、調査の地域に常住している人口。

※3：夜間人口（常住人口）100人当たりの昼間人

口割合で、100を超えたら通勤・通学人口の流

入超過、100を下回れば流出超過を示す。

※4：流出人口は当該区域から他の区域へ通勤・通学する人口、流入人口は他区域から当該区域へ通勤・通学する人口をいう。

□射水市在住の就業者の従業地 単位：人

就業者数※	市内就業			市外就業		
	小計	自宅	自宅外	小計	県内	県外
46,605	24,685	3,760	20,925	21,590	20,900	620
100.0%	53.0%	8.1%	44.9%	46.3%	44.8%	1.3%

※不詳者数除く

H27国勢調査

□流出人口・流入人口(※4) 単位：人

総数(常住人口)	流出人口	流出人口割合	流入人口	流入人口割合	流出入の差
92,308	31,902	34.6%	27,513	29.8%	△ 4,389

H27国勢調査

オ 少子・高齢化の状況

(7) 年齢階層別人口から見る年少人口と高齢人口の推移

年少人口及び生産年齢人口は減少傾向で、平成27（2015）年の割合はそれぞれ13.4%、57.5%となっている。他方、高齢人口は増加傾向で、平成27（2015）年の割合は28.7%となっている。5歳階級別年齢構成では、第一次ベビーブーム層をピークに下すばみの壺型へ移行しつつある。社人研の推計によると、令和47（2065）年における年少人口、生産年齢人口、高齢人口割合は、それぞれ10.5%、51.7%、37.8%である。

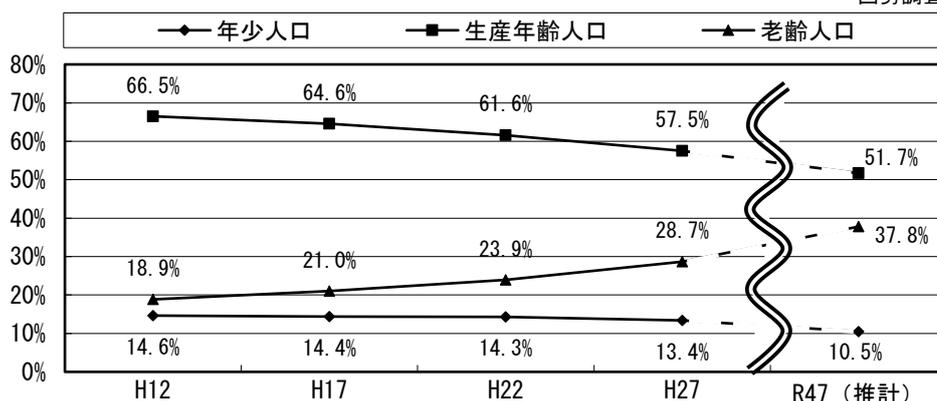
□年齢3区分別人口の推移

単位：人

	人口				割合			
	H12	H17	H22	H27	H12	H17	H22	H27
年少人口	13,687	13,537	13,315	12,368	14.6%	14.4%	14.3%	13.4%
生産年齢人口	62,180	60,847	57,654	53,154	66.5%	64.6%	61.6%	57.5%
高齢人口	17,633	19,803	22,399	26,457	18.9%	21.0%	23.9%	28.7%
年齢不詳	3	22	220	329	0.0%	0.0%	0.2%	0.4%
計	93,503	94,209	93,588	92,308	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

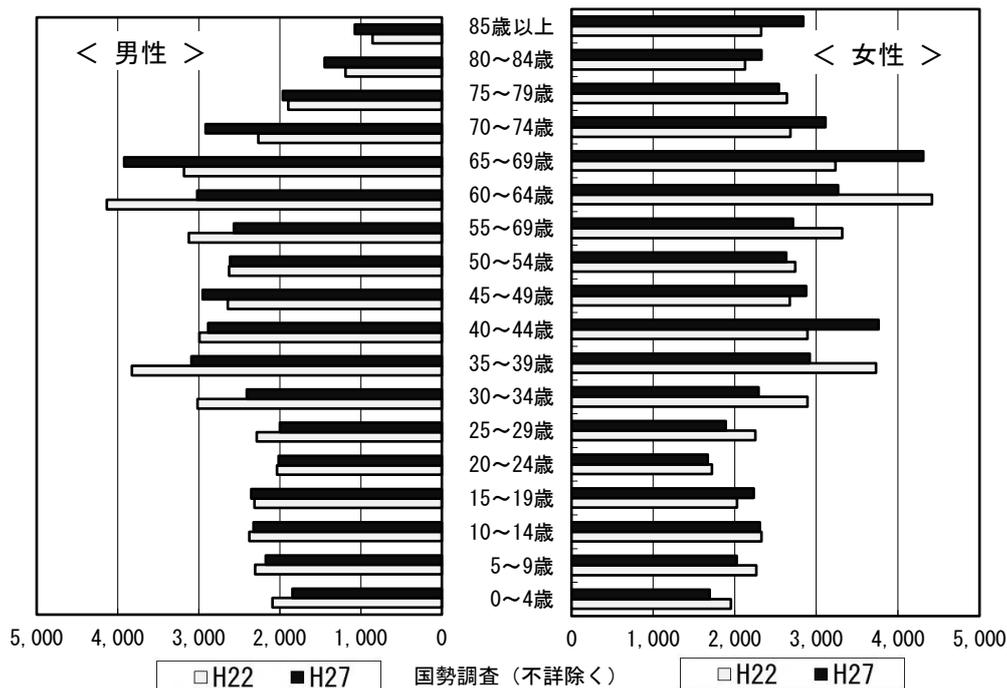
国勢調査

- ・ 年少人口
（～14歳）
- ・ 生産年齢人口
（15歳～64歳）
- ・ 高齢人口
（65歳～）



□5歳階級別人口

単位：人



(イ) 高齢化率の推移等

高齢化率は上昇傾向にあり、平成27（2015）年で28.7%で、全国平均を上回っているが、県平均よりは低い水準で推移している。また特に後期高齢者の増加率が高い。

高齢者のいる世帯数も増加しており、近年は総世帯数の5割を超えている。また、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の増加傾向も依然続いている。

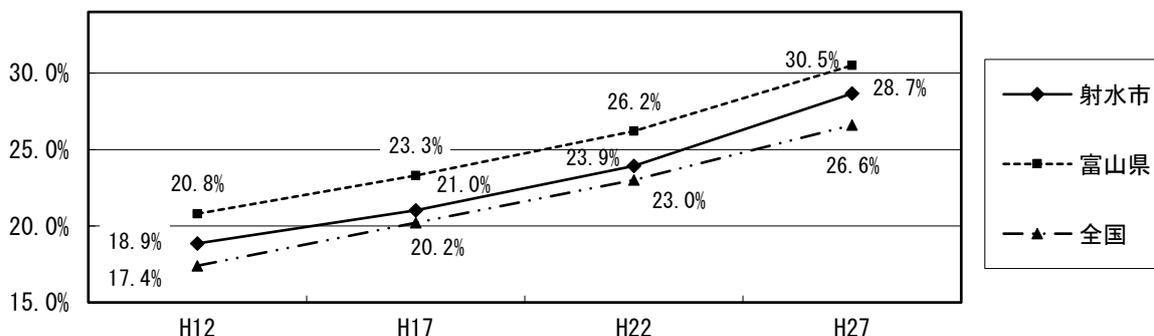
□高齢者人口の推移

単位：人、%

	H12		H17		H22		H27	
高齢者人口及び割合（65歳以上）	17,633	18.9%	19,803	21.0%	22,399	23.9%	26,457	28.7%
前期高齢者（65歳～74歳）	9,975	10.7%	10,363	11.0%	11,364	12.1%	14,262	15.5%
後期高齢者（75歳以上）	7,658	8.2%	9,440	10.0%	11,035	11.8%	12,195	13.2%
全人口	93,503		94,209		93,588		92,308	

国勢調査

□高齢化率の国、県、市の比較



□高齢者のいる世帯数の推移

単位：世帯

	H12		H17		H22		H27	
一般世帯数	28,226	(100.0%)	30,061	(100.0%)	31,115	(100.0%)	32,054	(100.0%)
高齢者のいる世帯	11,965	(42.3%)	13,031	(43.3%)	14,538	(46.7%)	16,523	(51.5%)
高齢単身世帯	1,257	(4.5%)	1,657	(5.5%)	2,085	(6.7%)	2,836	(8.8%)
高齢夫婦世帯（※1）	1,927	(6.8%)	2,501	(8.3%)	3,158	(10.1%)	3,967	(12.4%)

国勢調査

(ウ) 地区別高齢化の状況

平成27（2015）年の国勢調査によると、地区別で最も高齢化率が高いのは新湊地区の31.8%、次いで大門、下、大島地区で最も低いのは小杉地区の26.1%となっている。

地区	高齢者人口（人）	総人口（人）	高齢化率
新湊	10,586	33,251	31.8%
小杉	8,781	33,625	26.1%
大門	3,697	12,718	29.1%
大島	2,865	10,853	26.4%
下	528	1,861	28.4%
計	26,457	92,308	28.7%

H27国勢調査

※1：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦一組のみの世帯

カ 家族類型の状況

平成22（2010）年と平成27（2015）年の家族類型の推移を見ると、最も増加が著しいのは単独世帯で13.5%である。他方、減少が著しいのは、核家族以外世帯で12.6%となっている。また、平成27（2015）年の家族類型で一般世帯に占める割合が最も多いのは核家族世帯の58.3%で、県平均54.9%を上回る。次いで単独世帯が21.6%で、県平均26.1%を下回っている。

また、3世代世帯の減少率も著しく、14.2%となっている。

□家族類型別世帯数の推移（H22・H27）

単位：世帯、%

	実数（世帯）		増減率	割合（%）（※4）				前回との差 （射水市）
	H22	H27		H22		H27		
				射水市	県平均	射水市	県平均	
世帯の総数（※1）	31,246	32,115	2.8%					
一般世帯（※2）	31,115	32,054	3.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
親族のみ世帯	24,875	24,957	0.3%	79.9%	75.3%	77.9%	72.9%	-2.1%
核家族（※3）	17,708	18,695	5.6%	56.9%	53.9%	58.3%	54.9%	1.4%
核家族以外	7,167	6,262	-12.6%	23.0%	21.4%	19.5%	18.0%	-3.5%
非親族を含む世帯	137	153	11.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.0%
単独世帯	6,098	6,921	13.5%	19.6%	24.2%	21.6%	26.1%	2.0%
3世代世帯	5,495	4,716	-14.2%	17.7%	16.1%	14.7%	13.2%	-2.9%

注：「3世代世帯」は「核家族以外」の内数。

国勢調査

キ その他、住宅の確保に特に配慮を要する対象層

(7) 低額所得者

借家世帯のうち、年収300万円（2人世帯の公営住宅入居対象世帯の概ねの年収限度額）未満の世帯割合は、公営借家で61.4%、民営借家で32.1%となっている。また、著しい困窮年収とされる200万円未満では、公営借家で42.5%、民営借家で18.4%となっている。

□住宅の所有関係別世帯年収

単位：%

	持ち家	借家			給与住宅 （※5）
		公営借家	民営借家		
200万円未満（A）	13.7%	23.8%	42.5%	18.4%	25.0%
200～300万円（B）	12.3%	15.1%	18.9%	13.7%	18.8%
小計（A）+（B）	26.0%	38.9%	61.4%	32.1%	43.8%
300万円以上（C）	74.0%	61.1%	38.6%	67.9%	56.2%
計（A）+（B）+（C）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

H30住宅・土地統計調査

(4) 生活保護人員

生活保護人員は、ほぼ横ばいの状況で推移してきており、保護率は約0.17%となっている。このうち住宅扶助延べ人員については、平成26年をピークに、以降は横ばい傾向にある。

※1：世帯は、一般世帯と施設等の世帯に区分され、その総数をいう。

※2：一般世帯とは、住居と生計を共にする人の集まり、間借り等の単身者、下宿や会社の独身寮に住む単身者をいう。

その実数には世帯の家族類型「不詳」を含む。

※3：夫婦のみ世帯、夫婦と子供から成る世帯及びひとり親と子供から成る世帯をいう。

※4：割合（%）は、一般世帯（世帯の家族類型「不詳」を除く）に占める割合をいう。

※5：会社・団体・官公庁等が所有又は管理し、その職員を居住させている住宅

□生活保護世帯、保護人員の推移

単位：人・世帯

		H26	H27	H28	H29	H30
総人口(A) (人口移動調査、国勢調査)		92,086	92,308	91,999	91,528	91,129
生活保護	被保護世帯	116	117	118	122	131
	被保護人員(B)	147	139	136	146	156
	保護率(B/A)	0.16%	0.15%	0.15%	0.16%	0.17%
	住宅扶助延べ人員	978	909	845	888	906

注：生活保護の数値は年度末の数値

射水市統計書

(ウ) 障がい者

身体障がい者数は、横ばい傾向にある。

また、知的障がい者、精神障がい者数は、いずれも増加傾向にある。

□障がい者数の推移

単位：人

		H26	H27	H28	H29	H30
総人口 (人口移動調査、国勢調査)		92,086	92,308	91,999	91,528	91,129
身体障がい者(※1)		3,722	3,699	3,683	3,600	3,557
	構成比	4.0%	4.0%	4.0%	3.9%	3.9%
知的障がい者(※1)		514	650	671	675	690
	構成比	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%
精神障がい者(※1)		374	407	434	480	524
	構成比	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%

注：身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の数値は年度末の数値

射水市統計書

(イ) 外国人

外国人の人口は増加傾向にあり、平成30(2018)年度には2,463人となっている。また、総人口に対する割合も徐々に増え、平成30(2018)年度では2.7%となっている。

国別の内訳では、多い順にフィリピン、パキスタン、ベトナム、ブラジル等であるが、近年はベトナムが急増している。

□外国人の推移

単位：人

		H26	H27	H28	H29	H30
総人口 (人口移動調査、国勢調査)		92,086	92,308	91,999	91,528	91,129
外国人総数		1,882	1,894	2,054	2,282	2,463
	(H26年度を100とした時の割合)	100.0%	100.6%	109.1%	121.3%	130.9%
外国人割合		2.0%	2.1%	2.2%	2.5%	2.7%

注：外国人総数の数値は年度末の数値

射水市統計書・建築住宅課

(オ) 子どもを育成する世帯

子ども(6歳未満)を育成する世帯数は、近年減少傾向にあり、平成27(2015)年度は3,346世帯で、全世帯に占める割合は10.4%となっている。

□子ども(6歳未満)を育成する世帯数の推移

単位：世帯

		H12	H17	H22	H27
一般世帯数		28,226	30,061	31,115	32,054
6歳未満の子どものいる世帯数		4,094	4,081	3,751	3,346
世帯割合		14.5%	13.6%	12.1%	10.4%

国勢調査

※1：障がい者数は、それぞれ身体障害者手帳、療育手帳(知的障がい者)、精神障害者保健福祉手帳の交付者数を示す。

また、母子、父子世帯の合計数は400世帯を超え微増傾向にあり、一般世帯数に占める割合は約1.5%である。

□母子世帯、父子世帯の世帯数の推移

単位：世帯

	H12	H17	H22	H27
一般世帯数	28,226	30,061	31,115	32,054
母子世帯	284	382	395	407
父子世帯	40	54	51	58
計	324	436	446	465
世帯割合	1.1%	1.5%	1.4%	1.5%

国勢調査

注：母子、父子世帯の子供は20歳未満

(3) 射水市の住宅等の状況

ア 住宅総数

住宅総数は増加傾向にあり、平成30（2018）年度では35,960戸となっており、1世帯当たりの住宅数は1.12戸となっている。

また、1住宅当たり人員は、平成20（2008）年から減少し、平成30（2018）年は2.47人となっている。

□住宅総数等の推移

単位：戸、世帯、人

	住宅総数 (※1)	総世帯数	世帯人員	1世帯あたり 住宅数	1住宅あたり 人員	1世帯あたり 人員	総住宅数 増加率
H10	23,400	21,130	69,370	1.11	2.96	3.28	
H15	24,580	21,490	68,500	1.14	2.80	3.19	5.0%
H20	33,960	30,400	92,480	1.12	2.72	3.04	3.8%
H25	35,050	31,120	90,820	1.13	2.58	2.92	3.2%
H30	35,960	32,030	88,720	1.12	2.47	2.77	2.6%

注：H10、15は、新湊市と小杉町のデータのみ。

住宅・土地統計調査

イ 空き家数

居住世帯のない住宅のうち、空き家数は増加傾向にあり、平成30（2018）年で4,110戸で、住宅総数に占める割合は11.4%となっている。他方、この割合は富山県平均や全国平均のいずれからも下回っている。

□空き家等の推移

単位：戸

	住宅総数	居住世帯のある住宅数	居住世帯のない住宅数			空き家率 %		
			一時現在者のみ (※2)	空き家数	建築中	射水市	富山県	全国
H10	23,400	21,130		2,280		9.7%	9.8%	11.5%
H15	24,580	21,440	160	2,920	60	11.9%	11.6%	12.2%
H20	33,960	30,250	140	3,510	60	10.3%	12.3%	13.1%
H25	35,050	31,010	80	3,870	100	11.0%	12.8%	13.5%
H30	35,960	31,740	30	4,110	80	11.4%	13.2%	13.6%

注：H10、15は、新湊市と小杉町のデータのみ。

住宅・土地統計調査

また、表中数値は統計調査上四捨五入し計上されているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

※1：住宅土地統計調査の「住宅」には、「居住世帯のない住宅」も含まれる。

※2：昼間だけ使用している、何人かの人が交代で寝泊まりしている等、そこに普段居住者がいない住宅

ウ 住宅の所有関係別世帯数

持ち家率は平成27（2015）年で80.3%と高い割合で、近年はほぼ横ばい状態といえる。

公営・公団等の借家の割合は4.2%となっており、減少傾向にある。

他方、民営の借家の割合は増加傾向にあり、平成27（2015）年は12.3%となっている。

□住宅の所有関係別世帯数の推移

単位：世帯

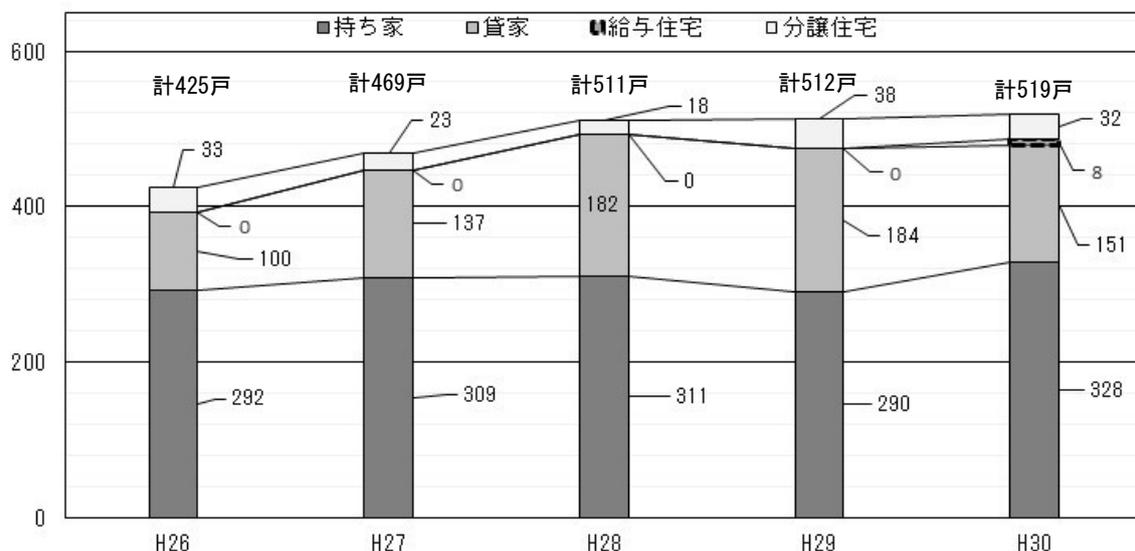
	H7		H12		H17		H22		H27	
一般世帯	26,661	100.0%	28,226	100.0%	30,061	100.0%	31,115	100.0%	32,054	100.0%
住宅に住む一般世帯	26,228	98.4%	27,901	98.8%	29,758	99.0%	30,721	98.7%	31,595	98.6%
主世帯	26,035	97.7%	27,737	98.3%	29,545	98.3%	30,491	98.0%	31,453	98.1%
持ち家	21,995	82.5%	23,140	82.0%	24,365	81.1%	25,169	80.9%	25,727	80.3%
公営・公団・公社の借家	1,732	6.5%	1,768	6.3%	1,838	6.1%	1,465	4.7%	1,336	4.2%
民営の借家	1,692	6.3%	2,211	7.8%	2,681	8.9%	3,387	10.9%	3,942	12.3%
給与住宅	616	2.3%	618	2.2%	661	2.2%	470	1.5%	448	1.4%
間借り	193	0.7%	164	0.6%	213	0.7%	230	0.7%	142	0.4%
住宅以外に住む一般世帯	433	1.6%	325	1.2%	303	1.0%	394	1.3%	459	1.4%

国勢調査

エ 住宅の新設状況

5年間の新設住宅着工件数の推移を見ると、総数はここ3年間横ばいで、平成30（2018）年は519戸である。また、P13で見る世帯数の増加を上回る戸数の住宅が、毎年新設されていると考えられる。

□新設住宅着工戸数の推移グラフ



富山県建築住宅課

オ 住宅の建築時期

昭和56（1981）年6月に建築基準法の改正（耐震基準の強化）が行われ、それ以前に建てられた建物は、民間借家で26.8%、持ち家では37.0%で、耐震性が十分でないと考えられる住宅は依然として多数ある。

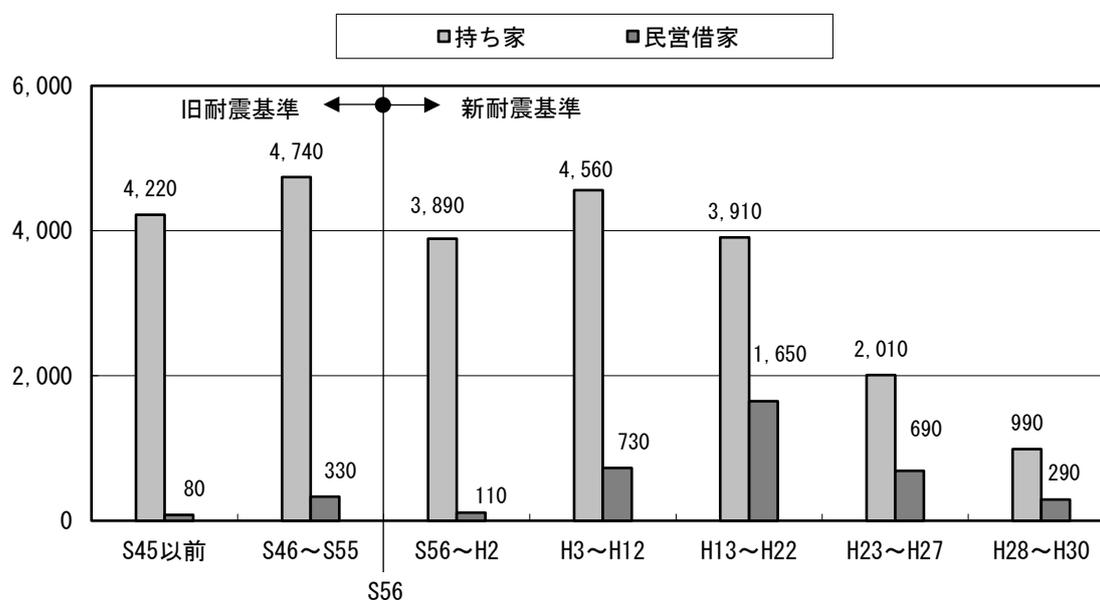
□住宅の建築時期の状況

単位：戸、%

建築時期	経過年数	持ち家		民間借家		備考
		戸数	割合	戸数	割合	
S45以前	49年以上	4,220	36.8%	80	10.6%	旧耐震基準
S46～S55	39～48年	4,740		330		
S56～H2	29～38年	3,890	15.4%	110	2.6%	新耐震基準
H3～H12	19～28年	4,560	18.0%	730	17.0%	
H13～H22	9～18年	3,910	15.4%	1,650	38.4%	
H23～H27	4～8年	2,010	7.9%	690	16.0%	
H28～H30	1～3年	990	3.9%	290	6.7%	
住宅総数		25,330	97.4%	4,300	91.3%	-

H30住宅・土地統計調査（建築時期「不詳」を除く）

注：経過年数は、令和元年（2019年）より起算している。



カ 高齢者等のための設備状況

高齢者等のための設備状況では、「手すりがある」のは住宅総数の 51.2%、「またぎやすい高さの浴槽がある」のは18.3%他となっている。また、住宅種別では、「高齢者等のための設備はない」の割合が高いのが借家で、全体の70.4%となっている。

□高齢者等のための設備の設置状況

単位：世帯

	総数	高齢者等の設備がある（複数回答）					高齢者等のための設備はない	
		手すりがある ※1	またぎやすい高さの浴槽がある	廊下などが車椅子で通行可能な幅	段差のない屋内	道路から玄関まで車椅子で通行可能		
居住世帯のある住宅数	31,740	16,250	5,810	5,180	6,590	2,170	13,100	41.3%
専用住宅	30,930	15,700	5,600	5,020	6,440	2,090	12,850	41.5%
持ち家	24,520	14,430	5,210	4,760	5,530	1,850	8,710	35.5%
借家	5,880	1,270	380	270	910	240	4,140	70.4%
店舗その他併用住宅	810	550	210	160	160	80	250	30.9%
参考：居住世帯のある住宅数に対する割合	-	51.2%	18.3%	16.3%	20.8%	6.8%	-	41.3%

注：複数回答のため内訳と合計は一致しない。

H30住宅・土地統計調査（「不詳」を含む）

※1：「手すりがある」は、玄関、トイレ、浴室等のいずれかの箇所に設置されている場合を示す。

キ 省エネルギー設備等の状況

太陽熱や太陽光利用の省エネ対応住宅は、持ち家では全国平均と比べて少なく、借家ではほぼ同レベルとなっている。また、開口部の断熱性能を高める二重サッシ等の設置状況では、「なし」は持ち家では全国平均に比べて低く46.4%、借家では全国平均とほぼ同レベルで84.0%となっている。

□省エネルギー設備の設置状況

単位：戸

	総数	太陽熱利用温水器等		太陽光発電機器		二重サッシ又は複層ガラス窓		
		あり	なし	あり	なし	全ての窓にあり	一部の窓にあり	なし
持ち家	25,330	610	24,720	1,170	24,160	4,870	8,700	11,770
	割合	2.4%	97.6%	4.6%	95.4%	19.2%	34.3%	46.4%
	全国平均値	5.5%	94.5%	6.3%	93.7%	19.0%	19.3%	61.7%
借家	5,880	40	5,840	30	5,850	570	370	4,940
	割合	0.7%	99.3%	0.5%	99.5%	9.7%	6.3%	84.0%
	全国平均値	0.4%	99.6%	0.7%	99.3%	8.7%	6.8%	84.5%

H30住宅・土地統計調査

ク 住宅用火災警報器の設置状況

本市における設置率は、県平均より低く、全国平均とほぼ同じで82.0%である。条例適合率では、県平均、全国平均より低く、51.0%となっている。

□住宅用火災警報器設置率（R2.7.1時点）

	射水市	富山県	全国
設置率（※1）	82.0%	84.9%	82.6%
条例適合率（※2）	51.0%	66.2%	68.3%

総務省資料

※1：「設置率」は市の火災予防条例で設置が義務付けられた住宅の部分の内、一か所以上設置されている世帯

※2：「条例適合率」は市の火災予防条例で設置が義務付けられた住宅の部分全てに設置されている世帯

ケ 宅地開発の状況

平成30（2018）年までの10年間の宅地開発について区画数をみると、合計で1,138区画が供給されている。最も区画数が多いのは小杉地区で644区画（56.6%）、次いで新湊地区で186区画（16.3%）、大門地区で172区画（15.1%）の順となっている。

小杉地区は供給規模に大小の差はあるが、毎年コンスタントに供給されているのに対し、新湊地区では平成21（2009）年に、大島地区では平成23（2011）年、26（2014）年に、大門地区では平成30（2018）年に規模の大きい宅地供給が行われている。

また、10年間全体で見ると、平成21（2009）年が200区画で最も多い。他方、平成24（2012）年、27（2015）年の供給数が少ない状況である。

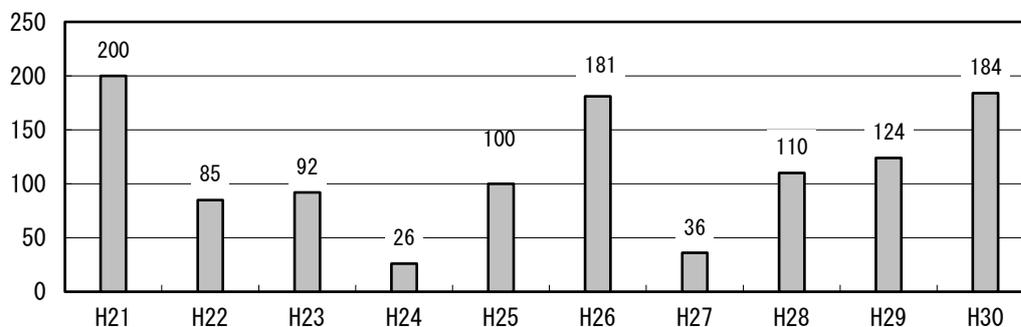
□宅地開発の状況（開発許可及び土地区画整理事業による区画数）

単位：区画

地区	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計	割合
新湊	127	0	20	0	0	0	3	21	15	0	186	16.3%
小杉	40	76	8	17	70	124	20	68	109	112	644	56.6%
大門	28	9	16	0	30	0	0	17	0	72	172	15.1%
大島	5	0	48	9	0	57	13	4	0	0	136	12.0%
下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	200	85	92	26	100	181	36	110	124	184	1138	100.0%

射水市都市計画課

□経年別供給区画数グラフ



コ 持ち家の増改築、改修工事の状況

下表は、平成26（2014）年以降の持ち家の増改築、改修工事の実施状況を示しているが、何らかの工事を行っているのは約3割となっている。また、工事の内訳別にみると、水回り改修工事が最も多く56.4%、次いで屋根・外壁の改修工事39.6%等となっている。

□H26以降の持ち家の増改築・改修工事の状況

単位：戸

	持ち家	工事等をした	（※1）							工事等をしてない
			増築・間取りの変更	水回りの改修工事	内装の改修工事	屋根・外壁の改修工事	壁・柱・基礎補強工事	断熱・結露防止工事	その他	
総数	25,330	7,570	1,050	4,270	1,550	3,000	270	880	2,710	17,760
内訳構成比		100.0%	13.9%	56.4%	20.5%	39.6%	3.6%	11.6%	35.8%	
構成比	100.0%	29.9%								70.1%

※1：重複回答。構成比は工事をした数を母数とした。

H30住宅・土地統計調査

サ 民間賃貸住宅の状況

民間賃貸住宅は、近年増加傾向にあり、年平均約150戸供給されている。

「エ 住宅の新設状況」でみた新設戸数全体の約1/3を民間賃貸住宅が占めることになるが、その年度別動向は新設住宅全体の傾向とほぼ同様であり、平成28(2016)年までの増加傾向から、その後は頭打ちとなっている。

□民間賃貸住宅着工戸数

単位：戸

年度	戸数	前年比(%)
H26	100	-
H27	137	137.0%
H28	182	132.8%
H29	184	101.1%
H30	151	82.1%
計	754	

注：表中数値は年度末の数値

富山県建築住宅課

(参考) 募集中の民間賃貸アパートの状況

下表は、現時点における民間賃貸アパートの入居者募集に関する参考資料である。

このデータでは、小杉地区、新湊地区で、全体の約8割を占めている。

型別供給では、1DK・1LDK（1寝室タイプ）、2DK・2LDK（2寝室タイプ）は、ほぼ同数となっているが、小杉地区では1DK・1LDKが最も多くなっている。

また、家賃別にみると、最も多いのは5万円～5.9万円/月、次いで多いのが4万円～4.9万円/月となっている。

□民間賃貸アパートの型別供給等の状況（R1.11.1現在）

単位：戸

地区	戸数	構成比	型別供給			家賃			
			1DK・1LDK	2DK・2LDK	3DK・3LDK	4万円未満	4万～4.9万円	5万～5.9万円	6万円以上
新湊	61	35.7%	28	31	2	13	27	20	1
小杉	75	43.9%	40	32	3	8	13	30	24
大門	18	10.5%	8	10	0	2	5	2	9
大島	17	9.9%	6	8	3	1	0	11	5
下	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0
計	171	100.0%	82	81	8	24	45	63	39

シ 高齢者向け居住施設・住宅

市内で、主に自立した高齢者を対象とする居住施設・住宅としては、ケアハウス（軽費老人ホーム）が2か所、定員124人のほか、サービス付き高齢者向け住宅は、下表のとおり8か所、191戸が供給されており、その内訳は、新湊地区が156戸で全体の81.6%を占めている。

□高齢者向け居住施設・住宅の分布

□ケアハウス（軽費老人ホーム）（R1.10.1現在） 単位：人

地 区	施設名称	開設日	定員	
1	新 湊	ケアハウス万葉	H13. 4. 1	70
2		ケアハウス海王	H14. 4. 1	54
計			124	

富山県高齢福祉課



□サービス付き高齢者向け住宅の整備状況（R1.10.1現在）

単位：戸、%

地 区	施設名称	開設日	戸数	計（構成比）	
1	新 湊	シルバーホーム新湊あいの風	H25. 7. 1	25	156 (81.6%)
2		ケアサークル作道	H26. 2. 1	30	
3		サービス付きシニアハウスこうめ	H25. 11. 1	20	
4		サービス付き高齢者向け住宅なでこの里	H26. 10. 8	50	
5		サービス付き高齢者向け住宅 縁	H31. 2. 1	31	
6	小 杉	サービス付き高齢者住宅 雅 小杉	H28. 9. 17	13	13 (6.9%)
7	大 門	杜のつどい土合	H27. 4. 1	11	22 (11.5%)
8		風乃里水戸田	H27. 4. 1	11	
計			191	(100.0%)	

富山県高齢福祉課

ス その他居住関連施設

(7) 県営住宅（R2.4.1現在）

新湊地区に3か所に109戸、小杉地区にも2か所、936戸の合計1,045戸の県営住宅が供給されている。

□県営住宅供給状況

単位：戸

地 区	住宅名	戸数	建設年度	住戸形式	構造型式	
1	新 湊	海老江	48	H9～H11	2DK, 3DK	中層耐火
2		堀 岡	60	S45, H7, H8	1LDK, 2DK, 2LDK, 3LDK	中層耐火
3		片 口	1	S41	4DK	簡易耐火
4	小 杉	太閤山	828	S40～H6	2DK～3LDK	簡易耐火、中層耐火
5		太閤山東	108	H12～H14	2DK, 3DK, 3LDK	中層耐火、高層耐火
計		—	1,045	—	—	—

富山県建築住宅課

セ 住環境関連の都市計画の概要

(7) 地区計画 (※1)

現在、小杉地区に10か所、大島地区6か所、新湊地区4か所、大門地区2か所、下地区に1か所の計23か所に地区計画が定められている。

□地区計画の状況 (R2.12時点)

単位：ha

地区	名称	計画決定	目的	面積
新湊	海竜町東地区	H20.10.24	宅地分譲	6.8
	堀江千石地区	H24.7.18	学校施設	1.4
	海王町地区	H26.3.7	賑わい創出	10.0
	沖塚原地区	R2.11.2	企業団地	11.6
小杉	小杉町駅南地区	H8.4.1	賑わい創出	6.9
	小杉町中太閤山15丁目地区	H8.4.1	商業地環境保全	1.0
	小杉町中太閤山6丁目、南太閤山7丁目地区	H8.4.1	企業環境保全	6.3
	小杉町役場周辺地区	H8.4.1	住宅環境保全	8.0
	小杉町下条赤田地区	H14.11.25	住宅環境保全	13.7
	太閤山ランド東地区	H26.1.27	企業団地	14.4
	小杉インターパーク地区	H26.3.31	企業団地	11.0
	小杉インターパーク第二地区	H28.11.15	企業団地	11.3
	黒河地区	H29.3.31	宅地分譲	3.1
	黒河新地区	H29.3.31	宅地分譲	1.4
大門	二口地区	H13.5.16	住宅環境保全	10.3
	広上地区	H15.9.17	宅地分譲	16.0
大島	新開発地区	H10.5.1	住宅環境保全	15.0
	北野・若杉地区	H14.5.22	住宅環境保全	12.1
	小島地区	H24.2.4	宅地分譲	2.8
	新開発第二地区	H25.4.10	庁舎建設	1.9
	射水中央地区	H26.1.27	商業施設立地	1.0
	小林地区	H26.11.20	宅地分譲	5.6
下	加茂地区	H14.5.30	宅地分譲	37.0
計				208.6

射水市都市計画課

(4) 建築協定 (※2) / 緑地協定 (※3)

市内には、大門地区の「ほたる野ヴィレッジ」、小杉地区「一条南」に建築基準法に基づく建築協定及び都市緑地保全法に基づく緑地協定が認可されている。

名称	位置	協定の区域面積	認可日
ほたる野ヴィレッジ建築協定	大門町広上	約5.7ha	H16.9.17
			H17.7.1
ほたる野ヴィレッジ緑地協定	小杉町赤田	約4.1ha	H16.7.13
一条南建築協定			約6.9ha

富山県建築住宅課

※1：地区レベルに合った詳細な計画を定めるもので、建ぺい率を制限する等、地区特性に応じて良好な環境を整備・開発・保全することを目的とする。

※2：住宅地の環境や商店街の利便性を維持増進するため、市町村が指定した区域内で所有者等が自主的に建築物等に関する基準を定めるもの。

※3：市街地の良好な環境確保のため、都市計画区域内で住民自身による自主的な緑地保全や緑化に関する基準を定めるもの。

(4) 市営住宅の状況

ア 市営住宅の管理戸数

市営住宅は、新湊地区に374戸、大門地区に18戸、大島地区に40戸、下地区に10戸の合計442戸供給されている。

種別では、公営住宅（※1）361戸、改良住宅（※2）2戸、特定公共賃貸住宅（以下「特公賃」という。）（※3）39戸の合計402戸となっている。

これらの他、借上げ市営住宅として、新湊地区に都市再生住宅（※4）が2か所、40戸供給されている。

また、参考データとして世帯数に対する市営住宅ストック比率を示すと、小杉地区が7.0%で最も高く、次いで新湊地区が3.7%であり、逆に大門地区が0.4%と最も低くなっている。

□市営住宅の管理戸数

R2. 4. 1現在

種別	管理戸数	備考
公営住宅	361戸	12団地
改良住宅	2戸	1団地
特定公共賃貸住宅（特公賃）	39戸	3団地
小計	402戸	
都市再生住宅	40戸	2団地
小計	40戸	
合計	442戸	

(参考) 地区別世帯数に対するストック比率（県営住宅含む）

単位：世帯、戸数

地区	世帯数	公営住宅（県）	公営住宅（市）	その他（注）	計	ストック比率
新湊	13,206	109	327	47	483	3.7%
小杉	13,364	936	0	0	936	7.0%
大門	4,543	0	18	0	18	0.4%
大島	4,053	0	16	24	40	1.0%
下	643	0	2	8	10	1.6%
計	35,809	1,045	363	79	1,487	4.2%

注：特定公共賃貸住宅、都市再生住宅

世帯数：射水市住民基本台帳（R2. 3）

※1：地方公共団体が建設、買取り、借り上げを行い、住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な家賃で賃貸する住宅

<入居資格>

・一般世帯：政令月収15万8千円以下のもの

・裁量階層世帯：高齢者（60歳以上）のみの世帯等で、政令月収が21万4千円以下のもの

※2：老朽家屋が密集している地区において、これらを除却し整備改善する際に住宅を失うことになる従前居住者のために建設された公的賃貸住宅

※3：地方公共団体が供給する中堅所得者向けの賃貸住宅。原則として同居親族を有し、政令月収が15万8千円を超えて、48万7千円以下のものを対象としている。現在は、地域優良賃貸住宅制度の公共供給型と位置づけされている。

※4：住宅市街地総合整備事業等により、事業地内で転出を余儀なくされた人を対象に供給される住宅

本市では、新湊放生津地区の重点密集市街地（約4ha）内において、次の2団地が借上げ市営住宅として整備されている。

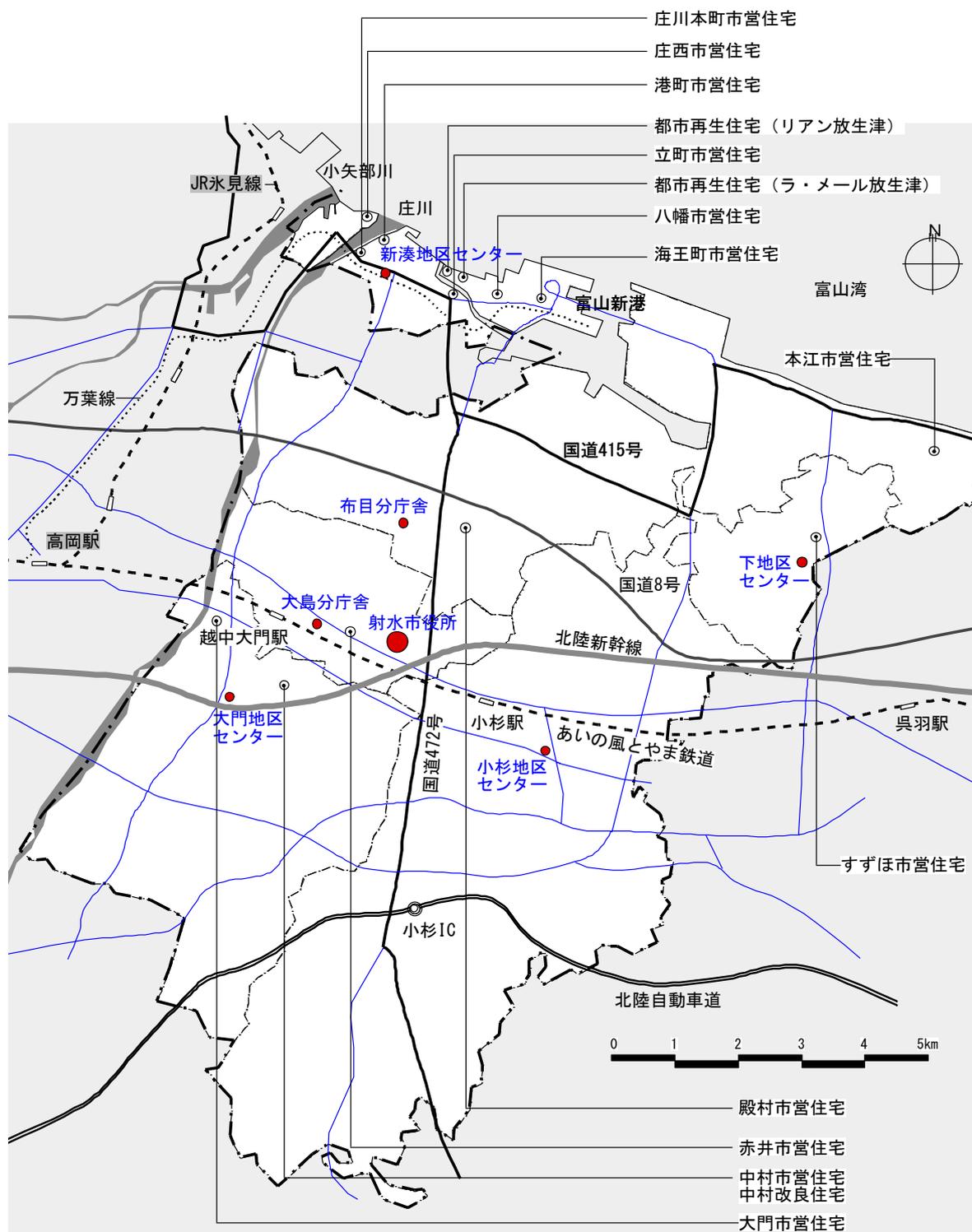
①「リアン放生津」：H25年完成。借上げ市営住宅18戸。この他、分譲住宅10戸

また、施設内に、富山型デイサービスが併設されている。

②「ラ・メール放生津」：H28年完成。借上げ市営住宅22戸。この他、分譲住宅1戸

また、施設内に、小規模多機能型居宅介護施設が併設されている。

口市営住宅の位置



イ 市営住宅の種別一覧表

種別	地区	団地名	号棟	管理戸数	建物概要								経過年数	
					建設年度	耐火構造形式	階数	構造方式 壁式・軸組等	住戸形式	戸当り住戸 専用面積 (㎡)	2020年 R2時点	2030年 R12時点		
					元号									
公営住宅	新湊	本庄町川	4	16	S58	耐火構造	4	RC壁式	3DK	61.60	37	47		
			計	16	-	-	-	-	-	-	-	-		
		港町	1	12	S48	耐火構造	4	RC壁式	3DK	58.70	47	57		
			計	12	-	-	-	-	-	-	-	-		
		八幡	1	24	S46	耐火構造	4	RC壁式	4K	59.00	49	59		
			2	24	S50				4DK	66.00	45	55		
			3	24	S52				4DK	68.00	43	53		
			4	24	S51				4DK	68.00	44	54		
		計	96	-	-	-	-	-	-	-	-			
		庄西	1	18	S61	耐火構造	3	RC壁式	3LDK	74.70	34	44		
			2	24	S62				3DK	74.10	33	43		
			計	42	-				-	-	-	-	-	
		殿村	1	24	H4	耐火構造	4	RC壁式	3DK	73.00	28	38		
			2	16	H5				3DK	73.40	27	37		
	計		40	-	-				-	-	-	-		
	本江	1	32	H7	耐火構造	5	RC壁式	2LDK	78.60	25	35			
		2	12	H11				2LDK, 3LDK	70.7, 77.8, 79.9	21	31			
		計	44	-				-	-	-	-	-		
	海王町	1	24	H9	耐火構造	3	RC壁式	3LDK	78.70	23	33			
		2	21	H12				RCラーメン	2LDK	72.6, 76.1, 79.7	20	30		
		3	21	H13					3DK, 2LDK	72.3, 72.6	19	29		
		計	66	-				-	-	-	-	-		
	立町	1	11	H9	耐火構造	5	RCラーメン	3LDK	81.3, 83.6, 86.1	23	33			
		計	11	-	-	-	-	-	-	-				
	大門	大門	1	6	H15	(木造)	2	木造	2DK, 3DK	47.1, 59.1	17	27		
			2	6	H15				2DK, 3DK	47.1, 59.1	17	27		
			計	12	-				-	-	-	-	-	
中村		-	1	H10	(木造)	2	木造	2DK	48.84	22	32			
		-	1	H10	(木造)	2	木造	3DK	75.35	22	32			
		-	2	H10	(木造)	2	木造	3LDK	79.98	22	32			
		計	4	-	-	-	-	-	-	-				
大島		赤井	1	16	H14	耐火構造	5	RCラーメン	2DK, 3DK	52.8, 54.0, 70.3	18	28		
		計	16	-	-	-	-	-	-	-				
下		すずほ	D	2	H14	(木造)	1	木造	2DK	45.94	18	28		
	計	2	-	-	-	-	-	-	-					
小計			361	-	-	-	-	-	-	-				
改良住宅	大門	中村	-	1	H10	(木造)	1	木造	2DK	48.84	22	32		
			-	1	H10				3DK	75.35	22	32		
			計	2	-				-	-	-	-	-	
小計			2	-	-	-	-	-	-					
特公賃住宅	新湊	立町	1	7	H9	耐火構造	5	RCラーメン	3LDK	81.3, 83.6	23	33		
			計	7	-	-	-	-	-	-				
	大島	赤井	1	24	H14	耐火構造	5	RC壁式	2DK	53.2, 54.32, 70.6	18	28		
			計	24	-	-	-	-	-	-				
	下	すずほ	A	2	H14	(木造)	2	木造	3DK	76.30	18	28		
			B	2	H14				3DK	76.30	18	28		
			C	2	H14				3DK	76.30	18	28		
D			2	H14	1LDK				48.90	18	28			
計	8	-	-	-	-	-	-	-						
小計			39	-	-	-	-	-	-					
生都住市宅再	新湊	リアン放生津	18	H25	耐火構造	4	RCラーメン	1LDK~4DK	39.75~74.44	7	17			
		ラ・メール放生津	22	H28	耐火構造	4	RC壁式	1DK~4K	41.72~76.40	4	14			
		小計	40	-	-	-	-	-	-	-				
合計			442	-	-	-	-	-	-	-				

注：立町特定公共賃貸住宅の一部については、R2.4.1から公営住宅に用途変更した。

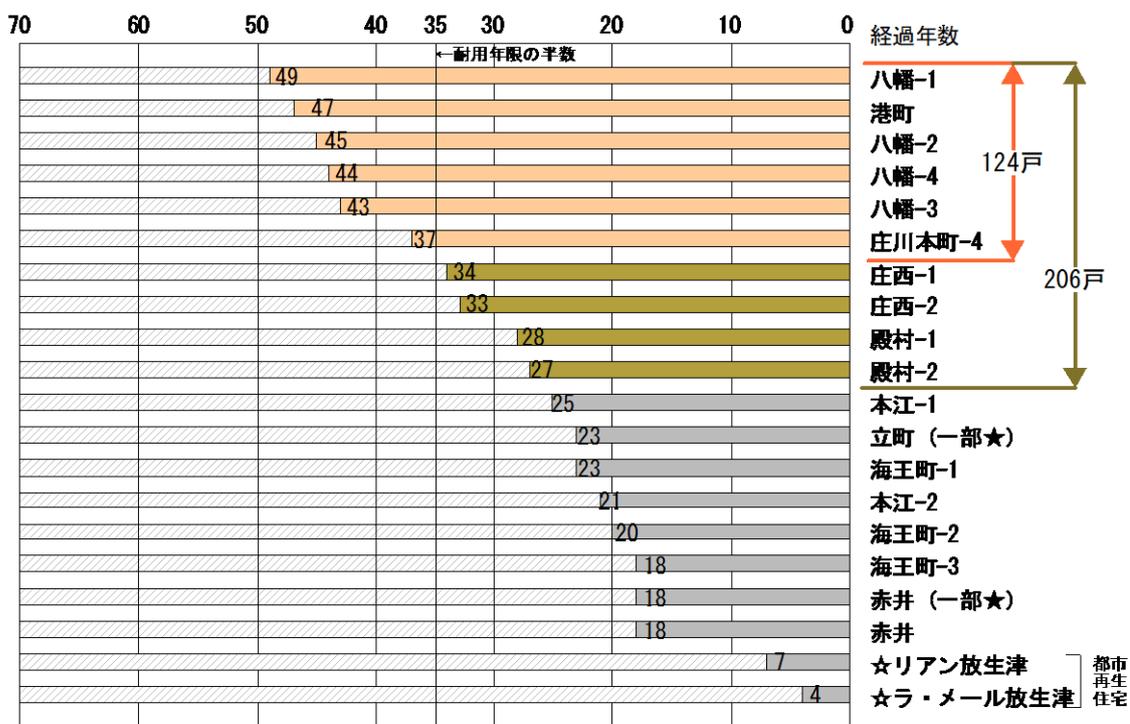
ウ 住棟別経過年数の整理

耐火構造建築物の八幡団地と港町団地、庄川本町団地の6棟が耐用年限の2分の1を経過しており、その戸数は124戸である。また、今後10年間では、庄西団地と殿村団地が新たに耐用年限の2分の1を経過することになり、合わせて206戸となる。

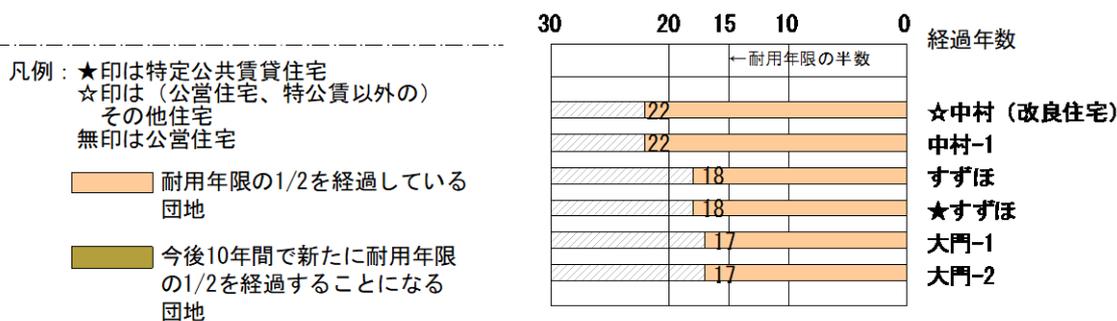
木造建築物の中村、大門、すずほ団地の全住棟が、現時点で既に耐用年限の2分の1を経過しており、その戸数は28戸である。また、今後10年間では、中村団地の6戸が耐用年限を迎える。

□経過年数グラフ

・耐火構造建築物の経過年数グラフ（公営住宅法上の耐用年限＝70年）



・木造建築物の経過年数グラフ（公営住宅法上の耐用年限＝30年）



エ 市営住宅現況写真

—その1—

庄川本町（公営住宅16戸、新湊）



殿村（公営住宅40戸、新湊）



港町（公営住宅12戸、新湊）



本江（公営住宅44戸、新湊）



八幡（公営住宅96戸、新湊）



海王町（公営住宅66戸、新湊）



1号棟



2号棟

庄西（公営住宅42戸、新湊）



3号棟

—その2—

大門（公営住宅12戸、大門）



立町（公営住宅11戸、特定公共賃貸住宅7戸、新湊）



中村（公営住宅4戸、改良住宅2戸、大門）



リアン放生津（都市再生住宅18戸、新湊）



赤井（公営住宅16戸、特定公共賃貸住宅24戸、大島）



ラ・メール放生津（都市再生住宅22戸、新湊）



すずほ（公営住宅2戸、特定公共賃貸住宅8戸、下）



オ 入居者特性

(7) 入居戸数、空室、待機世帯数

令和2（2020）年4月1日における管理戸数は442戸で、うち、入居戸数341戸、空室数は101戸、空室率は22.9%となっている。

内訳別では、空室率が高いのは、令和2年4月に特定公共賃貸住宅から公営住宅に一部用途変更した立町団地を除いて、公営住宅では庄西が35.7%、庄川本町が31.3%、本江が29.5%、また特定公共賃貸住宅では赤井が50.0%等となっている。

空室率が高い理由として、老朽化、バリアフリー非対応、供給過剰な地域があること等が考えられる。また、特定公共賃貸住宅については、社会情勢等の変化により民間事業者による中堅所得者向け住宅団地が増加したことが挙げられる。

一方、待機世帯数は近年、10～15世帯前後で推移している状況にある。

なお、改良住宅と都市再生住宅は公募対象外としており、ここでは、入居戸数等を、参考として記載するにとどめる。

□入居戸数、空室数、待機世帯数の状況

単位：戸・世帯

団地名	戸数	入居戸数	空室数	空室率	待機世帯数			
		R2.4.1			H29	H30	R1	
公営住宅	庄川本町	16	11	5	31.3%	0	1	0
	港町	12	9	3	25.0%	0	1	0
	八幡	96	76	20	20.8%	2	4	0
	庄西	42	27	15	35.7%	0	1	0
	殿村	40	33	7	17.5%	2	1	0
	本江	44	31	13	29.5%	1	1	0
	海王町	66	56	10	15.2%	1	1	0
	立町	11	0	11	100.0%			0
	大門	12	12	0	0.0%	1	1	1
	中村	4	4	0	0.0%	1	0	1
	赤井	16	16	0	0.0%	1	3	5
	すずほ	2	2	0	0.0%	0	2	0
計	361	277	84	23.3%	9	16	7	
住改良	中村改良住宅	2	2	0	0.0%			
	計	2	2	0	0.0%			
特公賃住宅	立町	7	7	0	0.0%	0	0	0
	赤井	24	12	12	50.0%	0	0	0
	すずほ	8	8	0	0.0%	0	0	0
	計	39	27	12	30.8%	0	0	0
都市再生	リアン放生津	18	16	2	11.1%			
	ラ・メール放生津	22	19	3	13.6%			
	計	40	35	5	12.5%			
合計	442	341	101	22.9%	9	16	7	

注：待機世帯数はそれぞれ年度末の数値を示す。

射水市建築住宅課

(イ) 世帯主の年齢

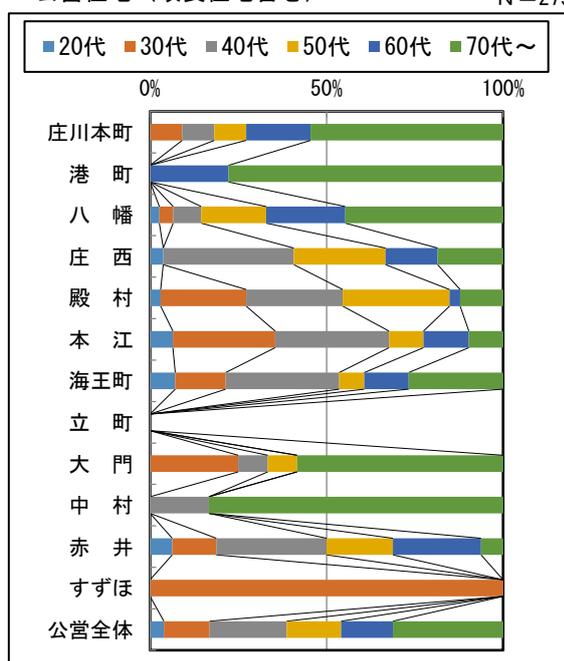
公営住宅では、新湊地区の最も古い3団地（庄川本町、港町、八幡）や大門、中村で高齢の世帯が多く、その他は比較的各年代層でバランスがとれている。特公賃住宅は、20～30歳代で約半数を占める。また、都市再生住宅では、70歳以上が過半数を占めている。

(ウ) 世帯人員

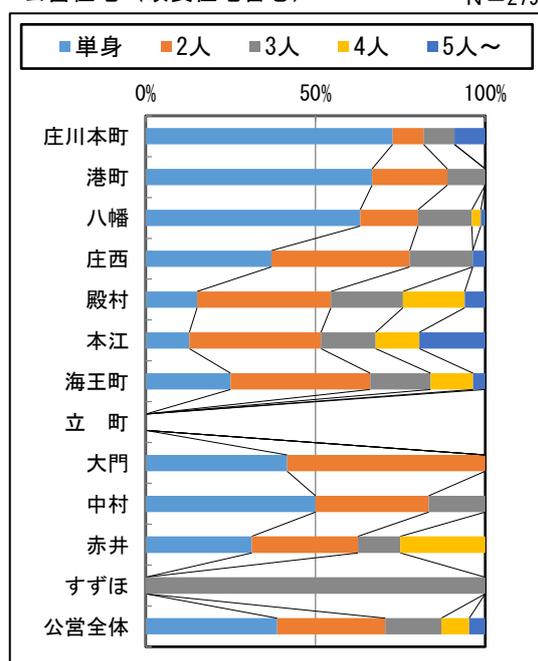
公営住宅では、新湊地区の3団地と大門で単身世帯が過半数を超えている。3人以上世帯が多いのは殿村、本江となっている。

特公賃住宅では3人、4人世帯が多い。また、都市再生住宅では単身世帯が半数を占め、ついで2人世帯が多い。

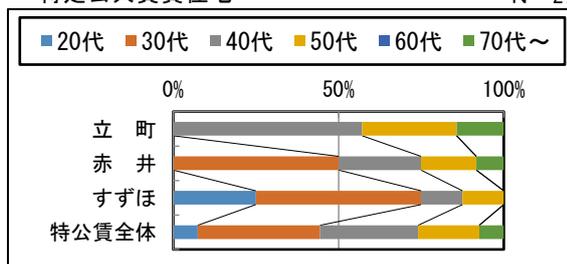
・ 公営住宅（改良住宅含む） N=279



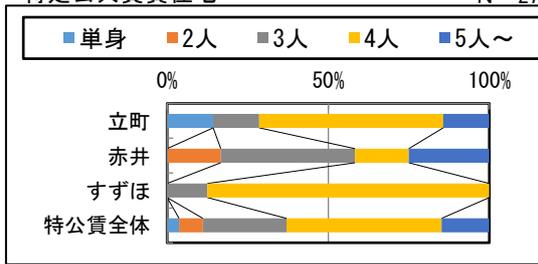
・ 公営住宅（改良住宅含む） N=279



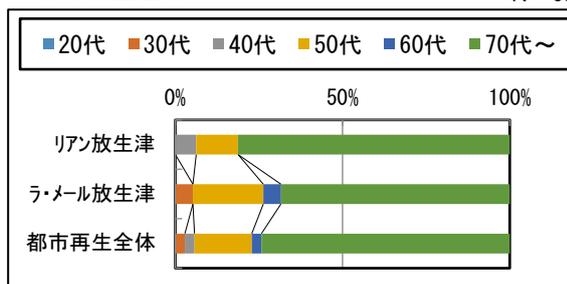
・ 特定公共賃貸住宅 N=27



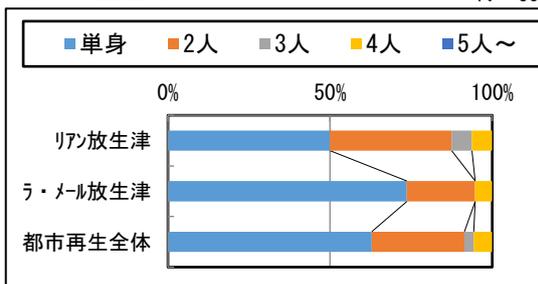
・ 特定公共賃貸住宅 N=27



・ 都市再生住宅 N=35



・ 都市再生住宅 N=35



(エ) 高齢者のいる世帯

高齢者世帯のいる割合は公営住宅全体で41.2%だが、その内、新湊地区の古い団地である庄川本町、港町、八幡の他、大門、中村で50%を超えている。

特公賃住宅では、入居戸数の7.4%、都市再生住宅で77.1%が、高齢者のいる世帯となっている。

単位：戸・世帯

団地名	入居戸数	高齢者のいる世帯数		高齢者世帯のいる割合	
		高齢単身世帯	高齢者世帯のいる割合		
公営住宅 (改良住宅含む)	庄川本町	11	8	7	72.7%
	港町	9	8	5	88.9%
	八幡	76	46	34	60.5%
	庄西	27	5	5	18.5%
	殿村	33	4	3	12.1%
	本江	31	5	3	16.1%
	海王町	56	22	12	39.3%
	立町	0	0	0	0.0%
	大門	12	7	4	58.3%
	中村	6	5	3	83.3%
	赤井	16	5	4	31.3%
	すずほ	2	0	0	0.0%
	計	279	115	80	41.2%
	特公賃住宅	立町	7	1	1
赤井		12	1	0	8.3%
すずほ		8	0	0	0.0%
計		27	2	1	7.4%
都市再生	リソ放生津	16	14	8	87.5%
	ラ・メール放生津	19	13	10	68.4%
	計	35	27	18	77.1%
合計	341	144	99	42.2%	

※1：「名義人+子」で構成される世帯

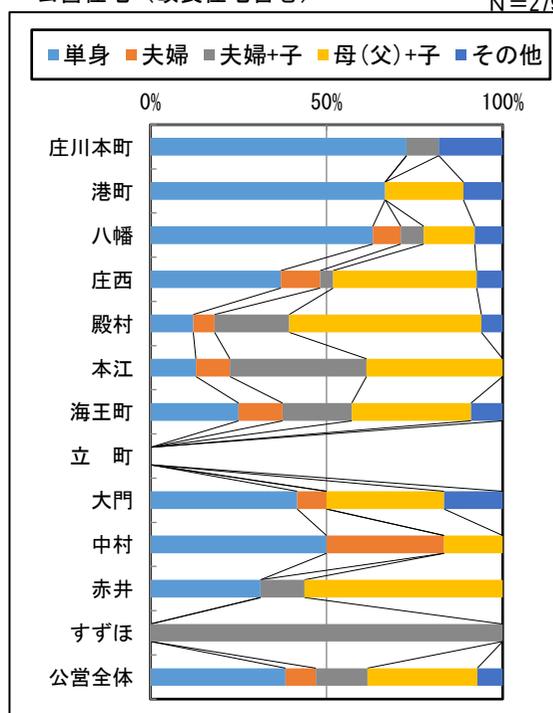
(オ) 家族構成

公営住宅では「単身」世帯の割合が一番多いが、次いで多い「母(父)+子」は、庄西、殿村、赤井に多い。

特公賃住宅では、入居世帯27世帯中23世帯が「夫婦+子」で最も多い。また、都市再生住宅では「単身」世帯が過半数を占めている。

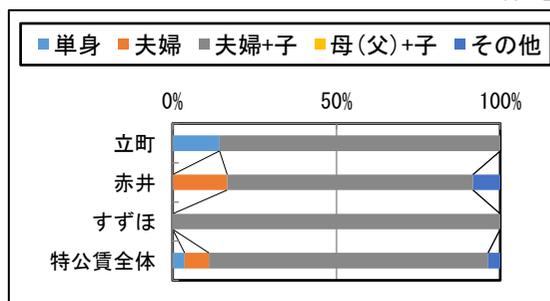
・公営住宅（改良住宅含む）

N=279



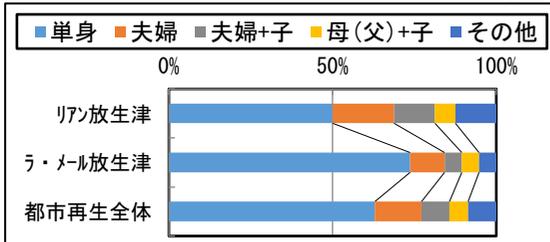
・特定公共賃貸住宅

N=27



・都市再生住宅

N=35



(カ) 居住年数

公営住宅では、居住年数が10年未満が約半数であるが、20年以上の長期居住の世帯が多いのは新湊地区の庄川本町、港町、八幡の他、中村である。特公賃住宅では、10年未満が約60%を占めている。

また、都市再生住宅では、建物が比較的新しいことから居住年数は短い。

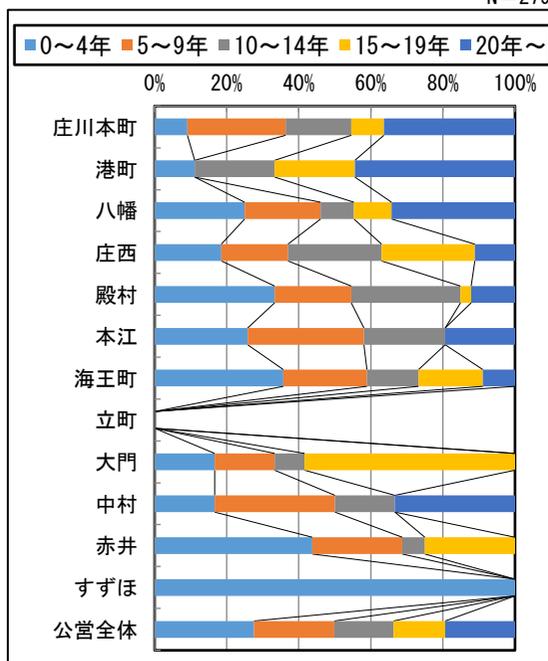
(キ) 世帯収入月額

公営住宅では、158千円以下の一般階層は約90%となっている。

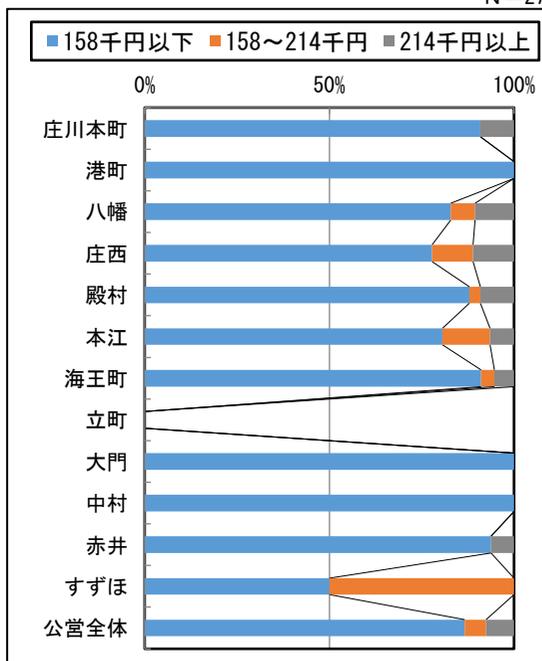
また、特公賃住宅では、158千円以上で487千円以下の一般階層は約67%となっている。

注：改良住宅、都市再生住宅は省く。

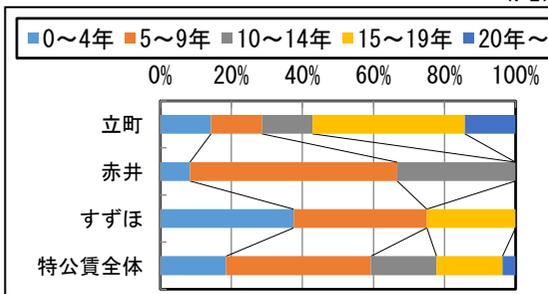
・ 公営住宅（改良住宅含む） N=279



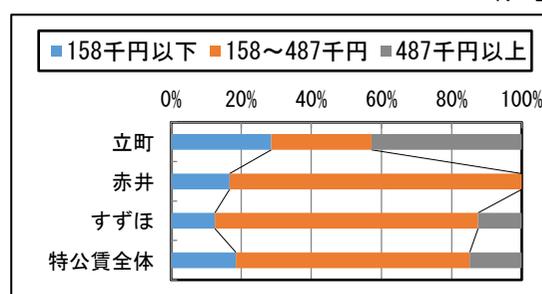
・ 公営住宅 N=277



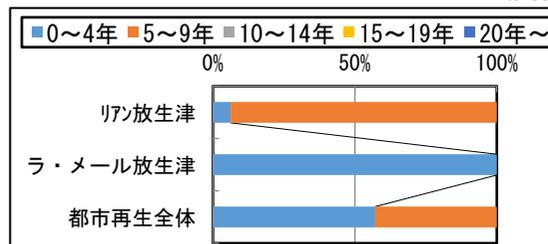
・ 特定公共賃貸住宅 N=27



・ 特定公共賃貸住宅 N=27



・ 都市再生住宅 N=35



(5) 住生活に関する意識調査

ア 調査の目的

具体的な計画策定に先立ち、射水市在住の関係者を対象として住宅・住環境等に関する意識調査を行った。これは、既存資料だけでは把握できない現状や問題点、課題を見つけ出し、今後の射水市における住宅施策のあり方を定めるための基礎資料とすることを目的とする。

イ 調査対象者

以下に示す射水市在住の計104人を対象に調査を行った。

区 分	細 区 分	対象数
自治会関係	地域振興会	27
商工関係	商工会議所・商工会	6
農業委員会	農業委員会	7
民生・児童関係	民生委員児童委員	16
教育関係	P T A	21
福祉関係	社会福祉協議会	5
女性団体	婦人会	5
建築関係	建築士会・宅地建物取引業	17
合 計		104

ウ 調査方法等

- ・配 布：令和2（2020）年1月中旬
- ・回 収：令和2（2020）年2月12日までに回収
- ・回 収 率：90.4%（配布数104サンプルに対し、回収は94サンプル）
- ・調査項目：問1～問7

エ 回答者の居住地区（問1）

居住地区	人数	構成比
新湊地区	36	38.2%
小杉地区	33	35.1%
大門地区	14	14.9%
大島地区	6	6.4%
下地区	4	4.3%
不明	1	1.1%
計	94	100.0%

オ 集計結果一覧

(7) 設問に対する単純集計結果一覧 単位：人

問2	現在の所属	合計	割合
1	地域振興会	27	28.7%
2	商工会議所・商工会	6	6.4%
3	農業委員会	7	7.5%
4	民生委員児童委員	16	17.0%
5	PTA		0.0%
6	社会福祉協議会	5	5.3%
7	婦人会	5	5.3%
8	建築士会、宅建協会	11	11.7%
	合計	77	81.9%
問3	定住の意向について（1つ）	合計	割合
1	住み続けたい	89	94.7%
2	他に住み替えたい	2	2.1%
3	分からない	2	2.1%
	不明	1	1.1%
	合計	94	100.0%
問5	住環境について課題と感ずる点（1つ）	合計	割合
1	防災や災害への対応	34	36.2%
2	治安や防犯への対応	5	5.3%
3	公共施設や医療施設等の利便性	30	31.9%
4	自然や環境との関わり	4	4.3%
5	近隣の地域の人達との関わり	15	16.0%
6	その他	6	6.4%
	合計（注：複数回答含む）	94	100.0%
	不明	6	6.4%
問6	重要と思われる住宅施策（3つまで）	計	割合
1	住み良い公的住宅の供給	4	4.3%
2	住民参加の住宅づくり	16	17.0%
3	快適な宅地の公的供給	4	4.3%
4	公共交通環境の整備	35	37.2%
5	高齢者にも住みよい住宅供給	16	17.0%
6	教育・福祉施設等の充実	11	11.7%
7	若者定着の魅力ある住宅	29	30.9%
8	行政の他部門との連携	29	30.9%
9	子育てしやすい住環境	31	33.0%
10	防災・大雪等安全な住宅	22	23.4%
11	住宅関連地場産業の育成	2	2.1%
12	射水市らしい個性ある景観	6	6.4%
13	空き家問題の解決	50	53.2%
14	省エネや環境との共生	6	6.4%
15	特に関心はない	0	0.0%
16	その他	2	2.1%
	合計	263	-

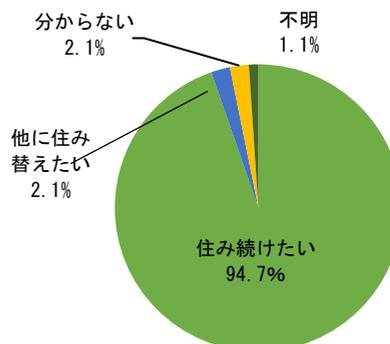
N=2

問4	問3で「他に住み替えたい」と回答した方の選択肢	
①	住み替え先	射水市、砺波市
②	住み替え理由	働く環境対応や住居の広さ等のため
③	住み替え先の居住形態	戸建て住宅（新築・中古）
④	住み替えに必要なこと	購入等費用支援、すぐに入居可能物件等

注：①割合は、回答者数94に対する数値
②欄の網掛け部分は、回答数の多かった項目

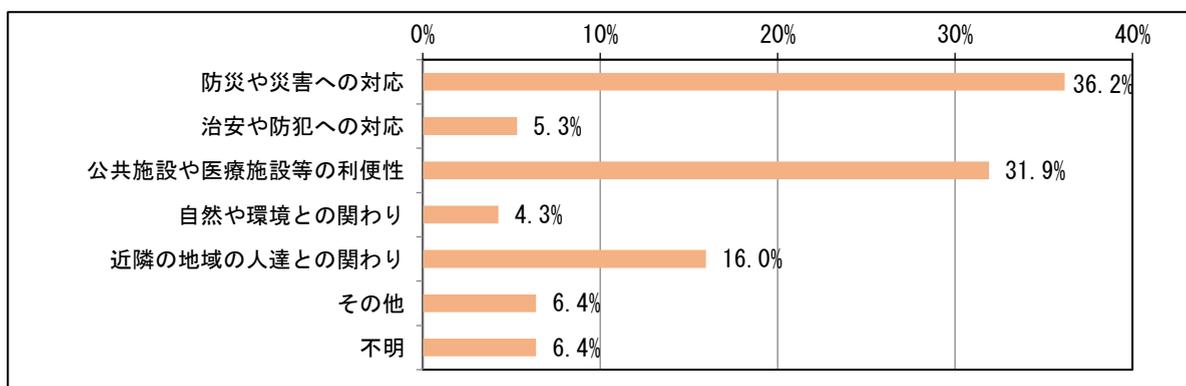
(イ) 定住の意向について（問3・問4）

射水市に住み続けたいと回答した割合は94.7%で、住み替えたいと回答した割合は、2.1%であった。



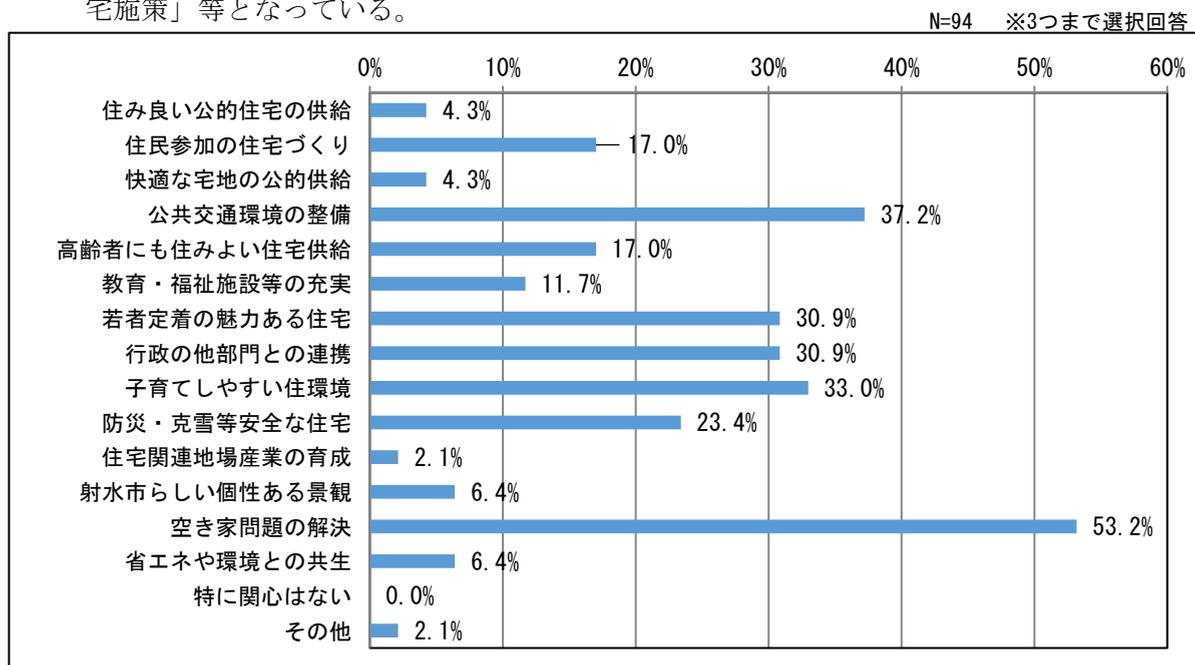
(ウ) 住環境について課題と感ずる点（問5：一つ選択）

最も多いのは「防災や災害への対応」で、割合は34.0%、次いで「公共施設や医療施設性」の30.0%、そして「近隣の地域の人達との関わり」が15.0%となっている。



(イ) 重要と思われる住宅施策（問6）

最も多いのは「空き家問題の解決」、次いで「公共交通環境の整備」「子育てしやすい住環境」「若者が定住する魅力ある住宅の整備」「行政の他部門とも連携した総合的な住宅施策」等となっている。



カ 自由意見の整理（問7）

射水市の住宅施策に対する自由意見を要約し、分野別に整理を行った。

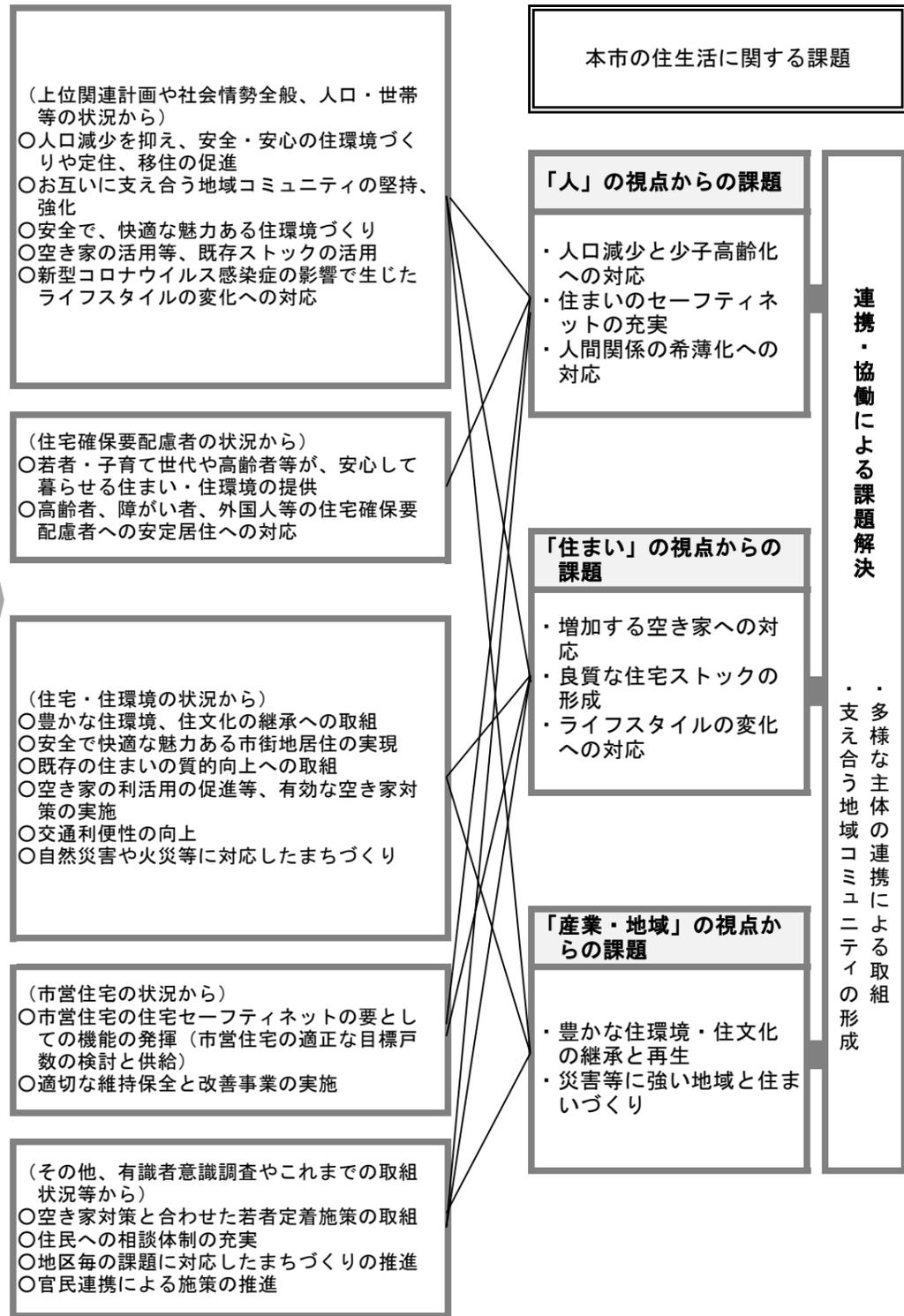
凡例：●印は重複意見

	人口・少子高齢化問題	住宅施策	空き家問題	まちづくり	地域・環境 他	
問題点・課題及び要望	<ul style="list-style-type: none"> 学校の統合に伴い、通学がスクールバスになり、若い世代が住まなくなった。（大門） 少子化問題に尽きる。近々の増加は見込めなくても、長期的な対策が必要。（新湊） 後継ぎのいない世帯が増加し、コミュニティの存続が心配。（新湊） 自分の地域では、空き家が増加し、一人暮らしの住民が増加している。（新湊） 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者対策は必要だが、それ以外に住みやすくなる対策を図ってほしい。（小杉） 市内の多くの宅地造成のネーミングに統一性がなく、バラバラ。（大門） 太閤山ニュータウンは高齢化の進展、住宅の老朽化が進んでおり、将来的な再整備の検討を望む。（小杉） 新湊地区から転出する若者が多いが、放生津の区画整理で残留した若者も多い。市は若者のまちなか居住に手厚いサポートを。（新湊） 市内小学校周辺に住宅地が増加し、環境も良好だが、将来的には他団地のように急激に高齢化が進むことが懸念され、対策を。（大門） 若者が住みたくするような宅地対策を。（新湊） 高齢化が進み、住宅の新築やリフォームが困難になり、公営住宅の入居希望者が増加傾向。（小杉） 住宅取得に伴い転入する世帯と、元々そこに居住する世帯とのコミュニティの融合を図る施策を。（大門） 農村での豊かな自然環境を活かした住宅団地を検討して欲しい。将来の農業維持、発展に繋がる。（小杉） 	<ul style="list-style-type: none"> 空き家が増加傾向にあり、効果的な対策を地域に情報開示してほしい。（大門） 年々空き家は増加しており、市で情報分析等はされているが、もっと市独自の施策を。（新湊） ●空き家所有者に対し、もっと積極的に活用・売却を促し、働きかけを進めてほしい。（新湊2・小杉5・大門） 空き家が増加しているが、相続放棄手続きは行われているのか。小動物の巣になっている所もあり、危険。（新湊） ●空き家が増加し、防災・環境面の悪化が懸念され法体系整備が必要と思う。市はどんな対策を講じているのか。（新湊・小杉・大島） 	<ul style="list-style-type: none"> 内川周辺は移住希望者や新規出店の需要が生まれている。行政も積極的に取り組んでほしい。（新湊） 民間開発に対しては県・市のリーダーシップが欠かせない。行政は将来のまちづくりに責任をもってほしい。（新湊） ●現在は車で買い物をしているが、高齢になると難しい。今後、交通環境の整備を期待する。（新湊2・小杉2） 旧新湊地区では近年、内川周辺は観光地として賑わいを見せているが、若者世帯に定住を促す魅力づくりが必要。（新湊） 歩道の段差が多く見られ、地区代表、子育て世代、高齢者から歩道のバリアフリー化を求める意見は多い。対応をお願いしたい。（小杉） 市街地の空洞化が進行しており、若い世帯や高齢者世帯が住みやすい住環境を整備して欲しい。（新湊） 南北の公共交通網の強化を図ってほしい。（大門） 若者が結婚を機に実家を離れ、高齢夫婦世帯が増えている。若者に定住を促すような魅力あるまちづくりを。（小杉） 若い世代の意見も聞いて、住生活基本計画及びまちづくりを進めてほしい。（小杉） 災害に強いまちづくりを、地区住民と協議しながら進めてほしい。（新湊） 公共交通環境は偏りがあり、小杉・大島・大門地区は良いが、新湊・下地区は悪い。（小杉） 富山高岡広域都市計画区域指定による成果は実感できない。射水市のメリットはあるのか。（小杉） 生活するには静かで住みやすいが、各種の施設が少なく、不便なところ。（新湊） 歌の森公園に”スタバ”が進出の話聞いており、出入口が小学校通学路に面しており、危険性はないか。（小杉） 街を歩く人は平日、休日問わず少ない。活気のある住環境には商業施設は不可欠なのだが。（新湊） 	<ul style="list-style-type: none"> ●当地域での土地の敷地境界が明確ではなく、自治会としては手の打ちようがない。（新湊・小杉） ●地域活動やボランティア活動への協力者が減少傾向にあり、今後は懸念される。（新湊・小杉・大門2） 小中学校区の合区により、子供達は通学に不便を感じている。マンモス校にすることが最善の方法ではない。（新湊） 住民の生活ニーズは変化し、地域の古い慣習が強すぎ、若者達に不人気なのはと案じている。（新湊） 地域の商店が大手スーパー進出により閉店、高齢者は不自由しており、必要な人に必要な支援を検討して欲しい。（小杉） 災害対策について市はどう考えているのか。ワンパターンの防災訓練ではダメなのではないか。（新湊） 若者が少ないので、防災・大雪への対処が難しくなっている。（新湊） ハザードマップで災害等の避難場所は確認しているが、高齢者や障がい者、外国人対策は十分か。（大門） 庄川流域であり、雨水対策がどうなっているのか不安。（大島） 金山地区は年々獣害が増加し、子供達は危険。山間部に居住する住民も安心して住める環境に。（小杉） 住宅密集地であり、雪を捨てる場所が無く、毎年頭の痛い問題。（大島） ●空き家を利用して外国人が数名住んでいるが、なかなかコミュニケーションがとれない。（新湊2・小杉） 田圃は組合で耕作してもらえらるが、畑は引き受けてもらえず黒いシートに覆われており、この状況に何か良い策はないものか。（下） ●住まいが市街地から離れており、自動車以外での移動が困難。特に高校への通学等が大変。（新湊2） 	
	住宅・住環境に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> 水田の有効活用策として、公共施設（スポーツ、高齢者施設）や工業団地を誘致し、他市町からの転入を促せばどうか。（大門） 二世帯住宅の推奨は住宅部門の他、福祉・教育分野と連携した総合的な対策が必要。住民意識の啓蒙活動も重要。（新湊） 住宅地の区画が広いので、二世帯住宅の推進を図るための補助制度を設ければ、人口減少対策に寄与するのでは。（下） 人口減少対策として、県外で就職した人達を呼び戻すため、魅力あるまちづくりを進める。（下） 市内20基の曳山を小学生に曳き手や試乗の体験を通して感動を与え、誇りを感じさせたい。（大門） 交流人口の増加により雇用を創出し、若者の定着化を促せばどうか。（小杉） 	<ul style="list-style-type: none"> 放生津地区は若者世代が住みにくいで、空き家活用で2,3棟を1棟に改装し、若者世帯や2世帯が住めるような助成制度を。（新湊） 射水市の各地域の歴史・伝統を活かす視点で、住宅政策にも不可欠だと思う。（新湊） 市が住宅団地を造成し、若者定住化を推進するのであれば、立地条件の良い低価格な土地を地域全体で協力したい。（新湊） 若者等に定住を促すのであれば、新しく土地を供給するより、今余っている空き地、空き家を活用する方が大事。（新湊） 	<ul style="list-style-type: none"> 空き家問題については、市・民間（不動産、住宅メーカー）、空き家バンクが連携することが重要。（新湊） 他市の空き家活用のコミュニティの場づくりをニュースで見たが、行政はこの様なNPO等活動を支援する施策を検討して欲しい。（新湊） 空き家対策については、利活用より安全性確保という意味で、危険な建物の除却を優先的に進めてほしい。（小杉） 「空き家対策支援事業」の中に賃貸目的の改修も加えてほしい。（小杉） 新湊・下地区の少子高齢化が著しく、空き家の活用による地域の再生が必要。観光や高齢者に特化した施設を集約し、交流人口の増加により雇用を創出し、若者の定着化を促す。（小杉） 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関を活用した観光・商業施設や企業誘致は宅地開発を促し、市活性化に繋がると思う。（大門） 高齢者が住みやすい住環境の整備、若者が地域に残りたいと思う魅力ある環境の整備も必要で、行政内の連携が大切。（小杉） 今後高齢化により運転免許返上が増加すると考えられ、地球温暖化対策もあり、公共交通機関の充実を重点施策にすべき。（新湊） 高齢者が気軽に集え、子供達が安心して遊べる総合的な福祉施設が身近にあれば、町全体が活性化し住み良くなるのでは。（新湊） 新産都市地域の無指定地域では、農地を住宅地にすることができ、指定地域では難しい。新産都市指定後50年以上経過し、解除すべき。（新湊） 越中大門駅前及び駅舎整備に合わせた公共交通の利便性の向上と周辺の住環境整備による活性化の取組みを。（大門） 公園等の補助金を増やし、まちづくりの推進を。（小杉） 無電柱化の推進を図ってほしい。（大門） 住民参加のまちづくりが必要。（新湊） 	<ul style="list-style-type: none"> ブランコが設置された公園が近くになく、大島小学校に設置して欲しい。（大島） サイクリング道路等の道路脇の植栽が剪定されていない場所が目立つが、地域に管理の依頼はできないのか。（大門） 高校生の通学手段や高齢者の買い物、通院手段として、コミュニティバスの充実を図ってほしい。（新湊） 昭和8年に庄川の氾濫により洪水被害がでた。近年は異常気象が想定され、より一層の災害対策を考えてほしい。（新湊）

3 問題点・課題

現状と問題点	
<p>上位計画・関連計画</p> <p>□住宅生活基本計画（全国計画）</p> <p>【今後10年間の課題】</p> <p>①少子高齢化と人口減少の急速な進展。大都市圏における後期高齢者の急増</p> <p>②世帯数減少と空き家の増加</p> <p>③地域コミュニティの希薄化と居住環境の質の低下</p> <p>④少子高齢化と人口減少が、住宅政策上の諸問題の根本的な要因</p> <p>⑤リフォーム・既存住宅流通等、ストック活用型市場への転嫁の遅れ</p> <p>⑥マンションの老朽化・空き家の増加により、防災・治安・衛生面での課題が顕在化する恐れ</p> <p>□第2次射水市総合計画</p> <p>【健康でみんなが支えあうまち（抜粋）】</p> <p>①健康で元気なまちづくり</p> <p>【潤いのある安心して暮らせるまち（抜粋）】</p> <p>①快適で住みよいまちづくり</p> <p>②安心して暮らせるまちづくり</p> <p>□射水市人口ビジョン及び第2期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略</p> <p>【基本目標】</p> <p>①結婚・出産・子育て・子どもの学びの環境づくり</p> <p>②地域のしごとづくり</p> <p>③市の魅力を内外に発信し、新しい人の流れづくり</p> <p>④安全で安心して暮らせる時代に合ったまちづくり</p>	<p>□社会情勢全般から</p> <p>①少子高齢化・人口減少により、居住基盤含め地域経済の弱体化。</p> <p>②若年単身世帯に加え、今後高齢単身世帯の増加が予想され（国立社会保障・人口問題研究所）、地域コミュニティの継続、維持等に懸念。</p> <p>③行財政規模の縮小により公共サービスの民間市場への依存への期待。他方、公共サービス、民間市場からもこぼれる生活困窮者の増大の懸念。</p> <p>④空き家等の増加に伴う景観や住環境の悪化、民間市場偏重の住まいづくり等による住文化の衰退の懸念。</p> <p>⑤新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活ライフスタイルへの影響。</p>
<p>□住生活に関する意識調査から</p> <p>①回答者のほぼ全員が射水市に定住意向をもっている。</p> <p>②住環境についての課題として多いのが、「防災や災害への対応」「公共施設や医療施設等の利便性」の順で、それぞれ約30%が回答。</p> <p>③重要と思われる施策で最も多いのが「空き家問題の解決」で、次いで「公共交通環境の整備」「子育てしやすい住環境」「若者定着の魅力ある住宅」「行政の他部門との連携」と続く。</p> <p>④主な自由意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家についての関心が高い。空き家所有者に対する働きかけや、活用を促す取組が必要。 ・高齢者の増加への対応が必要。 ・若者が少なくなっており、若者を呼び込む魅力づくりと移住・定住支援を充実させるべき。 ・少子高齢化の進展、空家の増加により地域のコミュニティ機能の弱体化が懸念される。 ・積雪や雨水、災害への対策について行政に対する期待が高い。 	<p>□人口・世帯等の状況から</p> <p>①人口は市域全体でも減少傾向であるが、新湊地区が顕著で、地区により違いが大きい。</p> <p>②出生率の低下と一世帯当たり人員も減少基調で、世帯の小規模化が進行。</p> <p>③人口動態では、自然減の割合が高く、今後も純減少傾向が続くと予想される。</p> <p>④高齢化が進行し、高齢化率は28.7%（H27）と全国平均より高い。</p>
<p>□既定施策の取り組み状況から</p> <p>①空き家情報バンクの登録件数は伸びている。</p> <p>②空き家対策支援事業の実績は一定水準で推移している。</p> <p>③木造住宅耐震診断支援事業及び耐震改修支援事業はともに伸びていない。</p>	<p>□住宅の確保に配慮を要する対象層の状況から</p> <p>①高齢者がいる世帯は約5割、高齢単身、高齢夫婦世帯は増加傾向。</p> <p>②生活保護世帯、身体障がい者数は横ばい傾向。他方、知的・精神障がい者等は増加傾向。外国人は増加傾向。</p> <p>③民営借家の18.4%が、著しい困窮年収未満世帯。</p> <p>④子ども（6才未満）を育成する世帯割合は、H27年では約10%（H27）。</p>
<p>□住宅・住環境の状況から</p> <p>①内川沿いの町並みや旧北陸街道沿いの町並み等、各地区に特徴的な住環境がある。</p> <p>②新湊地区の密集市街地で、近年2街区で福祉施設併設の都市再生住宅が供給された。</p> <p>③宅地開発はこの10年間で計882区画供給されており（年平均88区画）、その約60%が小杉地区に集中している。</p> <p>④持ち家率は約80%と高く、一方で、民営借家に住む世帯が増加傾向。</p> <p>⑤持ち家、民営借家の耐震性が不十分と考えられる建物がそれぞれ37%、27%ある。</p> <p>⑥住宅のバリアフリー化や省エネ設備設置割合は、依然として低い。</p> <p>⑦住宅用火災警報器の条例適合率は約60%で、県、全国平均より低い。</p> <p>⑧民間賃貸住宅は増加傾向で、年平均約150戸供給されている。民間賃貸アパートの間取りは、1寝室タイプと2寝室タイプがほぼ同数。</p> <p>⑨空き家数は増加傾向で、H30年で空き家率11.4%であるが、全国平均の13.6%、県平均の13.2%のいずれからも下回っている。</p>	<p>□市営住宅の状況から</p> <p>①市営住宅は、公営住宅361戸、改良住宅2戸、特公賃住宅39戸、都市再生住宅40戸の合計442戸となっている。公営住宅ストック比率は小杉地区7.0%、新湊地区3.7%。</p> <p>②令和2年時点で耐用年数の1/2以上を経過する住戸は、耐火建築物124戸、木造28戸。</p> <p>③空室率は全体で22.6%、公営住宅23.0%、特公賃住宅30.8%。入居待機者は公営住宅のみで、近年は年間10～15世帯程度。</p> <p>④高齢者がいる世帯は全体の約40%で、その内の約70%が高齢単身世帯。</p> <p>⑤家族構成は、公営住宅で単身及び母（父）＋子世帯の割合が最も多い。</p> <p>⑥居住年数は、公営住宅で10年未満が約半数、20年以上が約20%を占める。</p>

住まい・住環境に係る課題



第3章 住宅施策の目標と基本方針

1 目標と基本方針

(1) 基本理念

人口減少、少子高齢化等の急速な進展、空き家問題の顕在化や地域コミュニティ機能の低下等、住生活を取り巻く社会情勢が大きく変化しており、住宅施策においてもこれまで以上に福祉、環境、防災等の他分野との連携が重要になっている。

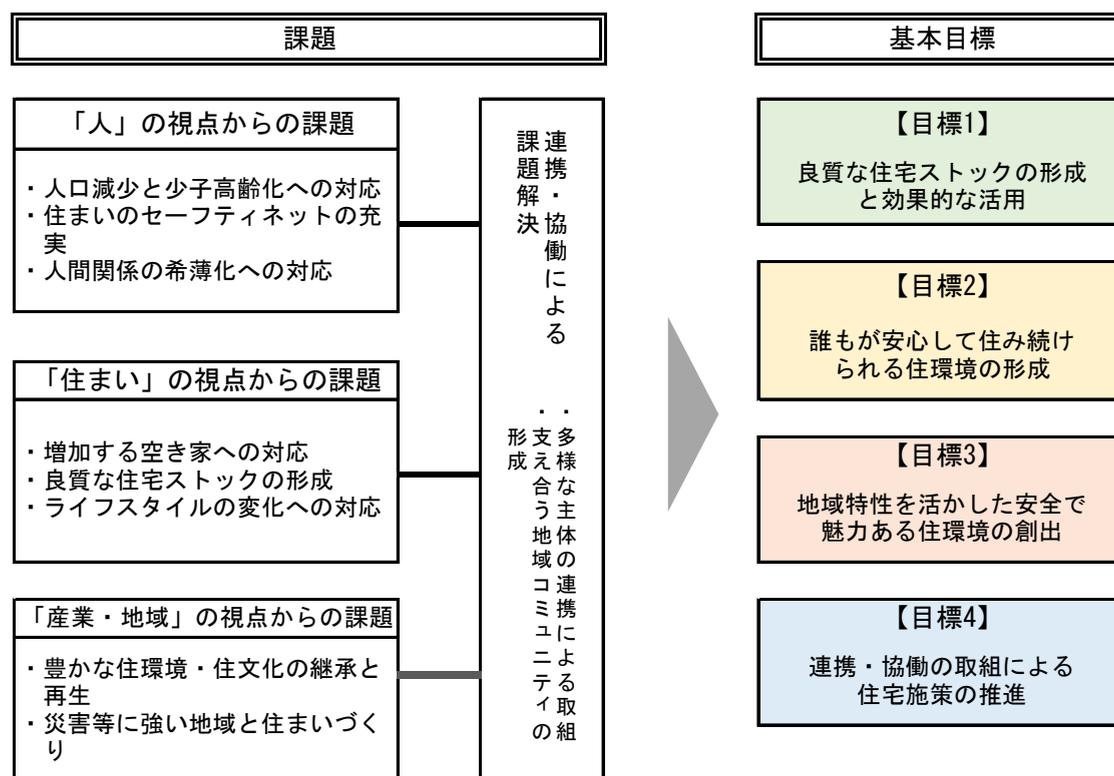
また、このような背景の中で、一人ひとりが安全・安心に自分らしく生きる豊かな住生活の実現が求められており、市の将来像等を踏まえながら、本計画における理念を以下のとおり設定する。

—誰もが自分らしく、支え合いの中で安心して暮らせる住生活の実現—

(2) 住宅施策の目標

本計画においては、住生活基本計画（全国計画）における3つの視点を基本にした課題と、その解決に向けた連携・協働の取組を課題として整理している。

これらの課題に対応する基本目標として、以下の4つの目標を設定する。



(3) 施策体系

理念	基本目標	基本方針	施策方向	取組
誰もが自分らしく、 支え合いの中で安心して暮らせる住生活の実現	【目標1】 良質な住宅ストックの形成と効果的な活用	1 良質な住宅ストックの普及促進	(1) 良質な住宅ストックの形成 (2) 既存住宅のリフォームの促進	①長期優良住宅制度の活用促進 ③住宅性能表示制度の普及促進 ①住まいのリフォームの促進 ②環境にやさしい住まいの普及促進 ④住宅保険・保証制度の普及促進 ②住まいのトイレの水洗化等の促進
		2 空き家の管理と活用	(1) 空き家の適正な管理の促進 (2) 空き家のリフォームと流通促進 (3) 空き家を活用した地域課題の解決に向けた取組	①空き家等の実態把握 ③相談体制の充実 ①空き家情報バンクへの登録促進 ③空き家のリフォーム支援 ①地域活動拠点整備のための空き家活用 ③空き家活用による市街地エリアへの居住促進 ②管理意識の向上 ④危険空き家の除却 ②住宅診断（ホームインスペクション）の普及 ②住宅セーフティネット機能の補完
		3 移住・定住の促進	(1) 魅力ある住まいや宅地の供給 (2) 移住・定住者への居住支援	①住宅取得に対する支援 ③市外からの転入者に対する支援 ①移住者の定住支援 ②良好な宅地開発の誘導・支援 ②働く若者のための居住支援
	【目標2】 誰もが安心して住み続けられる住環境の形成	4 子育て世帯、高齢者世帯等が安心して暮らせる住環境づくり	(1) 若者・子育て世帯への住宅供給や住環境づくり (2) 高齢者等世帯への住宅供給や住環境づくり	①民間賃貸住宅への入居支援 ③子育て世帯のニーズに対応した住環境づくりの推進 ①高齢者等に向けた多様な住宅の供給 ③高齢者等の気兼ねな居場所づくり ②子育て世帯の住宅取得支援 ②バリアフリーの住まい・まちづくりの促進 ④マイホーム借上げ制度を活用した住み替え支援
		5 住まいのセーフティネットの充実	(1) 多様で重層的な住宅セーフティネットの構築 (2) 市営住宅の適正な供給と管理の継続	①民間住宅を活用した居住の安定の確保 ③公営住宅の適切な供給 ①将来目標に基づく適切な戸数の供給 ③公営住宅の多様な活用 ②低所得者向け家賃補助制度の拡充 ②公営住宅等長寿命化計画に基づく改善事業の実施と維持管理の継続
	【目標3】 地域特性を活かした安全で魅力ある住環境の創出	6 地域の住み良さが実感できる住まいと住環境づくり	(1) 地域の特性を踏まえた土地利用の推進 (2) 地域特性を活かした魅力ある住環境づくり (3) 地産地消の住宅産業の育成 (4) 居住再生モデルゾーンの創出	①射水市都市計画マスタープランを踏まえた土地利用と居住の誘導 ①歴史的・文化的資源を活かした町並みの形成 ③地域の住環境づくりへの参加促進と住教育の充実 ①射水市独自の住宅モデルの構築 ③住宅関連業者との連携促進 ①既存住宅地のリノベーション ②地区計画、建築協定等の普及促進 ②富山県産材の利用促進
		7 安全で快適な住環境の形成	(1) 安全で快適な住環境づくり (2) 災害に強いまちづくり	①耐震化の促進 ③災害に強い住環境整備 ①市営住宅の一時使用 ②市街地住宅の不燃化の促進 ④危険空き家の除却 ②防災意識の向上
	【目標4】 連携・協働の取組による住宅施策の推進	8 支え合う住環境づくり	(1) 空き家を活用したコミュニティ拠点づくり (2) 多世代居住等の多様な選択居住の推進 (3) 多様な人々が集まって暮らす地域づくり	①空き家を活用した地域活性化施設づくり ①多世代同居、隣居、近居への支援 ①多様な人々が集う交流の場づくり ③地域で支え合うコミュニティづくり ②共助・共生型住まいの普及啓発 ②外国人等が入居しやすい民間住宅の供給促進
		9 住まいとまちづくり推進体制の充実	(1) 住まいとまちづくりに関する情報の発信 (2) 住まいとまちづくりに関する総合窓口の充実 (3) 住まいとまちづくり推進体制の構築	①移住・定住を促す魅力情報の発信 ①連携・協働による総合窓口の充実 ①協働のまちづくりの推進 ②制度等のPR、普及活動の推進 ②まちづくりワークショップの開催

第4章 住宅施策の展開

1 住宅施策の展開

以下に、基本目標ごとに設定した基本方針に基づき、施策方向及び具体的施策を示す。

【目標1】良質な住宅ストックの形成と効果的な活用

基本方針1：良質な住宅ストックの普及促進

(1) 施策の方向性

- 長期優良住宅制度の活用や住宅性能表示制度の普及を図りながら、長期間住み続けられる良質な住宅の供給を促進する。
- 省資源、省エネルギー住宅の普及促進
- 既存住宅の性能向上に資する改修（リノベーション）を推進し、良質な住宅ストックの普及を促進する。
- バリアフリー化促進：【目標2】基本方針4 で記載
- 耐震化の促進：【目標3】基本方針7 で記載

(2) 施策の体系

施策方向	具体的施策		施策の種別（※1）		
	取組	概要 （（新）新規施策、●印は実施中の事業）	直接	支援	誘導
良質な住宅ストックの形成 ↓	長期優良住宅制度（※2）の活用促進	・長期優良住宅制度の優遇措置についてパンフレット等による情報提供の充実を図る。			○
	環境にやさしい住まいの普及促進	・（新）環境になるべく負荷をかけないように外壁や屋根の断熱性能の向上、高効率の設備機器の導入、太陽光発電システムや木材等のリサイクル可能な建材の活用等、環境に優しい省エネルギー住宅（※3）の普及を図り、そのための助成金等の支援策を検討する。		○	○

※1：直接：市が直接実施する施策、支援：融資や助成制度等による支援施策、誘導：誘導、促進、啓発を図る施策

※2：所管行政庁に申請し長期優良住宅として認定を受けることができる。

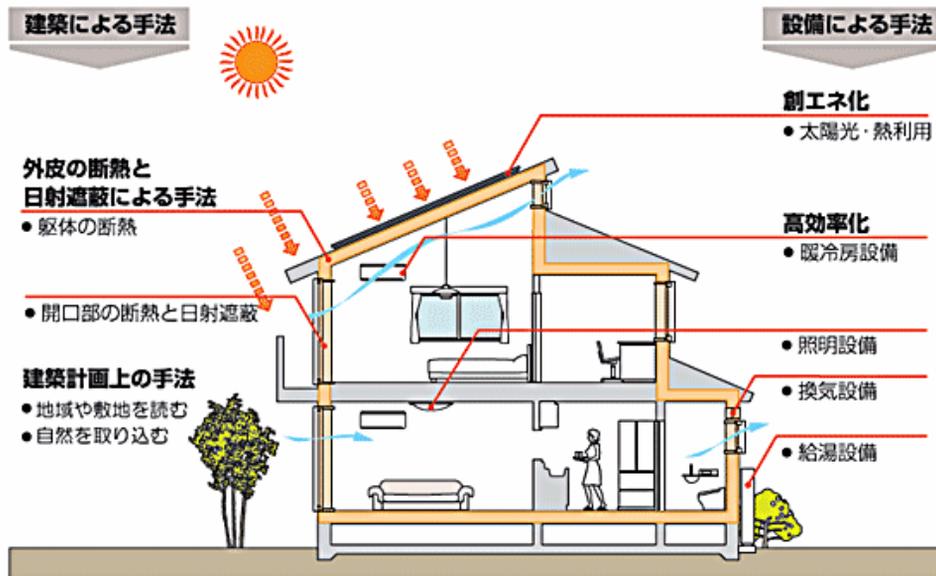
認定基準はバリアフリー性、間取りの可変性、耐震性等となっており、平成28（2016）年4月からは、増改築を行った中古住宅でも認定を取得することが可能となった。認定を受けた住宅は、固定資産税等の軽減措置の他、住宅ローン減税等のメリットがある。

※3：二酸化炭素排出量の減少が世界的に求められるなか、太陽光を利用する発電装置の設置や、窓の二重サッシ・複層ガラスの採用等による断熱対策等、省エネルギー化に配慮した住宅のこと。

（P47図参照）

施策方向	具体的施策		施策の種別		
	取組	概要 (（新）新規施策、●印は実施中の事業)	直接	支援	誘導
↑	住宅性能表示制度(※1)の普及促進	・住宅性能表示制度の趣旨や評価書の取得によるメリット等について、パンフレット等による情報提供を充実する。			○
	住宅保険・保証制度の普及促進	・住宅瑕疵担保履行法に基づく保険制度や、完成保証制度等の住宅保険・保証制度に関する情報提供を充実し、普及促進を図る。			○
既存住宅のリフォームの促進	住まいのリフォームの促進	・子育て・高齢者・障がい者世帯に対応した、リフォーム支援を推進する。 ・（新）テレワーク等に対応した住宅リフォーム支援を検討する。 ●親・祖父母と暮らす住宅リフォーム等支援事業 ●住宅改修費助成（高齢者・障がい者向け）		○	○
	住まいのトイレの水洗化等の促進	・下水道の利用促進、生活排水による公共水域の汚濁防止のため、助成制度や融資制度の周知を図りながら、トイレ水洗化や浄化槽設置を促進する。 ●合併処理浄化槽設置整備事業 ●水洗便所改造資金融資制度		○	○

P46：省エネルギー住宅のイメージ図



出典：建築省エネ機構

※1：「住宅の品質確保に関する法律」に基づき、住宅の性能水準（10区分）に関する事項を、第三者機関により評価、表示を行う制度

基本方針2：空き家の管理と活用

(1) 施策の方向性

- 空き家の適正な管理を促進するため、空き家の実態把握等の取組を推進する。
- 所有者や地域のニーズに応じた空き家の利活用を促進するため、利用可能な空き家の発掘や空き家バンクへの登録促進、空き家利用希望者とのマッチング等の取組を推進する。
- 空き家等を活用し、地域課題の解決に向けた地域活動拠点づくり等の取組を支援する。

(2) 施策の体系

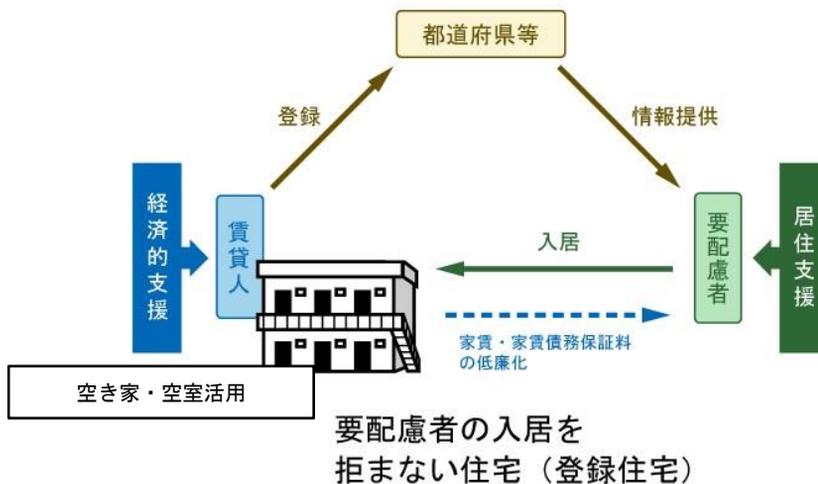
施策方向	具体的施策		施策の種別		
	取組	概要 ((新)新規施策、●印は実施中の事業)	直接	支援	誘導
空き家の適正な管理の促進	空き家等の実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家や空き地の実態を把握するため地域振興会等の協力を得ながら空き家等の所在や状況、所有者不明空き家の確知作業等の調査を定期的に行う。 また、改修等による有効活用の可能性についても調査を行う。 ●空き家実態調査、空き家等対策協議会 	○		
	管理意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市のホームページや広報紙等の多様な媒体を利用し、空き家等がもたらす諸問題、管理方法等について情報提供を行い、管理意識向上の取組を強化する。 	○		○
	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家の管理や利活用等に関する関係諸団体との連携を強化し、どの窓口でも、情報の共有化により速やかに、また適切な相談が受けられるシステムづくりを推進する。 ●地域住宅相談所への支援と連携強化 ●(一社)県中央古民家再生協会との連携強化 	○	○	○
	危険空き家の除却	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化が進み、危険になった空き家の除却を促進する。 ●射水市空き家等対策協議会 ●射水市空き家対策支援事業 ●特定空き家等の認定 ●緊急安全代行措置(緊急解体工事) 	○	○	○
空き家のリフォームと流通促進 ↓	空き家情報バンクへの登録促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に対し、空き家情報バンクへの登録を促進し、住宅市場での流通を活性化させる。 ●空き家情報バンクへの登録促進 ●きららか射水移住支援補助制度(空き家活用型) ●指定宅地取得支援助成制度(バンク型) 	○	○	○

施策方向	具体的施策		施策の種別		
	取組	概要 ((新)新規施策、●印は実施中の事業)	直接	支援	誘導
↑	住宅診断（ホームインスペクション）（※1）の普及	・空き家の取得時におけるトラブル防止のため、住宅の質等を調査・診断する制度の普及啓発を図る。		○	○
	空き家のリフォーム支援	・空き家の利活用促進のため、国・県の支援策と連携したリフォーム支援の充実を図る。 ・（新）空き家をシェアワークスペースやサテライトオフィス等に活用するためのマッチングの支援を検討する。 ●県外転入者空き家改修事業 ●先駆的空き家活用モデル支援事業		○	
空き家を活用した地域課題の解決に向けた取組	地域活動拠点整備のための空き家活用	・国の支援策等の情報の周知を図り、地域住民との連携を図りながら、空き家を活用した集会所等の地域活動拠点の整備を推進する。		○	○
	住宅セーフティネット機能の補完	・富山県居住支援協会とも連携し、住宅セーフティネット制度（※2）により、空き家を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の情報提供を充実し、供給を促進する。			○
	空き家活用による市街地エリアへの居住促進	・市街地エリアへの居住を促進するため空き家や隣接する土地取得等の助成金等の支援を検討する。 ●指定宅地取得支援助成制度（バンク型）（※3）		○	

※1：ホームインスペクター（住宅診断士）が、専門家の立場から、住宅の劣化状況、欠陥の有無、改善すべき箇所やその時期、概算費用等を見極め、アドバイスを行う専門業務

※2：改正住宅セーフティネット法（平成29(2017)年）により、増加する民間の空き家・空室を活用して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録住宅として、広く提供しようとする制度

【新たな住宅セーフティネット制度】



出典：国土交通省

※3：空き家情報バンクに登録された市街化区域内の空き家（空き地）の購入に対して助成する制度

【目標2】誰もが安心して住み続けられる住環境の形成

基本方針3：移住・定住の促進

(1) 施策の方向性

- 移住・定住を促進するため、住宅取得に対する支援策の充実を図る。
- 移住者等のニーズに応じた支援策の充実、強化を図る。
- 魅力的な情報発信（移住者自身の経験談等も含む）を強化する。

(2) 施策の体系

施策方向	具体的施策		施策の種別		
	取組	概要 ((新)新規施策、●印は実施中の事業)	直接	支援	誘導
魅力ある住まいや宅地の供給	住宅取得に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市内外からの移住・住替え希望者のニーズに応えるため、住宅取得に対する支援を拡充する。 ・空き家等既存ストックを活用した住宅取得を促進する。 ・ふるさと回帰志向や二地域居住等の新たな居住ニーズにも応えるため、住宅取得支援だけでなく、仕事の相談体制や子育て環境情報等の発信を強化する。 ●指定宅地取得支援助成制度（団地型）（※1） ●先駆的空き家活用モデル支援事業 ●きららか射水移住支援補助制度 		○	○
	良好な宅地開発の誘導・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な宅地供給を促進するため、魅力的で健全な市街地の形成を目指し事業者が行う宅地開発に対する助成制度の充実を図る。 ・活用が期待される遊休地の情報の共有化を図る。 ●土地開発事業 		○	○
移住・定住者への居住支援	移住者の定住支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者の定住を図るため、ニーズの把握や地元住民との交流を通じた移住体験事業を推進し、魅力的な情報発信を強化する。 ・東京から移住し、就業する人に対する富山県移住支援制度（※2）の活用を促進する。 ●移住交流促進事業 ●移住者受入モデル地域支援事業 ●富山県移住支援制度 		○	○
	働く若者のための居住支援	<ul style="list-style-type: none"> ・（新）本市で働く若者や創業者等の安定居住を支援するため、市営住宅や空き家の利活用を検討する。 	○	○	

※1：市が指定した住宅団地の宅地の購入に対して助成する制度

※2：東京23区（在住者又は通勤者）から富山県へ移住し、移住支援対象求人に就業した方に、国・県・市町村が共同で移住支援金を支給する制度

基本方針4：子育て世帯、高齢者世帯等が安心して暮らせる住環境づくり

(1) 施策の方向性

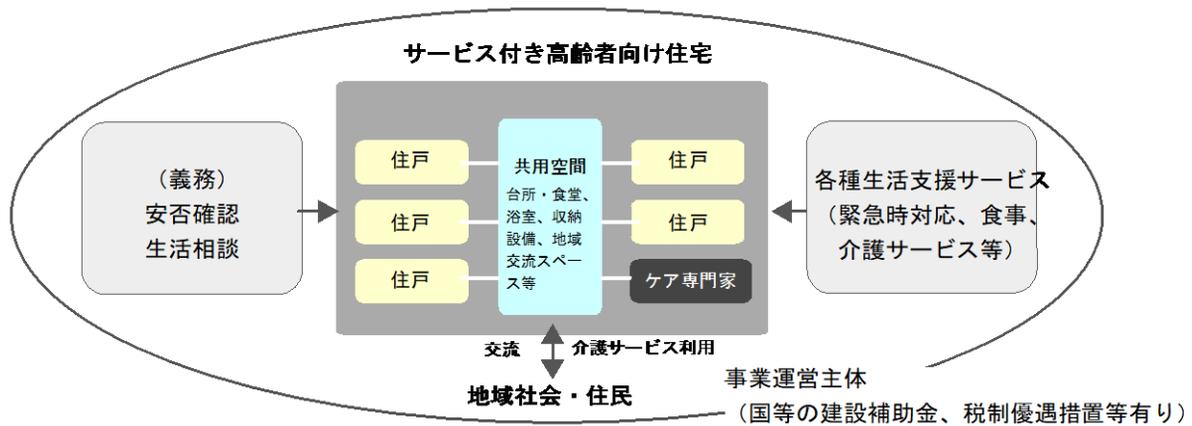
- 子育て世帯の多様なニーズに対応する住宅の供給や、魅力ある住環境を創出する。
- 高齢者向け住宅の供給、住まいの安全性向上やバリアフリー化を促進する。
- 射水市バリアフリーマスタープランと連携し、高齢者や障がい者等が安心して出歩くことができる住環境づくりを推進する。

(2) 施策の体系

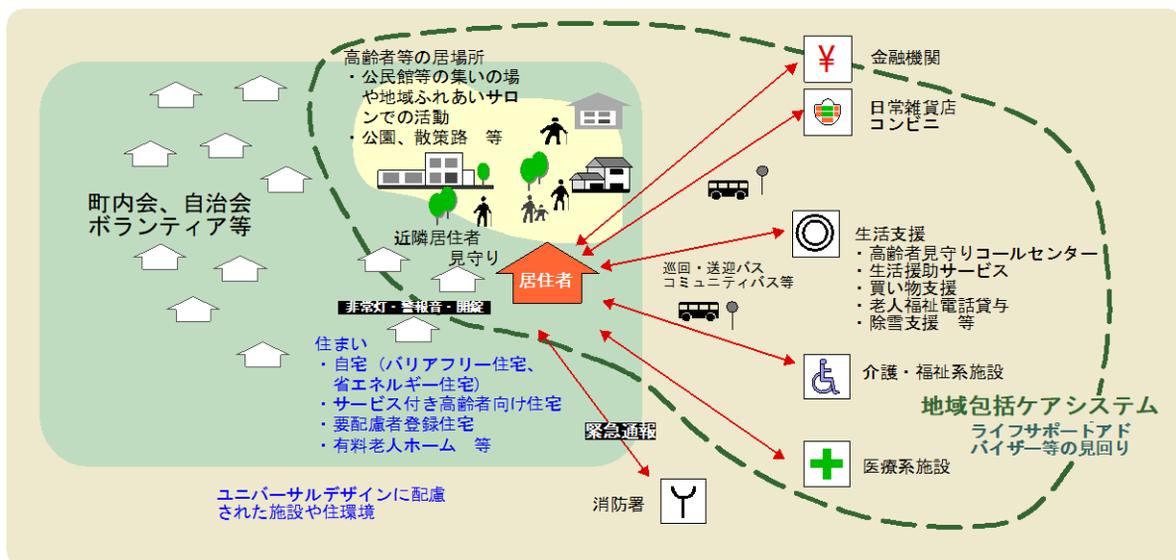
施策方向	具体的施策		施策の種別		
	取組	概要 ((新)新規施策、●印は実施中の事業)	直接	支援	誘導
若者・子育て世帯への住宅供給や住環境づくり	民間賃貸住宅への入居支援	・若者・子育て・ひとり親世帯等の民間賃貸住宅家賃低廉化への支援策を充実する。 ●若者世帯定住促進家賃補助事業		○	
	子育て世帯の住宅取得支援	・(新)子育て世帯の住宅取得に対して住宅金融支援機構の支援制度と連携した市独自の支援策を検討する。		○	○
	子育て世帯のニーズに対応した住環境づくりの推進	・(新)空き地や未利用地等を活用した子どもの遊び場や自然体験の場づくり等を住民との連携により推進する。	○	○	○
高齢者等世帯への住宅供給や住環境づくり	高齢者等に向けた多様な住宅の供給	・(新)サービス付き高齢者向け住宅(P52)やコレクティブハウス、シェアハウス等(P59)、多様な高齢者等向け住宅の情報提供を充実し、供給を促進する。			○
	バリアフリーの住まい・まちづくりの促進	・高齢者や障がい者等の住まいのバリアフリー化やヒートショック対策等の情報提供を充実し、供給促進を図る。 ・高齢者・障がい者等の移動や日常生活の利便性向上のため、まちなかのバリアフリーや交通網の充実を図る。 ●親・祖父母と暮らす住宅リフォーム等支援事業	○	○	○
↓	高齢者等の気軽な居場所づくり	・(新)「富山型デイサービス」に引き続き、身近な地域で高齢者、子ども、障がい者、外国人、移住者等が気軽に集まれるよう、既存の「集いの場」を充実するとともに、「ごちゃまぜ」のコミュニティづくり(P52)を推進する。	○	○	○

施策方向	具体的施策		施策の種別		
	取組	概要 ((新)新規施策、●印は実施中の事業)	直接	支援	誘導
↑	マイホーム借上げ制度を活用した住み替え支援	・子育て世帯（借主側）と高齢者世帯（貸主側）に対し、（一社）移住・すみかえ支援機構のマイホーム借上げ制度（※1）について、住宅相談所窓口等も活用し、情報提供の充実を図る。			○

P51：サービス付き高齢者向け住宅のイメージ図



P51：高齢者等に優しい住まいと住環境づくりのイメージ図



P51：「富山型デイサービス」は、富山から全国に発信した新しい形の福祉サービスで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に身近な地域でデイサービスを受けられるシステム。

P51：「ごちゃまぜ」のコミュニティとは、子ども、高齢者、学生など、障害の有無にかかわらず多様な人が交流することにより、役割を持って活躍する居場所が創出されるもの。

※1：50歳以上のシニアを対象にマイホームを借上げて転貸し、安定した賃料収入を保証する制度で、自宅を売却することなく、住み替えや老後の資金として活用できる。

基本方針5：住まいのセーフティネットの充実

(1) 施策の方向性

○高齢者や子育て・ひとり親世帯、低所得者、障がい者、外国人、保護観察対象者、感染症の拡大により生活に困窮した人等、民間住宅市場において、自力で住宅を確保することが困難な住宅確保要配慮者に対し、安心して住み続けられるよう、多様で重層的な住宅セーフティネットの構築を図る。

○住宅セーフティネットの中核として、市営住宅の適正な供給と多様な活用を推進する。

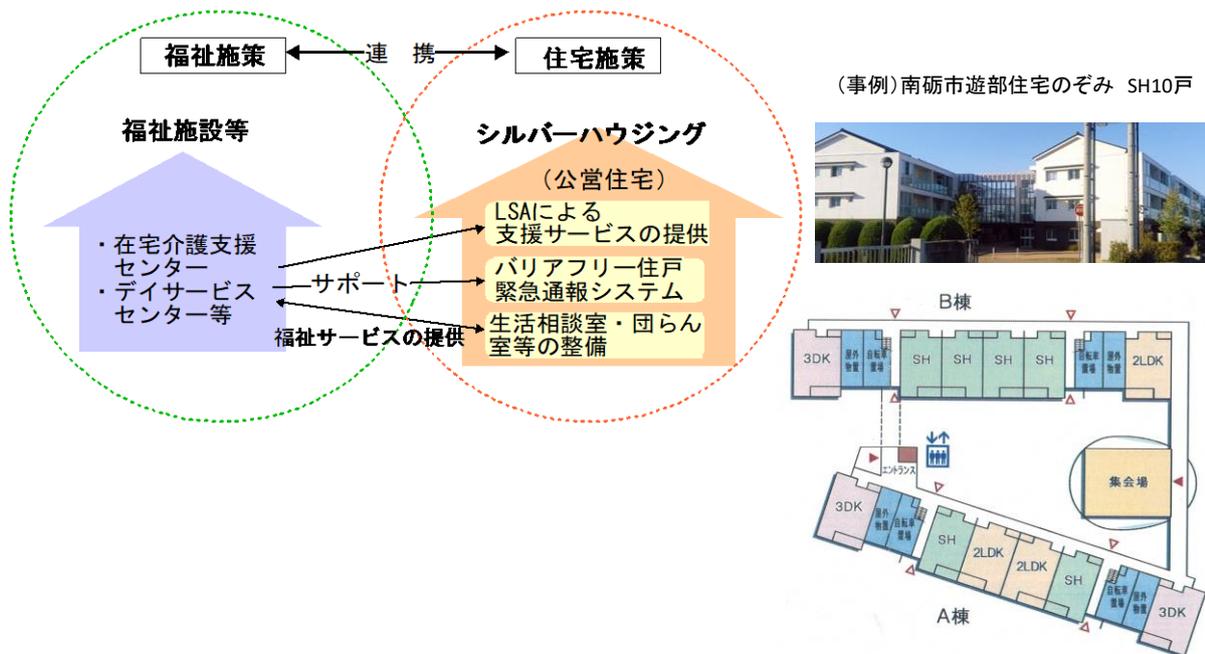
(2) 施策の体系

施策方向	具体的施策		施策の種別		
	取組	概要（●印は実施中） （(新)新規施策、●印は実施中の事業）	直接	支援	誘導
多様で重層的な住宅セーフティネットの構築	民間住宅を活用した居住の安定の確保	・住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅や、地域優良賃貸住宅(※1)についての情報提供の充実を図り、供給を促進する。			○
	低所得者向け家賃補助制度の拡充	・民間賃貸住宅入居者を対象とする家賃補助制度の拡充を検討する。 ●若者世帯定住促進家賃制度		○	○
	公営住宅の適切な供給	・住まいのセーフティネットの要として、特に民間市場で住宅取得が困難な者を対象に適切に供給する。入居条件についても柔軟な対応を検討する。	○		○
市営住宅の適正な供給と管理の継続	将来目標に基づく適切な戸数の供給	・需要推計の検討や供給目標の設定に基づき、管理戸数を検討する。また、整備にあたっては、借り上げ方式等の民間活力の導入も検討する。	○		
	公営住宅等長寿命化計画に基づく改善事業の実施と維持管理の継続	・日常的な維持管理の他、必要に応じた居住性向上、福祉対応、安全性確保、耐久性向上のための長寿命化改善を実施する。	○		
	公営住宅の多様な活用	・（新）住宅施策と福祉施策の連携による高齢者向け住宅のシルバーハウジング(P54)やグループホーム、空室を活用したシェアハウス(P54)等の取組を検討する。	○		

※1：住宅確保要配慮者向けの公的賃貸住宅で、事業主体は民間事業者または地方公共団体。建設整備費や家賃の低廉化に対する国の支援がある。「高齢者向け優良賃貸住宅」「特定優良賃貸住宅」が含まれ、近年の「サービス付き高齢者向け住宅」もこの制度に含まれる。

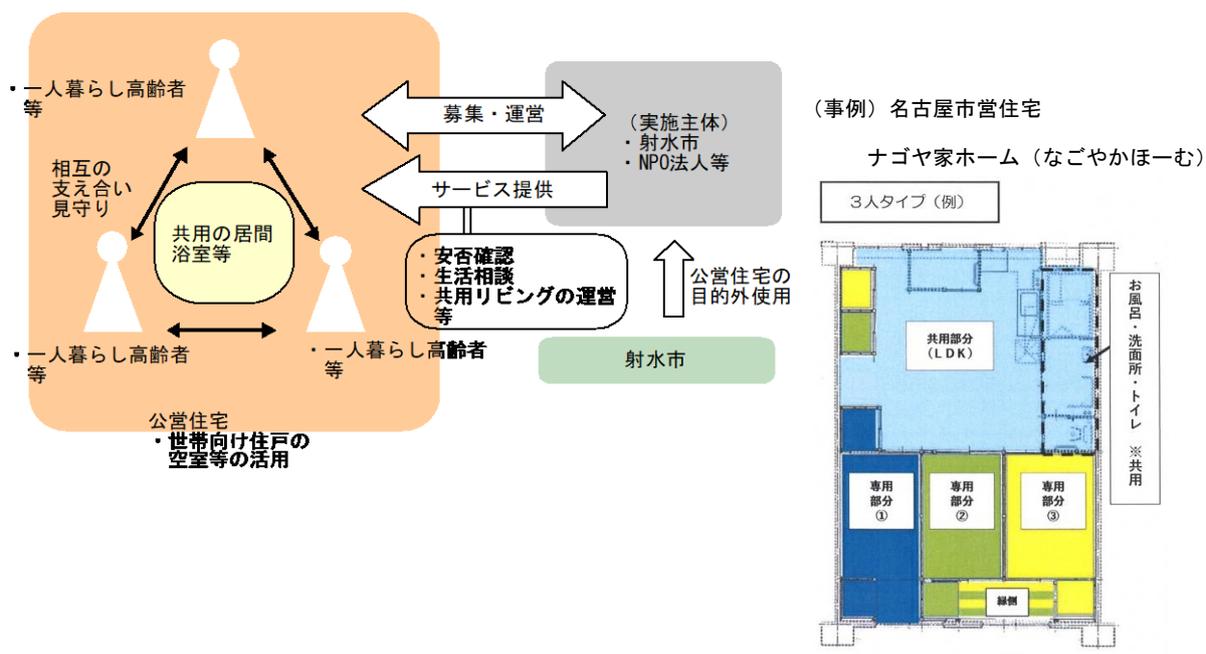
P53：シルバーハウジング（SH）のイメージ図

高齢者向けにバリアフリー仕様がなされた公営の集合住宅。建物にはライフサポートアドバイザー（LSA）と呼ばれる生活援助員が常住し、居住者の日常の生活援助等を行うほか、緊急通報システムや見守りセンサーの設備も導入されており、病気がちな一人暮らしでも安心な住まい



P53：市営住宅のシェアハウスとしての活用イメージ図

一人暮らし高齢者等が友人と互いに協力し合って共同で生活したいという居住ニーズに対応するもので、家賃負担の軽減や緊急時の助け合いを図ることが可能



【目標3】地域特性を活かした安全で魅力ある住環境の創出

基本方針6：地域の住み良さが実感できる住まいと住環境づくり

(1) 施策の方向性

- 射水市都市計画マスタープランと連携した居住誘導を図る。
- 歴史的住まいや町並みを次世代に継承するため、町並みの保全・修景を促進する。
- 地域の自然、風土、景観と調和したネットワークの形成を図り、魅力ある住環境づくりを推進する。

(2) 施策の体系

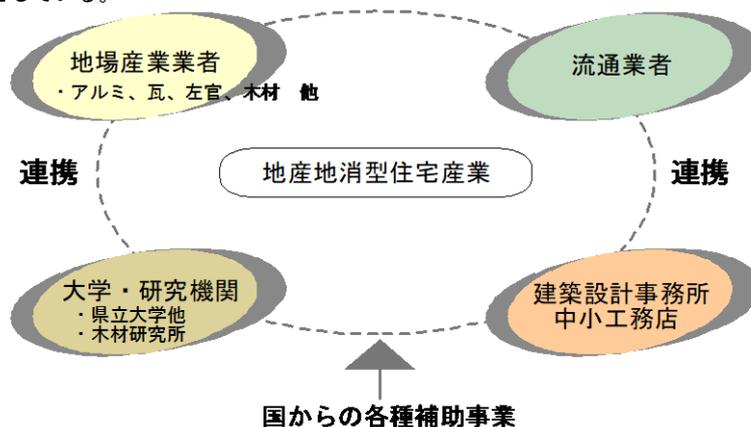
施策方向	具体的施策		施策の種別		
	取組	概要 ((新) 新規施策、●印は実施中の事業)	直接	支援	誘導
地域の特性を踏まえた土地利用の推進	射水市都市計画マスタープランを踏まえた土地利用と居住の誘導	・それぞれの地域の特性に応じ、良好な住環境の形成や適正な土地利用のため、市民への情報提供を行い、計画に基づいた居住誘導を推進する。			○
地域特性を活かした魅力ある住環境づくり	歴史的・文化的資源を活かした町並みの形成	・(新) 市内には内川、下条川等の河川や豊富な緑、旧街道沿いには宿場町や陣屋町等の歴史的町並み、農漁村集落等には下見板壁や漆喰壁等の伝統的な住宅が多く残っている。これらの地域資源を保存、活用し、魅力ある住環境づくりを推進する取組に対し、助成金等の支援を検討する。		○	○
	地区計画、建築協定等の普及促進	・地域固有の景観と調和するように、住民発意に基づく地区計画(※1)や建築協定(※2)等の情報提供を行い、普及促進を図る。 ●地区計画22か所、建築協定等2か所	○		○
	地域の住環境づくりへの参加促進と住教育の充実	・(新) 地域固有の住まいや住環境の良さを発見し守り育てる活動を、ワークショップ等で住民と情報共有を図り、推進する。 ・(新) 教育機関やNPO団体等と連携し、シンポジウム開催等で住教育の充実を図る。	○		○

※1：建築物の高さや用途の制限等、細かなルールを定めたり、地区内に必要な道路や公園等を「地区施設」として位置付けることにより、地区の特性を活かした街づくりを進める制度。行政が主体となって運営する公的な制度であり、区域内で建築行為等を行う場合には、その内容を事前に市長に届け出ることが都市計画法で義務付けられている。

※2：住宅地や商店街の一定の区域内に権利を所有する住民自らが、建築物に関するルールを定めることができ、お互いにルールを守り合うことを約束する制度。区域内の全員の合意と市長の認可をもって成立する。

施策方向	具体的施策		施策の種別		
	取組	概要 ((新)新規施策、●印は実施中の事業)	直接	支援	誘導
地産地消の住宅産業の育成	射水市独自の住宅モデルの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・(新)本市には住宅関連の地場産材として、アルミ等の住宅建材や瓦、伝統技術としては竹内源造に代表される左官技術等がある。また県木材研究所もあることから、これらを活かした「地産地消」型の住宅モデルを構築する取組を支援し、地域の魅力ある住文化や伝統技術の継承を図ると共に、地場住宅関連産業の活性化を促進する。 ・(新)住宅の設計、維持・管理等あらゆる段階においてICTやIoTを活用したDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進により住宅産業を育成する。 		○	○
	富山県産材の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県産材を利用した住まいの新築や増改築を促進する。 			○
	住宅関連業者との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の工務店等が連携して取り組む地産地消型住宅産業の育成を支援する国の補助制度等の情報提供を行い、普及啓発を図る。 ●地域型住宅グリーン化事業(※1) 			○
居住再生モデルゾーンの創出	既存住宅地のリノベーション	<ul style="list-style-type: none"> ・(新)少子高齢化の進展や空き家等の増加が見込まれ、成熟し、まとまった集積を持つ住宅地である太閤山地区が、南部内陸地域の居住拠点のモデルとなるようリノベーションを進める。 	○	○	○

※1：環境負荷の低減を図るため工務店等が木材、建材等の関連事業者と連携し、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅の建築や、これと併せて行う三世帯同居への対応に対して支援を行うことにより、消費者の信頼性向上、地域経済の活性化、木材自給率の向上、住宅の省エネルギー化の向上、そして子育てを家族で支え合える三世帯同居等の環境づくりを目的としている。



基本方針7：安全で快適な住環境の形成

(1) 施策の方向性

- 住まいの耐震化や市街地の不燃化を促進し、災害に強く安全で快適な住環境づくりを推進する。
- 大規模災害を想定した取組を推進する。

(2) 施策の体系

施策方向	具体的施策		施策の種別		
	取組	概要 ((新)新規施策、●印は実施中の事業)	直接	支援	誘導
安全で快適な住環境づくり	耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断、耐震改修工事に関する支援の充実を図ると共に、情報提供や無料相談会等の充実を図る。 ●木造住宅耐震改修等支援事業 ●地域住宅相談所 		○	○
	市街地住宅の不燃化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅が密集する市街地では、防火・準防火地域指定の状況に対応し、住宅の不燃化を促進する。 			○
	災害に強い住環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・密集市街地における防災機能（地震・火災・水害等）の充実を図るため、新湊地区で事業を展開中である。今後他地区への展開も検討する。 ●放生津地区重点密集市街地整備事業 	○		○
	危険空き家の除却	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進み、危険になった空き家の除却を促進するため、解体費用の一部助成をする。 ●特定空き家の認定及び除却促進（P48） 	○	○	○
災害に強いまちづくり	市営住宅の一時使用	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害の発生時における被災者や、感染症の拡大による解雇に伴い住居から退去を余儀なくされる方等を対象に市営住宅の空室の一時使用が可能ないように体制を整える。 	○		
	防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ（地震・火災・水害等）の周知を図ると共に、建物の耐震化や住宅用火災警報器の設置を促進する。 ・住民の自主的な防災活動への参加等、様々な人々を対象とした防災意識の向上に向けた啓発活動を行う。 	○		○

【目標4】連携・協働の取組による住宅施策の推進

基本方針8：支え合う住環境づくり

(1) 施策の方向性

- 地域の空き家等の住宅ストックを活用し、コミュニティ活動の拠点づくりを推進する。
- 様々な人が助け合い、支え合って暮らせる共生型住まいの普及啓発を図る。
- 多様な人々が集まって住む豊かなコミュニティづくり、地域づくりに向けた取組を推進する。

(2) 施策の体系

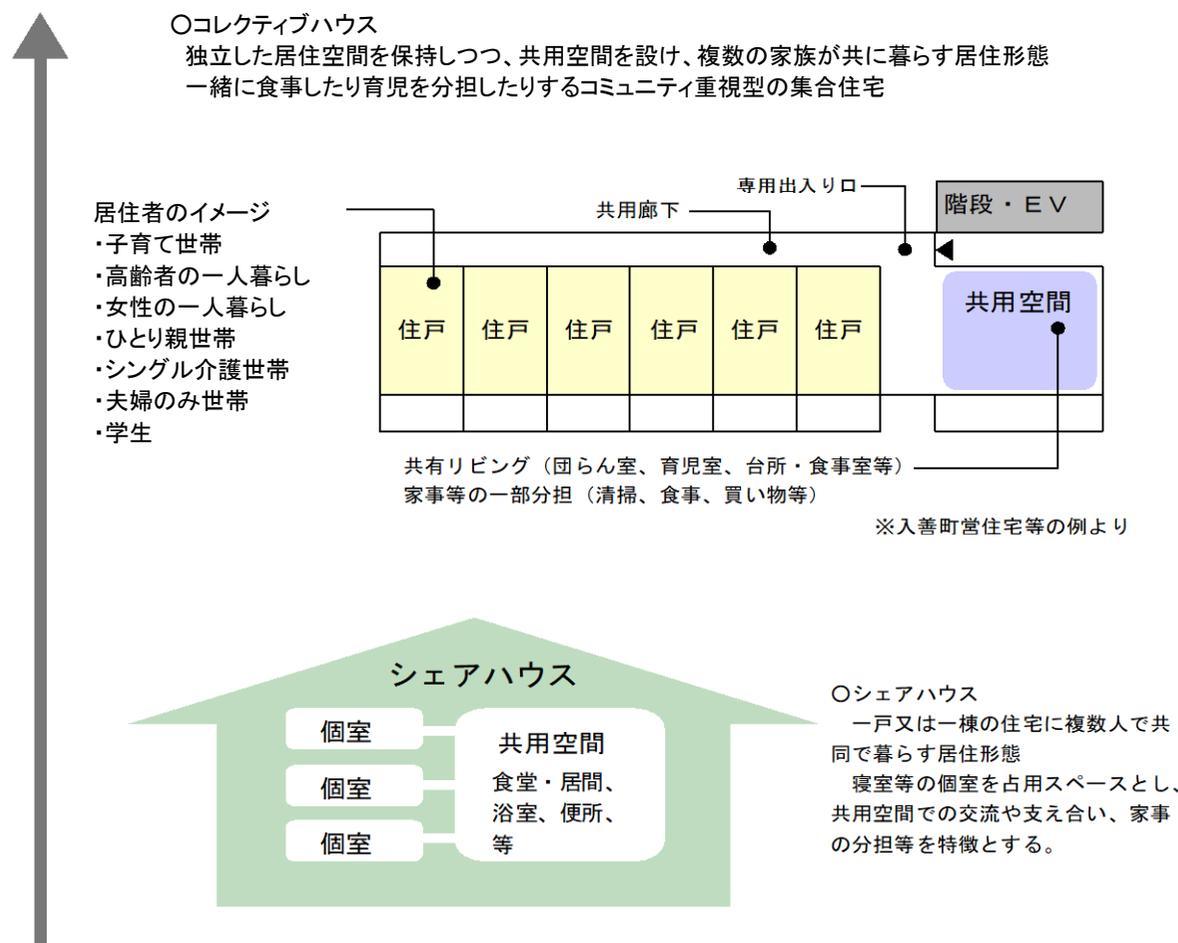
施策方向	具体的施策		施策の種別		
	取組	概要 ((新)新規施策、●印は実施中の事業)	直接	支援	誘導
空き家を活用したコミュニティ拠点づくり	空き家を活用した地域活性化施設づくり	・地域住民や民間事業者と連携し、空き家等を地域活性化施設（交流・学習、体験、創作活動、福祉、防災拠点等）に転用する取組を、国の支援策を活用して推進する。	○		○
多世代居住等の多様な選択居住の推進	多世代同居、隣居、近居への支援	・子育て世帯等と親世帯との同居、隣居、近居等の選択居住を推進するため、支援策を拡充する。 ●親・祖父母と暮らす住宅リフォーム等支援事業		○	○
	共助・共生型住まいの普及啓発	・（新）複数の人が集まって住みながら、自分らしく生活できるシェアハウスやコレクティブハウス（※1）等、多様な住まい方の情報発信や普及啓発を図り、事業化に向けた支援策を検討する。		○	○
多様な人々が集まって暮らす地域づくり ↓	多様な人々が集う交流の場づくり	・（新）子どもや高齢者、障がい者、外国人、移住者等、様々な人々が集い交流する場をつくる地域の取組を支援し、促進する。		○	○

※1：北欧発祥の住まい方で、独立した専用住居と皆で使う共有スペースを持ち、生活の一部を共同化する居住形態。自分や家族の生活は自立しつつも、血縁に拘らない広く豊かな人間関係の中で暮らす住まいのかたち（P59参照）

施策方向	具体的施策		施策の種別		
	取組	概要 ((新)新規施策、●印は実施中の事業)	直接	支援	誘導
↑	外国人等が入居しやすい民間住宅の供給促進	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人等、価値観やライフスタイルの異なる人々が、安心して入居できる“登録住宅(P49)”の供給を促進する。 ・(新)外国人に対しては、日本の住文化に関する知識や入居手続き、言語面での意思疎通の円滑化の促進等の支援体制を充実する。 		○	○
	地域で支え合うコミュニティづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題を地域ぐるみで解決できるよう、地域振興会や単位自治会組織に対し、地域で支えあうコミュニティづくりを支援する。 ●地域型市民協働事業(※1) ●地域提案型市民協働事業(※2) 		○	○

【参考：共生型住まい(コレクティブハウス、シェアハウス)の概念図】

独立性



※1：市民自らが地域の課題を解決し、地域にあったまちづくりを実現するために、地域振興会と行政がそれぞれの役割と責任を認識した協働のまちづくりを進めるもの。市は財政的な支援や活動拠点への支援、人材育成への支援を行う。

※2：地域にあったまちづくりの実現に向けて、地域振興会の自由な発想を活かした公益的及び社会貢献的な事業の提案を公募し、地域振興会と市が協働で事業を実施するもの

基本方針9：住まいとまちづくり推進体制の充実

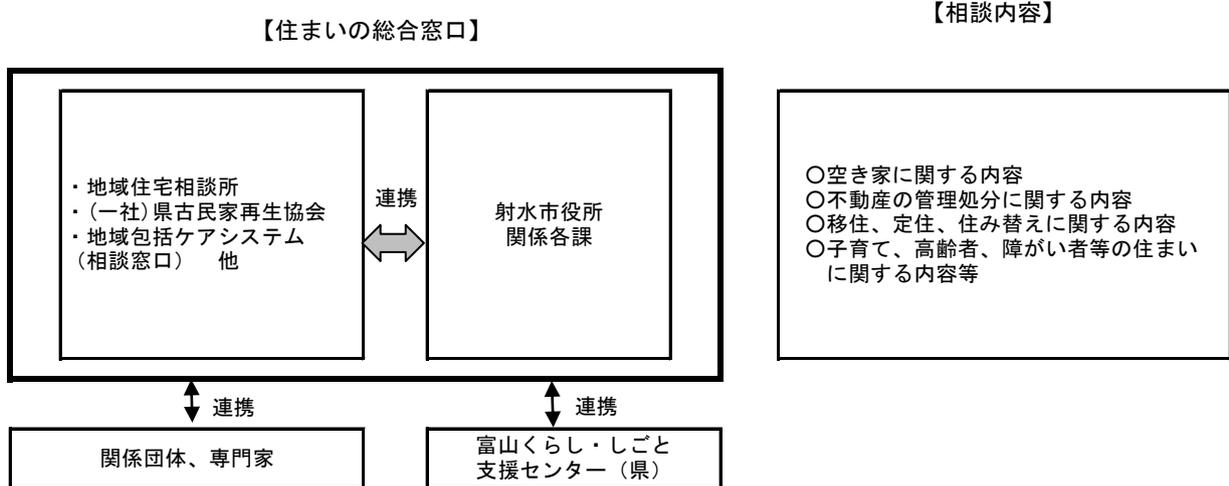
(1) 施策の方向性

- 既存の住まいの相談窓口と連携し、総合相談窓口としての体制を充実する。
- 地域で取り組む住まいとまちづくり活動への支援を拡充する。
- 本市の住まいや住環境等に関する様々な情報を、多様な場所や媒体を通して発信する。

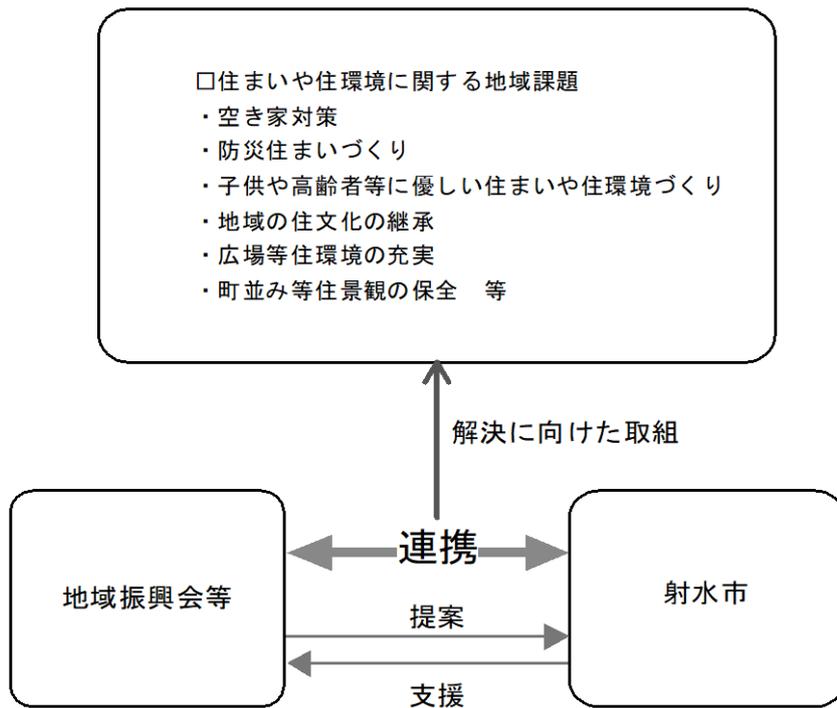
(2) 施策の体系

施策方向	具体的施策		施策の種別		
	取組	概要 ((新)新規施策、●印は実施中の事業)	直接	支援	誘導
住まいとまちづくりに関する情報の発信	移住・定住を促す魅力情報の発信	・居住・定住支援サイト「射水でくらすLive in Imizu」や各種リーフレット、情報ネットワーク等を活用し、本市の住まいの魅力情報の発信を強化する。	○		○
	制度等のPR、普及活動の推進	・（新）住まいに関する制度や支援制度等は多岐にわたり、発信元も様々であることから、これらの情報の一覧表を作成し、市民に提供する。 合わせて、住宅関連業者に対しても住宅施策を含めて情報提供する。		○	○
住まいとまちづくりに関する総合窓口の充実	連携・協働による総合窓口（P61）の充実	・（新）既存の住宅相談所等との連携を強化し、情報を共有しながら、住まいの総合情報が市のどこの関連部署でも気軽に得られるよう、特に教育・福祉・環境部局との連携協働の体制づくりを行う。 ●地域住宅相談所との連携 ●（社）県中央古民家再生協会との連携	○	○	○
住まいとまちづくり推進体制の構築	協働のまちづくりの推進（P61）	・住まいや住環境に関する地域課題の解決に向けて、市と地域振興会等の連携協働を推進する。	○	○	○
	まちづくりワークショップの開催	・（新）住まいや住環境について、地域に通う学生や若者等も交えて、テーマ毎のワークショップを開催し、まちづくり意識の向上を図る。			○

P60：連携・協働による総合窓口の充実



P60：協働のまちづくりの推進



2 公営住宅等の目標戸数

(1) 将来需要の見通しによるストック量の推計

公営住宅等の需要の見通しの検討にあたっては、総務省が公表している国勢調査及び住宅・土地統計調査等を基に、国土交通省の推計方法を用いて算出した。

この算定結果では、公営住宅の施策対象として設定した「借家に住む著しい困窮年収未満世帯」数は、本計画の目標年度である令和12（2030）年度では、1,292世帯と推計した。

また、著しい困窮年収未満世帯のうち、下記に示す住宅確保要配慮者を設定した場合、目標年度の令和12（2030）年度では780～840世帯（中間値810世帯）と推計した。

- | | |
|------------|--|
| 【住宅確保要配慮者】 | <ul style="list-style-type: none"> ・最低居住面積水準未満世帯 ・最低居住面積水準を満たす高齢者世帯 ・最低居住面積水準を満たす親と子のいる世帯 ・障がい者世帯 ・生活保護世帯 ・外国人 |
|------------|--|

以上より、目標年度令和12（2030）年度における施策対象層は、810～1,292世帯（中間値1,051世帯）と推計した。

(2) 管理戸数の目標

本市における現時点での公営住宅管理戸数は、市営が361戸、県営が1,045戸の合計1,406戸であり、目標年度令和12（2030）年度における公営住宅施策対象層810～1,292世帯は、公営住宅（市営・県営）の管理戸数合計1,406戸で十分充足している状況にあり、県と市の役割分担の考え方によっては、なお余剰があると考えられる。

本計画では、既に耐用年数の2分の1を経過している鉄筋コンクリート造の住棟は6棟あり、このうち、庄川本町団地、八幡団地について、4階まで階段の昇降が困難等の理由により需要が少なく、長期間空室となっている4階の一部、計16戸を計画期間内に用途廃止し、目標戸数を345戸とする。

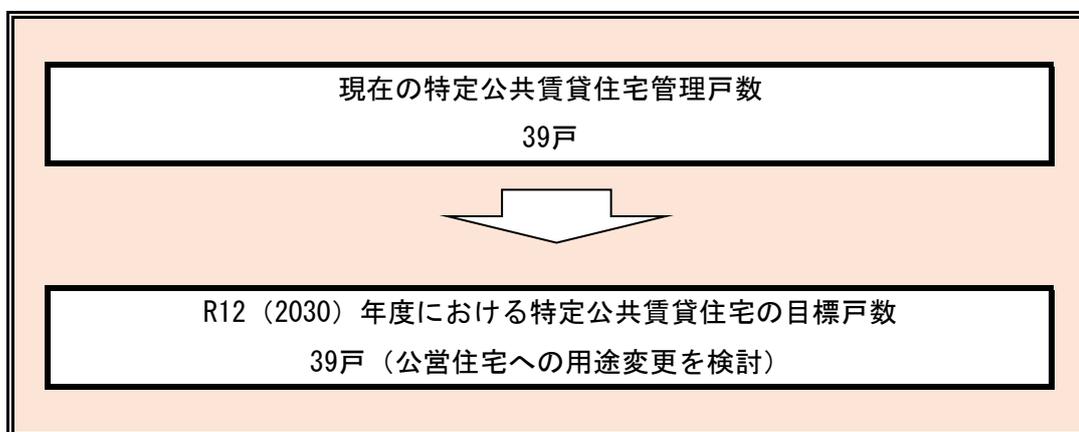
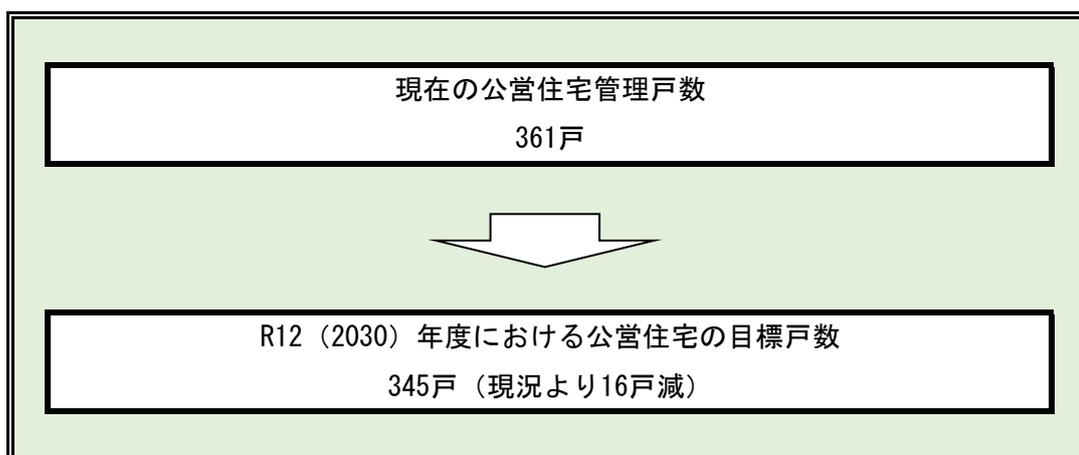
他方、特定公共賃貸住宅は現在139戸供給されているが、今後は公的資金の支援を受けて供給される民間の地域優良賃貸住宅の供給を促進するものとし、新たな供給は行わないものとする。

また、現在の特定公共賃貸住宅については、一部では継続的に空室状態が続いているこ

更を検討する。

改良住宅は現在2戸で公募対象外となっており、将来的に空き家になった時点で公営住宅として活用するものとする。

なお本計画期間終了後は、需要推計や各団地の応募状況、市営住宅、県営住宅の役割分担等を踏まえ、また、射水市公共施設等総合管理計画の削減目標や建物の老朽化度等を勘案しながら、用途廃止を検討する等、総合的に判断していく。



3 市営住宅のストック活用計画

(1) 市営住宅の役割

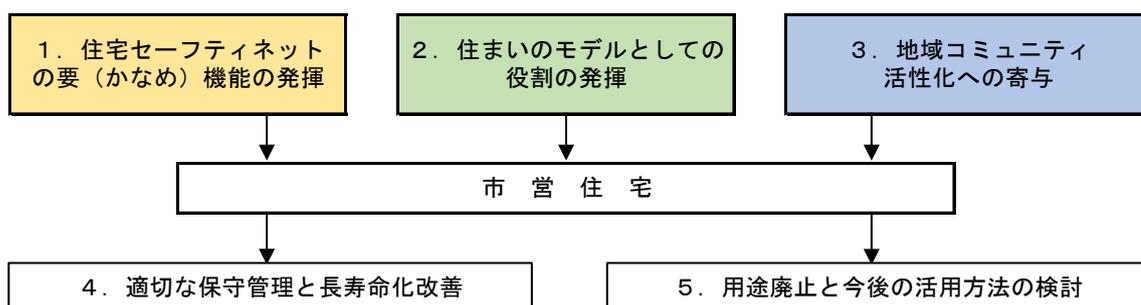
市営住宅等の公的住宅は、社会情勢変化に合わせて量から質へ、さらに住宅セーフティネット機能の強化、住宅市場の補完、そして、豊かな住生活の実現へとその役割が変遷してきた。

また近年では特に、住宅に困窮する低額所得者、民間市場で住宅を確保しにくい高齢者や子育て世帯等に対し、福祉施策と連携した適切な供給が第一に求められるようになった。

他方、市内14か所に点在する市営住宅は、地域空間を構成する公的な場所であり、地域に開かれた交流の場として、また、安全で安心なまちづくりへの対応や優れた住景観形成への寄与等、幅広い役割を担っていくことも求められる。

これらを踏まえ、本市の市営住宅の役割として以下の3点を整理する。

また、これらの役割を保持するため、適正な維持管理と改善事業を実施していく。



(2) 市営住宅の整備・管理の方向性

今後の市営住宅の整備、維持管理の内容については、各団地・住棟ごとの劣化状況や構造上の制約、財政上の理由等から、より詳細で具体的な検討を経て定めなければならない。

以下に、今後考えられる基本的方向性について整理する。

ア 住宅セーフティネットの要(かなめ)機能の発揮

住宅セーフティネットの要として、将来を見据えた必要量を確保していくものとするが、本計画期間内は、県営住宅との役割分担等を踏まえ、管理戸数を検討する。

また、福祉施策等と連携しながら、住宅確保要配慮者の優先入居枠を設けることや、高齢者向けのシルバーハウジングの導入等も検討する。

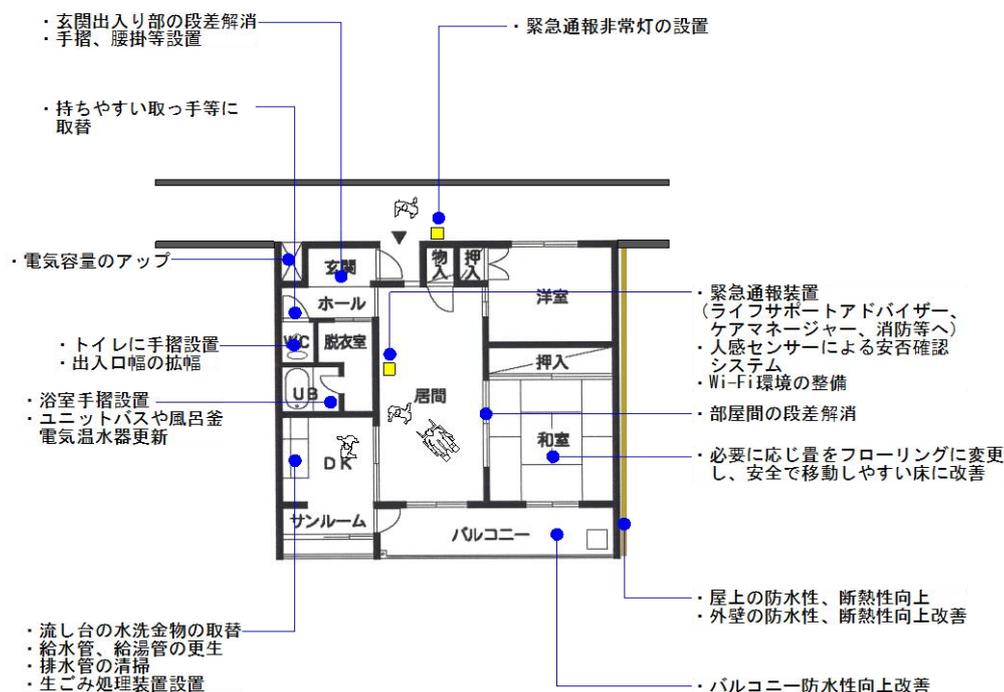
さらに、災害時等の緊急時の受入れ体制づくりや、民間賃貸住宅を一時的に借り上げる体制についても検討し、住宅セーフティネット機能の充実を図る。

イ 住まいのモデルとしての役割の発揮

住宅の基本性能に係るハード面での先導的な取組を行い、民間住宅のモデルとなる良質なストックの形成を行う。

□ 住戸等の改善内容例

住棟・住戸は、劣化状況や構造上の制約、財政上の理由等から改善内容にも限度があるが、以下に、改善内容の例を図示する。



ウ 地域コミュニティ活性化への寄与

著しい人口減少や高齢化の進行により、今後は、市営住宅団地内だけでコミュニティを維持していくことがますます困難な状況になることが予想される。このため、地域と一体となったコミュニティ活性化への対応や持続可能な住環境づくりが不可欠である。

市営住宅の空室や空き地を活用した集会所等の溜まり場づくりを推進し、これらを積極的に開放し、入居者と地域住民と一緒に交流できるようにする。

また、コミュニティ形成の要（かなめ）ともいえる子どもの遊び場等を充実し、子どもや母親等の交流を育む空間づくりを推進する。

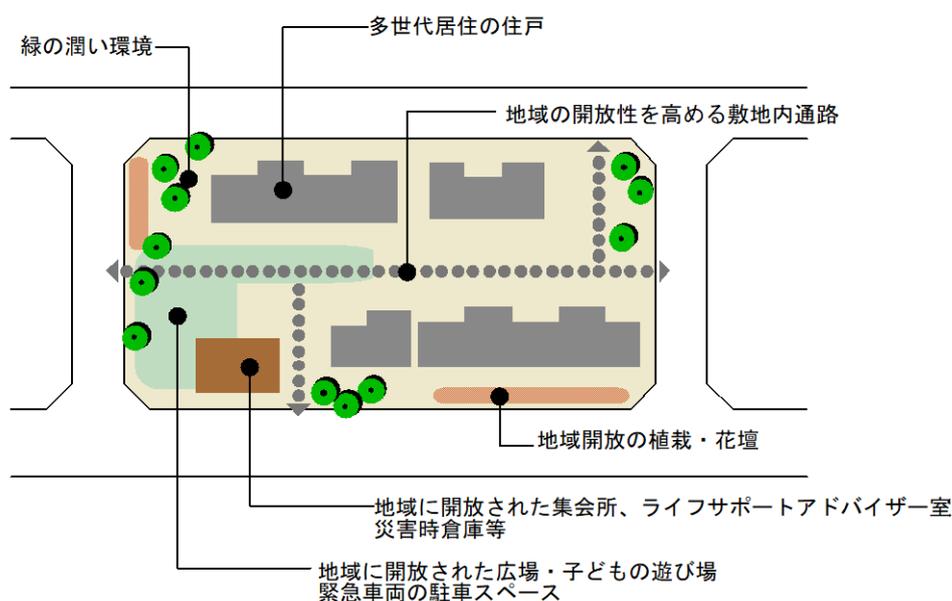
さらに、高齢化の進展によるコミュニティの活力低下も懸念されており、若者層や子育て・ひとり親世帯の市営住宅への優先入居等を検討することにより、障がい者世帯や移住者世帯、外国人世帯等、多様な世帯が混住する地域づくりに配慮する。

また、市営住宅の屋外スペース等を利用して、災害発生時の身近な避難広場や活動場所として活用することも考えられる。

今後は、指定緊急避難場所としての活用や、海拔高さの表示、備蓄倉庫の設置等、災害時に活用できる機能を付加する。

また、災害時の情報受発信のため、情報通信インフラの整備を推進する。

□地域に開放された団地のイメージ



エ 適切な保守管理と長寿命化改善

市営住宅としての役割や居住者のニーズ、また、別途定める公営住宅等長寿命化計画に基づき、居住性、安全性、福祉対応等の改善に加え、建物の長寿命化改善とこれに基づくライフサイクルコスト縮減に向けた取組を推進する。

オ 用途廃止と中長期的な今後の見通し

耐用年限が経過する市営住宅に関しては、用途廃止を検討する。また、生活利便性が高く多様な人々が交流する地域を形成するため、新たな形態での市営住宅を検討する。

(3) 団地・住棟別事業手法の選定

団地・住棟別のストック活用に係る事業手法の選定にあたっては、国土交通省による「公営住宅等長寿命化計画策定指針（改定）平成28（2016）年8月」に準拠した手順により行う。

また、別途策定する「射水市公営住宅等長寿命化計画」に団地・住棟別事業手法を示す。

□団地・住棟別事業手法

種別	団地名	号棟	管理戸数	目標戸数	構造形式	建設年度	具体的内容
公営住宅	庄川本町	4	16	14	中耐4	S58	最も古い団地群であるが、近年、屋上及び外壁の防水性向上、断熱性向上の長寿命化改善が行われた。今後は、一部の棟を除き、配管類の更生と適切な修繕対応を行っていく。 他方、入退去の状況をみながら、長期的には用途廃止を含む減戸について検討していく。
	港町	1	12	12	中耐4	S48	
	八幡	1	24	20	中耐4	S46	
		2	24	19	中耐4	S50	
		3	24	23	中耐4	S52	
		4	24	20	中耐4	S51	
	庄西	1	18	18	中耐3	S61	
		2	24	24	中耐3	S62	
	殿村	1	24	24	中耐4	H4	
		2	16	16	中耐4	H5	
	本江	1	32	32	中耐5	H7	
		2	12	12	中耐4	H11	
	海王町	1	24	24	中耐3	H9	
		2	21	21	高耐7	H12	
		3	21	21	高耐7	H13	
	立町	1	11	11	中耐5	H9	
大門	1、2	12	12	木造2	H15	木造で、計画期間に耐用年数の30年をほぼ経過する団地群であるが、建物や設備周りの劣化状況について定期的に点検を実施しながら適切な修繕対応を行っていく。（※2）	
中村	-	4	4	木造2	H10		
赤井	1	16	16	中耐5	H14	※1 に同じ	
すずほ	D	2	2	木造平	H14	※2 に同じ	
小計		361	345				
改良住宅	中村	-	1	1	木造平	H10	※2 に同じ
		-	1	1	木造2	H10	
	小計		2	2			
特公賃住宅	立町	1	7	7	中耐5	H9	※1 に同じ
	赤井	1	24	24	中耐5	H14	
	すずほ	A~C	6	6	木造2	H14	※2 に同じ
		D	2	2	木造平	H14	
小計		39	39				
計			402	386			

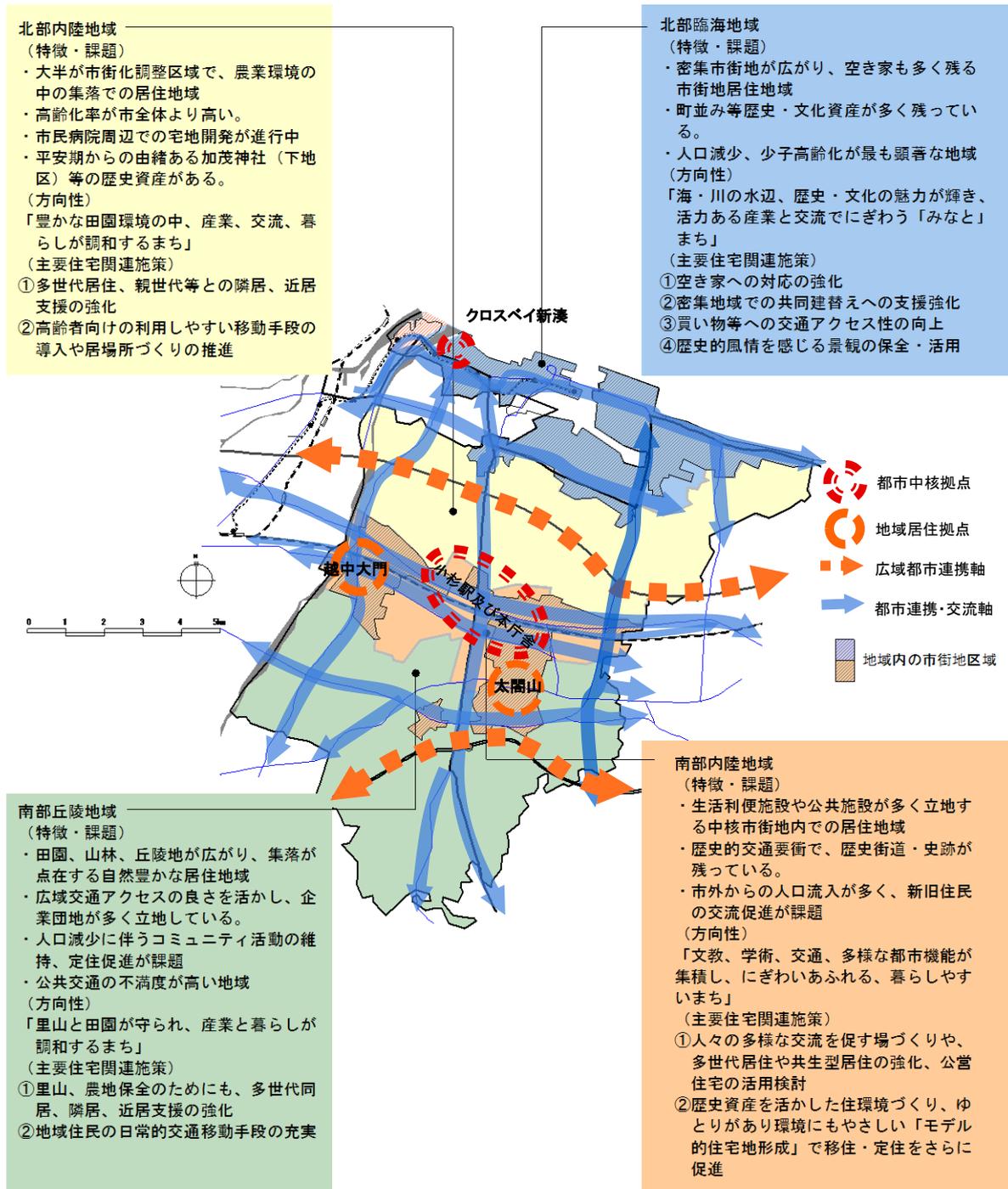
注：借り上げ市営住宅の都市再生住宅（リアン放生津、ラ・メール放生津）は除く。

4 地域特性を踏まえた住宅施策の方向性

本市では、地域毎にそれぞれ固有の特徴や課題があり、本計画の有識者意識調査においても様々な意見が寄せられた。

また、総合計画や都市計画マスタープラン等の上位関連計画でも地域別の基本計画が示されており、これらも踏まえながら、以下に地域別の住宅施策の基本方向について整理する。

なお、地域区分については、都市計画マスタープランで示された4つとした。



5 重点テーマ

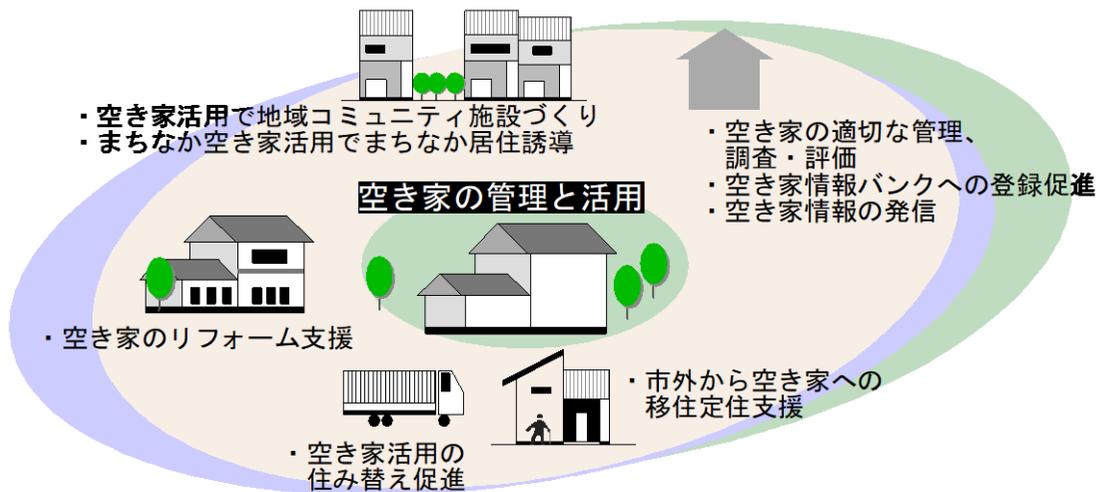
住宅施策上の課題に対応し、計画理念の実現のために、射水市第2次総合計画や国・県の住生活基本計画等を踏まえ、優先的に対応すべき以下の3つの施策を「重点テーマ」と位置付け、重点的に取り組む。

(1) 空き家の管理と活用

空き家の適正管理の促進、空き家情報や相談体制の充実による地域の活性化、そして空き家活用の移住定住促進に重点的に取り組む。

- | | |
|------------------------|------------|
| ○空き家の適正な管理の促進 | 基本方針2- (1) |
| ○空き家のリフォームと流通促進 | 基本方針2- (2) |
| ○空き家を活用した地域課題の解決に向けた取組 | 基本方針2- (3) |
| ○移住・定住者への居住支援 | 基本方針3- (2) |
| ○空き家を活用したコミュニティ拠点づくり | 基本方針8- (1) |

□空き家への対応関連施策イメージ図

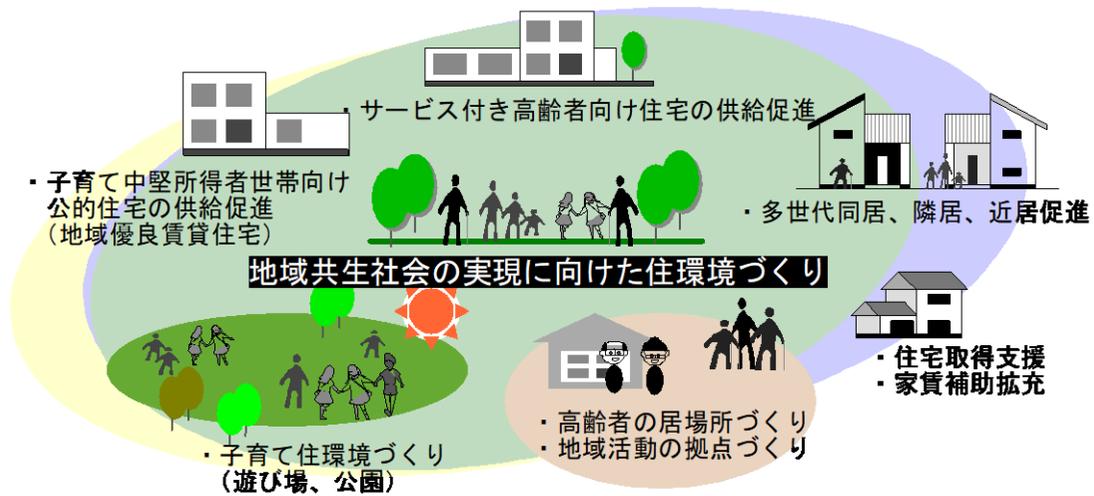


(2) 地域共生社会の実現に向けた住環境づくり

誰もが安心して自分らしく暮らせるよう、地域住民等が支え合い、ともに参加する地域共生社会の実現に向けた取組を推進する。

- | | |
|------------------------|------------|
| ○魅力ある住まいや宅地の供給 | 基本方針3- (1) |
| ○若者・子育て世帯への住宅供給や住環境づくり | 基本方針4- (1) |
| ○高齢者等世帯への住宅供給や住環境づくり | 基本方針4- (2) |
| ○多世代居住等の多様な選択居住の推進 | 基本方針8- (2) |
| ○多様な人々が集まって暮らす地域づくり | 基本方針8- (3) |

□地域共生社会の実現に向けた住環境づくり関連施策イメージ図



(3) 住まいのセーフティネットと安全で快適な住環境の形成

安全・安心な住環境づくりを目指し、また、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定確保のために、民間と行政との連携、福祉施策や他の関連施策との連携を通じ、住まいのセーフティネットの充実等に重点的に取り組む。

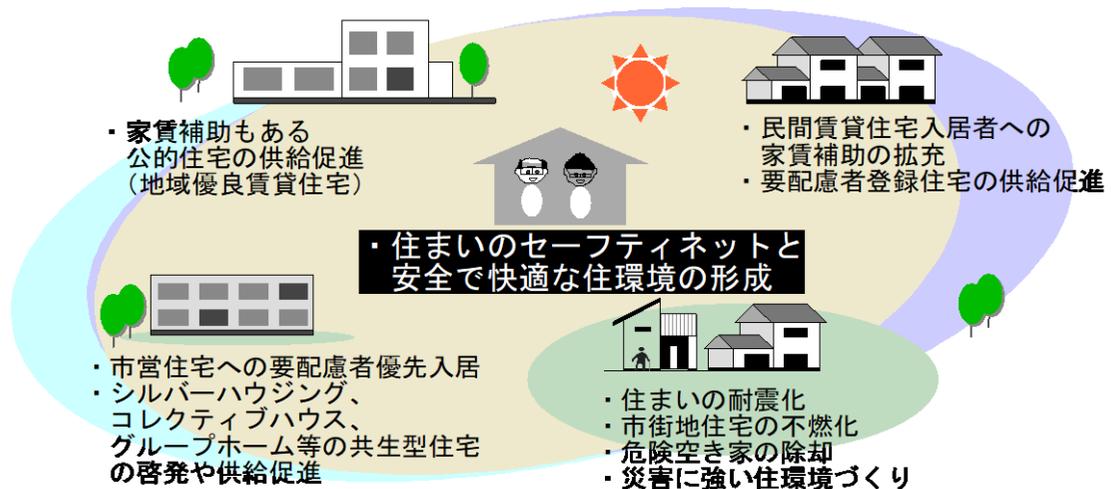
○多様で重層的な住宅セーフティネットの構築

基本方針5- (1)

○安全で快適な住環境づくり

基本方針7- (1)

□住まいのセーフティネットと安全で快適な住環境づくり関連施策イメージ図



6 成果指標

基本目標の実現に向けて、各目標に対する成果指標を以下のとおり設定し、効果検証・事業改善を行う。

基本目標	成果指標	H30実績値	R12目標値
【目標1】 良質な住宅ストックの 形成と効果的な活用	・空き家情報バンクへの 登録件数	36件／年	50件／年
	・空き家の有効活用（※1） 支援件数	10件 (H26～H30)	43件 (H26～R12)
	・新築住宅における認定 長期優良住宅の割合	9％／年	12％／年
【目標2】 誰もが安心して住み続 けられる住環境の形成	・指定宅地（※2）での住宅 建築率	41.9% (H17～H30)	60% (H17～R12)
	・移住施策（※3）を活用し て市外から移住した延べ 人数	88人／年	120人／年
【目標3】 地域特性を活かした安 全で魅力ある住環境の 創出	・地区計画、建築協定、 緑地協定の締結件数	25件 (H8～H30)	37件 (H8～R12)
	・木造住宅耐震改修等支援 事業件数	3件／年	5件／年
【目標4】 連携・協働の取組によ る住宅施策の推進	・住宅相談窓口年間相談数	36件／年	50件／年
	・親・祖父母と暮らす住宅 リフォーム等支援事業 件数	—	5件 (R2～R4) (※4)
	・地域共生社会の取組（※5） 地域数	—	5地域 (R3～R12)

※1：「商店街等新規出店支援補助金」等による空き家の有効活用

※2：P50「指定宅地取得支援助成制度（団地型）」に指定する宅地

※3：「若者世帯定住家賃補助事業」や「きららか射水移住支援事業」など

※4：事業の実施期間が令和2年度から令和4年度のため、目標値をその期間の累計値とした。今後、計画の見直しと合わせ、目標値も見直す。

※5：地域支え合いネットワーク事業を基盤として、高齢者や障がい者など多様な方がコミュニティセンター等において交流し、住み慣れた地域で役割や生きがいを持って、自分らしく暮らしていく地域づくり

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、市民や関係団体、民間事業者、行政等の各主体が、それぞれの役割を認識した上で、連携・協働で取り組むことが重要である。

(1) 市民や関係団体との連携

住宅施策は、行政のみで取り組むものではなく、市民自らが主体的に住まいや地域のあり方を決めていくことが重要であり、様々な関係団体や行政と連携・協働して取り組むことが求められる。

特に、地域固有の課題解決に取り組む地域住民やコミュニティ組織に対し、支援の強化が求められる。

また、多様な住まい方の提案や啓発活動等、専門家の派遣や勉強会、シンポジウム等の開催を通じ、地元組織に対する働きかけも重要である。

(2) 民間事業者との連携

具体的住宅施策の展開にあたっては官民連携して進めることが不可欠であり、そのため異業種交流会の開催など、民間事業者の創意工夫が発揮しやすい環境づくりをリードしながら取り組むことが重要である。

(3) 庁内関係各課の連携

今後の住宅施策の推進については、高齢者、障がい者、子育て、外国人世帯等の福祉や環境、観光、労働等の様々な分野との連携が不可欠であり、部局毎の横断的な対応が求められる。従って、関係各課による情報の共有や関連計画との整合性を図りながら、本計画が掲げる理念や目標の実現に向けた取組を行うことが重要である。

2 計画の見直しと施策の評価

本計画の対象期間は10年間であるが、社会情勢や経済状況の変化や国・県の動向、施策の進捗状況等も勘案し、概ね5年を目途として見直しを行うものとする。

また、施策の進捗状況に伴う効果を分析、評価し、新たな施策に反映させるため、住宅ストックの現状や住宅市場の状況等、各種統計調査等により継続的に把握し、前章で示した目標達成度を示す成果指標により、チェックを行う事が重要である。

3 新たな視点

(1) SDGsとの関係

SDGsは「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの長期的な開発の指針「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続的な開発目標」であり、国際社会共通の目標である。

SDGsを全国的に実施するためには地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組を推進することが必要不可欠であることから、本計画の基本目標とSDGsとの関係を整理し、計画を推進する。

【基本目標ごとの関連】

<p>目標 1 良質な住宅ストックの形成と効果的な活用</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	
<p>目標 2 誰もが安心して住み続けられる住環境の形成</p>	<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 		
<p>目標 3 地域特性を活かした魅力ある住環境の創出</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 
<p>目標 4 連携・協働の取組による住宅施策の推進</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による新しいライフスタイルへの対応

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、テレワークの活用や地方への移住、複数地域での居住を実践する動きが進んでいる。このことを踏まえ、新しいライフスタイルに対応した選択ができるよう住環境の多様化・柔軟化を推進する。

(3) 新技術の活用、DXの進展

5G等の情報通信インフラの整備が進むとともに、社会経済のDXが進展し、新たなサービスや技術の開発が進められている。住宅分野においても、IoTを活用した安全・安心の確保や自動化による生活利便性の向上に取り組む必要があることから、新技術の活用を推進する。

□射水市住生活基本計画策定委員会名簿

(委員は五十音順)

	氏名	所属団体等
委員長	櫻井 康宏	福井大学 名誉教授
副委員長	松本 吉晴	富山県建築士会 射水支部長
委員	朝倉 あゆみ	射水市PTA連絡協議会 副会長
	京谷 芳美	社会福祉法人 射水市社会福祉協議会 大島在宅介護支援センター 所長
	草野 憲恵	射水市民生委員児童委員協議会 理事
	佐々木 征夫	射水市地域振興会連合会 副会長
	柴田 尚彦	富山県建築住宅課 副主幹住宅係長
	米田 大樹	公益社団法人 射水青年会議所 理事長

□計画策定の経緯

年月	経緯
令和2年1月	住生活に関する有識者意識調査の実施
6月19日	市議会産業建設常任委員会 現況編説明
7月14日	第1回住生活基本計画策定委員会 幹事会
7月27日	第1回住生活基本計画策定委員会
10月20日	第2回住生活基本計画策定委員会 幹事会
11月5日	第2回住生活基本計画策定委員会
12月18日	市議会産業建設常任委員会 計画素案説明
12月18日～ 令和3年1月18日	パブリック・コメントによる意見募集
1月25日	第3回住生活基本計画策定委員会 幹事会
2月8日	第3回住生活基本計画策定委員会
3月12日	市議会産業建設常任委員会 計画案説明